

川崎市総合計画 改定案

令和8(2026)年2月
川崎市

川崎市総合計画改定案

目次

■ 序章	P3
1 総合計画の趣旨	P4
2 総合計画の構成	P4
3 計画期間	P4
4 政策の体系	P5
5 計画改定にあたっての基本認識	P6
6 計画推進に向けた考え方	P12
■ 基本構想	P15
■ 基本計画	P21
■ 第4期実施計画	P27
1 重点的に取り組む課題(テーマ)	P28
2 政策体系別の取組	P32
3 進行管理・評価	P130
4 区のまちづくりの方向性	P132
■ 資料編	P155
1 総合計画改定の経過	P156
2 計画事業費	P158
3 事務事業一覧	P160
4 成果指標一覧	P172
5 総合計画と連携する計画	P188

序章

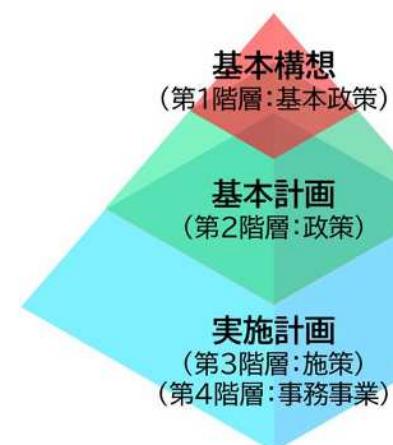
1 総合計画の趣旨

- 行政が担う分野や役割は多岐にわたりますが、近年、社会経済環境の急速な変化により、行政課題は一層複雑かつ多様化しています。
- こうした中においても、本市が持続的な発展を遂げるためには、限られた財源や人員といった経営資源を有効に活用し、計画的かつ効果的に施策を展開していくことが求められます。
- また、行政だけでは解決が困難な課題に、市民、企業、団体、大学など多様な主体と連携しながら地域社会全体で立ち向かうため、まちづくりのビジョンや方向性を広く共有することも重要です。
- 総合計画は、こうした認識のもと、本市がめざす将来の姿を示し、その実現に向けた取組を体系的にとりまとめた、行政運営の基本となる計画です。

2 総合計画の構成

- 総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とします。
- 「基本構想」では、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を定めます。
- 「基本計画」では、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、政策及びその方向性を明らかにします。
- 「実施計画」では、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めます。また、第4期実施計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねるものとします。

川崎市総合計画(政策体系)



【基本構想】
本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めるもの

【基本計画】
基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするもの

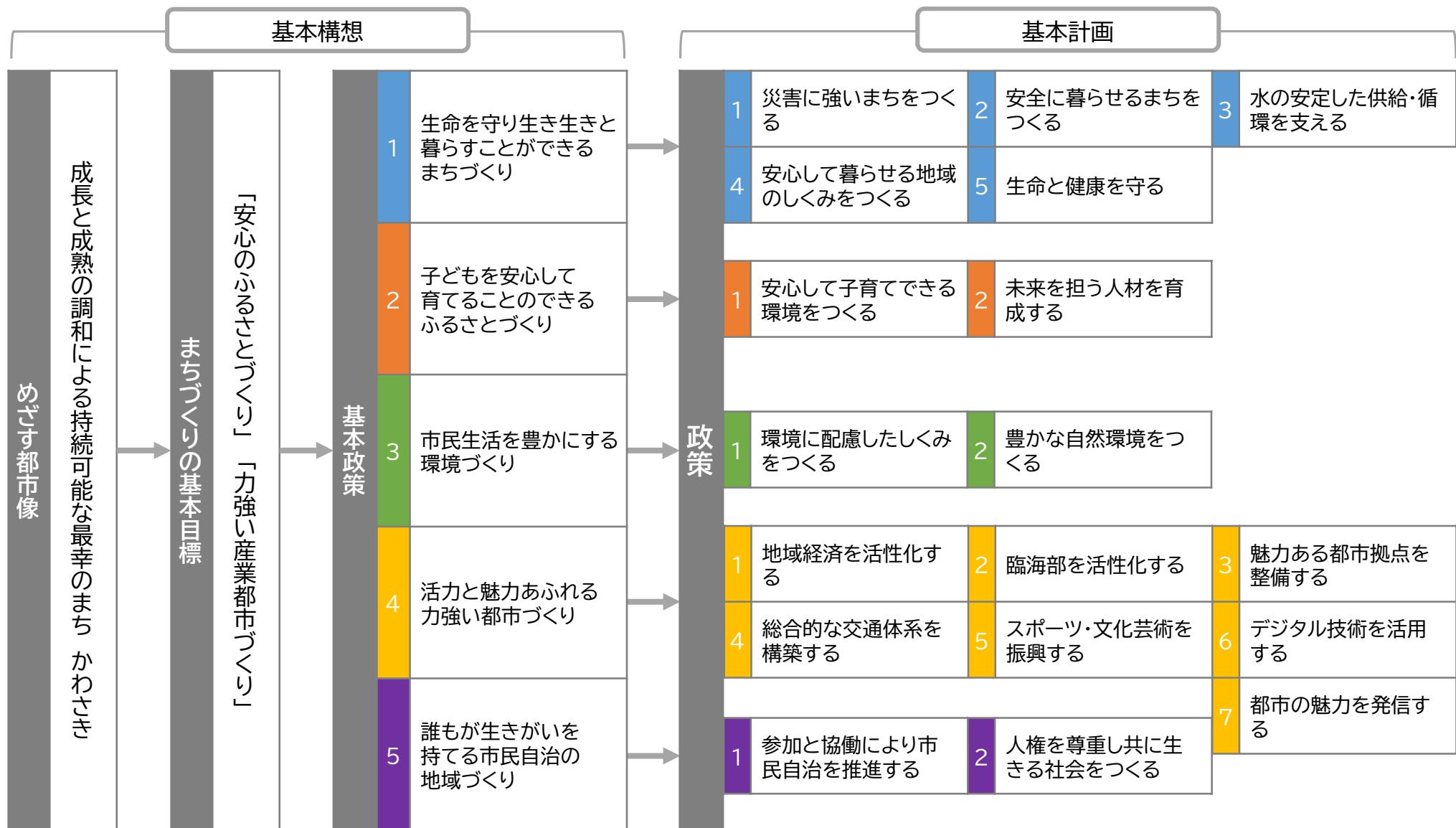
【実施計画】
上記のビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもの

3 計画期間

- 基本構想
計画期間の定めなし
- 基本計画
令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間
- 第4期実施計画
令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間



4 政策の体系



※「めざす都市像」の「最幸」とは、川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

※ 5つの「基本政策」と18の「政策」のもとに、「実施計画」で定める48の「施策」と350の「事務事業」が連なります。

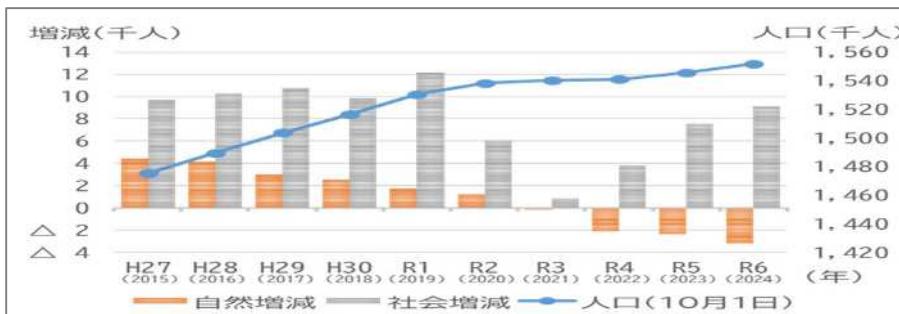
5 | 計画改定にあたっての基本認識

(1) 川崎市の現状

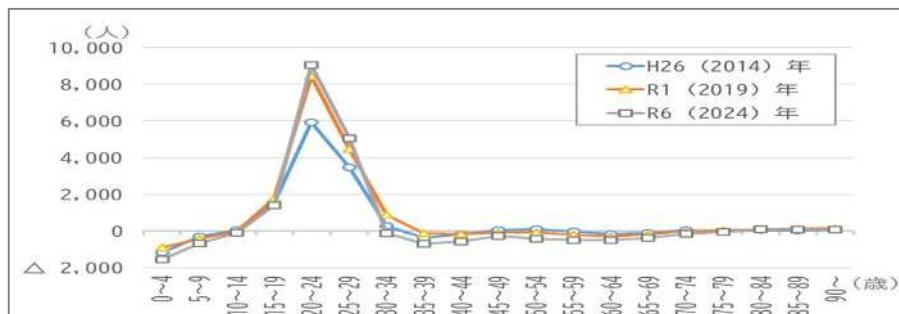
① 人口動態

- 全国的に人口減少が進む中、本市では人口増加が続いている。令和2(2020)年国勢調査によると、本市は大都市(政令指定都市及び東京都区部)の中で平均年齢が最も若く、高齢化率(65歳以上の人口割合)が最も低くなっています。
- また、大都市の中では、令和5(2023)年10月1日時点で自然増減(出生-死亡)の数、比率がともに最も高く、出生率も第2位という状況にありますが、自然増減は令和3(2021)年にマイナスに転じており、少子高齢化は徐々に進行しています。
- 昨今の人口増加は社会増減(転入-転出)によるものですが、10代後半から20代では大幅な転入超過が続く一方で、いわゆる子育て世代では転出超過が続いている。

人口・自然増減・社会増減の推移



年齢5歳階級別社会増減の推移



資料:川崎市作成

- 総合計画改定に向けた将来人口推計では、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等により、当面、人口増加が続くものと見込んでいますが、年少人口(0~14歳)は既に減少傾向に転じており、生産年齢人口(15~64歳)もまもなくピークを迎え、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれます。
- こうした人口動態の変化を捉えて、当面の人口増加に伴う需要への対応と、将来的に訪れる人口減少の局面を見据えた多面的な市政運営が求められます。

総合計画改定に向けた将来人口推計(令和7(2025)年5月)

※各年10月1日時点。端数処理を行っているため合計が合わない場合があります。

(万人)	実績 → 推計										
	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47	R52
麻生区	153.8	155.8	158.1	159.3	158.6	156.6	154.0	151.1	147.5	143.3	139.0
多摩区	18.1	18.0	17.9	18.0	17.6	17.1	16.6	16.0	15.3	14.5	13.7
宮前区	22.2	22.9	23.1	23.2	23.0	22.7	22.4	22.2	21.7	21.1	20.6
高津区	23.4	23.5	23.7	23.8	23.6	23.2	22.7	22.1	21.4	20.5	19.6
中原区	23.4	23.7	24.1	24.4	24.5	24.4	24.2	23.9	23.5	23.1	22.6
幸区	26.4	26.9	27.8	28.2	28.4	28.3	27.9	27.6	27.2	26.8	26.4
川崎区	17.1	17.5	18.2	18.5	18.7	18.8	18.9	18.8	18.7	18.6	18.4
	23.3	23.3	23.3	23.1	22.6	22.0	21.2	20.5	19.6	18.7	17.8

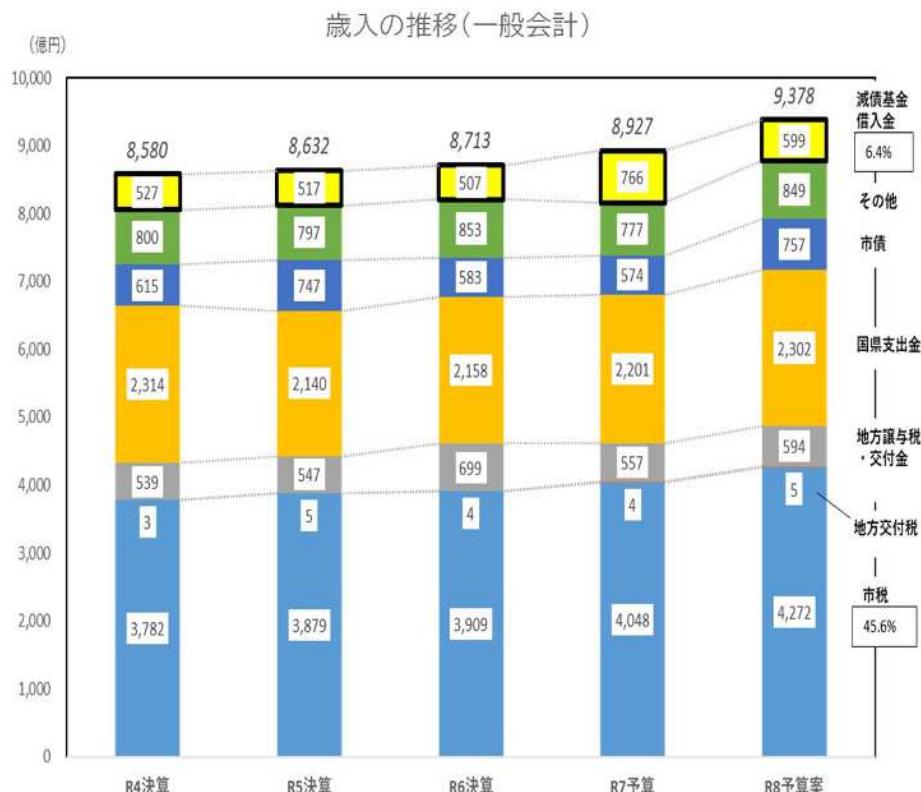
(単位:人)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)	R37年 (2055)	R42年 (2060)	R47年 (2065)	R52年 (2070)
総数	1,538,262	1,557,500	1,581,000	1,592,500	1,585,500	1,565,500	1,539,900	1,511,200	1,474,800	1,432,800	1,390,000
0~14歳	189,578 (12.3%)	172,900 (11.1%)	161,500 (10.2%)	156,300 (9.8%)	162,000 (10.2%)	161,600 (10.3%)	157,500 (10.2%)	151,400 (10.0%)	142,500 (9.7%)	134,100 (9.4%)	129,500 (9.3%)
15~64歳	1,037,169 (67.4%)	1,062,300 (68.2%)	1,064,800 (67.4%)	1,040,000 (65.3%)	984,000 (60.4%)	945,000 (62.1%)	917,300 (59.6%)	900,900 (59.9%)	882,900 (59.3%)	849,300 (59.3%)	825,400 (59.4%)
65歳~	311,515 (20.3%)	322,300 (20.7%)	354,600 (22.4%)	396,200 (24.9%)	439,500 (27.7%)	458,900 (29.3%)	465,100 (30.2%)	458,800 (30.4%)	449,300 (30.5%)	449,500 (31.4%)	435,100 (31.3%)

資料:川崎市作成

② 財政状況

- 本市の一般会計の歳入は、市税収入の堅調な伸びなどにより年々増加しています。また、歳入の構成としては、市税の割合が高くなっています。
- 市税収入は、令和8(2026)年度予算案では、4,272億円となり、過去最大となっています。
- 一方で、ふるさと納税については、寄附受入額増加に向けた取組を進めていますが、市税の減収額は年々拡大しており、令和8(2026)年度予算案では、172億円の減収が見込まれています。

- 本市の一般会計の歳出は、近年、国による新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応などの影響により、増加傾向にあります。また、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が、年々高くなっており、財政の硬直度が高まっています。
- 扶助費については、社会福祉費（国の物価高騰支援給付金、障害福祉サービスなど）や、児童福祉費（児童手当、保育事業など）が増加しています。
- 物価高騰や国の制度変更などに伴う財政措置が十分でないなど、引き続き厳しい財政環境が続くことが見込まれる中、総合計画の着実な推進に向け、「今後の財政運営の基本的な考え方」を踏まえて、総合計画を推進していく必要があります。



資料:川崎市作成



資料:川崎市作成

(2) 川崎市を取り巻く環境変化と主な課題等

- 少子高齢化や人口減少の進行、社会のデジタル化の加速など、本市を取り巻く環境は急速に変化しています。
- 将来の予測が困難な時代にあっても、行政サービスの質を確保し、持続可能な都市の成長を実現するためには、環境の変化を的確に捉え、本市の強みやポテンシャルを最大限に引き出しながら、課題解決に取り組んでいく必要があります。



少子高齢化・人口減少の進行

少子高齢化・人口減少による社会構造の変化を背景に、人手不足をはじめとする深刻な課題が顕在化しています。当面の人口増加への対応に加え、近い将来に予測される急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換を見据え、影響の緩和と変化への適応の両面から、着実に取組を進める必要があります。



都市インフラの老朽化と有効活用

令和12(2030)年度には公共建築物の約76%が築30年以上となります。計画的大規模修繕や施設更新に取り組むとともに、都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理が必要です。また、まちの賑わいや交流の創出に向け、道路や河川、公園など公共空間の一層の有効活用が求められています。



気候変動の深刻化

近年、各地で異常な暑さが観測されるとともに、台風や局地的豪雨による被害が毎年のように発生するなど、気候変動問題は一層深刻化し、市民生活や自然環境に重大な影響を与えています。脱炭素化を加速させるとともに、市民の生命や健康を守る取組を早急に進める必要があります。



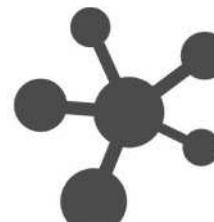
未来志向の産業振興

人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現するため、扇島地区をはじめ、南渡田地区、キングスカイフロント、新川崎・創造のもりなど、最先端技術産業やイノベーション創出を促進する拠点の形成を各地で推進するとともに、拠点間の連携に取り組む必要があります。



自然災害リスクの增大

首都直下地震や南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化しています。市民の安全・安心を最優先に、ハード・ソフト両面の防災対策を強化し、あらゆる災害に対応できる強靭な都市づくりを進めていく必要があります。



DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展

生成AIや自動運転技術、量子コンピューティングなど、革新的な技術の進展は、社会や生活様式に大きな変化をもたらしています。行政サービスの質の向上や業務の効率化を図るために、行政分野においてもデジタル化の取組を一層加速させることが求められています。

(3) 都市構造の考え方

～「広域調和・地域連携型の都市構造」をめざします～

「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」の更なる推進と「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたくなるまちづくり」「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」に取り組みます。

市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、南北に長い本市の地理的な特徴、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況、地域の特性などから、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道沿線を中心に展開しています。急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換等に対応するためには、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されます。

本市はこれまで、近隣都市の状況を踏まえた広域的視点により各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりを、交通環境等の整備も一体的に進めることで、バランスよく「広域調和・地域連携型」のまちづくりを推進してきました。引き続き、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識しながら「広域調和・地域連携型」の都市構造をめざし、取組を推進します。



① 魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくりの推進

まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきた都市機能や交通網、首都圏における地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等を推進するとともに、首都圏の都市機能を支える交通網の強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型のまちづくりを推進します。

- 広域拠点（川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区）

首都圏における地理的優位性があり、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かすとともに、生活行動圏を踏まえ、時代の変化に応じた都市機能の集積・更新や高度化を引き続き進め、魅力と活力にあふれた拠点形成を推進します。

- 臨空・臨海都市拠点（殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域、扇島地区）

首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、高度な研究開発・生産・エネルギー・物流機能の集積といった優れたポテンシャルを活かすとともに、ライフサイエンス分野の集積や大規模土地利用転換を契機とした産業のカーボンニュートラル化、革新的な技術・素材・製品等の創出とこれらを支える基盤整備を確実に進め、我が国の重点課題の解決や経済を牽引する活力ある拠点形成を推進します。

② 身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたくなるまちづくりの推進

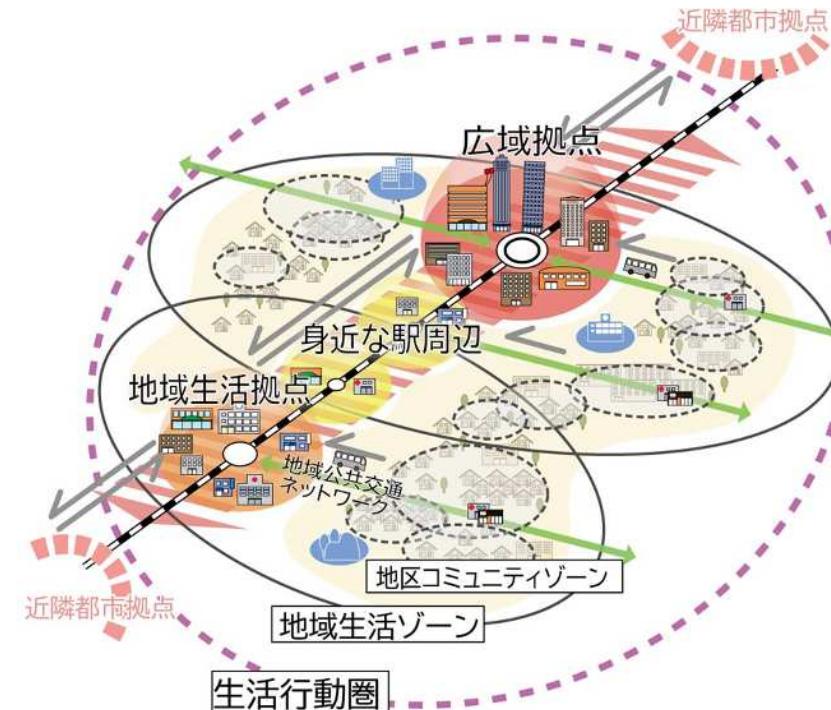
市民の日常生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心とした概ね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線を中心に展開する「生活行動圏」で構成されており、広域拠点等の整備による効果は、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。

まちの波及的発展を促しながら、鉄道を主軸とした地域公共交通ネットワークの形成により、地域間の一体性と都市機能の向上を図り、地域の特性を活かした身近な地域が連携するまちづくりを推進します。

- 地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

商業・業務・都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、各地域の特性や個性を活かした拠点形成を推進します。

生活行動圏の沿線まちづくりイメージ図



地域公共交通ネットワークイメージ図



③ 持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築

a. 広域的な交通網

首都圏の放射・環状方向の広域的な鉄道・道路網を活かしながら、市内外の拠点間の更なる連携や新たな飛躍に向けた拠点形成による国際競争力の向上など、首都圏機能の強化を図るために、羽田空港へのアクセス強化などを推進します。

b. 市域の交通網

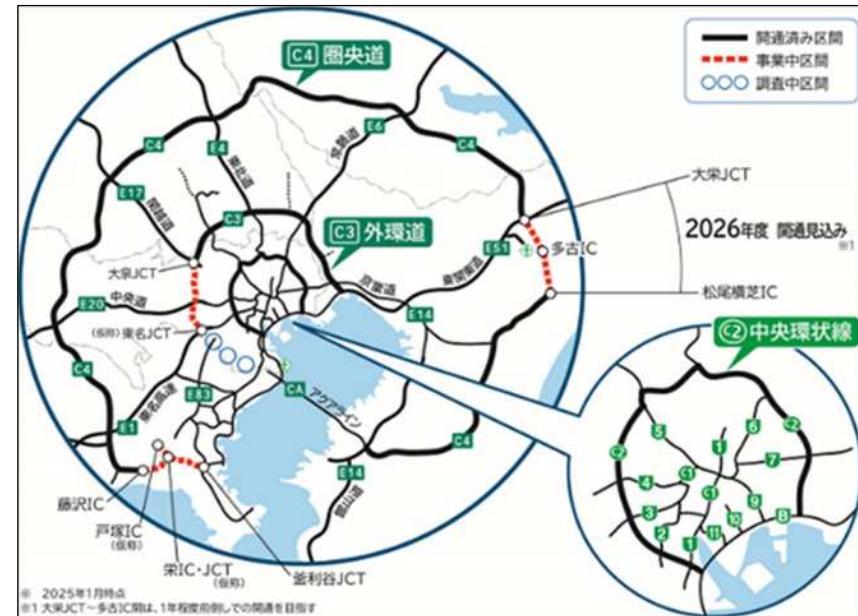
道路の慢性的な渋滞は経済損失を招き、環境や交通安全、路線バスの運行など、市民生活に影響を及ぼすことから、広域的な交通網やまちづくりと一体となった機能的な市域の交通網を形成するため、幹線道路や鉄道の連続立体交差等の整備を推進するとともに、駅との交通結節機能の強化や早期に効果が発現する交差点改良などの取組を推進します。

c. 身近な交通環境

将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、地域公共交通の基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する身近な交通環境を整備するなど、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成を推進します。

また、路線バスと多様なモビリティをつなぎ、地域の賑わい創出にも寄与する「身近な生活拠点」となるモビリティステーションの形成を推進します。

首都圏3環状道路の整備状況(令和7(2025)年1月時点)



資料：関東地方整備局

めざす鉄道網



めざす道路網



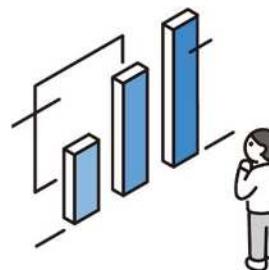
6 | 計画推進に向けた考え方

- 次の考え方を踏まえながら、総合計画を着実に推進します。あわせて、計画推進に必要な経営資源を確保するため、「行財政改革第4期プログラム」に基づく改革を進めます。



デジタル技術の活用

行政手続や内部事務のデジタル化を加速して、業務の効率化を一層推進するとともに、さまざまな施策で先端技術を積極的に活用し、市民生活の質の向上や持続可能な社会の構築につなげていきます。



データを活用した政策形成

政策の有効性を高めるとともに、行政の信頼性を確保するため、客観的な根拠に基づき、多角的な視点から現状把握や課題分析、目標設定等を行うなど、データを活用した政策形成(EBPM)を推進します。



多様な主体との共創

市制100周年を契機に生まれた多彩な取組や、市民・企業・団体等とのつながりなどをレガシーとして、官民が一体となって、さまざまな人たちが未来にチャレンジできる活力あるまちをめざします。



議論を軸とした行政運営

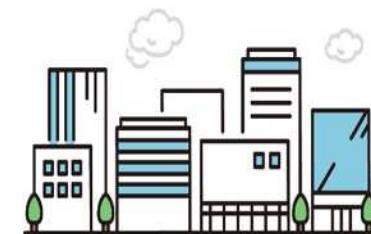
意思決定の手段としての議論にとどまらず、日常的にディスカッションが行われる組織文化を定着させ、職員の主体的な参画と多様な視点の共有を通じて、政策の質と組織の対応力を高めます。



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SDGsを踏まえた政策の推進

職員一人ひとりがSDGsを強く意識して各施策に取り組むとともに、施策とSDGsとの関係を市民に分かりやすく伝えるため、引き続き、総合計画に掲げる施策とSDGsの達成に向けた取組を一体的に推進します。



新たな大都市制度の創設

社会環境が大きく変化する中、これからの時代に対応するため、地方自治制度の見直しが必要です。地域課題に総合的かつ的確に対応し、持続可能な行政サービスの提供につながる新たな大都市制度「特別市」の実現をめざします。

新たな大都市制度の創設 ~川崎市がめざす「特別市」の実現~

我が国が抱える危機

進み続ける人口減少
全国の自治体が加速度的な人口減少に直面し、持続可能な行政運営が難しくなるそれが高まっています。

一極集中の加速
人材の過度な偏在や地域格差の拡大とともに、首都圏での大規模災害発生時に備える必要があります。

停滞する経済状況
我が国の経済は長期にわたり低迷し、国際的地位が低下している状況にあります。

指定都市制度の課題

迅速な対応への支障
国との調整に県を通さなければいけないにより、対応に時間を要することがあります。

非効率な行政運営
県と市との間で事務や権限が分かれていることで、効率的な行政運営の支障となっています。

不十分な財源
県に代わり行っている役割・事務量に見合った財源が十分に措置されていません。

これらの危機・課題を
乗り越えるため

- 効率的な行政体制の実現に向けた地方自治制度の見直し
- 大都市の役割を最大限発揮できるしくみの構築

人口減少や少子高齢化をはじめ、我が国の危機的な状況が見込まれる中、新たな大都市の形である「特別市」が実現することで、行政サービスの充実や都市の成長につながるとともに、圏域の核となってその発展を牽引します。圏域の発展は、一極集中により生じる課題の解決にも寄与し、日本全体の成長・発展、多極分散型の持続可能な社会の実現につながっていきます。

指定都市である本市は、県に代わって多くの事務を担っていますが、取り巻く環境が急速に変化し、さまざまな課題が生じる中で、より充実した行政サービスを迅速に提供するため、「特別市」の早期実現をめざしています。

「特別市」制度とは

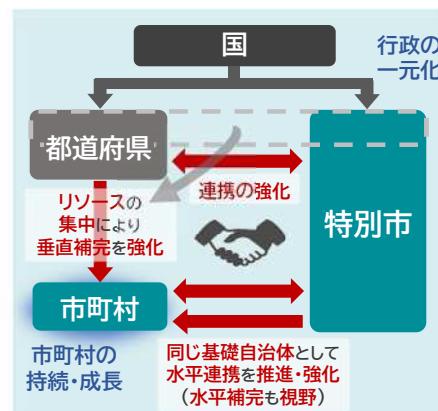
- ✓ 広域自治体に包含されない一層制の地方自治体
- ✓ 市域内において、現在、県が担っている広域自治体の事務と、市が担っている基礎自治体の事務を統合し、市民に身近な基礎自治体が一元的に担う、新たな地方自治のしくみ



「特別市」の実現により…

都道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービスの提供

「特別市」と都道府県がそれぞれの役割に注力し、リソースを重点化するとともに、地方自治体間の連携を促進することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供につながります。



効率的かつ機動的な大都市経営

市域内の行政サービスを一元的に担うことで、より柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、効果的な施策を展開することができるようになり、市民の利便性の向上につながります。

全国の指定都市が連携

全国20の指定都市の市長により構成される「指定都市市長会」において議論を重ね、多様な大都市制度の早期実現をめざしています。



指定都市市長会議(令和7(2025)年11月)

基本構想

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性など、さまざまな特色を有しています。

このまちの歴史を紐解くと、かつて街道や宿場として栄え、多くの人々が行き交い、多彩な文化が根付き、現在に至るまで多様な価値観を受け入れ、新しいものに寛容な風土が育まれてきました。

また、震災や戦災、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきた数々の困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

こうした多様性や挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、さまざまな文化に彩られた利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少社会においても成長が見込まれる生命科学・医療技術、ヘルスケア、環境・エネルギー、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続け、令和6(2024)年7月1日には市制100周年という歴史的な節目を迎えました。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これまで人口増加が続いた川崎市においても、近い将来、急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれます。

さらに、気候変動問題の深刻化、AI(人工知能)をはじめとする革新的な技術の進展、国際情勢の不確実性の高まりなど、時代はまさに激動しています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や事業者、行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

II めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさとは、すべての市民が安全に安心して暮らせる環境のもと、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができると成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となつたさまざまな取組に加えて、必要な行政サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、国と地方の適切な役割分担のもと、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川 崎 市

川崎市ブランドメッセージ

III 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、生命や財産などが確実に守られる必要があります。首都直下地震をはじめとした大規模地震の切迫性の高まりや、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加する中においても、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。



3 市民生活を豊かにする環境づくり

私たちの暮らしは豊かな自然環境に支えられていますが、気候変動や資源の逼迫、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題は、より深刻化しています。環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、脱炭素化や資源循環を加速するなど、地球や地域の環境を保全し、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

2 子どもを安心して育てるこことできるふるさとづくり

将来を予測することが困難な時代においても、子どもたちが夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会を実現するために、妊娠期から子育て期まで、子どもと家庭に寄り添った切れ目のない支援を進めるとともに、地域全体で子育てを支えるまちづくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として力強く羽ばたいていける社会をめざします。

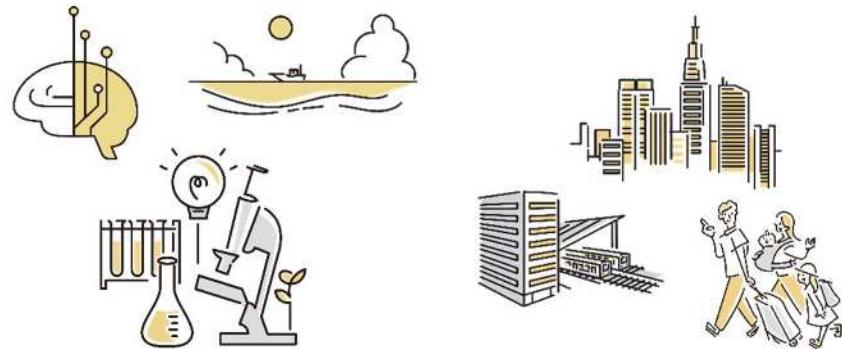
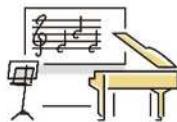


4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

経済や暮らしを支える中小企業の活性化と、誰もが生き生きと働き続けられる環境づくりを進めます。あわせて、人口減少や気候変動などの社会課題解決につながる最先端技術やイノベーションを生み出す拠点を形成し、我が国の成長を力強く牽引する、未来志向の産業都市づくりを進めます。

また、多くの人が集い、賑わう広域的な拠点の整備や、誰もが安全・安心に暮らせる身近なまちづくりと、これらをつなぎ、支える交通ネットワークの形成とを両輪で進めることにより、持続可能なまちづくりを進めます。

さらに、地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にしながら、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げます。それらが融合し、進化する川崎の多彩な魅力を戦略的に発信することで、都市ブランドの確立とシビックプライドの醸成を図り、賑わいと交流が広がるまちづくりを進めます。



5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となった、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって学び、生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

基本計画

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 計画期間

令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間

III 政策の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策1-1 災害に強いまちをつくる	<p>大規模地震や風水害など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていく必要があります。</p> <p>かけがえのない市民の生命や財産を守るために、広域的な連携を図りながら、まちの耐震化や不燃化、浸水対策、消防力の強化を着実に進めるとともに、行政と市民、団体、企業等が連携し、自助・共助・公助の役割のもと、地域社会全体で力を合わせながら、災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。</p>
	政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる	<p>自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。</p> <p>また、地域の生活基盤となる道路等を適切に維持・管理し、安全で快適な市民の暮らしを支えます。</p>
	政策1-3 水の安定した供給・循環を支える	<p>水道と下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であり、大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う風水害の激甚化・頻発化など、自然災害リスクが増大する中、将来にわたり安定して機能させることが求められています。</p> <p>持続可能な上下水道機能を確保するため、水道水の安定供給と健全な水循環の形成に取り組みながら、施設の耐震化や、浸水、老朽化対策を計画的に進めます。</p>

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる	急速な高齢化の進行に伴い、支援が必要となる高齢者の更なる増加が見込まれます。健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化し、地域のさまざまな主体が支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした、誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。 また、セーフティネットである社会保障制度を適切に運営し、市民の暮らしの安心を保障します。
	政策1-5 生命と健康を守る	高齢化の進行や疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる	子どもを取り巻く環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。 子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。
	政策2-2 未来を担う人材を育成する	社会の不確実性が高まり、子どもたちが将来を描きにくい状況にある中、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。 また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる	本市はこれまで、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者などとの協働により、地球温暖化対策や、廃棄物の減量、資源化等に取り組んできました。一方で、猛暑による健康被害や集中豪雨による浸水被害など、気候変動問題は深刻化し、市民生活にもさまざまな影響をもたらしています。 持続可能な社会を実現するため、大気や水など地域環境の更なる改善を図りながら、気候変動の影響から市民を守る取組を進めるとともに、多様な主体との連携を一層強化し、温室効果ガスの排出量削減や資源循環に向けた取組を着実に推進します。
	政策3-2 豊かな自然環境をつくる	本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々にやすらぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、その存在自体に大きな価値があります。 こうした自然環境を市民の貴重な財産として次世代に継承するため、市民や企業など多様な主体と力を合わせて、保全・創出・育成に取り組みます。

<p>基本政策4 活力と魅力あふれる 力強い都市づくり</p>	<p>政策4-1 地域経済を活性化する</p>	<p>急速な高齢化と人口減少への転換が見込まれる中、地域の活力を維持するためには、技術革新や働き方の多様化など、社会経済環境の変化を的確に捉えながら、市内産業を持続的に発展させることができます。</p> <p>医療、福祉、環境など、社会的課題の解決に資する分野におけるイノベーションの創出を促進とともに、市内経済を支える中小企業の競争力を高め、地域産業の基盤強化につなげます。</p> <p>また、川崎の魅力を活かした誘客や、地域に根ざした商業、農業の振興に加えて、若者や女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境を整え、地域経済の好循環を生み出し、活力を高めます。</p>
	<p>政策4-2 臨海部を活性化する</p>	<p>臨海部では、製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスや環境技術など成長分野の集積が進み、かつてない規模の土地利用転換も始まっています。</p> <p>羽田空港との近接性等を活かしながら、日本経済を牽引する高度な産業集積と、新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、多様な人材の集積や、新技術の創出につながる拠点のマネジメントに取り組みます。</p> <p>また、臨海部のカーボンニュートラル化を推進するとともに、港湾物流拠点の形成や市民に親しまれる港づくりを進めます。</p>
	<p>政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する</p>	<p>本市では、首都圏における地理的優位性を活かし、多様な都市機能の集積を進めています。都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。</p> <p>また、急速な高齢化の進行を見据え、誰もが暮らしやすい都市環境の実現に向けて、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点を形成し、身近な地域が連携したまちづくりを進めます。</p>
	<p>政策4-4 総合的な交通体系を構築する</p>	<p>首都圏における交通ネットワークの強化に向けて、既存施設を最大限に活用し、広域交通の円滑化とともに、拠点間の連携など経済活動や市民生活を支える交通環境の形成を図ります。</p> <p>また、急速な高齢化の進行や公共交通分野における人手不足等の課題に対応するため、地域の実情に応じた柔軟な交通サービスの導入など、誰もが安全・安心・快適に移動できる持続可能な交通環境の形成を図ります。</p>

基本政策4 活力と魅力あふれる 力強い都市づくり	政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する	<p>本市には、トップレベルのスポーツや質の高い芸術に触れる機会が豊富にあり、世界水準の音響性能を誇る「ミューザ川崎シンフォニーホール」をはじめ、魅力的な施設も数多く立地しています。こうした地域資源を活用し、市民の間でさまざまな活動が育まれており、近年ではブレイキンなど、若者を中心とした新しい文化も定着しつつあります。</p> <p>これらの活動は、健康づくりや創造性の育成、人と人とのつながりの促進、さらには地域の魅力の向上にも寄与するものであり、誰もがスポーツや文化芸術に親しめるまちづくりを進めます。</p>
	政策4-6 デジタル技術を活用する	<p>人口減少の進行により人手不足の拡大が見込まれる中、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、デジタル技術の活用がこれまで以上に重要となります。</p> <p>行政手続のオンライン化をはじめ、公共データのオープン化や情報セキュリティの確保、情報機器に不慣れな方への対応など、市民の利便性や行政の信頼性の向上に資する行政サービスのデジタル化を推進します。</p>
	政策4-7 都市の魅力を発信する	<p>本市では、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、スポーツや音楽、多摩川をはじめとした自然環境など、多様で魅力的な地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積により、都市のポテンシャルも高まっています。</p> <p>こうした川崎の強みを活かし、市民の愛着と誇りを高めるとともに、都市イメージの更なる向上を図るため、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。</p>
基本政策5 誰もが生きがいを 持てる市民自治の 地域づくり	政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する	<p>少子高齢化の進行等により、地域の課題がますます複雑化・多様化する一方で、豊富な経験を持つシニア世代、社会貢献に関心を持つ若い世代、地域で活動する団体や企業などの取組も進められています。こうした多様な主体による協働・連携を一層推進し、地域課題の解決に取り組みます。</p> <p>また、区役所を中心に行政サービスの利便性向上を図るとともに、地域の人材や特性を活かして課題に応じたコミュニティ形成を促進し、市民の主体的な活動を支えます。あわせて、生涯学習の機会を通じて、人と人とのつながりを広げるとともに、子どもから高齢者までが互いに学び合い、成長し合える地域を育みます。</p>
	政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる	<p>人と人とのつながりの希薄化や、戦争体験者の高齢化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。</p> <p>一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性の尊重に向けた取組を進めます。</p>

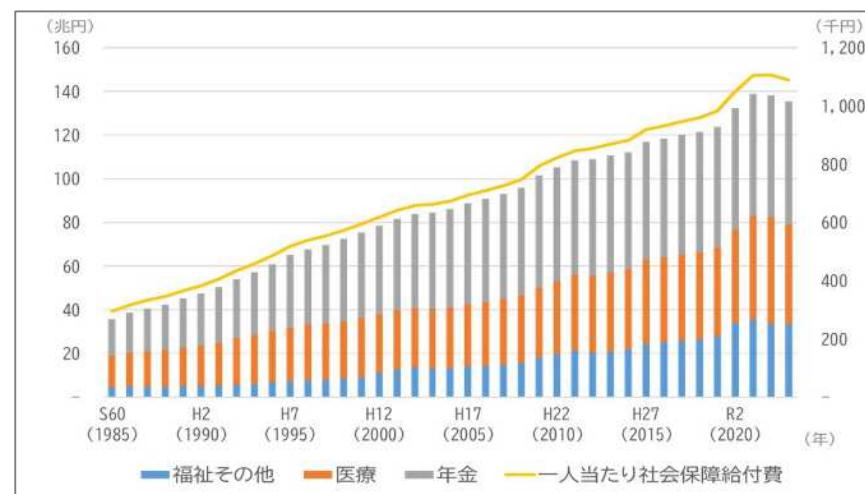
第4期実施計画

1 重点的に取り組む課題(テーマ)

少子高齢化・人口減少対策

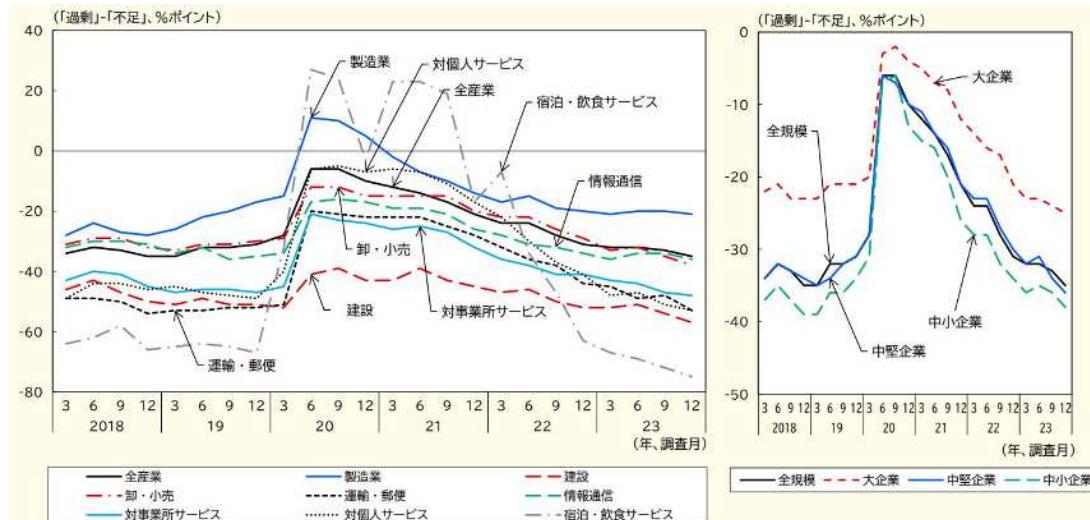
- 少子高齢化・人口減少の進行等を背景に、全国的に深刻な労働力不足が生じています。運転手不足による路線バスの減便など、都市部においても例外ではありません。
- 今後、さらに高齢化が進むことで、人手不足は一層拡大し、市民生活に不可欠なサービスや機能の縮小、質の低下が懸念されます。
- また、人口構造の変化を通じて、年金・医療・介護など社会保障費が増大することで、制度の持続可能性が問われるとともに、財政の硬直化により必要な行政サービスの提供が困難になるおそれがあります。
- こうした影響は、経済成長を抑制し、社会全体の活力を低下させる要因となるほか、防災、福祉、教育、インフラ整備など、あらゆる政策課題への対応における前提条件を大きく変えるものです。
- 本市の持続的な発展に向けて取り組むべき課題は多岐にわたりますが、少子高齢化・人口減少の進行は、まさに都市経営の根幹に関わる重要な課題といえます。

社会保障給付費の推移（国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度 社会保障費用統計」から作成

雇用人員判断D.I. の推移（国）



求人倍率と完全失業率の推移(国)



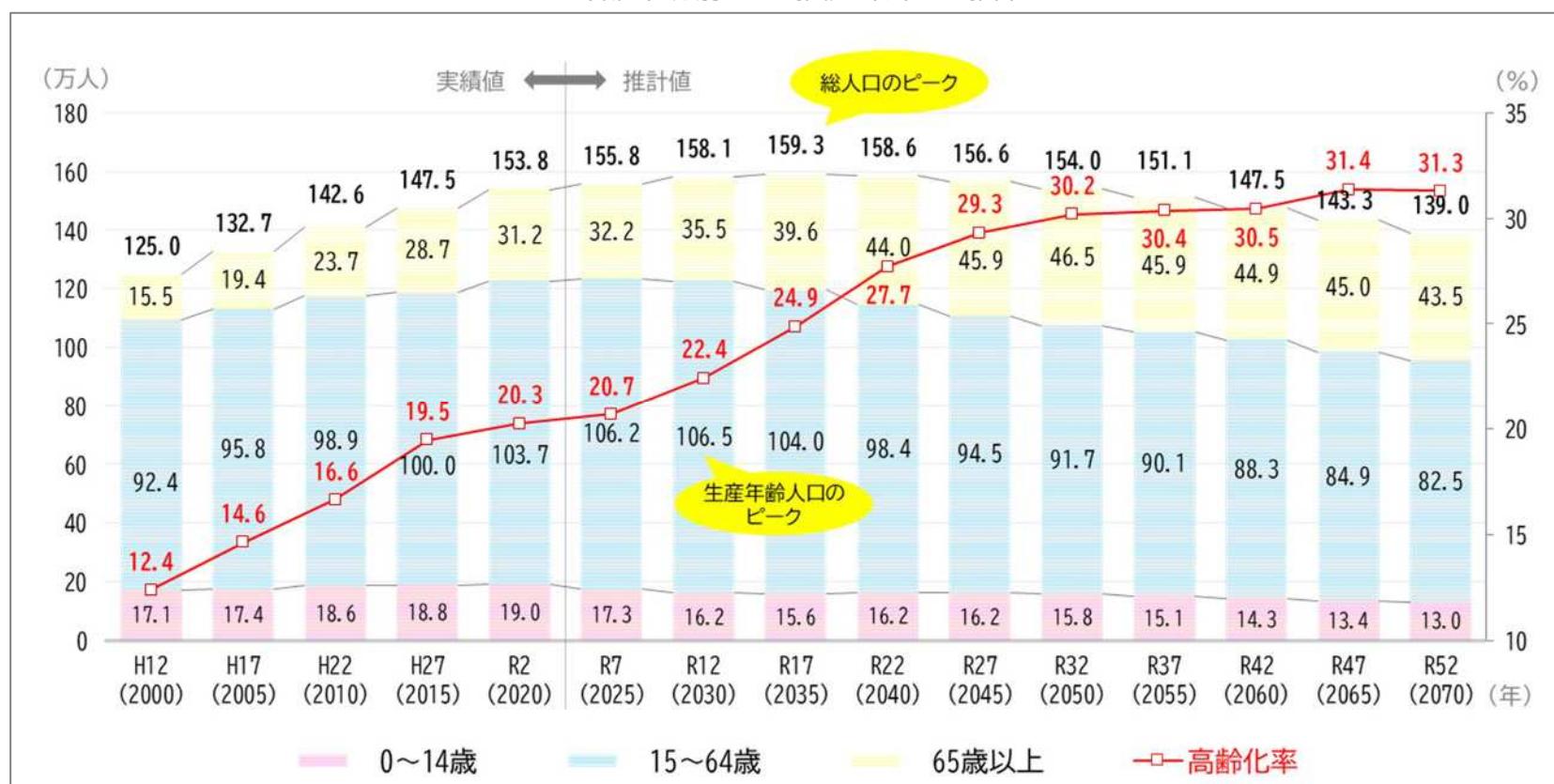
資料：厚生労働省

資料：厚生労働省

- 全国的に人口減少が進む中、人口増加が続く本市においても、少子高齢化は徐々に進行しており、まもなく、65歳以上の高齢者が21%を超える「超高齢社会」が到来します。
- そして、令和12(2030)年頃には生産年齢人口がピークを迎え、令和17(2035)年頃には人口減少に転じるとともに、高齢者の割合が約4人に1人(24.9%)となるなど、急速な高齢化の進行が見込まれます。

- こうした流れは避けがたいものであることから、第4期実施計画では「少子高齢化・人口減少対策」を重点的に取り組むテーマとして位置づけ、人口減少の進行を可能な限り抑制し、その影響を緩和する取組と、人口減少社会に適応し、持続可能な成長を実現するための取組を両輪で進めていきます。
- 本項では、その主な取組を示すとともに、取組を位置づける施策の番号を併記しています。

年齢3区分別人口の推移と将来人口推計



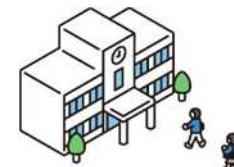
資料:川崎市作成

子ども・教育

「子育て世代」に選ばれるまちをめざし、これまで進めてきた切れ目のない子育て支援を一層充実させるとともに、子どもたちが安心して学ぶことのできる魅力的な教育環境の整備等に取り組みます。

【主な取組】

- ① 子育て期をはじめとしたライフステージに応じて住み替えがしやすいしくみづくり【施策1-4-4】
- ② 身近な場所での子育て相談の充実【施策2-1-1】
- ③ 地域のつながりを活かした子どもの一時預かりの充実【施策2-1-1】
- ④ 小児医療費助成の対象年齢拡大、一部負担金の廃止【施策2-1-1】
- ⑤ 「かわさき子育てアプリ」のサービス拡充【施策2-1-1】
- ⑥ 子ども・若者の挑戦の後押しとなる支援の充実【施策2-1-2】
- ⑦ 小・中学校におけるGIGA端末と教育データを活用した「わかる」授業の推進【施策2-2-1】
- ⑧ 急増する不登校児童生徒と家族への支援の充実【施策2-2-3】
- ⑨ 全市立学校体育館への空調導入と普通教室等の空調更新【施策2-2-4】
- ⑩ 小学校における朝(始業前)の居場所づくり【施策2-2-5】
- ⑪ 全天候型の子どもの遊び場づくり【施策3-2-2】



健康・福祉

超高齢社会においても、誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心してすこやかに暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた取組や、地域のつながり・しくみづくりをさらに発展させます。

【主な取組】

- ① ケア付き地域の実現に向けた地域包括ケアシステムの進化【施策1-4-1】
- ② 更なる要介護度の改善・維持をめざす健幸寿プロジェクトの推進【施策1-4-2】
- ③ 高齢者や障害者が住宅を借りやすいしくみづくり【施策1-4-4】
- ④ 健康診断等のデータを活用した健康づくり・疾病予防【施策1-4-5】

地域の魅力・価値

交流と賑わいの創出を通じて地域の活力を高めるため、みどりやスポーツ、文化芸術など、多様な地域資源を活かし、地域の魅力と価値の向上に取り組みます。

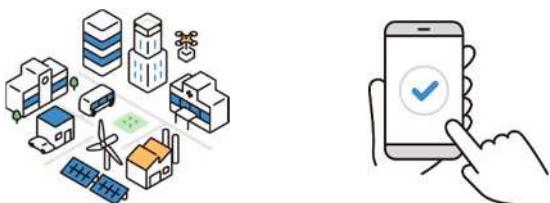
- ① 市民に親しまれる、特色ある公園づくり【施策3-2-1】
- ② 等々力緑地の再編整備【施策3-2-2】
- ③ アーバンスポーツやストリートカルチャーなどの若者文化の振興【施策4-5-1】
- ④ 新たなミュージアムの設置に向けた取組と、芸術を日常的に楽しむ「まちなかミュージアム」の展開【施策4-5-2】
- ⑤ 川崎駅周辺における多様な分野が融合した大規模イベントの開催【施策4-7-1】

社会基盤・生活基盤

市民生活の安全・安心や、都市の持続的な発展に欠かせない、社会基盤や生活基盤の整備等について、デジタル技術の革新や最適化の視点も踏まえながら取組を進めます。

【主な取組】

- ① 指定避難所のマンホールトイレ整備と携帯トイレの備蓄【施策1-1-1】
- ② 防犯カメラの設置拡充【施策1-2-1】
- ③ 上下水道管の耐震化・老朽化対策【施策1-3-1、1-3-2】
- ④ 多摩川河川敷トイレの快適化【施策3-2-2】
- ⑤ 各拠点駅周辺の都市整備の推進(川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼駅等)【施策4-3-1】
- ⑥ 連続立体交差事業(京浜急行大師線、JR南武線)の推進【施策4-4-1】
- ⑦ 横浜市高速鉄道3号線の延伸に向けた取組【施策4-4-1】
- ⑧ 川崎区での自動運転バス(レベル4)の運行開始、他の区への導入展開【施策4-4-2、4-4-3】
- ⑨ コミュニティ交通の維持・拡充、路線バスと多様なモビリティをつなぎ、地域の賑わい創出にも寄与する「モビリティステーション」の形成【施策4-4-2】
- ⑩ スマートフォン等から各種手続を完結できる市役所DXの推進【施策4-6-1】



経済成長・社会課題解決

地域経済の持続的な成長を図るとともに、複雑かつ多様化する社会課題の解決に挑み、イノベーションの創出や多様な主体との共創、連携を通じて、国全体の持続的な成長を牽引します。

【主な取組】

- ① 特別市の早期実現に向けた取組【P15参照】
- ② 高度産業の担い手を育成するための高等専門学校設立に向けた取組【施策2-2-1】
- ③ 家庭や学校の太陽光発電設備を活用した再生可能エネルギーの普及促進【施策3-1-1】
- ④ 更なるごみの減量に向けた市民の取組効果の見える化【施策3-1-2】
- ⑤ 市内で排出されるプラスチックの100%リサイクルの推進【施策3-1-2】
- ⑥ プラスチックをはじめとした多様な素材を資源化する「サーキュラーエコノミー(循環経済)」の推進【施策3-1-2、4-2-1】
- ⑦ 新川崎地区を中心とした「量子イノベーションパーク」の形成【施策4-1-1】
- ⑧ 産業拠点間の連携によるイノベーション・エコシステムの形成【施策4-1-1、4-2-1】
- ⑨ 意欲ある農業者の育成を通じた持続可能な都市農業の推進【施策4-1-4】
- ⑩ 臨海部における新産業拠点の形成、みどりと賑わいの空間の創出に向けた取組【施策4-2-1】



2 政策体系別の取組

- 基本構想に掲げる5つの基本政策と、基本計画に掲げる18の政策に基づき、4年間で取り組む48の施策をとりまとめています。

基本政策1

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害に強いまちをつくる

- 施策1-1-1 地域防災力の向上
- 施策1-1-2 まちの耐震化・不燃化の推進
- 施策1-1-3 消防力の強化
- 施策1-1-4 河川施設の整備

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
- 施策1-2-3 道路等の維持・管理

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

- 施策1-3-1 安定給水の確保
- 施策1-3-2 下水道による水循環の形成

政策1-4 安心して暮らせる地域のしくみをつくる

- 施策1-4-1 地域包括ケアシステムの推進
- 施策1-4-2 高齢者の地域共生の推進
- 施策1-4-3 障害者の地域共生の推進
- 施策1-4-4 住宅・居住環境の整備
- 施策1-4-5 健康づくりの推進
- 施策1-4-6 生活保障と困窮者の自立促進

政策1-5 生命と健康を守る

- 施策1-5-1 保健医療の推進
- 施策1-5-2 市立病院の運営

基本政策2

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

- 施策2-1-1 子ども・子育て支援の推進
- 施策2-1-2 子どもが安心できる環境づくり

政策2-2 未来を担う人材を育成する

- 施策2-2-1 子ども主体の学びの推進
- 施策2-2-2 豊かな心とすこやかな体の育成
- 施策2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
- 施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実
- 施策2-2-5 地域と学校の連携・協働

基本政策3

市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

- 施策3-1-1 脱炭素化の推進
- 施策3-1-2 資源循環の推進
- 施策3-1-3 地域環境対策の推進

政策3-2 豊かな自然環境をつくる

- 施策3-2-1 協働・共創によるみどりのまちづくり
- 施策3-2-2 公園緑地等の整備

基本政策4

活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 地域経済を活性化する

- 施策4-1-1 イノベーション創出の推進
- 施策4-1-2 中小企業の競争力強化
- 施策4-1-3 観光の振興と商業の活性化
- 施策4-1-4 都市農業の振興
- 施策4-1-5 働きやすい環境づくり

政策4-2 臨海部を活性化する

- 施策4-2-1 臨海部の産業集積と基盤整備
- 施策4-2-2 川崎港の競争力の強化

政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

- 施策4-3-1 都市づくりの推進

政策4-4 総合的な交通体系を構築する

- 施策4-4-1 道路・鉄道網の整備
- 施策4-4-2 身近な交通環境の整備
- 施策4-4-3 市バス事業の運営

政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

- 施策4-5-1 スポーツのまちづくり
- 施策4-5-2 文化芸術のまちづくり

政策4-6 デジタル技術を活用する

- 施策4-6-1 デジタル行政サービスの推進

政策4-7 都市の魅力を発信する

- 施策4-7-1 戰略的なシティプロモーション

基本政策5

誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

- 施策5-1-1 協働・連携による地域づくり
- 施策5-1-2 区役所サービスの充実
- 施策5-1-3 生涯学習の推進

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

- 施策5-2-1 人権・平和・多様性のまちづくり

ページの見方

施策 1-1-1 地域防災力の向上

① 施策の目標
自助・共助・公助の役割のもと各主体が連携し、地域の防災力が向上している

② 成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日分以上用意している割合(市民アンケート)	19.4% (R7年度)	40.0%以上 (R11年度)
避難所運営会議における訓練を実施している割合(危機管理本部調べ)	94.3% (R6年度)	100% (R11年度)
避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数(健康福祉局調べ)	49か所 (R7年度)	113か所以上 (R11年度)

③ 関連するSDGs

④ 関連する主な個別計画
・かわさき強靭化計画
・地域防災計画
・備蓄計画

⑤ 現状と課題
・近年、大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化している中、被害を最少にするためには、公助の取組だけでは限界があるため、自助・共助・公助の各主体がそれぞれの役割を認識し、補い合う関係づくりを進める必要があります。

・令和7(2025)年度の川崎市総合計画に関する市民アンケートでは、災害時に備えるため、3日以上の食料を用意している割合は43.0%、飲料水が55.4%、携帯トイレが30.9%となっており、災害への備えに関して防災意識の向上に向けた取組を進める必要があります。

・過去の震災では、過密な状態で避難生活を送ることを余儀なくされたことや、避難所の水洗トイレが使用できず、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼす問題が発生したため、避難所の環境改善を進めるとともに、在宅避難を、都市部などではの特性を考慮した取組を進める必要があります。

・また、避難行動要支援者等に支援が必要な方を中心に、発災直後の安否確認・救命・救護等に加え、その後の避難生活支援、健康管理・医療・福祉サービスの継続的な提供等を行うことが重要であり、そのためには、平時から、地域、企業、関係団体等との情報共有や更なる連携強化が必要です。

⑥ 取組の方向性
市、市の防災対策を定めた各計画に基づく対策の推進や、自助・共助・公助の取組・連携の強化及び防災意識の向上による地域防災力の強化

⑦ 計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
災害対応力強化事業	「かわさき強靭化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえた公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	・地震被害想定調査の実施 (R8年度) ・かわさき強靭化計画及び備蓄計画の改定 (R9年度)
地域防災推進事業	自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、在宅避難者への物資の支援策等を避難所運営マニュアルに反映するなど、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨を両輪で推進します。	・自主防災組織リーダー等養成研修実施 (毎年度) ・避難所運営マニュアルの改定 (R9年度) ・九都県市合同防災訓練の実施(中央会場) (R9年度) ・川崎市及び各区総合防災訓練の実施 (毎年度)
防災施設整備事業	指定避難所等のマンホールトイレの整備や、必要な量の携帯トイレの備蓄など、災害時の衛生的トイレ環境の確保、備蓄物資及び倉庫の維持・管理、「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針」に基づく情報発信や伝達手段の機能強化の取組を推進し、災害対応力の向上を図ります。	・マンホールトイレが整備されている避難所等の数 (R7年度: 24か所→R11年度: 124か所以上、R13年度整備完了予定) ・防災ラジオの無償貸与・有償配布 (R8年度)
帰宅困難者対策推進事業	各主要駅等周辺における帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄物資の配備や一斉帰宅抑制の周知・啓発等を行い、大規模地震震等における、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぎます。	・帰宅困難者対策に係る必要備蓄物資等の配備 (毎年度) ・帰宅困難者対策訓練の実施 (毎年度) ・帰宅困難者用一時滞在施設の収容人数 (R6年度: 26,700人→R11年度: 27,500人)
災害保健医療・福祉対策事業	円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護・避難生活支援、健康管理・医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。	・関係機関との災害訓練の実施 (毎年度) ・2次避難所の施設数 (R6年度: 233か所→R11年度: 233か所以上)

① 施策の目標

施策の推進により4年後にめざす姿(状態)

② 成果指標

施策の成果や進捗状況を把握するために設定する定量的な指標

③ 関連するSDGs

施策と関連するSDGsの17の目標

④ 関連する主な個別計画

施策と関連する主な個別計画

⑤ 現状と課題

施策の推進に向けた現状と課題

⑥ 取組の方向性
市、市の防災対策を定めた各計画に基づく対策の推進や、自助・共助・公助の取組・連携の強化及び防災意識の向上による地域防災力の強化

⑦ 計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
災害対応力強化事業	「かわさき強靭化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえた公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	・地震被害想定調査の実施 (R8年度) ・かわさき強靭化計画及び備蓄計画の改定 (R9年度)
地域防災推進事業	自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、在宅避難者への物資の支援策等を避難所運営マニュアルに反映するなど、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨を両輪で推進します。	・自主防災組織リーダー等養成研修実施 (毎年度) ・避難所運営マニュアルの改定 (R9年度) ・九都県市合同防災訓練の実施(中央会場) (R9年度) ・川崎市及び各区総合防災訓練の実施 (毎年度)
防災施設整備事業	指定避難所等のマンホールトイレの整備や、必要な量の携帯トイレの備蓄など、災害時の衛生的トイレ環境の確保、備蓄物資及び倉庫の維持・管理、「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針」に基づく情報発信や伝達手段の機能強化の取組を推進し、災害対応力の向上を図ります。	・マンホールトイレが整備されている避難所等の数 (R7年度: 24か所→R11年度: 124か所以上、R13年度整備完了予定) ・防災ラジオの無償貸与・有償配布 (R8年度)
帰宅困難者対策推進事業	各主要駅等周辺における帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄物資の配備や一斉帰宅抑制の周知・啓発等を行い、大規模地震震等における、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぎます。	・帰宅困難者対策に係る必要備蓄物資等の配備 (毎年度) ・帰宅困難者対策訓練の実施 (毎年度) ・帰宅困難者用一時滞在施設の収容人数 (R6年度: 26,700人→R11年度: 27,500人)
災害保健医療・福祉対策事業	円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護・避難生活支援、健康管理・医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。	・関係機関との災害訓練の実施 (毎年度) ・2次避難所の施設数 (R6年度: 233か所→R11年度: 233か所以上)

⑥ 取組の方向性

「施策の目標」の達成に向けた取組の方向性

⑦ 計画期間の主な取組

施策を構成する事務事業のうち、「施策の目標」の達成に大きく寄与すると考えられる事業や、財政負担の大きい事業など(最大5つ)

「主なアウトプット」には、原則として、第4期実施計画期間中の主な成果や指標等を掲載(西暦併記や指標(目標値)の「以上」等は省略)

施策 1-1-1

地域防災力の向上

施策の目標

自助・共助・公助の役割のもと各主体が連携し、地域の防災力が向上している

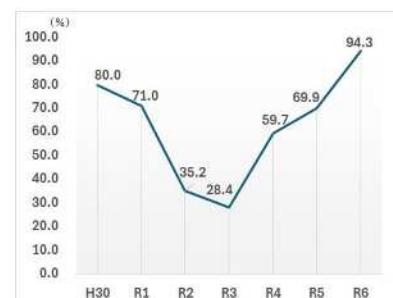
現状と課題

- 近年、大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化している中、被害を最小にするためには、公助の取組だけでは限界があるため、自助・共助・公助の各主体がそれぞれの役割を認識し、補い合う関係づくりを進める必要があります。
- 令和7(2025)年度の川崎市総合計画に関する市民アンケートでは、災害時に備えるため、3日以上の食料を用意している割合は43.0%、飲料水が55.4%、携帯トイレが30.9%となっており、災害への備えに関して防災意識の向上に向けた取組を進める必要があります。
- 過去の震災では、過密な状態で避難生活を送ることを余儀なくされたことや、避難所の水洗トイレが使用できず、被災した市民の避難生活や健康に影響を及ぼす問題が発生したため、避難所の環境改善を進めるとともに、在宅避難を推奨するなど、都市部ならではの特性を考慮した取組を進める必要があります。
- また、避難行動要支援者をはじめ、災害時に支援が必要な方を中心に、発災直後の安否確認、救命・救護等に加え、その後の避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの継続的な提供等を行うことが重要であり、そのためには、平時から、地域、企業、関係団体等との情報共有や更なる連携強化が必要です。

令和7年度総合計画市民アンケート結果



避難所運営会議における訓練実施の推移



関連する SDGs



関連する主な個別計画

- かわさき強靭化計画
- 地域防災計画
- 備蓄計画

取組の方向性

- 市の防災対策を定めた各計画に基づく対策の推進や、自助・共助・公助の取組・連携の強化及び防災意識の向上による地域防災力の強化
- 避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組の推進
- 災害直後の安否確認、救命・救護や、避難生活の支援等に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
災害対応力強化事業	「かわさき強靭化計画」等、市の防災対策を定めた各計画に基づく取組及び、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応力強化の取組を進めるとともに、新たな地震被害想定調査の結果を踏まえて公助の範囲を整理し、各計画に反映します。	<ul style="list-style-type: none"> 地震被害想定調査の実施（R8年度） かわさき強靭化計画及び備蓄計画の改定（R9年度）
地域防災推進事業	自主防災組織等への支援、民間企業との連携、防災訓練や研修により、自助・共助・公助の取組を強化するとともに、在宅避難者への物資の支援策等を避難所運営マニュアルに反映するなど、避難所環境の改善及び在宅避難の推奨を両輪で推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織リーダー等養成研修実施（毎年度） 避難所運営マニュアルの改定（R9年度） 携帯トイレの備蓄等への支援（R8年度～） 自助・共助による浸水対策への補助（R8年度～） 川崎市及び各区総合防災訓練の実施（毎年度）
防災施設整備事業	指定避難所等のマンホールトイレの整備や、必要な量の携帯トイレの備蓄など、災害時の衛生的なトイレ環境の確保、備蓄物資及び倉庫の維持・管理、「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針」に基づく情報発信や伝達手段の機能強化の取組を推進し、災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> マンホールトイレが整備されている避難所等の数（R7年度：24か所→R11年度：124か所、R13年度整備完了予定） 防災ラジオの無償貸与・有償配布（R8年度）
帰宅困難者対策推進事業	各主要駅等周辺における帰宅困難者用一時滞在施設の確保を進めるとともに、帰宅困難者用備蓄物資の配備や一斉帰宅抑制の周知・啓発等を行い、大規模地震時等における、帰宅困難者の発生による混乱の抑制と二次災害を防ぎます。	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者対策に係る必要備蓄物資等の配備（毎年度） 帰宅困難者対策訓練の実施（毎年度） 帰宅困難者用一時滞在施設の収容人数（R6年度：26,700人→R11年度：27,500人）
災害保健医療・福祉対策事業	円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護、避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との災害訓練の実施（毎年度） 2次避難所施設数の維持（R6年度：233か所）

施策 1-1-2

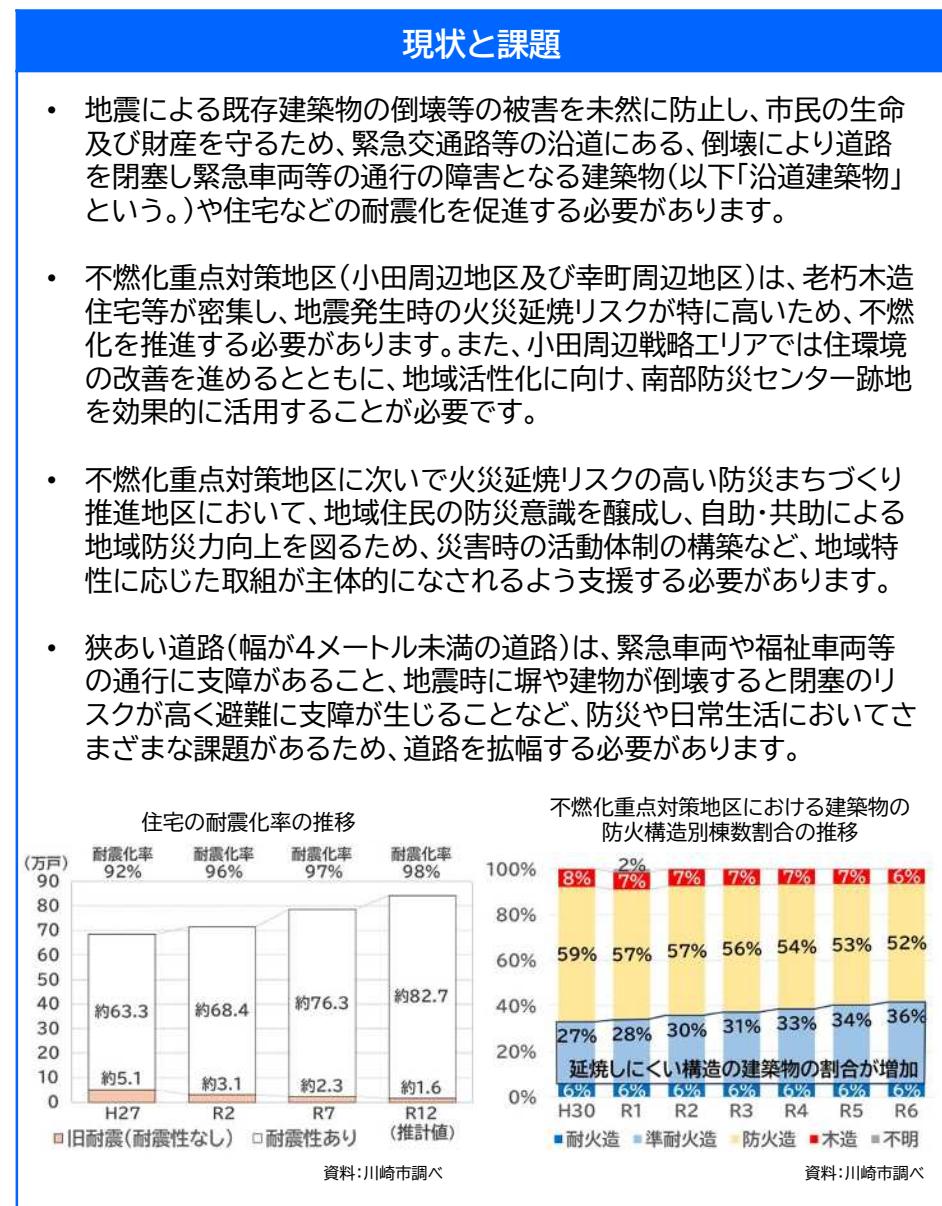
まちの耐震化・不燃化の推進

施策の目標
地震発生時の建築物の倒壊や延焼により想定される被害が減少している

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
沿道建築物の耐震化による通行障害の解消率 (まちづくり局調べ)	82.8% (R6年度)	84.8%以上 (R11年度)
住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	96.8% (R6年度)	97.8%以上 (R11年度)
不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	0% (R6年度)	30%以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進計画 密集市街地における防災まちづくり推進計画 小田周辺戦略エリア整備プログラム



取組の方向性

- 沿道建築物や住宅の耐震化に向けた取組の促進
- 不燃化重点対策地区における燃え広がりにくいまちづくり及び火災延焼リスクの高い地区における地域住民主体の防災まちづくりの推進
- 狹い道路の拡幅による防災力強化及び生活環境の改善に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
民間建築物耐震化促進事業	耐震化の重要性の意識啓発を行うとともに、耐震性が不十分な沿道建築物、戸建住宅やマンション等を対象に耐震診断、耐震改修等の費用の一部を助成することで、建築物の耐震化を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 耐震化の重要性に関する普及・啓発活動（毎年度） • 沿道建築物の耐震改修等の助成（毎年度） • 木造住宅の耐震改修等の助成（毎年度） • マンションの耐震改修等の助成（毎年度）
防災市街地整備促進事業	不燃化重点対策地区において、条例による防火規制や不燃化支援等を行うことにより不燃化を推進します。また、小田周辺戦略エリアにおいては、小田栄駅前交差点の改良による道路機能の強化や、南部防災センター跡地周辺の公有地の活用検討など地域活性化等に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 住宅等不燃化推進事業の補助（毎年度） • 南部防災センター跡地周辺利活用計画の策定（R8年度）
防災まちづくり支援促進事業	防災まちづくり推進地区において、町内会の防災活動などを支援し、「防災まちづくり計画」を作成することで、地域防災力の一層の向上を図ります。また、地域住民主体の防災活動の重要性に関する周知・啓発活動を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> • 町内会への防災活動支援（毎年度） • 周知・啓発活動の実施（毎年度）
狭い道路対策事業	狭い道路の後退用地について市が舗装等の整備を実施するなど、建築主等の理解と協力を得ながら狭い道路の拡幅整備を行うことにより、地域の防災力強化と生活環境の改善に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> • 狹い道路拡幅整備工事の実施（毎年度）

施策 1-1-3

消防力の強化

施策の目標

消防力の強化により、さまざまな災害から市民が守られている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
火災出場における消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間 (消防局調べ)	4.0分 (R6年)	4.5分以内 (R11年)
消防団員数の充足率 (消防局調べ)	79.6% (R7年4月1日)	84.2%以上 (R12年4月1日)

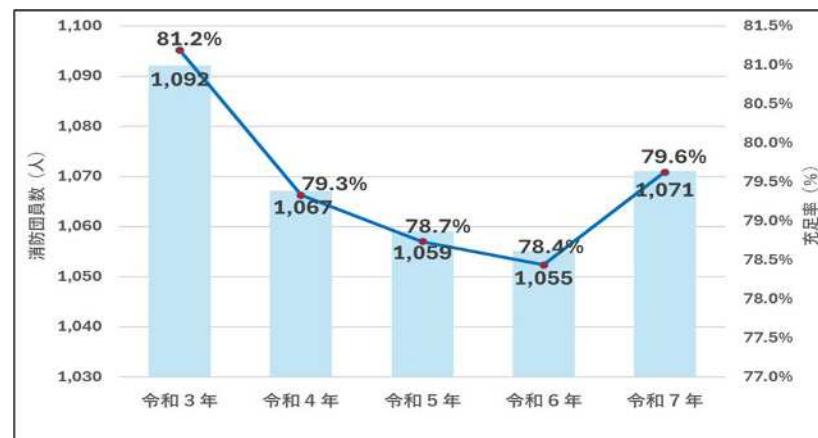
関連する
SDGs関連する
主な個別計画

- ・ 消防署所の整備・維持管理の考え方

現状と課題

- ・ 近年、大地震、集中豪雨等の大規模災害により、全国各地で甚大な被害が発生しています。本市においても大規模災害が発生する可能性は十分にあり、被災した場合には迅速かつ的確な消防活動が求められます。
- ・ 火災件数が増加傾向にあることから、火災予防に向けた取組を実施するとともに、発生した際には、被害を最小限に食い止める必要があります。
- ・ 大規模災害や火災発生時に迅速かつ的確な消防活動を遂行するためには、消防指令システム等の維持管理、防災活動拠点、車両、資器材等の整備を行うとともに、職員の災害対応能力を向上させる必要があります。
- ・ 大規模災害等が発生した際に、地域の安全や迅速な消防活動を確保するためには、地域と密接な関係にある消防団を中心とした、地域防災力の充実・強化を図っていく必要があります。

消防団員数と充足率の推移



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- ・ 防災活動拠点、車両、資器材等の整備及び効果的な訓練、研修等の実施による消防体制の充実強化
- ・ 火災原因調査に基づく効果的な広報、建築物の防火安全性を確認する消防同意事務等の実施による火災予防の推進
- ・ 消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
警防活動事業	災害情報の適切な収集・分析及び現場における安全管理体制を構築するために訓練、研修等を実施します。公設消火栓、大規模地震等の際に必要不可欠となる耐震性貯水槽等の消防用水利を適正に維持管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 九都県市合同防災訓練(消防局担当実働訓練等)の実施 (R9年度) ・ 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の実施 (R10年度)
火災予防事業	火災予防に関する広報を各種広報媒体を活用して実施します。火災原因調査に関する研修の実施により火災調査員の調査知識・技術の向上を図ります。消防同意事務等を確実に実施することで、防火対象物の安全性を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防同意事務のオンライン化の実施 (R8～R10年度)
消防指令体制整備事業	消防指令システム、消防情報管理システム、消防救急デジタル無線設備等を維持管理するとともに、耐用年数を迎えるシステム及び消防救急デジタル無線設備を適正に更新します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防指令システムの更新 (R10年度) ・ 消防情報管理システムの更新 (R10年度) ・ 消防救急デジタル無線基地局の更新 (R12年度予定)
消防施設整備事業	老朽化した消防署所、消防団器具置場等を改修又は改築します。また、施設や設備機器の劣化状態等を点検し、適切な維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子母口出張所改築工事 (R8～R9年度) ・ 平間出張所改築工事 (R10～R11年度)
地域防災支援事業	消防職員と消防団員が連携した訓練等を実施するとともに、各種イベント等を活用して、消防団員募集活動を行います。また、教育機関等と連携した防火防災教育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防フェア等の各種イベント及びSNS等を活用した消防団員募集活動の実施 (毎年度) ・ 教育機関等と連携した防火防災教育の実施 (毎年度)

施策 1-1-4

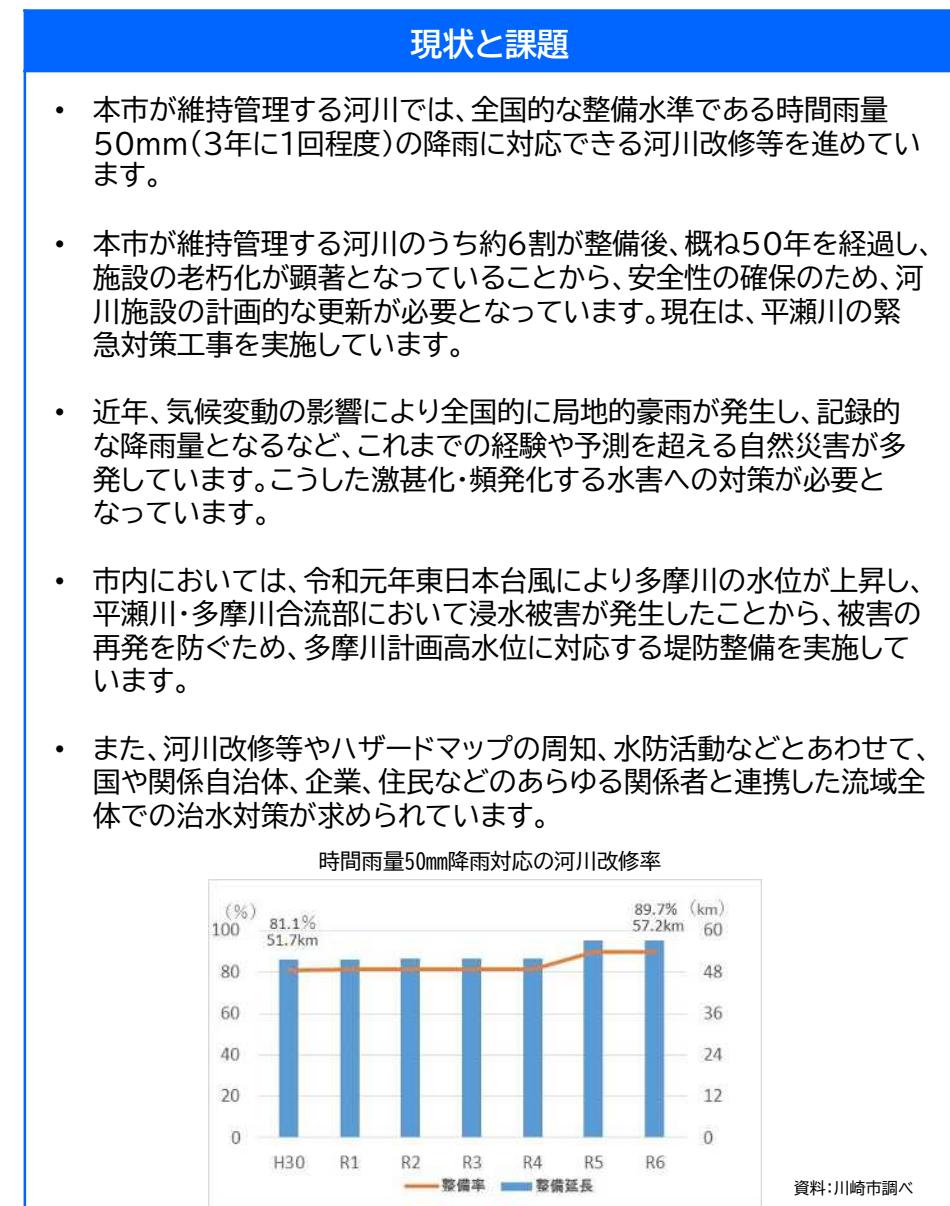
河川施設の整備

施策の目標
流域の治水対策が進み氾濫リスクが軽減している

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
時間雨量50mm降雨対応の河川改修率(建設緑政局調べ)	89.7% (R6年度)	95.5%以上 (R11年度)
河川施設(平瀬川)の老朽化対策の進捗率(建設緑政局調べ)	64% (R6年度)	100% (R10年度)
平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率(多摩川計画高水位対応・延長700m) (建設緑政局調べ)	0% (R6年度)	50%以上 (R11年度)

関連するSDGs
1 持続可能な開発目標を達成するための行動を実行する 6 清潔な水と衛生環境を確保する 9 経済成長と持続可能な開発を実現するためのインフラ構築を進めよう 11 市場や地域社会に適応する、持続可能な都市を開拓する 13 気候変動による危機に対応するための行動を実行する 17 パートナーシップで持続可能な開発目標を達成しよう

関連する主な個別計画
・ 河川維持管理計画



取組の方向性

- ・ 時間雨量50mm降雨対応の河川改修等によるハード対策とハザードマップの周知等によるソフト対策が一体となった取組の推進
- ・ 国や関係自治体等と連携した、気候変動の影響による降雨量増加への対応に向けた計画的な治水対策の推進
- ・ 令和元年東日本台風により浸水被害のあった平瀬川・多摩川合流部における堤防整備の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
河川計画事業	気候変動の影響による将来の降雨量の増加を考慮した上で、流域治水の視点を踏まえてグリーンインフラ等も活用し、下水道事業と連携して雨水対策の方針を策定します。策定後は方針に基づき、河川改修や浸水軽減に向けた取組等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(仮称)雨水対策基本方針」の策定 (R9年度)
河川改修事業	治水安全度の向上を図るため、準用河川五反田川について、時間雨量50mm(3年に1回程度)の降雨に対応する河川改修を実施するとともに、準用河川三沢川について、河川改修に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準用河川五反田川の河川改修の実施 (~R8年度)
河川施設更新事業	これまで整備してきた河川の治水安全度を確保するため、老朽化により大規模な更新が必要となった河川施設について、施設更新を計画的に進めます。現在は、一級河川平瀬川の護岸の緊急対策工事を実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平瀬川護岸改修事業の実施 (~R10年度)
平瀬川・多摩川合流部整備事業	令和元年東日本台風により浸水被害のあった、一級河川平瀬川・多摩川合流部において、神奈川県が策定した「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づいた堤防整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平瀬川・多摩川合流部(1期区間)における多摩川計画高水位までの堤防整備の実施 (~R14年度予定)
水防業務	国の基準改定等を踏まえながら、適宜、洪水ハザードマップを改定し、市民への周知・啓発を行います。また、河川の増水時に河川パトロールなどの水防活動を実施し、被害の防止・軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災フェア等の機会を通じた洪水ハザードマップの周知・啓発 (毎年度) ・ 区役所における市内転入者等への洪水ハザードマップの周知・啓発 (毎年度)

施策 1-2-1

防犯対策の推進

施策の目標

地域の秩序が維持され暮らしの安全が確保されている

現状と課題

- 防犯対策は、多岐にわたる行政の取組の中でも特に市民ニーズの高い施策ですが、コロナ禍からの社会経済活動の回復を機に、刑法犯の認知件数は全国的に増加傾向にあります。
- 市民の暮らしの安全を確保するため、刑法犯認知件数の人口割合を大都市の中で最少とすることをめざし、防犯カメラの設置など、犯罪を起こさせない環境づくりを進める必要があります。
- 犯罪被害者等支援条例の積極的な広報により、相談・支援件数は増加傾向にありますが、複雑化する犯罪に対し、被害者等の状況に応じた、よりきめ細やかな支援を行う必要があります。
- 路上喫煙に関する市民からの苦情等は多く寄せられる一方、分煙施設の整備を求める要望等もあることから、継続的な意識啓発や指導とともに、適切な分煙環境の確保に取り組む必要があります。
- 繁華街などにおける客引き行為等が依然として行われていることから、継続して商店街や神奈川県警察と連携しながら、条例等に基づく客引き行為等の防止に向けた取組を進める必要があります。
- 消費者を取り巻く環境変化や多様化する消費生活相談に対応し、被害の未然防止に向けた消費者教育を推進する必要があります。

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
市内刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	8,146件 (R6年)	8,146件以下 (R11年)
路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数 (市民文化局調べ)	7人 (R6年度)	7人以下 (R11年度)
防犯カメラ設置台数(人口10万人あたり) (市民文化局調べ)	35.6台 (R6年度)	82.5台以上 (R11年度)

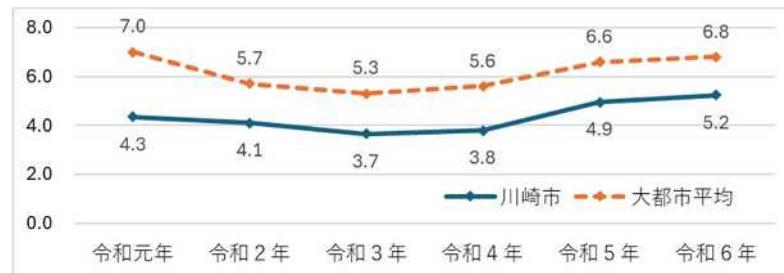
関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 消費者行政推進計画

人口千人あたりの刑法犯罪認知件数



資料:神奈川県警察統計

取組の方向性

- ・ 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化と、路上喫煙や客引き行為等の防止による安全・安心な通行環境の確保
- ・ 犯罪被害者等に寄り添った生活支援の推進
- ・ 消費者被害の救済及び未然防止に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
防犯対策事業	防犯カメラの普及に向けて、町内会・自治会等への設置補助や、犯罪発生状況等のデータに基づく整備と周知に取り組みます。また、地域の防犯関連団体や警察等と連携した活動を推進し、防犯灯の適正な維持管理や住宅の防犯診断の実施等により、犯罪の未然防止や抑止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラの設置補助（毎年度） ・ 重点地区防犯カメラの整備（R8年度以降順次） ・ 防犯灯の管理灯数（令和6年度：約7万灯→R11年度：約7万7千灯） ・ 防犯診断の実施（毎年度）
犯罪被害者等支援事業	相談窓口における被害者等に寄り添った支援や、条例に基づいた見舞金や配食等の日常生活に関する支援制度などの効果的な広報啓発活動等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪被害者等支援相談窓口における相談支援（毎年度）
路上喫煙防止対策事業	路上喫煙防止指導員による巡回や広報啓発活動を行うとともに、適切な分煙環境の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路上喫煙防止キャンペーン（毎年度） ・ 路上喫煙防止重点区域における指定喫煙所の環境整備（毎年度）
客引き行為等防止対策事業	客引き行為等防止指導員による巡回のほか、商店街・警察との一層の連携により周知・啓発を行い客引き行為等の防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客引き行為等防止キャンペーン（毎年度） ・ 客引き行為等重点区域での指導（毎年度）
消費生活相談・啓発育成事業	消費生活に関する相談に対して、専門的な知見に基づく情報提供等を行うとともに、消費者教育や啓発を通じて被害の救済及び未然防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国消費生活情報ネットワークシステム刷新に伴う相談業務の効率化（R8年度）

施策 1-2-2

交通安全対策の推進

施策の目標

市内の交通事故や交通ルール違反が減少している

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	2,817件 (R6年)	2,817件以下 (R11年)
放置自転車等の台数 (建設総務局調べ)	1,717台 (R6年度)	1,500台以下 (R11年度)
自転車損害賠償責任保険等の加入率(建設総務局調べ)	70.5% (R7年度)	75%以上 (R11年度)

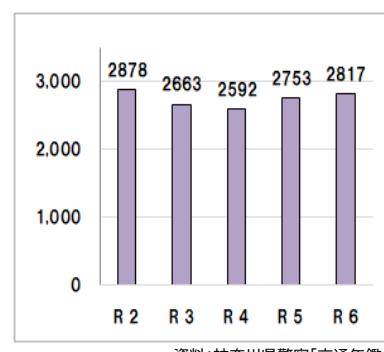
関連する
SDGs関連する
主な個別計画

- ・ 自転車活用推進計画

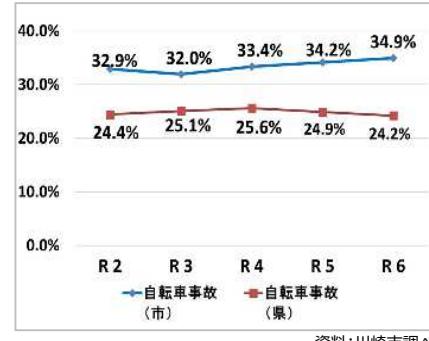
現状と課題

- ・ 交通事故発生件数は横ばいで推移していますが、自転車関係事故の割合が県平均を上回っており、また交通事故全体に占める高齢者関係事故の件数も多い状況です。このため、自転車利用者や高齢者等が安全・安心に通行できる道路環境の整備と、交通事故防止に向けた対策が求められています。
- ・ 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けて、従来の地域に密着した啓発活動を継続しながら、デジタルサイネージ等の幅広い手法を取り入れていくことが求められています。
- ・ 改正道路交通法に基づく自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務化や自転車利用中のスマートフォン操作などの「ながら運転」の禁止・罰則強化など、改正内容について幅広い世代に向けて効果的な啓発活動に取り組む必要があります。
- ・ 自転車等の放置は一定程度減少しているものの、一部地域において、慢性的に放置されていることから、状況に応じた駐輪場の整備や放置自転車等の撤去の取組を進めていく必要があります。

市内の交通事故発生件数の推移



自転車事故の割合(県・市)



取組の方向性

- ・特に事故構成率の高い自転車利用者や高齢者を含めた各世代に対する、交通事故防止に向けた交通安全教育の推進
- ・歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備
- ・放置自転車等の更なる削減に向けた効率的・効果的な対策の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
交通安全推進事業	交通安全関係団体、警察等と協働・連携した交通安全運動や自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施をはじめとする、自転車利用者へのルール等の周知、高齢者等に交通安全教室を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の交通安全団体で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動（毎年度） ・交通安全教室の開催（毎年度） ・路面及び電柱巻付表示の実施（毎年度）
安全施設整備事業	歩行者と車両の分離、歩道の段差解消のための歩道改良、交差点形状の見直し、交差点内カラー舗装等の交差点改良などに取り組むとともに、高齢者や障害者等に配慮した、生活関連経路等のバリアフリー整備の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道及び交差点等の改良（毎年度） ・バリアフリー基本構想地区等における生活関連経路等整備（R6年度:95%→R11年度:100%）
放置自転車対策事業	駐輪需要に応じた駐輪場整備や、放置自転車等に関するルール・マナーの啓発、撤去の推進、新たな保管返還方法の検討などに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要駅周辺を中心とした自転車等放置防止のための啓発の実施（毎年度） ・放置自転車等の駐輪場での一時保管に向けた実証実験（R10年度）、効果検証（R11年度）

施策 1-2-3

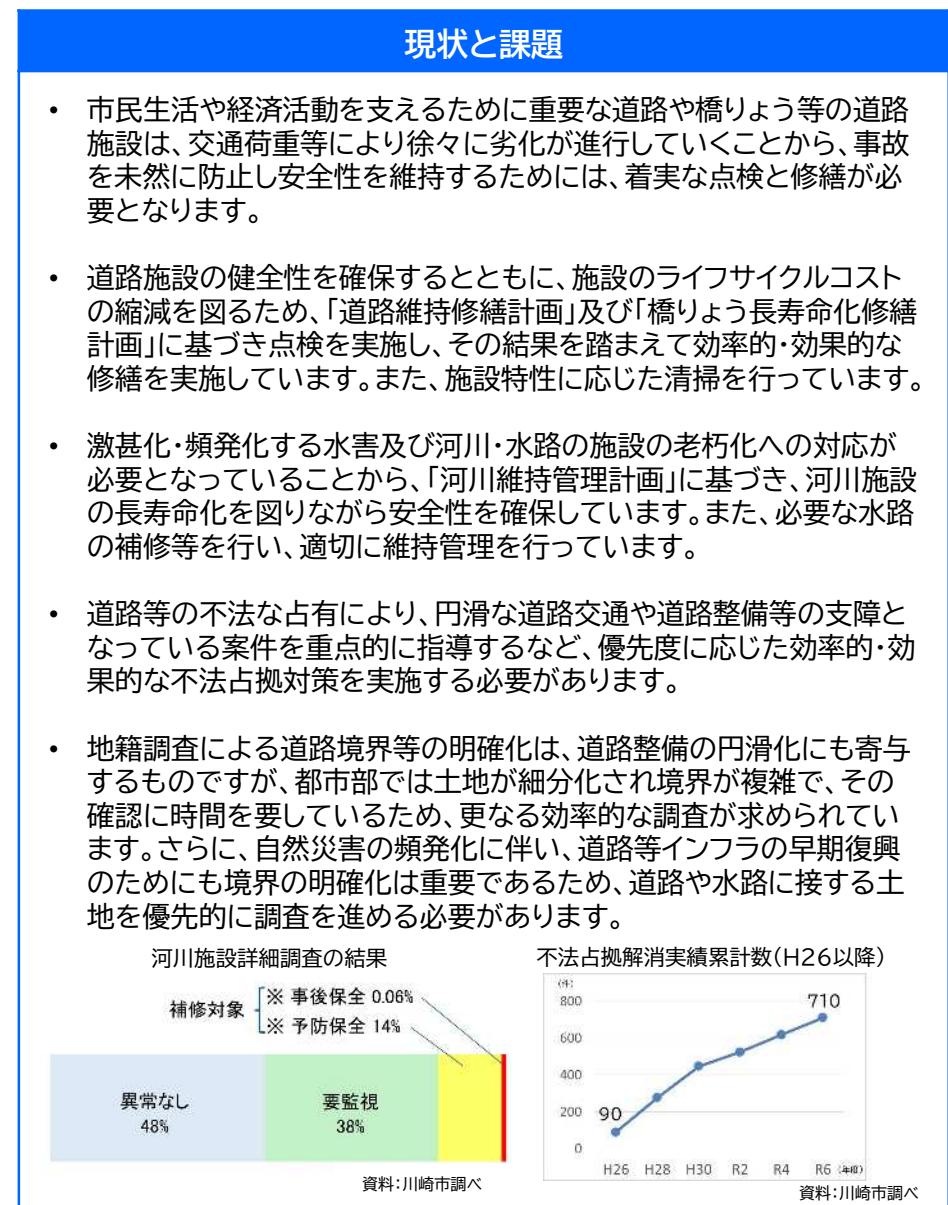
道路等の維持・管理

施策の目標
誰もが安全かつ快適に道路や河川を利用できている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
道路施設の健全度 (建設緑政局調べ)	95.8% (R6年度)	99.0%以上 (R10年度)
河川施設の補修進捗率 (建設緑政局調べ)	8% (R6年度)	100% (R10年度)
不法占拠の解消実績件数 (建設緑政局調べ)	710件 (R6年度)	970件以上 (R11年度)

関連するSDGs
     

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路維持修繕計画 ・ 橋りょう長寿命化修繕計画 ・ 河川維持管理計画



取組の方向性

- ・ 道路・河川施設等について、効率的・効果的な点検や修繕等による、長寿命化、健全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の推進
- ・ 道路整備等に影響を及ぼしている箇所への重点的な指導による、効率的・効果的な不法占拠対策の推進
- ・ 道路整備や防災対策などに資する効率的・効果的な地籍調査の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
道路施設等維持修繕事業	「道路維持修繕計画」及び「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、施設に応じた管理手法により、計画的に点検・修繕を行うなど、適切に維持管理を行います。また、施設特性に応じて清掃を行い、常に良好な状態を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「道路維持修繕計画実施プログラム」の更新 (R10年度)
河川・水路維持補修事業	「河川維持管理計画」に基づき、計画的に河川施設の点検・補修を行うなど、適切に維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。また、水路の補修や除草等を実施し、良好な状態を維持します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「河川維持管理実施計画」の改定 (R10年度)
道水路不法占拠対策事業	本市が管理する道路敷、水路敷及び河川敷の実態を把握し、不法な占有に対し除却指導を行うとともに、解消困難な案件に対しては法的措置を実施するなど、不法占拠の対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路パトロール等の実施による不法占拠の抑止と早期発見 (毎年度)
地籍調査事業	公共事業の円滑化や事前防災対策の推進、及び被災後における迅速な復旧・復興事業の実施等の観点から、「国土調査法」に基づき、土地所有者や地番、境界等に関する調査を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第7次国土調査事業十箇年計画」に基づく計画的な調査の実施 (毎年度) ・ 地籍調査の進捗率 (R6年度:12.0%→R11年度:12.5%)

施策 1-3-1

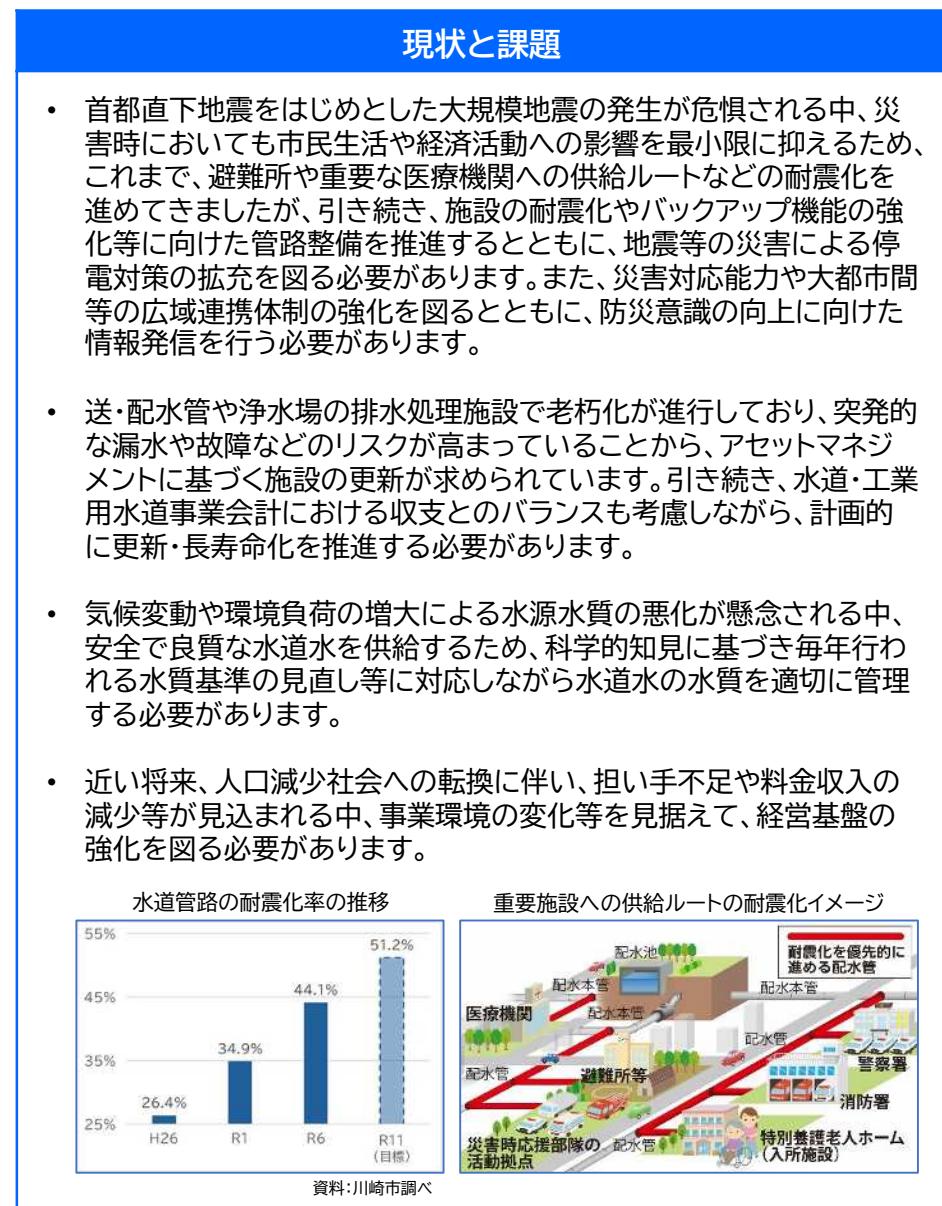
安定給水の確保

施策の目標
安全で良質な水が安定的に供給されている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
水質基準適合率 (上下水道局調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)
水道管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	44.1% (R6年度)	51.2%以上 (R11年度)
工業用水道の送水管事故時 バックアップ率 (上下水道局調べ)	87.8% (R6年度)	100% (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
・ 上下水道ビジョン ・ 上下水道事業中期計画



取組の方向性

- ・ 災害時等の安定給水の継続に向けた管路の耐震化・二重化・ネットワーク化等の推進及び点検・修繕の実績等を考慮した施設の更新
- ・ 安全で良質な水の供給に向けた、水源から給水栓までの総合的な水質管理の推進
- ・ 災害対応能力・広域連携体制の強化に向けた訓練実施や防災情報発信、水需要減少に対応した財源確保等の取組の推進

計画期間の主要な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
水道・工業用水道施設の地震対策事業	警察・消防署等の重要施設への供給ルートの耐震化を行うとともに、基幹施設間を結ぶ連絡管の布設を進めます。また、浄水場における非常用自家発電設備の燃料貯蔵容量の増強等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要施設への供給ルートの耐震化完了（R11年度） ・ 工業用水道の浄水場等連絡管布設完了（R11年度） ・ 長沢浄水場燃料貯蔵容量の増強（R9年度）
水道・工業用水道施設の老朽化対策事業	更新時期を迎えた小口径配水管や基幹管路である1号配水本管の更新を実施するとともに、長沢浄水場の排水処理施設の更新を進めるなど、適切に老朽化対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小口径配水管更新工事（R8～11年度：計140km） ・ 1号配水本管（鷺沼工区）更新完了（R10年度） ・ 長沢浄水場排水処理施設改良工事完了（R13年度予定）
水道水質の管理事業	有機フッ素化合物(PFAS)を含む水質基準に基づき、水質管理を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査の実施（毎年度）
水道・工業用水道の危機管理対策事業	応急給水訓練等を実施し、局防災計画等を継続的に改善するとともに、大都市間の合同訓練等を実施し、相互応援体制の更なる強化を図ります。また、飲料水の備蓄や応急給水拠点の周知に関する啓発を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本水道協会関東地方支部(南関東ブロック)合同防災訓練の実施（毎年度）
水道・工業用水道の経営基盤強化事業	水道料金制度等の見直しを行うとともに、資産の有効活用や資金運用等により安定的な財源確保に取り組みます。また、将来の担い手不足への対応として、デジタル技術の活用等による事業運営の最適化や人材の育成・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率（【水道】R6年度:105.4%→R11年度:100%、【工水】R6年度:105.4%→R11年度:91.0%） ・ 資産の有効活用による収益額（R6年度:8.5億円→R11年度: 8.9億円）

施策 1-3-2

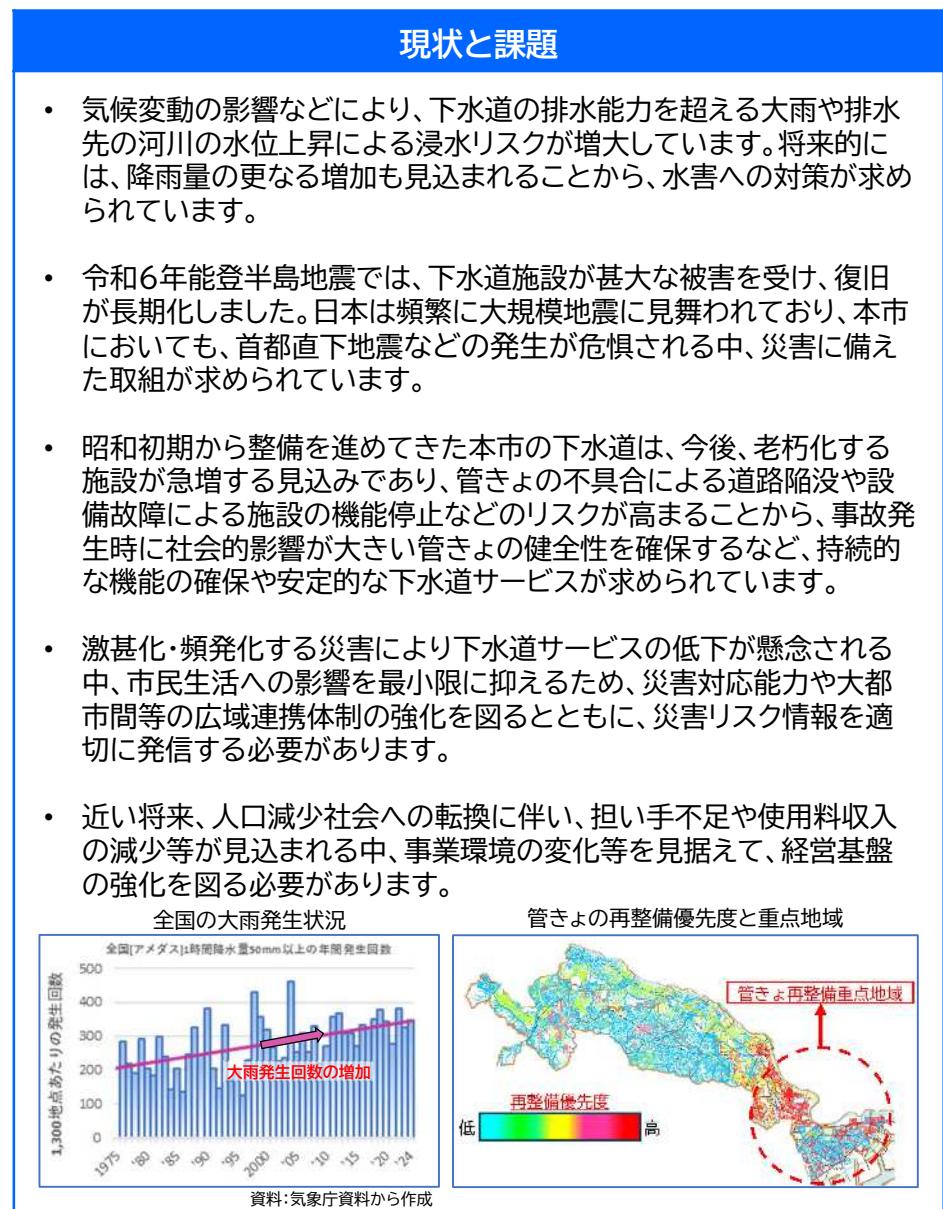
下水道による水循環の形成

施策の目標
健全な水循環を支える安定した下水道機能が確保されている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
浸水対策実施率(三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区) (上下水道局調べ)	30.6% (R6年度)	38.7%以上 (R11年度)
重要な管きよの耐震化率(市内全域) (上下水道局調べ)	86.4% (R6年度)	89.0%以上 (R11年度)
管きよ再整備率(管きよ再整備重点地域) (上下水道局調べ)	39.0% (R6年度)	45.5%以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
・ 上下水道ビジョン ・ 上下水道事業中期計画



取組の方向性

- 大雨による浸水被害の防止・軽減に向けた雨水管きょやポンプ施設の整備等、気候変動の影響を考慮した取組の推進
- 災害に強く持続可能な下水道サービスの提供に向けた、下水道施設の耐震化や再整備・再構築の推進
- 災害対応能力・広域連携体制の強化に向けた訓練実施や防災情報発信、水需要減少に対応した財源確保等の取組の推進

計画期間の主要な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
浸水対策事業	重点化地区における雨水管きょや、排水樋管周辺地域におけるポンプゲート設備等を整備します。また、気候変動による将来の降雨量増加を考慮し、雨水対策の基本方針策定に向けて河川事業等と連携を図るとともに、計画・設計基準の見直しに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 宮内、諏訪、二子、宇奈根排水樋管におけるポンプゲート設備の整備完了（R9年度） 入江崎統合幹線本体工事（R9～16年度予定） 三沢川地区における雨水ポンプ施設の整備の実施（R7年度：0施設→R11年度：2施設）
下水道施設の地震対策事業	災害時において特に機能確保が必要とされる重要な下水管きょの耐震化を推進します。また、水処理センターの消毒機能やポンプ場の汚水揚水機能の確保等、水処理センター・ポンプ場の耐震化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 水処理センターの消毒機能の確保の実施（R7年度：2施設→R11年度：3施設） ポンプ場の汚水揚水機能の確保の実施（R7年度：7施設→R11年度：9施設）
下水道施設の老朽化対策事業	アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した最適な下水道施設の再整備・再構築を推進します。また、再構築と合わせた創エネルギー設備や高効率機器の導入など、カーボンニュートラルに向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 入江崎総合スマッシュセンター1系焼却炉の再構築完了（R8年度） 大師河原ポンプ場（汚水）再構築完了（R10年度） 損傷リスクが高い大口径管きょの健全性調査結果に基づく対策の完了（R11年度）
下水道の危機管理対策事業	浸水対策訓練等を実施し、局防災計画等を継続的に改善するとともに、地震対策に係る大都市間の合同訓練等を実施し、相互応援体制の更なる強化を図ります。また、観測機器から得られる排水樋管情報等の提供に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 災害時支援大都市連絡会議 図上訓練・同時被災情報連絡訓練の実施（毎年度）
下水道の経営基盤強化事業	下水道使用料制度等の見直しを行うとともに、資産の有効活用や資金運用等により安定的な財源確保に取り組みます。また、将来の扱い手不足への対応として、デジタル技術の活用等による事業運営の最適化や人材の育成・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率（【下水】R6年度：105.1%→R11年度：100%） 資産の有効活用による収益額の維持（R6年度：0.9億円）

施策 1-4-1

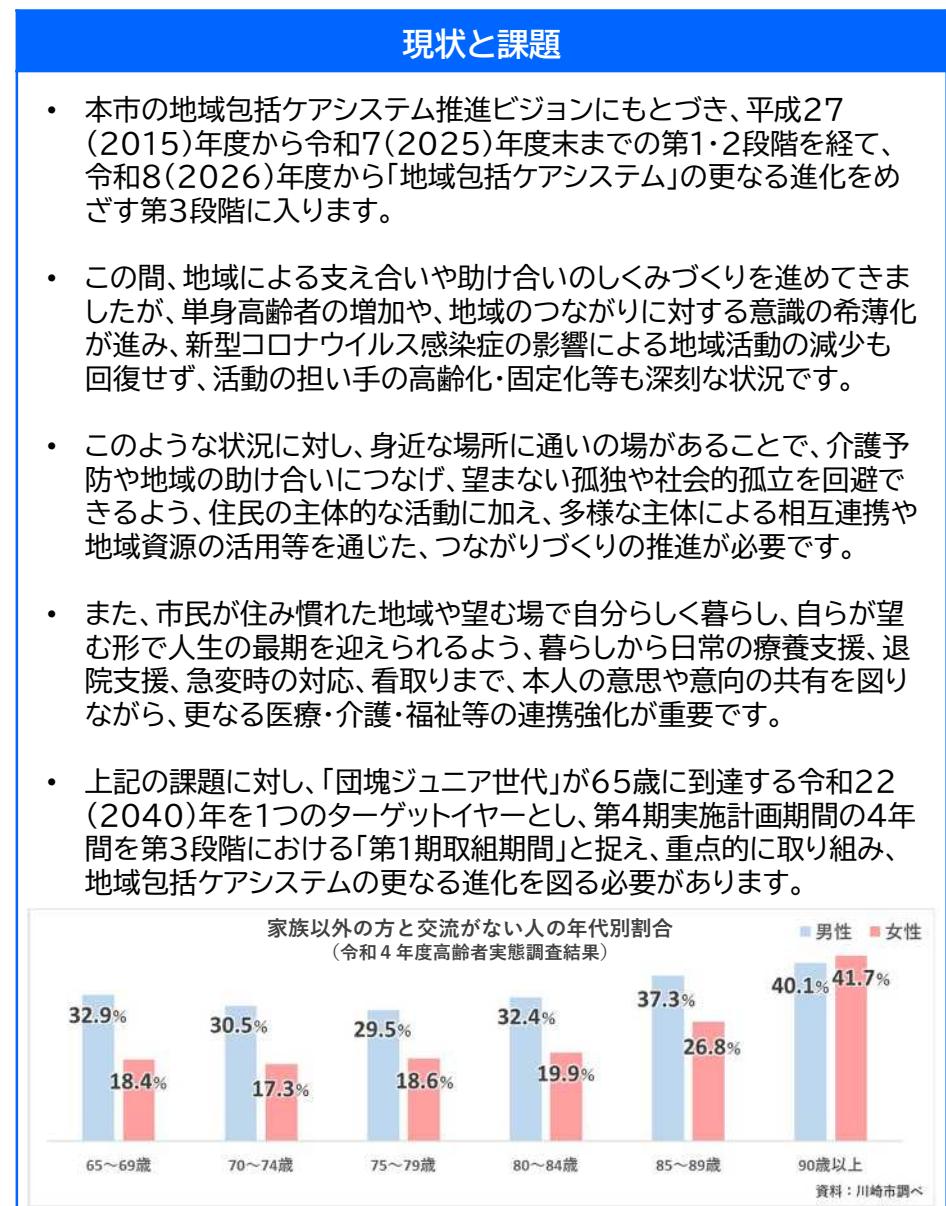
地域包括ケアシステムの推進

施策の目標
多様な主体のつながりや助け合いが広がるとともに、医療・介護等の連携により、専門的ケアの提供が進んでいる

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
身近な地域でつながりを生む 通いの場の数 (健康福祉局調べ)	1,039か所 (R6年度)	1,200か所以上 (R11年度)
高齢者の生活を支える取組への協力事業所数 (健康福祉局調べ)	90事業所 (R6年度)	150事業所以上 (R11年度)
訪問診療を受けた患者数 (平均月間レセプト件数) (健康福祉局調べ)	15,643人 (R5年度)	18,000人以上 (R10年度)

関連するSDGs
    

関連する主な個別計画	・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン ・ 地域福祉計画



取組の方向性

- ・ 地域活動や担い手確保の支援、民間企業との連携によるつながりづくりや、地域包括ケアに資する取組の共創等の推進
- ・ 多職種連携などによる医療・介護・福祉・生活支援の相互連携や一体的な専門的ケアの提供に向けた取組の推進
- ・ 地域特性などのデータ等に基づく身近な小地域における地域マネジメントの推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
地域包括ケアシステム推進事業	「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく取組を推進するため、民間企業を含めた多様な主体で構成される地域包括ケアシステム連絡協議会等を通じた、幅広い分野における連携のしくみづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステム連絡協議会の参画団体数（毎年度：130団体） ・ 地域包括ケアシステムポータルサイトへの記事の掲載数（毎年度：1,000件）
地域のつながりづくり推進事業	安心して暮らし続けられる地域の実現に向け、一人暮らし等高齢者の状況や地域特性等を踏まえ、既存の地域での取組に加え、多様な主体との連携による取組への支援を行いながら、身近な小地域での見守り・支え合いの更なるしくみづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区を中心とした地域マネジメントの実施（毎年度） ・ 地域見守りネットワーク事業協定締結事業者数（R6年度：77事業者→R11年度：80事業者）
民生委員児童委員活動育成等事業	地域での身近な相談・支援の担い手である民生委員児童委員について、新たな担い手の確保に向けた取組等を進め、活動の重点化や負担軽減を図りながら、地域で活動しやすい環境づくりを推進します。また、適正配置や育成・支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員の充足率（R6年度：81.3%→R11年度：82.0%） ・ 民生委員児童委員の活動支援（毎年度） ・ 活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実（毎年度）
医療・介護等連携推進事業	本人の暮らしの情報などを関係機関同士が把握・共有しやすくするためのしくみづくりに向けた支援等に取り組むとともに、病院間の連携による退院支援やレスパイト、介護施設・事業所における医療対応・連携等の充実を図ることで本人の意思や希望を尊重した在宅療養を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市在宅療養推進協議会・ワーキンググループの開催（毎年度） ・ 在宅チーム医療を担う地域リーダー研修の受講者数（R6年度：1,614人→R11年度：2,360人）
地域リハビリテーション推進事業	全世代・全対象型支援、医療・介護・福祉等の連携強化、サービスの質の向上等に向け、医療機関、介護・障害福祉サービス事業所・施設、地域リハビリ拠点等への支援や連携強化を進めます。また、人材育成に取り組むとともに、関係機関同士をつなぎながら、有機的なネットワーク構築を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所や支援機関の専門人材育成研修（毎年度） ・ 地域リハビリテーションセンターにおける専門的支援の実施（毎年度） ・ 地域リハビリテーションネットワーク参画コア機関数（R8年度：新規設置→R11年度：21機関）

施策 1-4-2

高齢者の地域共生の推進

施策の目標

高齢者が、生きがいをもって過ごし、介護が必要になっても質の高いサービスを受けることができている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
要介護2以上になる平均年齢 男性 (国保データベース(KDB))	79.7歳 (R6年度)	80.0歳以上 (R11年度)
要介護2以上になる平均年齢 女性 (国保データベース(KDB))	84.2歳 (R6年度)	84.5歳以上 (R11年度)
要介護高齢者の介護度の維持・改善率 (健康福祉局調べ)	82.8% (R6年度)	82.8%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ・ 地域福祉計画
- ・ かわさきいきいき長寿プラン

現状と課題

- 今後の高齢化の更なる進行に伴い、医療・介護需要が急増するだけでなく、介護までは必要なくとも、日常生活の支援を必要とする高齢者がこれまでにない規模で増加し、相談ニーズも更なる多様化が見込まれ、生産年齢人口の減少に伴い、医療・介護サービスを支える人材の不足も深刻化することが想定されます。
- こうした状況の中、「人生100年時代」を迎えるにあたり、高齢期の暮らしを豊かなものとするため、これまで以上に、生きがい・社会参加、健康づくり・介護予防等の取組や、相談体制の整備、高齢者自身がライフプランを考え、予め終活等の備えを進めてもらうことが重要になります。
- また、加齢による身体機能の低下等で、フレイルや要支援状態になつても、適切な介護予防ケアマネジメントのもと、リハビリ、生活支援・交流等を通じ、可能な限り要介護状態への移行を防ぐとともに、認知症についても、早期(軽度認知障害(MCI)や軽度認知症の段階)からの支援により、生活状態の維持・改善を図ることが重要です。
- 加えて、要介護状態になつても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護基盤の整備、人材確保や生産性向上等により、資源が限られる中においても、質の高い介護サービスの提供が求められます。



取組の方向性

- ・ 多様なニーズに対応するための総合相談機能の充実・強化、生きがい・健康づくり、社会参加、介護予防等の推進
- ・ 認知症になっても、地域生活を継続できるようにするための早期支援等による生活状況の改善、予防・共生等の推進
- ・ 介護が必要なあっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするための利用者本位の質の高いサービスの提供

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
高齢者総合相談・支援事業	多様化・複雑化する支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターの相談体制・機能の充実、地域ケア会議等を活用した関係機関との連携強化、区役所等における総合的な相談支援や権利擁護の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターにおける第1号被保険者1,500人あたりの専門職配置数 (R7年度:1.07人→毎年度:1.0人) ・ 地域ケア会議の開催件数 (R6年度:436件→R11年度:600件)
高齢者生きがい・社会参加促進事業	各種講座・イベントの開催、持続可能性等を踏まえた高齢者外出支援乗車事業等による外出支援、老人クラブやいこいの家等における生きがいづくりの支援等を行うとともに、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりの取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者外出支援乗車事業の実施(毎年度) ・ ほぼ毎日外出している高齢者の割合(R4年度:50.5%→R10年度:55.0%) ・ いこいの家・いきいきセンター等利用者数 (R6年度:639,393人→R11年度:777,000人)
介護予防・重度化防止対策事業	市民のセルフケア意識を高め、主体的に介護予防に取り組むことができるよう、地域の担い手づくりや地域活動支援、フレイル予防の普及啓発を進めます。また、虚弱、要支援高齢者等への初期支援の選択肢を充実させ、自分らしい暮らしを続けられるよう、介護予防・自立支援に資する体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ いこい元気広場の実施 (毎年度) ・ 地域リハビリテーション支援拠点の支援件数 (R6年度:669件→R11年度:1,250件) ・ 自立支援型サービスの利用者数 (R6年度:111人→R11年度:390人)
認知症等対策事業	認知症になっても、住み慣れた地域や望む場で希望をもって自分らしく暮らし続けられるよう、認知症等の人や家族に対し、早期から気づきを促し、適切な対応に向けた取組等を充実・強化し、認知症疾患医療センター(略称:認知症疾患C)を中心とした、地域、医療、介護が連携した取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽度認知障害スクリーニング事業の参加者数 (R6年度:544人→R11年度:840人) ・ 生活支援コーディネーターによる個別支援件数 (R6年度:304人→R11年度:750人) ・ 認知症疾患C鑑別診断数(毎年度:2,000件)
介護サービス基盤確保・運営支援等事業	介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域バランスを考慮しながら、介護保険施設や地域密着型サービス等の整備を進めるとともに、介護人材の確保と定着の支援に向けた取組を進めます。また、要介護状態の維持・改善に資するサービスの質の向上や事業者の運営支援・指導等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業所のLIFE(データ活用等)関連加算の取得率 (R6年度:59.0%→R11年度:73.9%) ・ かわさき健幸寿プロジェクトの参加者数 (R6年度:711人→R11年度:1,400人) ・ 介護人材マッチング・定着支援事業(毎年度)

施策 1-4-3

障害者の地域共生の推進

施策の目標		
障害者等が社会とのつながりを持ちながら主体的な地域生活を送っている		

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
計画相談支援に基づいた障害福祉サービスの利用者割合 (健康福祉局調べ)	35.6% (R6年度)	37.9%以上 (R11年度)
施設入所(児)者及び長期入院者のうち、地域生活に移行した者の数 (健康福祉局調べ)	60人 (R6年度)	60人以上 (R11年度)
福祉施設及び就労援助センターから的一般就労への移行者数 (健康福祉局調べ)	648人 (R6年度)	692人以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン ・ かわさきノーマライゼーションプラン

現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者はやや減少傾向にある一方、精神・知的障害者については、今後も増加傾向が続くことが見込まれること、また、加齢に伴い障害が重度化・重複化する方や、障害者手帳は持たないものの、支援を要する方など、支援すべき対象範囲も広がってきていることから、個々の状態・状況やライフステージ、ニーズ等に応じた、よりきめ細やかな対応が求められます。 こうした状況に対応するためには、総合相談に加え、障害者が、自身のニーズや特性等に合った最適な障害福祉サービス等を適切に受けられるよう、本人・家族等が希望する場合には、セルフプラン(自ら作成するサービス等利用計画)ではなく、専門的な視点からサービス内容等を計画する計画相談支援につなげることに加え、障害の状況に応じた専門相談や障害児等に対する相談支援の充実も重要です。 また、専門人材の確保が難しく、障害福祉サービス事業所の安定的な運営が見通せない状況下においても、障害者が障害特性や程度に応じ、可能な限り、主体的な生活を地域で安定的に送ることができるよう、人材確保や事業所運営等を支援しながら、地域移行支援、日中活動支援、在宅サービスなど、必要な支援・サービスが確実に届くようにする必要があります。 さらには、障害者の社会参加・交流を促進するため、外出時の移動手段の確保に加え、就労支援や定着支援、また、企業が障害者を雇用しやすい環境づくりの支援も重要です。 		

障害者手帳を持つ市民の推移

年度	人数
H18 (2006)	計 63,305 人
R3 (2021)	計 64,146 人
R4 (2022)	計 65,582 人
R5 (2023)	計 66,973 人
R6 (2024)	計 67,387 人

※下線部は「ピーク年度」

■ 身体（身体障害） ■ 痢育（知的障害） ■ 精神（精神障害）

資料：川崎市調べ

障害福祉サービス利用者のセルフプラン及び計画相談支援の推移(人数・率)

年度	セルフプラン (自らがサービス等利用計画を作成)	計画相談支援 (事業者がサービス等利用計画を作成)	合計 (人)	合計 (率)
R3 (2021)	4,418 人 (60.7%)	2,858 人 (39.3%)	7,276 人	5.499 人 (64.4%)
R4 (2022)	4,937 人 (63.8%)	2,806 人 (36.2%)	7,743 人	3.035 人 (35.6%)
R5 (2023)	5,191 人 (64.1%)	2,902 人 (35.9%)	8,093 人	5.191 人 (64.1%)
R6 (2024)	5,191 人 (64.1%)	2,902 人 (35.9%)	8,093 人	5.191 人 (64.1%)

■ セルフプラン (自らがサービス等利用計画を作成)
■ 計画相談支援 (事業者がサービス等利用計画を作成)

資料：川崎市調べ

取組の方向性

- ・障害者等の多様なニーズに対応できる相談支援機能の充実・強化
- ・障害等の特性や程度等に応じた、必要な支援・サービスの提供体制の充実及び運営支援等の推進
- ・障害者等の状態像や周辺環境等を踏まえた、移動支援、就労・定着支援等を通じた社会参加・交流等の促進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
障害者等総合相談・支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、サービス事業者との調整等を行うとともに、地域の関係機関と連携し、相談支援機能の充実を図ります。また、計画相談支援の利用促進や障害者相談支援センター等の運営を通じ、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援の利用者の増加人数(R11年度:1,093人(R7年度からの累計)) ・障害者相談支援センターと地域の相談機関等との連携(毎年度) ・ひきこもり地域支援センターによる支援(毎年度)
障害児等総合相談・生活支援事業	障害児、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、本人や家族のニーズ等に応じた、支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業所の対応力向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・療育センター及び子ども発達・相談センター初回相談までの待機期間(毎年度:最長30営業日) ・子ども発達・相談センターによる相談を通じた支援方針の決定(毎年度)
障害福祉の基盤確保・運営支援等事業	障害のある方の支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害福祉サービス事業所等の整備等を進めるとともに、人材の確保・定着・育成に係る取組や、運営支援や指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの定員数(R6年度:1,798人→R11年度:2,246人) ・障害(児)福祉サービス事業所に対する年間の運営指導実施率(R6年度:6.8%→R11年度:16.6%(事業所指定の有効期間内に1回以上))
障害者生活支援事業	関係機関との連携・支援のもと、障害者本人の意思決定を促し、精神科病院や入所施設からの地域生活への移行を推進します。また、地域移行後の生活を継続できるよう、障害者本人のニーズに応じた在宅生活等を支援する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の地域移行に向けて支援した人数(R6年度:79人→令和11年度:244人(令和8年度からの累計)) ・入所施設からの地域移行に係る関係機関への普及・啓発を目的とした研修の開催(毎年度)
障害者社会参加・就労支援事業	障害者の状態像や外出実態などを踏まえた、持続可能な移動手段の確保・移動支援等に取り組みます。また、個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する普及・啓発活動や障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所等の支援力向上等を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催(毎年度) ・ヘルパー同行による行動援護・同行援護・移動支援利用人数(R6年度:1,583人→R11年度:1,776人)

施策 1-4-4

住宅・居住環境の整備

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

社会環境の変化や多様な居住ニーズに応じた住宅が供給されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
マンション管理計画認定制度による認定件数(まちづくり局調べ)	95件 (R6年度)	250件以上 (R11年度)
住宅確保要配慮者への物件紹介率(まちづくり局調べ)	84% (R6年度)	90%以上 (R11年度)
生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100戸以上)の割合(まちづくり局調べ)	42.1% (R6年度)	52%以上 (R11年度)

関連するSDGs

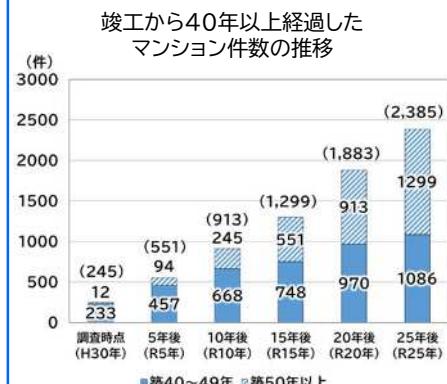


関連する主な個別計画

- ・住宅基本計画
- ・市営住宅等ストック総合活用計画
- ・空家等対策計画

現状と課題

- 高経年のマンションや戸建て住宅等においては、空き家の増加や建物の管理不全化に伴い周辺環境への影響や地域の活力低下が懸念されることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進、管理適正化や再生促進に向けた支援の充実などが求められています。
- 住まい・住まい方に対するニーズの多様化等を背景に、子育て世代の市外転出超過が続いている状況を踏まえ、子育て世代をはじめ、さまざまな世代を対象に人と住まいを循環させることなどにより、子育て世代の市内での定住や転入を促進する必要があります。
- 高齢化の進行等により増加が見込まれる住宅確保要配慮者の安定居住を図るため、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。
- 市営住宅については、厳しい財政状況の中、少子高齢化の進行などを踏まえ、社会環境の変化に合わせたストックの最適化を推進とともに、より公平・的確な入居機会の提供等に取り組み、持続可能な管理運営を進める必要があります。



取組の方向性

- ・ 高経年住宅等の維持・再生の促進
- ・ 子育て世代の市内定住・転入促進に向けた取組をはじめとする多様な世帯の安定居住の促進
- ・ 市営住宅や民間賃貸住宅の活用等による重層的な住宅セーフティネットの構築

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
住宅政策調査事業	住宅・住環境に関わる総合的な方針を定める住宅基本計画をはじめとした住まいに係る計画の策定や、住宅政策の立案・制度設計等に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅基本計画の改定（R11年度） ・ 市営住宅等ストック総合活用計画の改定（R11年度） ・ マンション管理適正化推進計画の改定（R9年度） ・ 空家等対策計画の改定（R8年度）
高経年住宅等維持・再生事業	高経年マンションの管理適正化や再生促進、空き家の予防・利活用や管理不全空家等に対する法的措置等に関する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション管理組合登録・支援制度の登録（毎年度） ・ 被相続人居住用家屋等確認書の発行（毎年度） ・ 住まいに関する講習会等の開催（毎年度） ・ 管理不全空家等への指導（毎年度）
住み替え等促進事業	若年層や子育て世代、高齢者等が居住ニーズやライフステージの変化に応じ円滑に住み替えできるよう、地域特性や世代ニーズ等を捉え、事業者等と連携し、既存住宅ストック等を活用した人と住まいが循環するしくみを構築するなど、子育て世代の市内定住・転入促進等に向け段階的に取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅ストック等を活用した官民連携によるモデル事業等の実施（R8年度～） ・ ポータルサイトやハウジングサロン等を活用した子育て世代に向けた情報提供（毎年度）
安定居住推進事業	地域包括ケアシステムとの連携による高齢者等の多様な居住ニーズへの対応や、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援などを推進するとともに、新たな支援のしくみを検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付（毎年度） ・ 住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住に向けた居住支援協議会の開催（毎年度）
市営住宅等整備・管理活用事業	市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、計画的な建替えや改善、維持管理等を推進するとともに、公平・的確な入居機会の提供や財産の有効活用に取り組むなど、市営住宅等の適切な管理運営・活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替工事完了団地数（R8～11年度：6団地） ・ 長寿命化改善工事完了団地数（R8～11年度：8団地） ・ 子育て世帯や若年世帯等を対象とした入居者募集（毎年度）

施策 1-4-5

健康づくりの推進

施策の目標
セルフケアが浸透し、心身ともに健康な生活を送る市民が増えている

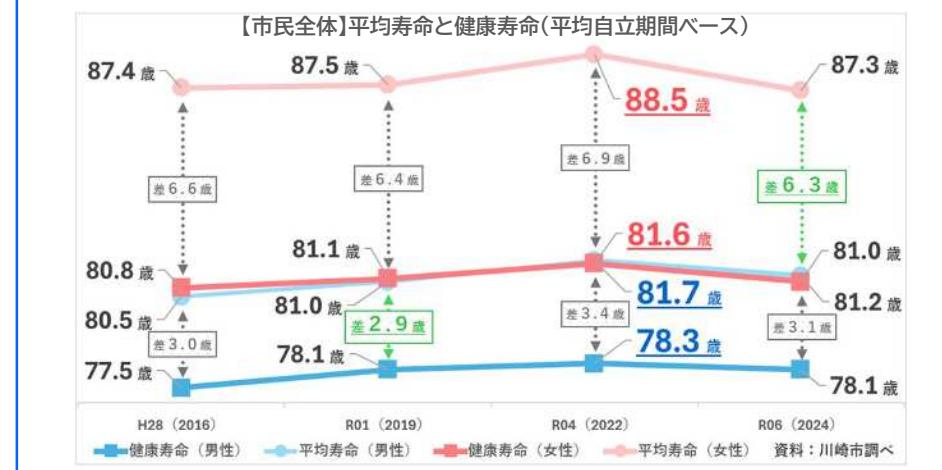
成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
平均寿命と健康寿命の差 男性 (国保データベース(KDB))	3.1年 (R6年度)	2.9年以下 (R11年度)
平均寿命と健康寿命の差 女性 (国保データベース(KDB))	6.3年 (R6年度)	6.3年以下 (R11年度)

関連する SDGs

関連する 主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステム推進ビジョン かわさき健康づくり・食育プラン データヘルス計画・特定健康診査等実施計画

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> 今後、更なる高齢化の進展等に伴い、医療・介護需要が増大し、医療費・介護給付費も上昇傾向が続くことが想定されるとともに、生産年齢人口の減少に伴い、専門人材等の確保が厳しさを増し、限りある医療・介護資源に掛かる負担も更なる増大が見込まれます。

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> そのため、将来的な医療・介護の最適化を見据えながら、必要な医療・介護サービスを確実に届けられるよう、これまで以上に、市民一人ひとりの健康意識を高め、自ら実践すべきことやその必要性等に対する理解を促し、更なるセルフケアの取組につなげるとともに、行政や民間企業等には、その支援・下支えが求められます。 こうした認識のもと、生活習慣病やがん、また、高齢期にフレイル(虚弱)状態や要支援・要介護状態に陥ることを防止するため、健康づくりや食育、生活習慣病対策、健(検)診や保健指導等について、若い世代から、効果的かつ重点的に取り組んでいく必要があります。 また、年齢や環境、健康状態等に着目し、医療・介護DXの進展等も踏まえながら、データ等の分析・活用を図るとともに、民間企業、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など、各関係団体との連携も重要です。



取組の方向性

- 若い世代から主体的かつとぎれることなく健康的な生活習慣を実践・継続できる取組の推進
- データ活用や各関係団体との連携等による、健康課題や特性を捉えた、健康づくり、セルフケアの後押しと、その環境づくり等の推進
- 継続的な健康状態の把握、生活習慣病予防、重症化防止に向けた健(検)診・保健指導等の取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
健康づくり事業	市民の健康意識の向上、自ら実践すべきことや必要性等に対する理解の促進、健康づくりの取組の習慣化に向け、民間企業、保険者、関係団体と協働・連携しながら、各世代の生活環境や健康に関するデータを分析し、より効果的な普及啓発やセルフケアの実践・継続の支援等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> かわさきTEKTEKの参加者数（R6年度：約6万人→R11年度：11万人） 主観的に健康だと思う市民の割合（【男性】R4年度：76.2%→R10年度：77.4%）（【女性】R4年度：79.6%→R10年度：81.0%）
食育推進事業	課題の多い若い世代を中心に、各世代の特性に対応しながら、朝食摂取、バランスの良い食事、低栄養の防止など、望ましい食生活の普及啓発や生活習慣を見直すきっかけとなる機会を提供するとともに、民間企業や各関係団体等と連携し、食の多様化に対応した食環境づくりなどを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 栄養成分表示を活用している者の割合（R4年度：8.9%→R10年度：13.8%） 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる若い世代の割合（R4年度：46.0%→R10年度：51.9%）
歯と口の健康づくり事業	歯や口腔の健康を保つことによる全身の健康状態や生活の質の維持・向上等に向け、地域の歯科医療機関や関係団体等と連携し、ライフステージ等を踏まえながら、歯科疾患（むし歯や歯周病）を予防する取組や、歯の喪失を防ぎ、口腔機能の獲得・維持・向上を図る取組などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合（R4年度：60%→R10年度：66%） オーラルフレイルの認知度（R4年度：15.4%→R10年度：17.5%）
健診・保健指導・検診等推進事業	がん検診や国民健康保険制度の被保険者の特定健診・特定保健指導等の各種健(検)診の受診率向上に向けた受診勧奨や普及啓発を行います。また、一般健診や働き盛り世代のがん検診の受診率向上に向けて、職域保健等の関係団体と連携して普及啓発に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> がん検診（5種類）の平均受診率（R4年度：52.1%→R10年度：60%） 特定健康診査受診率（R6年度：29.6%→R11年度：33%）
生活習慣病対策事業	生活習慣改善に向け、地域、民間企業、関係機関等と連携し、各種媒体を活用して、若い世代や働き盛り世代への普及啓発を行います。また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者に対し、生活習慣病の重症化予防等に向け、受診勧奨・保健指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代等を対象とした講習会等への参加事業所数（毎年度：614事業所） 保健指導参加者の血糖値（HbA1c）の維持改善（R6年度：-0.2P→R11年度：0P）

施策 1-4-6

生活保障と困窮者の自立促進

施策の目標

必要な支援を通じ、困窮者の自立が促進されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の割合 (健康福祉局調べ)	10.9% (R6年度)	12.6%以上 (R11年度)
「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の支援を通じて状況が改善した割合 (健康福祉局調べ)	94.0% (R6年度)	94.0%以上 (R11年度)
自立支援センター入所者のうち支援を受け自立した人の割合 (健康福祉局調べ)	54.5% (R6年度)	57.0%以上 (R11年度)

関連するSDGs

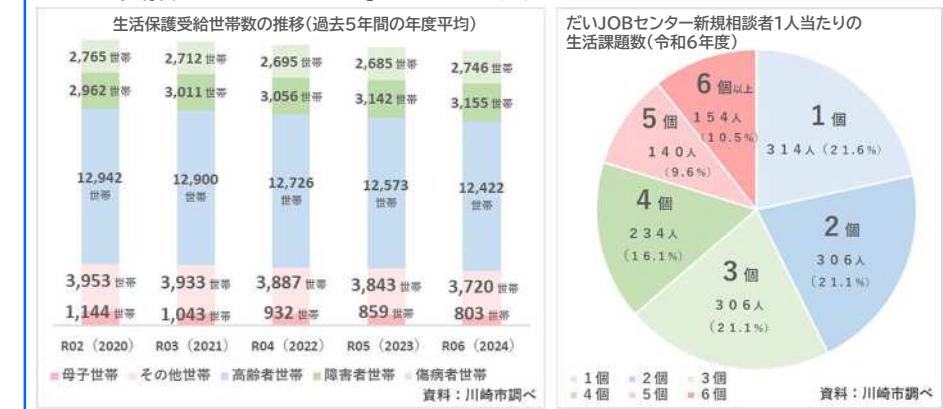


関連する主な個別計画

- 地域包括ケアシステム推進ビジョン
- ホームレス自立支援実施計画
- 再犯防止推進計画

現状と課題

- 近年、雇用情勢の改善等により、生活保護受給者数は減少傾向にあるものの、生活保護が必要な方に、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長する必要があることから、身近な相談窓口等において、生活保護制度の案内を適切に行っていくことが重要です。
- あわせて、就労可能な人等に対しては、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携等による就労支援を行っていますが、社会的孤立や心身の不調などさまざまな生活上の課題が複雑・複合化していることから、個々の状況に寄り添った、きめ細かい支援を通じ、社会的・経済的自立の促進等が必要です。
- また、生活保護に至る前の早い段階で生活困窮から脱却できるよう、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」にて、仕事・住まい・家計など生活全般に係る相談・支援を継続し、複雑・複合化する相談内容にも的確に対応することが重要です。
- さらに、ホームレスも、平成15(2003)年度の1,038人をピークに、令和6(2024)年度には104人まで減少している一方で、期間の長期化、対象者の高齢化のほか、終夜営業店舗等に起居する人への対応等の課題があることから、望む生活を実現できるようきめ細やかに支援していくことが求められます。



取組の方向性

- ・生活保護を必要とする人に対する、健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立を助長する取組の推進
- ・生活保護に至る前の生活困窮者に対する、社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援等の推進
- ・ホームレス生活を余儀なくされている人等に対する、個々の状況に配慮した、きめ細かな相談支援等の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
生活保護事業	生活保護が必要な人に対し、適切な制度の周知等を通じ、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、生活保護受給者に対し、各種年金の受給支援を行うとともに、後発医薬品使用促進の取組等により、生活保護の適正な実施に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・年金専門員の支援による生活保護受給者の年金受給実績額（毎年度：390,000千円） ・後発医薬品使用促進割合（R6年度：93.4%→R11年度：95%）
生活保護自立支援対策事業	就労可能な生活保護受給者等に対し、個々の課題も踏まえながら、社会的・経済的自立の促進に向けた「各種就労支援事業」等を実施します。また、生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校への進学などを支援し、貧困の連鎖の防止に向けた「学習支援・居場所づくり事業」を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業等参加者数（毎年度：1,500人） ・学習支援・居場所づくり事業利用者の進学・就職等による進路決定率（毎年度：100%）
生活困窮者等自立支援対策事業	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、仕事・住まい・家計等の生活全般についての相談・支援を行うことにより、自立を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・だいJOBセンターへの新規相談者数（R6年度：1,454人→R11年度：1,500人）
ホームレス自立支援対策事業	国の動向を注視しながら、「ホームレス自立支援実施計画」に基づき、巡回相談や自立支援センターへの入所支援等により、きめ細やかな支援に取り組みます。また、終夜営業店舗等に起居する潜在的な困窮者等に対し、支援対策を周知するなど、ホームレス生活の予防の取組も進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の実施（毎年度） ・自立支援センター（4か所）による支援の実施（毎年度）

施策 1-5-1

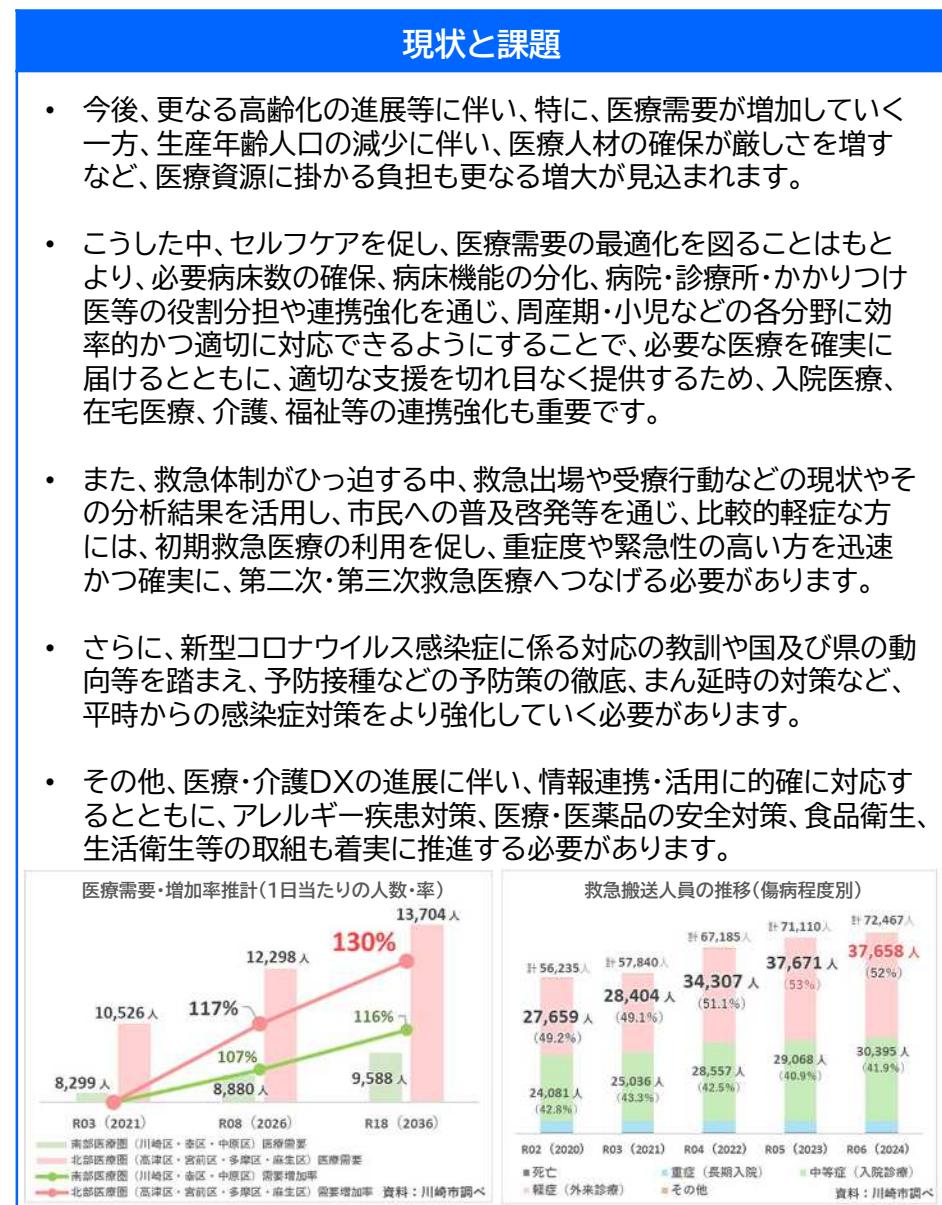
保健医療の推進

施策の目標		
安心につながる保健医療が適切に提供されている		

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
紹介受診重点医療機関等における(地域の医療機関からの)紹介率(平均値) (健康福祉局調べ)	68.8% (R6年度)	68.8%以上 (R10年度)
救急搬送における119番通報から病院収容までの所要時間 (消防局調べ)	47.4分 (R6年)	46.1分以下 (R11年)
予防接種(就学前までに接種すべき定期接種)の接種率 (健康福祉局調べ)	83.3% (R6年度)	83.3%以上 (R11年度)

関連する SDGs
      

関連する 主な個別計画	・ 地域包括ケアシステム推進ビジョン ・ かわさき保健医療プラン ・ 感染症予防計画、新型インフルエンザ等対策行動計画
-------------	---



取組の方向性

- ・ 病床機能の確保、地域の医療機関の役割分担・連携、看護人材の確保等による地域医療体制の確保・充実
- ・ 救急需要の動向やひつ迫する体制等を踏まえた、必要な救急体制の確保と適時・適切な利用の促進
- ・ 感染症予防、重症化及びまん延防止に向けた取組及び関係機関との連携、その他保健医療に係る取組の着実な推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
地域医療対策事業	紹介受診重点医療機関と地域の医療機関等との相互の機能分担・連携を進める「地域医療連携」を推進するとともに、関係機関とかかりつけ医の普及・啓発を進めます。また、看護人材の確保・定着に取り組むとともに、市立看護大学・大学院において、地域医療などを担う看護職等の養成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介受診重点医療機関等からの(地域医療機関への)逆紹介率(平均値)(毎年度:88%) ・ 人口10万人に対する看護職員数(R6年度:883人→R10年度:967人) ・ 看護大学卒業生市内就職率(毎年度:75%)
救急医療対策事業	安心して医療を受けられる体制の確保に向け、救急、周産期、小児医療機関等への運営支援を行います。また、必要な方を適切な医療につなげ、かつ、救急医療の適時適切な利用を促進できるよう、医療情報ネット(ナビイ)や救急医療電話相談事業(#7119)の周知等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ #7119の利用件数(毎年度:33,000件) ・ 輪番による夜間小児救急病院の確保数(毎年度:2施設) ・ 市内での周産期母子医療センター及び救急救命センターの確保数(毎年度:各3施設)
救急活動事業	救急隊の現場到着時間の維持・短縮に向けて、救急隊の適正配置や救急情報共有システムの導入に取り組みます。また、救急車の適時・適切な利用の促進、高度な救命処置が実施可能な救急救命士の養成等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子母口救急隊の配置(R9年度) ・ 救急業務の効率化に向けた救急情報共有システムの導入(R8年度) ・ 平均現場到着時間の維持・短縮(R6年:9.8分→R11年: 10.0分)
感染症対策事業	発生予防及びまん延防止に向け、市民啓発や健診実施等に加え、患者及び病原体情報の収集、分析、公表等による注意喚起を行います。また、発生時に備え、検査、医療提供及び宿泊療養などの体制確保、感染症対策物資等の確保等を進め、関係団体などと連携強化に向けた研修・訓練等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査能力の確保(毎年度:1日あたり240件) ・ 医療機関等との研修・訓練(毎年度) ・ 即応可能なIHEAT要員(保健所支援のための地域の保健師等)の確保数(R6年度:10人→R11年度:24人)
予防接種事業	予防接種(定期接種)について、感染症の発生、重症化及びまん延防止等に向け、円滑な実施や接種率の維持・向上等を図るため、効果や安全性等の周知、接種勧奨等を行います。また、予診票や勧奨通知の電子化、接種記録のデータベース化・連携等、令和8(2026)年度以降のデジタル化に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種(麻しん・風しん)接種率(毎年度:95%) ・ 予防接種(HPV)接種率(R6年度:49.5%→R11年度:55%)

施策 1-5-2

市立病院の運営

施策の目標

市立病院において、地域を支える医療が安定的に提供されている

現状と課題

- 市立3病院は、それぞれの特色を活かし、緊密に連携しながら、高度・特殊・急性期医療や、救急・小児・周産期・災害・精神・感染症などの地域を支える医療を、安定的かつ継続的に提供しています。また、災害対応、教育・研修などを含めた医療行政の推進や、地域医療機関との連携促進による医療資源の有効活用と本市の医療水準の向上に寄与しています。今後も、これまで担ってきた役割を引き続き果たしていくとともに、将来の医療需要に適切に対応していく必要があります。
- 少子高齢化の急速な進展により、持続可能な地域医療提供体制の確保が重要な課題となっています。医療機能の分化・連携を加速させ、地域包括ケアシステムや地域医療構想に関わる検討を踏まえながら、地域の医療機関や介護事業者とともに地域全体で医療を提供する「地域完結型」の医療提供体制へ移行するなどの取組を一層推進する必要があります。
- 公定価格である診療報酬を収入の基本として経営する市立病院では、長期化する物価高騰や人件費の上昇により支出が大幅に増加し、収支が悪化しています。地域を支える医療を安定的かつ継続的に提供するため、経営の健全化を進める必要があります。
- 持続可能な地域医療提供体制の確保のため、医師の働き方改革や、医療従事者の確保・育成、情報セキュリティの強化等、さまざまな課題への対応に向けた取組を進めていく必要があります。

成果指標

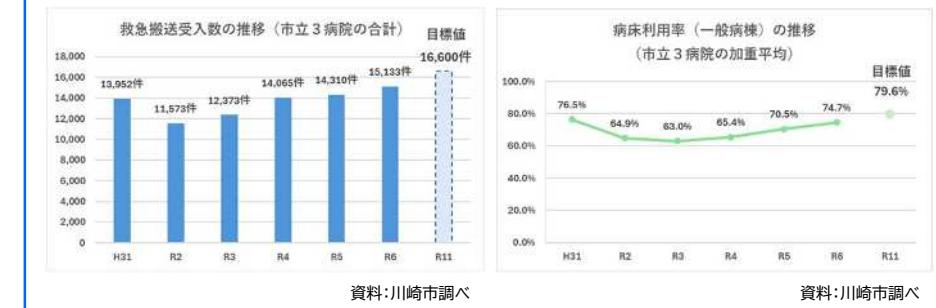
名称(指標の出典)	現状	目標値
救急搬送受入数(病院局調べ)	15,133件 (R6年度)	16,600件以上 (R11年度)
病床利用率(一般病棟) (病院局調べ)	74.7% (R6年度)	79.6%以上 (R11年度)
入院患者満足度(病院局調べ)	78.9% (R6年度)	84.2%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 川崎市立病院中期経営計画
- 川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画



取組の方向性

- いのちと健康を守る良質な医療の提供
- 機能分担と連携による地域完結型医療の推進及び地域や社会に貢献する医学・医療の実践
- 安定的な医療提供を支える経営基盤の強化

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
川崎病院の運営	高度・特殊・急性期・救命救急医療を中心に、小児、成人、高齢者、妊娠婦等の医療や感染症、災害時医療等を提供するとともに、医療需要の増等に対応するため、医療機能再編整備を進めます。また、医師臨床研修の実施や市民への医学知識の普及啓発等、地域医療水準の向上に寄与する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 三次救急応需率 (R6年度:95.4%→R11年度:98.0%) 救命救急センター棟の運営開始 (R8年度)
井田病院の運営	災害時医療の提供、地域医療支援病院として医療機関・福祉施設等との連携、増加が見込まれる高齢者救急に取り組むとともに、地域がん診療連携拠点病院としてがん・緩和ケア医療を提供します。また、在宅療養後方支援病院として医療介護連携等、地域包括ケアシステムの更なる取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> つなぐつながるホッとライン件数 (R6年度:202件→R11年度:230件) 在宅療養後方支援登録患者の緊急受入患者数 (R6年度:125人→R11年度:140人)
多摩病院の運営管理	地域の中核病院として、災害時医療や、小児から成人、妊娠婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療などを提供します。また、川崎市北部医療圏の地域医療支援病院として、地域の医療機関や福祉施設等との連携を積極的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 紹介率 (R6年度:76.1%→R11年度:80.5%) 小児救急延患者受入数 (R6年度:1,021人→R11年度:1,050人)
医療人材の確保・育成及び働き方改革推進事業	川崎病院医療機能再編整備や医療の高度化・専門化に対応した組織・人員体制の強化に取り組みます。また、採用困難職種である医師、看護師等の確保に取り組むとともに、職員の人材育成と能力開発に努めます。さらに、タスクシフト・シェア、RPA導入等により業務を効率化し働き方改革を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 合同就職説明会への参加 (毎年度) 時間外労働時間が960時間を超える医師数 (R6年度:40人→R11年度:20人)
経営健全化推進事業	公立病院改革ガイドラインの考え方を踏まえた川崎市立病院経営計画に基づく施策の進捗管理、点検・評価を行います。また、医療情報に関する基幹システムの更新や、情報通信技術等を用いた医療提供の効率化、患者サービスの向上に取り組み、情報化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率(川崎病院) (R6年度:93.1%→R11年度:98.9%) 経常収支比率(井田病院) (R6年度:84.6%→R11年度:92.9 %)

施策 2-1-1

子ども・子育て支援の推進

施策の目標

育児の不安や悩みが軽減され、子育てがしやすくなっている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
待機児童数(こども未来局調べ)	0人 (R6年度)	0人 (R11年度)
子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合(こども未来局調べ)	99.3% (R7年度)	100% (R11年度)
ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数(こども未来局調べ)	11,894人 (R6年度)	23,788人以上 (R11年度)

関連するSDGs

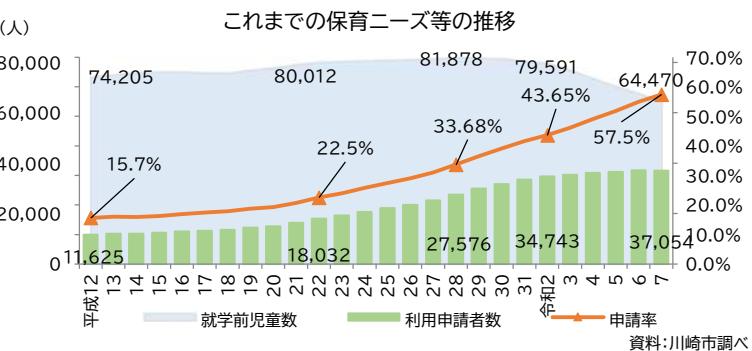


関連する主な個別計画

- こども・若者の未来応援プラン

現状と課題

- 就学前児童数は、平成29(2017)年以降、減少傾向にあり、地域や年齢によっては定員に空きが生じている保育所等があるほか、令和7(2025)年4月時点の保育所等利用申請者数も、統計開始以降初めて前年度比で減少となっており、今後の推移を注視しながら、長期的に持続可能な保育・幼児教育の提供体制を構築する必要があります。
- 就学前児童数が減少する一方で、医療的ケアが必要な児童や外国籍の児童などは増加傾向にあり、今後も保育の質の確保・向上に努めながら、公民全体で多様な保育ニーズへ対応が求められています。また、保育の質の維持・向上には、安定的な保育人材の確保が重要ですが、保育士の有効求人倍率は、全職種と比較して極めて高く、本市の公立保育所においても、確保が難しい状況です。引き続き保育人材の確保に向けた取組を進める必要があります。
- 核家族化や地域との関係性の希薄化などに伴い、子育てに不安や負担を感じる家庭が増加しています。身近な場所で誰もが気軽に相談できるしくみづくりや安心して医療機関を受診できる環境整備など、子育ての「支えがある」ことを実感できるしくみづくりが求められています。さらに、子育てをより便利で負担の少ないものにするためには、必要な情報に簡単にアクセスでき、さまざまな手続をオンライン等で簡単に行える環境を整備することが必要です。



取組の方向性

- ・ 就学前児童数の減少に適応した保育・幼児教育の適切な提供体制の確保
- ・ 多様なニーズに対応した保育人材の確保と保育・子育て総合支援センターを中心とした保育・幼児教育の質の維持・向上
- ・ 関係機関と連携した身近な場所での相談・支援体制の構築、小児医療費助成制度の拡充、子ども・子育てに関する各種申請手続等の利便性向上に向けたDX化の推進などによる子育て世帯の負担感の軽減

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
保育・幼児教育の提供体制確 保事業	既存の保育資源の活用を前提とし、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく認可保育所等の整備や認定こども園への移行、一時預かり事業の推進等により、適切な提供体制の確保に取り組み、安心して子どもを預けられる環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の入所率 (R7年4月:97.2%→R11年4月:98%) ・ 保育所からの認定こども園への移行開始 (R9年度~)
保育・幼児教育の質の維持・向 上事業	保育の仕事に関する魅力発信や就職・復職・就労継続支援などの取組により、保育人材の確保対策や定着支援を推進するとともに、民間への支援・指導、医療的ケア児など多様なニーズに応じた取組の推進、公民保育所の人材育成、幼保小連携の充実等により、保育・幼児教育の質の維持・向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育・子育て総合支援センターの整備 (R9年度:高津区、R12年度:幸区、R13年度以降:麻生区) ・ 公立保育所における医療的ケアの類型拡充 (R8年度~) ・ 保育士宿舎借り上げ支援の拡充 (R8年度~)
地域子育て支援事業	地域子育て支援センター等を活用し、地域の中で親子が気軽に立ち寄り、保護者同士の交流や子育ての不安、悩みを気軽に相談ができる身近な場の提供、会員同士で育児援助活動を行う「ふれあい子育てサポート事業」の更なる充実など、地域全体で子育て世帯を支援する体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援センター利用者の満足度の維持 (R7年度:9.3点) ・ ふれあい子育てサポート事業のリニューアル (R8年度) ・ 乳児等通園支援事業の実施 (毎年度)
小児医療費助成事業	小児に係る医療費の一部を助成することにより、誰もが経済的負担がなく、安心して医療機関を受診できる環境を整え、小児保健の向上に寄与するとともに、小児の健全育成と福祉の増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象年齢の引き上げ(高校生年代まで)及び一部負担金の廃止 (R8年9月~)
子ども・子育てDX推進事業	子ども・子育てに関する各種申請手続のオンライン化を推進するとともに、国の子ども・子育てDXの取組とも連携しながら、かわさき子育てアプリ等を活用した、出産・子育てに関する各種手続のオンライン化や情報発信の充実に取り組むことにより、妊婦・子育て世帯の利便性の向上を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ かわさき子育てアプリの新規登録者数 (R6年度:7,511件→R11年度:9,400件)

施策 2-1-2

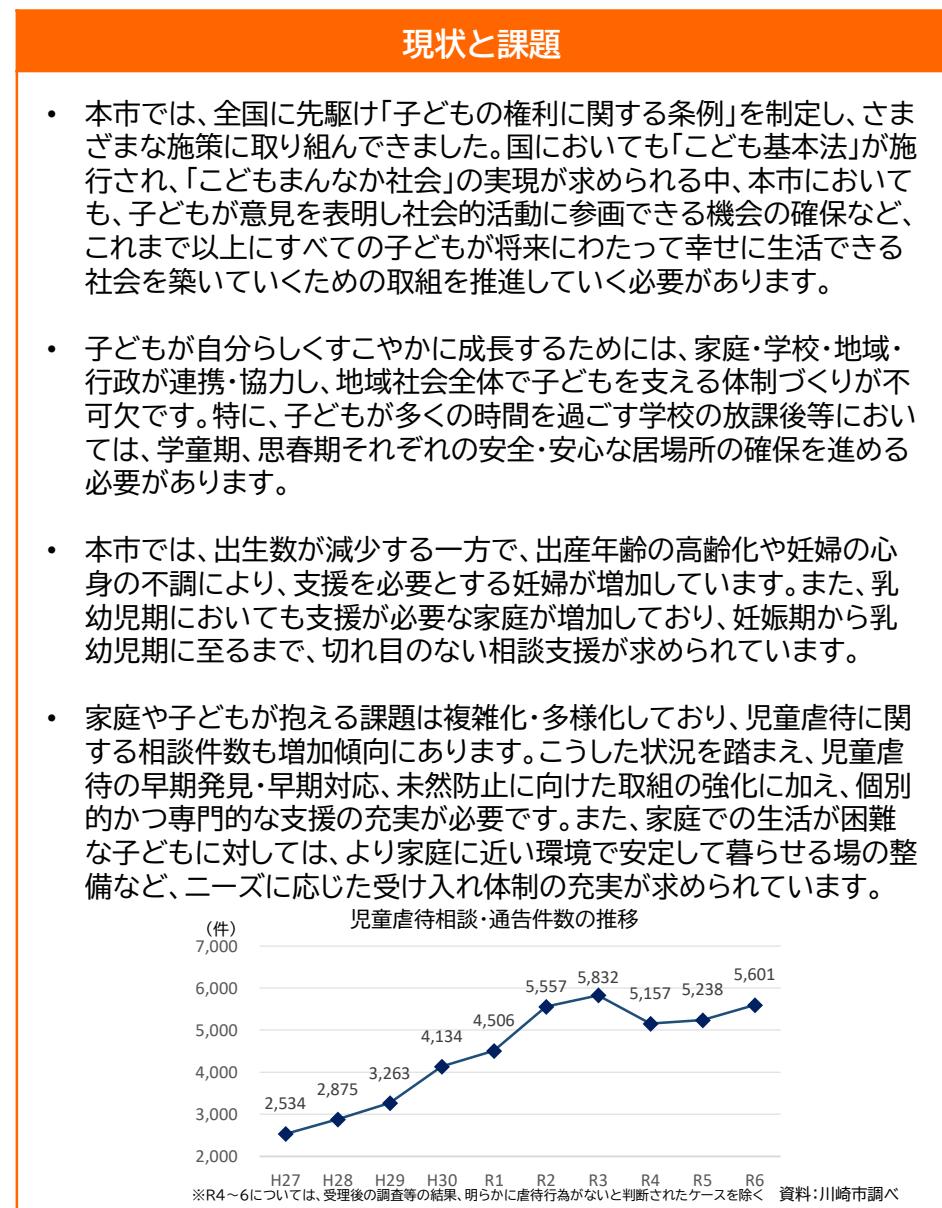
子どもが安心できる環境づくり

施策の目標
子どもの尊厳が守られ、自分らしく安心して暮らせる環境が整っている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
困ったとき、なやんだときは、身近な大人が話を聞いてくれると感じている子どもの割合 (川崎市学習状況調査)	79.3% (R6年度)	85.8%以上 (R11年度)
乳幼児健診の未受診者率 (こども未来局調べ)	2.6% (R6年度)	2.2%以下 (R11年度)
家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合 (こども未来局調べ)	83.1% (R6年度)	97.2%以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ こども・若者の未来応援プラン ・ 子どもの権利に関する行動計画 ・ 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性



取組の方向性

- ・「子どもの権利に関する条例」を踏まえた取組の推進と、子どもをすこやかに育てるための居場所づくりの推進
- ・妊産婦や乳幼児の健康の保持増進と切れ目ない相談支援の実施
- ・多様な課題を抱える家庭及び子どもの早期発見・早期対応・重篤化防止に向けた児童家庭相談支援体制の強化と、社会的養育推進体制の充実

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
子ども・若者未来応援事業	子ども・若者がさまざまな分野で活躍する人材となれるよう「子ども・若者応援基金」を活用した各事業を進めるとともに、子ども・若者の市に対する意見等を表明する「子ども・若者の“声”募集箱」の活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル人材育成事業の実施（毎年度） ・子ども・若者の“声”募集箱における意見表明件数（R6年度:469件→R11年度:500件） ・「子ども・若者応援基金」活用事業の拡充（R9年度～）
子どもの居場所づくり推進事業	安全・安心な居場所としてのこども文化センターや学童期の居場所であるわくわくプラザの着実な運営とともに、子どもの主体性や価値感を大切にし、発達段階に応じた居場所づくりの取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくプラザにおける区分制の導入（R11年度:全校実施） ・思春期の居場所づくりの推進（R8年度～）
母子保健指導・相談事業	乳幼児の発育状況等を早期に把握し必要な治療・療育へつなげるなどすこやかな成長発達を支えます。また、妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させるとともに、母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図るなど妊娠期から子育て期に対応した支援を切れ目なく提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問の実施（毎年度） ・プレコンサポーターの養成（R8年度～）
児童虐待等対策事業	支援が必要な子育て家庭の早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、こども家庭相談における支援体制強化を図ります。また、児童虐待に的確に対応し専門性を活かした相談援助を行うため、必要な体制を確保するとともに、家庭環境に課題を抱える児童の一時保護や適切な措置等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・養育環境等に課題を抱える児童等への支援を行う「児童育成支援拠点事業」の実施（R8年度～） ・各区要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）の実施回数（R6年度:965回→R11年度:1,000回）
社会的養育推進事業	家庭での養育が困難であり、社会的養護を必要とする児童に対して、里親及び児童養護施設等の生活環境を確保し、日々の養育の質の向上や、自立支援に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援センターの設置（R11年度） ・自立援助ホームの定員（R6年度:12人→R11年度:36人）

施策 2-2-1

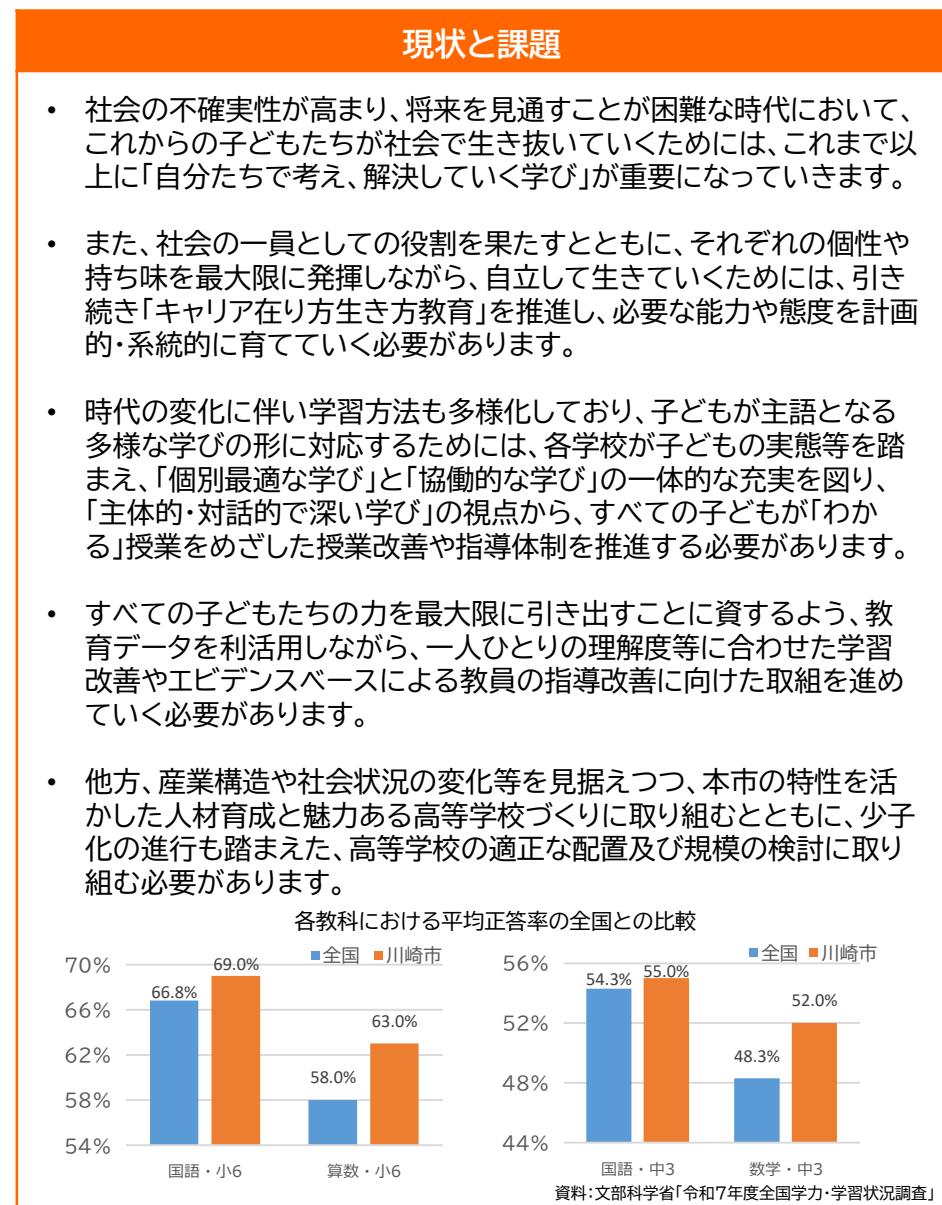
子ども主体の学びの推進

施策の目標
社会的自立に必要な資質・能力が、子どもたちに培われている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
課題の解決に向けて、自ら考え、取り組む児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	84.3% (R7年度)	86.2%以上 (R11年度)
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	86.1% (R7年度)	89.1%以上 (R11年度)
中1時の「授業理解度」を100とした際の中3の割合 (川崎市学習状況調査)	92.3 (R7年度)	93.5以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画	・ かわさき教育プラン



取組の方向性

- ・ 地域・社会への参画を通した「探究的な学び」の充実と計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の実践
- ・ 「確かな学力」の育成に向けて、すべての子どもが「わかる」授業をめざした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・ GIGA端末の更なる活用や学校における教育データの利活用など、教育DXの推進による教育の質の向上

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
探究的な学び推進事業	自分たちで考え、解決する学びに向けて、子どもたちが地域・社会への参画を通してさまざまな資質・能力を育めるように、これまでの本市の取組をさらに発展させた「かわさき探究2.0」を、すべての市立学校で実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ モデル校での「かわさき探究2.0」の実施（小学校3校・中学校2校）(R8、R9年度) ・ 「かわさき探究2.0」の全校展開 (R10年度) ・ 教員向けガイドブックの配布 (R9年度～)
キャリア在り方生き方教育推進事業	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の周知や研修により、「キャリア在り方生き方教育」の充実を図るとともに、学校と家庭や地域との連携を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進（毎年度）
きめ細かな指導推進事業	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、川崎市学習状況調査による学習状況の把握・分析を進めるとともに、指導形態や指導方法の研究実践、外部人材を活用した指導などを進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市学習状況調査の実施（毎年度小4～中3） ・ 川崎市学習状況調査のCBT化 (R9年度) ・ ALT(全小・中・高・特別支援学校)や理科支援員(全小学校)の配置 (毎年度)
教育DX推進事業	児童生徒の理解度等に合わせた学習改善やエビデンスベースによる指導改善ができるよう、GIGA端末の更なる活用や学校における教育データの利活用を推進するとともに、児童生徒と教職員を支援するICT環境の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダッシュボードの運用（毎年度） ・ 端末及びネットワーク統合に向けた環境整備 (R8年度～) ・ クラウド型校務支援システムの設計及び構築 (R9年度～)
高校改革推進事業	少子化が進む中、生徒から選ばれる特色ある高校づくりに取り組むとともに、学校配置・規模の最適化に向けた検討を進めます。また、高等専門学校の設立も含め、高度な産業が集積する本市の地域特性を踏まえた次代の産業を担う人材を育成するための取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立高校改革等の推進に向けた新たな計画の策定 (R8年度)

施策 2-2-2

豊かな心とすこやかな体の育成

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

子どもたちに豊かな心とすこやかな体が育まれている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
自分と違う意見も尊重している児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	91.1% (R7年度)	91.1%以上 (R11年度)
運動やスポーツをすることは好き・やや好きと回答した児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	85.5% (R7年度)	86.7%以上 (R11年度)
体力テストの結果(政令指定都市の平均値)を100とした際の本市の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	98.9 (R7年度)	100.0以上 (R11年度)

関連するSDGs

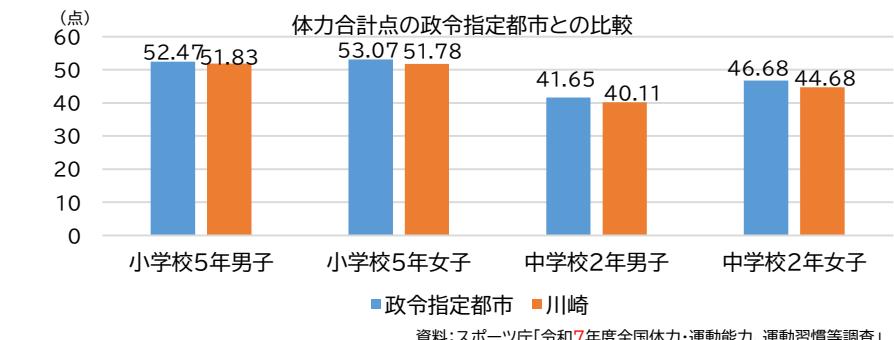


関連する主な個別計画

- かわさき教育プラン

現状と課題

- 本市では、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけており、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、人権尊重教育の更なる充実が求められています。
- 子どもたちの豊かな感性や人間性を育むためには、自然や文化・芸術に直接触れる体験が重要です。今後もデジタル環境の進展が見込まれる中、こうした体験活動の推進がますます求められています。
- 子どもたちが生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培い、体力の向上に資するため、運動習慣の定着や生活習慣の改善について、子どもが主体的に活動するための取組が重要です。また、部活動については、その教育的意義が高いものである一方で、生徒の学習等とのバランスや教職員のワーク・ライフ・バランス等に配慮しながら、持続可能な運営体制の整備が必要です。
- 学校安全については、引き続き、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身につけるとともに、計画的・組織的に子どもたちの安全確保に取り組んでいくことが求められています。
- 学校給食における食育の取組については、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、引き続き小中9年間を通じて「健康給食」を提供し、体系的・計画的に推進する必要があります。



取組の方向性

- ・ 人権尊重を基盤とした教育活動と豊かな心を育む体験活動の更なる推進
- ・ 生涯にわたってすこやかに生き抜くための健康な体の育成と持続可能な部活動とするための取組の推進
- ・ 学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の充実及び「健康給食」の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
人権尊重・多文化共生教育推進事業	人権や多文化共生に関する正しい理解の促進を図るとともに、自他のよさを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成を図り、一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を築くことができるよう総合的に人権尊重教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権研修の実施（毎年度） ・ 子どもの権利学習の実施（毎年度） ・ 「多文化共生ふれあい事業」の実施（毎年度）
豊かな心を育む体験活動推進事業	子どもたちの豊かな感性を育むため、学校図書館の充実に向けた取組や、豊かな自然の中で、さまざまな体験活動等を行う「自然教室」、音楽のすばらしさを味わい、体験する「子どものためのオーケストラ鑑賞」などの体験活動等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校等への学校司書の全校配置（～R11年度） ・ 学校ごとに複数の施設から選べる自然教室の実施（毎年度）
体力向上・部活動支援事業	児童生徒の運動習慣の定着や生活習慣の改善に向けて、体力や生活習慣等に関するデータを学校での指導や家庭での取組に活用するなど、意識醸成につながる取組等を進めます。また、地域との連携や外部人材の活用を図りながら、持続的に部活動が実施できるしくみづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ データを活用した学校体育活動等の実施、かわさきキラキラチャレンジの充実(R8年度～) ・ 水泳授業での外部施設活用の拡充（～R11年度） ・ 「かわさき部活動ガイドライン」を踏まえた取組の推進(R8年度～)
学校安全推進事業	子どもたちが危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実に向けて、実践的な交通安全・防災教育の実施等、学校での取組を支援するとともに、登下校時の見守り人材の配置、教職員による安全点検の実施など、子どもたちの安全な学校生活を守る取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールガード・リーダー及び地域交通安全員の適切な配置(毎年度) ・ 通学路における危険個所の改善の推進(毎年度) ・ 各学校の実態に応じた防災教育の推進(毎年度) ・ 学校施設の安全点検の実施(毎年度)
健康給食推進事業	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、学校給食費を巡る国の動向等も踏まえ、安全・安心で栄養バランスのとれた美味しい学校給食の提供を行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGs×健康給食の推進（毎年度） ・ 給食提供日数の増（R8年度）

施策 2-2-3

一人ひとりの教育的ニーズへの対応

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

個に応じた支援により、安心して学べる環境が整っている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
小・中・高等学校の通常の学級に在籍する教育的ニーズの高い児童生徒における個別の指導計画作成率(教育委員会調べ)	81.9% (R6年度)	84.0%以上 (R11年度)
学校内外において相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合(川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査)	93.2% (R6年度)	93.2%以上 (R10年度)
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	96.6% (R7年度)	96.6%以上 (R11年度)

関連するSDGs

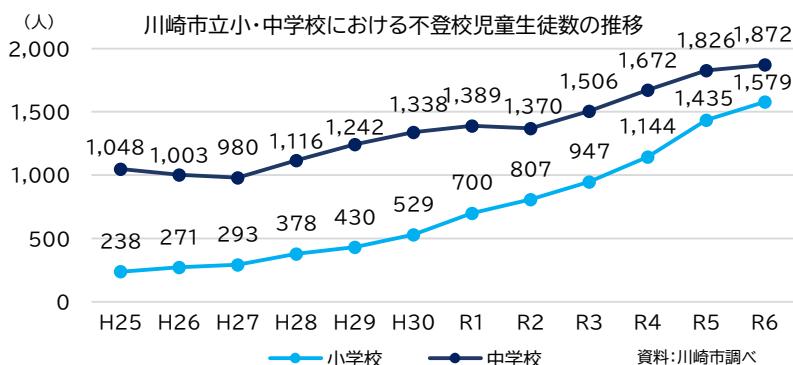


関連する主な個別計画

- かわさき教育プラン
- 不登校対策の充実に向けた指針

現状と課題

- 本市では、障害のある児童生徒数が増加しており、その障害も重複化・多様化していることから、今後もインクルーシブ教育システムの構築に取り組みながら、医療的ケア児への支援や特別支援学校における環境整備など、一人ひとりの自立や社会参加を見据えた支援の充実が求められています。
- 不登校児童生徒数についても増加の一途をたどっており、その背景には、家庭環境や人間関係、心身の不調など、複雑かつ多様な要因があり、学校や家庭だけでは対応が難しいケースが多くあります。一人ひとりの社会的自立を後押しするため、個の状況に応じた多様な学びの保障など、早急に支援体制の強化が求められています。
- いじめの認知件数については、過去10年間で小学校では増加傾向、中学校では横ばいになっています。いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、教職員一人ひとりが「いじめを許さない」姿勢を明確に示すとともに、未然防止・早期発見・迅速な対応が組織的に実施できる学校体制の構築が必要です。
- 多様な背景をもつ外国につながりのある子どもが増加しています。地域の学校において、共に教室で学び、学校生活を送ることができるよう、一人ひとりのアイデンティティを大切にした適応支援や日本語指導等が求められています。



取組の方向性

- ・ 障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築
- ・ 不登校や外国につながりのある子どもなどを含む、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした学習環境の整備
- ・ いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向けた体制の構築

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
特別支援教育推進事業	一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保や関係機関との連携による切れ目のない支援等を進めるとともに、支援が必要な児童生徒の増加等に対応した特別支援学校等の環境整備や医ケア拠点校としての取組を進め、本市におけるインクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化（R10年度） ・ 市立学校における医療的ケア児の受入れ（毎年度）
不登校対策推進事業	多様な学びの機会や場を確保するため、「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、「(仮称)校内教育支援センター」や「ゆうゆう広場」、ICTを活用した学習支援など、校内・校外での取組を進め、不登校児童生徒及びその保護者への支援を総合的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全小・中学校への設置に向けた「(仮称)校内教育支援センター」の段階的整備（R8年度～） ・ 保護者向けピアサポートの導入（R8年度） ・ オンライン学習システムを活用した伴走支援のモデル実施（R8、R9年度）
共生・共育推進事業	子どもたちの社会性や豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムの「効果測定」を活用した授業の実施（毎年度）
児童生徒支援・相談事業	不登校やいじめへの対応のため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーによる専門的相談支援の実施（毎年度） ・ スクールソーシャルワーカーの要請訪問及び巡回派遣（毎年度）
帰国・外国人児童生徒等支援事業	外国につながりのある児童生徒の自己実現を支えるため、一人ひとりのアイデンティティを大切にしながら、特別の教育課程による日本語指導等の充実を図るとともに、民間事業者のノウハウを活かした効率的かつ効果的な支援を総合的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語指導初期支援員の配置（毎年度） ・ 国際教室の設置及び巡回日本語指導の実施（毎年度） ・ 通訳者の派遣、通訳機の配置（毎年度）

施策 2-2-4

学びを支える教育環境の充実

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

子どもが学びやすく、教職員が働きやすい環境づくりが進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
年度当初の教員の未充足数 (教育委員会調べ)	122.5人 (R7年4月)	0人 (R12年4月)
学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合(教育委員会調べ)	0% (R7年度)	100% (R11年度)
体育館の空調設備設置率 (教育委員会調べ)	3.9% (R7年度)	100% (R11年度)

関連するSDGs



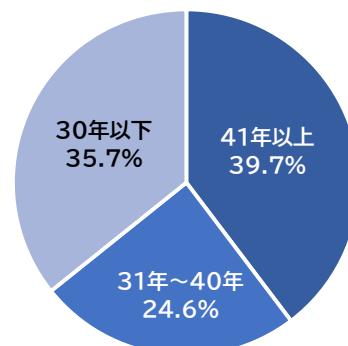
関連する主な個別計画

- ・ かわさき教育プラン
- ・ 学校施設長期保全計画
- ・ 市立学校体育館等空調設備整備方針

現状と課題

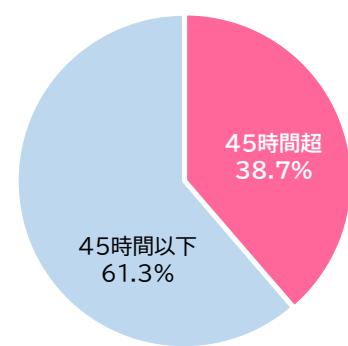
- 全国的な教員不足の影響は本市でも例外ではなく、人材確保が困難な状況が続いている。また、時間外在校等時間の上限を超えて勤務している教職員の割合は依然として大きい状況です。持続可能な学校運営体制の構築に向けて、人材の安定的確保と教職員の働く環境の改善を両輪で進めていく必要があります。
- また、本市では、学校施設の老朽化が進行しており、「学校施設長期保全計画」に基づき、財政支出の縮減と平準化を図りながら、適切な時期に、計画的な再生整備や設備の更新等の適切な整備を着実に進めていく必要があります。
- 体育館においては、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況等を踏まえ、早急に空調設備の整備に向けた取組を進める必要性が生じています。
- 中学校における35人学級の段階的な実施や大規模集合住宅等の開発動向、地域ごとの学齢人口の変動等に的確に対応するため、良好な教育環境の整備を進めていく必要があります。

川崎市立学校校舎の建築後経過年数
(R7年5月現在)



資料:川崎市調べ

時間外在校等時間が1か月45時間を超える教員の割合(R6年度平均)



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- ・ 教職員の安定的な人材確保と働きやすい環境づくりの推進
- ・ 「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進及び快適な学習環境の確保に向けた環境改善
- ・ 地域ごとの児童生徒数の動向や中学校における35人学級化に伴う影響を踏まえた良好な教育環境整備の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
教職員の人材確保事業	学校の実情や課題等に対応した定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等により、創意と活力にあふれた多様で優秀な人材を確保します。また、学校における教育活動の充実を図るため、教職員の意欲を引き出す人事配置に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズを捉えた採用説明会等の実施（毎年度） ・ 実施方法（試験会場、選考区分等）の工夫・改善による効果的な採用選考の実施（毎年度）
教職員の働き方改革推進事業	「未来を育む学校サポートプログラム（教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針）」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革に向けた取組を推進するとともに、円滑な学校運営に資する支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校業務改善等実践校への支援（実践校 R7年度：23校→R11年度：103校） ・ Webサービスを活用した学校徴収金事務の効率的な執行（R8年度～）
学校施設長期保全計画推進事業	校舎及び体育館の改修により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防保全の実施（R8～R11年度：18校完了） ・ 再生整備の実施（R8～R11年度：73校完了） ・ 設備再生の実施（R11年度：モデル校2校完了）
学校施設環境改善・維持管理事業	教育環境の向上をめざし、バリアフリー化や普通教室・特別教室の空調設備の更新、体育館等への空調設備の整備等を進めるほか、民間活力の活用により学校施設の維持管理水準の向上を図ります。また、非構造部材の耐震化等、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通教室等の空調設備の更新（毎年度） ・ 体育館等における空調設備の整備（R11年度：全校設置） ・ 包括管理の全市展開（R9年度） ・ エレベータ全校設置（R9年度）
児童生徒数・学級数に基づく教育環境整備事業	児童生徒数の増加や中学校における35人学級の段階的な実施や地域ごとの学齢人口の変動等に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、良好な教育環境の維持に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級増に対応した計画的な施設整備（南加瀬中 R12年度供用開始） ・ 学校の小規模化に伴う考え方の整理（R8年度～）

施策 2-2-5

地域と学校の連携・協働

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

地域と学校が連携・協働し、子どもの学びを支える環境づくりが進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
地域住民や保護者との協働による活動が行われた学校の割合(全国学力・学習状況調査)	79.9% (R7年度)	84.7%以上 (R11年度)
地域住民と一緒に学ぶ寺子屋に参加して「良かった・ためになった」と思う子どもの割合(教育委員会調べ)	89.7% (R6年度)	90.0%以上 (R11年度)
地域と学校が連携して子どもの学びの場がつくられていると思う地域住民の割合(教育委員会調べ)	89.3% (R7年度)	90.0%以上 (R11年度)

関連するSDGs

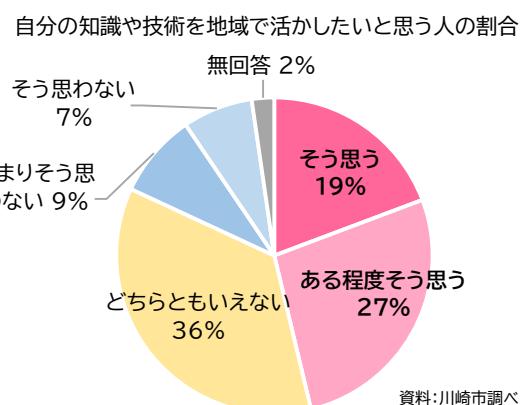


関連する主な個別計画

- かわさき教育プラン

現状と課題

- 変化の激しい今の時代、幅広い市民が、それぞれの強みを活かして子どもの学びに参画することが重要視されています。そのため、地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールや、社会教育と学校教育が連携して行う地域学校協働活動など、幅広い市民の強みを活かせる環境を整えることが必要です。
- 市民の力によって、学校では得られない多様な体験機会や学びの場が提供されています。一方で、関わる人材が固定化し、役割が一部の人材に集中している状況や、高齢化の課題があります。今後は、意欲のある幅広い人材やさまざまな物的資源等を活動とつなげるしくみづくりとともに、特色ある教育活動を一層充実させながら、活動の持続性を高めていくことが重要です。
- 児童生徒数の減少が見込まれ、学校の教室などに余裕が生じる可能性があり、こうした余裕教室等を有効に活用するとともに、資産マネジメントの視点を踏まえた学校施設の活用を検討していくことが求められています。
- 共働き世帯の増加などにより、朝の時間帯における安全・安心な児童の居場所づくりが求められています。



取組の方向性

- ・ コミュニティ・スクールを通じて子どもたちが身につける資質・能力を地域社会と共有し、地域と一体となって子どもたちを育成する取組の推進
- ・ 地域の多様な人材やさまざまな物的資源等を活かした、地域の教育力の向上を図る持続可能なしくみの構築と朝の居場所づくりの推進
- ・ 「もっと使ってもらう」「使いやすくする」「みんなで使う」の3つを基本コンセプトとした地域における学校施設の更なる有効活用に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
地域とともにある学校づくり 推進事業	「地域とともにある学校づくり」に向けて、コミュニティ・スクールの運営支援や、地域資源を活かした教育活動の実施など、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全市立学校で学校運営協議会の実施（毎年度） ・ コミュニティ・スクール連絡会の実施（毎年度） ・ 保護者・地域住民等が参画する学校評価の実施（毎年度）
地域の寺子屋事業	地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、すべての市立小・中学校での実施をめざして、地域が主体となった放課後の学習支援と、土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の寺子屋事業の実施（毎年度） ・ 寺子屋先生養成講座の開催（毎年度） ・ 地域の寺子屋推進フォーラムの開催（毎年度）
地域教育活動等の推進事業	地域教育コーディネーターの委嘱等により、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力と学校の教育活動をマッチングし、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子ども会議」等の充実による子どもの育ちや意見表明を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域教育会議の実施（毎年度） ・ 川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催（毎年度） ・ 川崎市子ども会議の開催（毎年度）
朝の居場所づくり推進事業	保護者の安心と子どもの安全を守るため、地域の人材を活用し、小学校の始業前から児童を受け入れる「朝の居場所」づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝の居場所の開設（R8年度～全校設置に向け順次拡大）
学校施設有効活用事業	特別教室等の開放拡大に向けた調整等を行うとともに、予約システムやスマートロック等を活用した利便性の向上、資産マネジメントの視点による新たな活用に向けた検討、施設開放の地域による持続可能な運営体制への移行支援など、学校施設の更なる有効活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別教室等の開放拡大（毎年度） ・ みんなの校庭プロジェクトの実施（毎年度）

施策 3-1-1

脱炭素化の推進

施策の目標
市域の温室効果ガスの排出削減が進んでいる

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (環境局調べ)	▲35.0% (R5年度)	▲45.4%以上 (R9年度)
市役所の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (環境局調べ)	▲24.6% (R6年度)	▲45.1%以上 (R10年度)
市域の再生可能エネルギー導入量(環境局調べ)	25.2万kW (R6年度)	29.9万kW以上 (R10年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画	・ 環境基本計画 ・ 地球温暖化対策推進基本計画

現状と課題										
<ul style="list-style-type: none"> 本市は地球温暖化対策推進基本計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めており、市域全体の温室効果ガス排出量を削減するために市民・事業者の意識改革や行動変容が求められています。また、近年、気温上昇や集中豪雨など、気候変動の影響が市民生活や生態系に深刻な影響を及ぼしており、「気候変動適応策」についても、市域全体で取組を進める必要があります。 市役所は、市域における民生業務部門で最大規模の温室効果ガス排出事業者であることから、率先して省エネエネルギーの徹底や再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の導入を進め、市民・事業者の模範となることが求められています。令和7(2025)年3月には、市公共施設の新築時にZEB化を推進する環境配慮基準を策定し、取組を進めていますが、市役所の取組をさらに進める必要があります。 市域の再エネ導入促進に向け、令和7(2025)年4月から新築建築物等への太陽光発電設備等の設置義務制度を開始するとともに、「川崎未来エナジー(株)」と連携して公共施設や民間施設への川崎産グリーン電力の供給を進めるなど、官民連携による電力の地産地消を推進していますが、再エネ導入量の目標達成に向けては更なる導入が必要です。また、省エネ対策や次世代自動車の普及についても進める必要があります。 <p>市域の温室効果ガス排出量の推移</p> <table border="1"> <caption>市域の温室効果ガス排出量の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>排出量 (万t-CO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2013</td> <td>2,383</td> </tr> <tr> <td>2021 確定値</td> <td>1,548</td> </tr> <tr> <td>2022 改定値</td> <td>1,548</td> </tr> <tr> <td>2023 認定値 (年度)</td> <td>1,548</td> </tr> </tbody> </table> <p>2013年度比35.0%減</p> <p>資料:川崎市調べ</p>	年度	排出量 (万t-CO ₂)	2013	2,383	2021 確定値	1,548	2022 改定値	1,548	2023 認定値 (年度)	1,548
年度	排出量 (万t-CO ₂)									
2013	2,383									
2021 確定値	1,548									
2022 改定値	1,548									
2023 認定値 (年度)	1,548									

取組の方向性

- ・「地球温暖化対策推進基本計画」に基づく、2030年度の市域全体の温室効果ガス削減目標50%の達成に向けた取組の推進
- ・再エネ電力の普及・地産地消に向けた再エネ設備の導入促進や、省エネ取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
脱炭素戦略推進事業	脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」の取組を通じ、市民・事業者の行動変容の促進を図るとともに、モデル地区の横展開に向けた取組を推進します。また、地球温暖化対策推進基本計画改定の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素アクションみぞのくちにおける脱炭素情報特化型デジタルサイネージ(電子ペーパー)及び建材一体型太陽光発電システムの設置(R8年度) ・地球温暖化対策推進基本計画の改定(R11年度)
再エネ導入等促進事業	太陽光発電設備の設置義務制度や補助制度の運用等により、次世代太陽電池も含め、住宅等への再エネ設備の導入を促進します。また、脱炭素先行地域の実現や、川崎未来エナジー(株)等と連携し、家庭や学校で生じた太陽光発電の余剰電力を地産地消する等、再エネ普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅等への再エネ設備導入補助(毎年度) ・脱炭素先行地域における民間施設への太陽光発電設備の設置(R8年度) ・官民連携により市内に普及した再エネ電力量(R6年度:181GWh→R11年度:335GWh)
事業者脱炭素化支援事業	事業活動脱炭素化取組計画書制度の運用を図るとともに、脱炭素経営アクション推進事業者認定制度や脱炭素経営コンソーシアムを通じたマッチング等により、中小企業の脱炭素経営の促進やグリーンイノベーションの創出に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素経営アクション推進事業者認定制度における伴走支援累計件数(R7年度:制度開始→R11年度:250件) ・川崎CNブランド認定製品等累計件数(R6年度:143件→R11年度:173件)
市役所脱炭素化推進事業	市公共施設のLED化等の実施による省エネ化のほか、令和12(2030)年度までに再エネ電力の100%導入や設置可能な施設の半数への太陽光発電設備の設置に向けた取組等により、市役所の脱炭素化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・LED導入割合(R6年度:56%→R11年度:94%) ・再エネ電力調達施設割合(R6年度:25%→R11年度:78%) ・太陽光発電設備設置割合(R6年度:15%→R11年度:46%)
次世代自動車普及促進事業	公用乗用自動車への次世代自動車の導入や市公共施設へのパブリック用充電インフラの整備を進めます。また、補助制度を運用して共同住宅への充電インフラの整備を行うことにより、次世代自動車の普及を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・公用乗用自動車の次世代自動車導入率(R6年度:61%→R11年度:82%) ・共同住宅への電気自動車用充電インフラの導入補助(毎年度)

施策 3-1-2

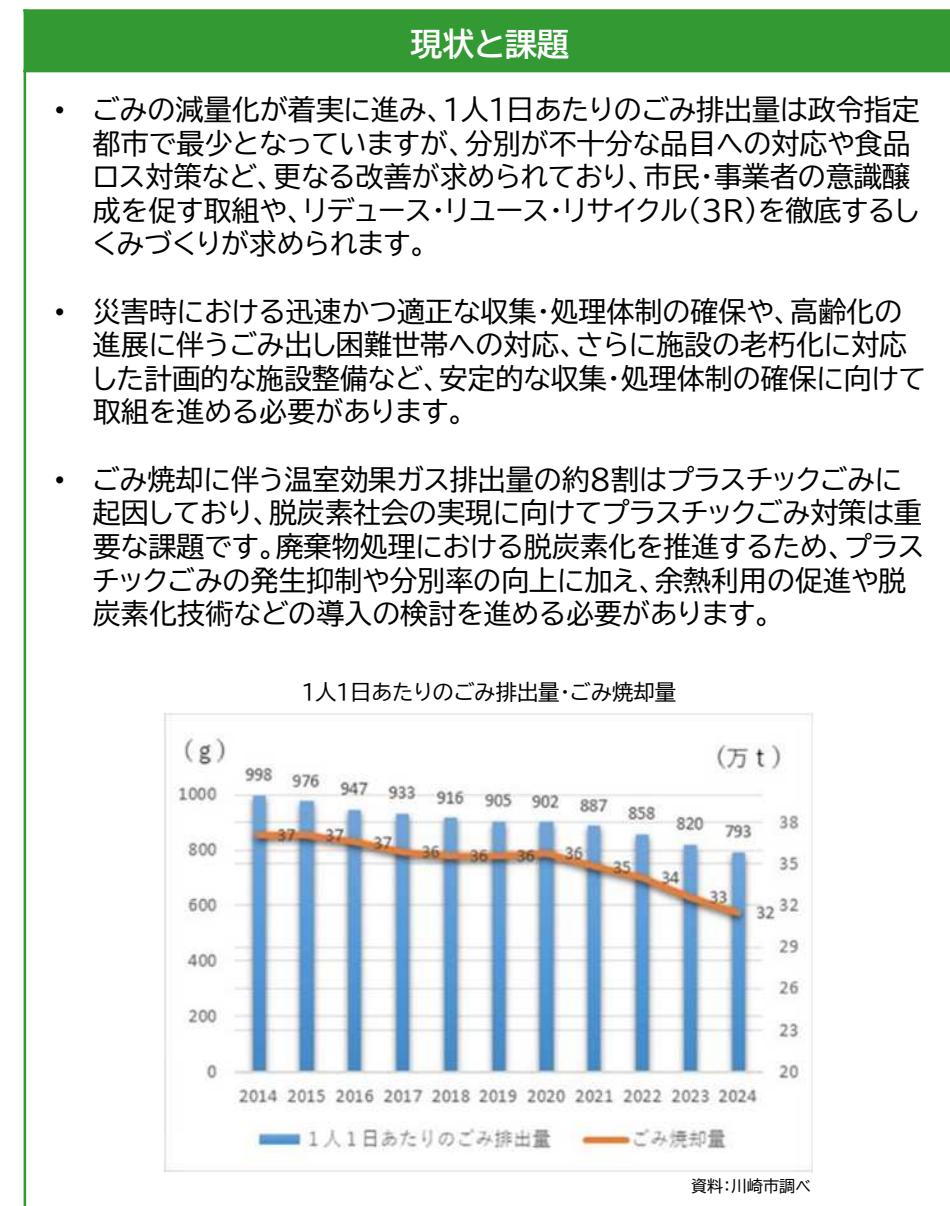
資源循環の推進

施策の目標
市域全体に3Rの取組が広がり、循環型社会への移行が進んでいる

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	793g (R6年度)	742g以下 (R11年度)
ごみ焼却量 (環境局調べ)	31.5万t (R6年度)	28.7万t以下 (R11年度)
プラスチック資源の分別率 (環境局調べ)	33% (R6年度)	51%以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画 循環型社会形成推進計画 地球温暖化対策推進基本計画



取組の方向性

- ・市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- ・廃棄物処理における安定的な体制の構築や脱炭素化に向けた取組の推進
- ・脱炭素化・循環経済への移行をめざしたプラスチック資源循環の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
ごみ減量・リサイクル推進事業	更なるごみの減量化に向け、市民の取組効果の見える化など、効果的な普及啓発に取り組むとともに、事業者と連携したりユース・リサイクルや食品ロス削減等の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・リユーススポットの拡大(R10～11年度) ・事業系紙類の処理センターへの搬入抑制に向けた取組(R10～11年度)
資源物・廃棄物収集事業	資源物・廃棄物を安定的・安全に収集するとともに、超高齢社会への対応や脱炭素化を促進する取組を進めます。また、安定的にし尿収集・浄化槽清掃を行うとともに、災害時に備えたりし尿収集・処理対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・EVごみ収集車の導入計画の策定（R8年度） ・災害用トイレの備蓄及び組立訓練（毎年度）
資源物・廃棄物処理事業	資源物・廃棄物を安定的・安全に処理するとともに、余熱利用の促進やCCUS技術導入の検証等により、廃棄物処理における脱炭素化・資源循環に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋立方針の策定（R9年度） ・浮島処理センターにおけるCO₂回収試験等（R8～11年度）
廃棄物処理施設建設事業	老朽化したごみ焼却処理施設や資源化処理施設等について、社会状況の変化に合わせて市全体の適正な処理能力等を検討するとともに、整備計画等を策定し、定期的に施設の建替えを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・堤根処理センター解体撤去工事及び建設工事（R8～17年度予定） ・新入江崎クリーンセンターの完成（R9年度） ・新たな資源化処理施設の基本計画策定（R8年度）
循環型社会形成推進事業	プラスチックをはじめとしたさまざまな資源の循環に向けた取組や、循環経済への移行に関する実証事業を進めるとともに、市内100%プラスチック資源リサイクルの達成に向けて、法令に基づく国の次期認定取得を進めます。また、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック資源一括回収の全市拡大（R8年度） ・プラスチック資源リサイクルに係る国の次期認定取得（R10年度） ・災害廃棄物処理に関する訓練（毎年度）

施策 3-1-3

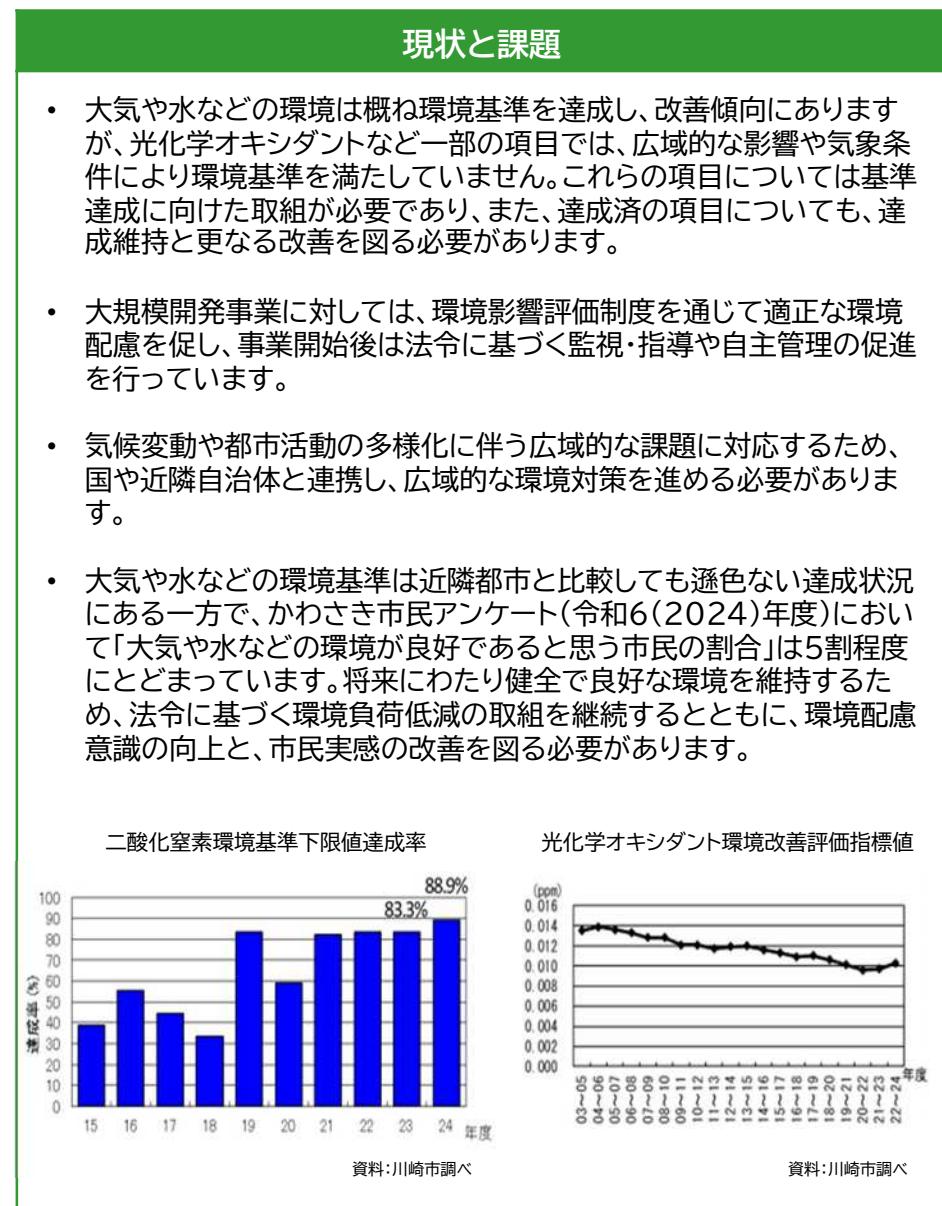
地域環境対策の推進

施策の目標
大気や水などの地域環境が高い水準で維持されている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
二酸化窒素の環境基準下限値0.04ppmを達成した測定局の割合(環境局調べ)	88.9% (R6年度)	94.4%以上 (R11年度)
河川のBOD、海域運河部のCODの環境基準値適合割合(環境局調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)
光化学オキシダント環境改善評価指標値(環境局調べ)	0.0103ppm (R6年度)	0.0103ppm 以下 (R11年度)

関連するSDGs	
----------	--

関連する主な個別計画	・環境基本計画 ・大気・水環境計画
------------	----------------------



取組の方向性

- ・ 更なる環境改善及び環境基準等達成の維持に向けた、環境の状況把握と発生源対策の着実な実施
- ・ 大規模開発事業の実施前における適正な環境配慮に向けた、適切な環境影響評価の推進
- ・ 更なる環境負荷の低減に向けた、多様な主体と連携した環境配慮意識の向上の取組と事業者の自主的な取組等の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
大気・水環境保全事業	光化学オキシダント等の原因物質の一つであるVOC対策や水環境に関する情報発信、近隣都県市等と連携した取組を実施し、環境配慮意識の向上を図るとともに、事業者の自主的な取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ VOCの排出削減に向けた事業者ヒアリング（毎年度） ・ 河川生物調査の実施（毎年度）
環境常時監視事業	関係法令等に基づき大気や水質等を常時監視するとともに、放射能関連施設周辺等において環境放射線等モニタリングを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監視結果のホームページでの公表（毎年度）
大気・水質発生源対策事業	法令に基づく監視・指導を行うとともに、環境行動事業所制度等を活用した環境負荷低減に向けた事業者の自主管理の促進により、大気汚染・水質汚濁の発生源対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場への立入調査の実施（毎年度） ・ 事業者の自主管理促進に係る情報発信の実施（毎年度）
環境影響評価事業	大規模な工事や開発事業などの実施にあたり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を総覧の上、環境影響評価審議会の意見を聴き、市民意見も踏まえて、環境の保全の見地から審査し、環境の保全について適正な配慮を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価手続の実施（毎年度）
地域環境共創推進事業	大気・水環境に関する出前授業やイベントによる環境教育等の実施やSNS等さまざまな媒体を活用した情報発信、ワークショップ等を通じた市民・事業者との協働連携などの取組を推進します。また、大気・水環境計画改定の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮意識の向上を促す各種環境イベントの実施（毎年度） ・ 「大気・水環境計画」の改定の方向性のとりまとめ（R11年度）

施策 3-2-1

協働・共創によるみどりのまちづくり

施策の目標
多様な主体による協働・共創を通じてみどりが育まれている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
協働の取組により植樹した本数(建設緑政局調べ)	143万本 (R6年度)	178万本以上 (R11年度)
緑のボランティア活動団体数(建設緑政局調べ)	1,409団体 (R6年度)	1,409団体以上 (R11年度)
多摩川を訪れたことのある人の割合(市民アンケート)	64.4% (R7年度)	65.2%以上 (R11年度)

関連するSDGs	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	11 持続可能な都市を達成する	12 つくる責任つかう責任	13 温室ガスに取り組む	14 海洋生物を守る	15 種の豊かさを守る	17 パートナーシップで目標を達成しよう

関連する主な個別計画	・みどりの将来像 ・緑の基本計画 ・生物多様性かわさき戦略

現状と課題																		
<ul style="list-style-type: none"> 本市には、多摩丘陵や多摩川などの貴重な自然や、特色ある公園緑地が存在しています。これらのさまざまな緑は、生物多様性の保全など地球環境において重要な役割を果たすとともに、都市の基盤として生活空間にうるおいややすらぎ、人と人のつながり等をもたらすなど、多様な機能や効果を有することから、こうしたみどりの価値を最大限に活用し、まちづくりに取り組んでいくことが必要です。 市民・企業・学校など、多様な主体による協働・共創の取組等により、みどりを通じて、暮らしやすく、住み続けたいまちの実現をめざしています。 こうした中、本市の多様なみどりを活用したさまざまな活動や、全国都市緑化かわさきフェアを契機として生まれた新たな関係性や取組を通じて、みどりを育み、みどりをきっかけに人と人が地域でつながるまちづくりを進めています。 一方で、緑のボランティア活動団体の高齢化等に伴い、活動の持続性の確保が困難になるなどの課題が生じていることから、若い世代の参加促進や参加者の知識・経験に応じた支援など、人材確保・育成の取組を進める必要があります。 地域の自然に触れることで、自然や生き物への興味を育めるよう、身近な生き物に関する情報発信等を行っています。生物多様性への配慮意識をさらに高めていくため、より一層、取り組んでいく必要があります。 <p style="text-align: right;">協働の取組により植樹した本数</p> <table border="1"> <caption>協働の取組により植樹した本数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H22</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>143</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:川崎市調べ</p>	年	本数	H22	10	H24	31	H26	61	H28	81	H30	95	R2	111	R4	125	R6	143
年	本数																	
H22	10																	
H24	31																	
H26	61																	
H28	81																	
H30	95																	
R2	111																	
R4	125																	
R6	143																	

取組の方向性

- ・ 多様な主体のつながりを活かした、協働・共創の取組による都市緑化やグリーンコミュニティ形成の一層の推進
- ・ 多摩川や多摩丘陵などの保全や活用の推進
- ・ 生物多様性への配慮意識向上等に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
都市緑化推進事業	緑化フェアを契機として生まれた、学校と地域を花やみどりでつなぐ協働の花苗育成や、「みどりの事業所推進協議会」を通じた事業所緑化の取組など、市民・企業・学校等との協働を通じて、都市緑化を推進するとともに、こうした取組を広く情報発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの育てた花苗による、公園やまちなかなどの緑化（毎年度） ・ 2027年国際園芸博覧会への出展（R8～9年度）
グリーンコミュニティ推進事業	公園等における持続的な協働の取組を推進するため、みどりに関わる人材の育成や発掘、活動団体への支援などをを行うとともに、多様な主体のつながりを活かし、協働・共創の取組を進めることで、一層のグリーンコミュニティの形成を図り、地域の魅力向上や活性化をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に親しまれる、特色ある公園づくりに向けたモデル事業の推進（各区：R8年度～） ・ 公園を活用する方法等を掲載した「公園使いこなしスタートーブック」の更新（隔年）
多摩川施策推進事業	「新多摩川プラン」に基づき、水辺の賑わい創出に向けた取組を推進するとともに、水辺の楽校の活動支援や流域自治体との連携による協働の取組、二ヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターによる環境学習・情報発信の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業報告書「多摩川は今」の公表（毎年度） ・ 水辺の賑わい創出に向けた協定等に基づくイベントの実施（毎年度）
里山管理協働事業	市民・企業・学校等との協働により、緑地の保全活動や環境教育、わんぱくの森事業による自然体験プログラムなどを実施し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働による緑地保全地区数（～R11年度：3地区） ・ わんぱくの森事業による自然体験プログラムの実施（毎年度）
生物多様性推進事業	自然環境の現状と変化を把握するため、動植物の生息・生育状況の調査を行うとともに、かわさき生き物マップなど、さまざまな媒体を活用して情報発信していくことにより、市民の生物多様性への配慮意識向上を図り、地域に息づく生き物の生息生育環境への理解が深まるよう取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な生き物探し等の投稿（毎年度） ・ 動植物の生息・生育調査の実施（毎年度）

施策 3-2-2

公園緑地等の整備

施策の目標

魅力的で居心地のよい公園緑地等が整備されている

現状と課題

- 公園緑地は、災害時の避難場所や、地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースとして価値が再認識されていることから、引き続き利用価値を高めながら、誰もが利用しやすく、快適で、居心地のよい、地域の特色を活かした公園緑地づくりを進めていく必要があります。
- 多様なニーズへの対応や新たな魅力の創出などに向けて、民間の発想や運営ノウハウ等を活用し、持続可能な管理運営に向けた取組を進める必要があります。
- 市民が安全かつ快適に公園緑地や道路を利用できるように、計画的な樹木の剪定や除草、老朽化が進んだ公園の再整備やバリアフリー化、遊具更新や施設の補修など、適切な維持管理を実施する必要があります。
- 近年の気候変動の影響による風水害の激甚化・頻発化などを踏まえ、公有地化した緑地で対策が必要な斜面地の安定化を図るとともに、市域に残る貴重な緑地を計画的に保全・維持管理することで、地球温暖化への対応や生物多様性の保全に寄与する必要があります。

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
公園緑地面積(建設緑政局調べ)	775.8ha (R6年度)	781.2ha以上 (R11年度)
公園緑地の利用頻度 (市民アンケート)	65.7% (R7年度)	66.5%以上 (R11年度)
街路樹の維持管理を行った路線数の割合(建設緑政局調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- みどりの将来像
- 緑の基本計画
- 街路樹管理計画

公園緑地面積の推移



資料:川崎市調べ

取組の方向性

- 立地特性や地域ニーズ等を踏まえた、都市の価値を高める、魅力ある公園緑地づくりの推進
- 公園緑地の更なる魅力向上に向けた、民間活力導入の推進
- 公園緑地や道路の安全性・快適性向上及び緑地の保全に向けた維持管理の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
公園緑地整備等事業	地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めます。多摩川河川敷のトイレや水飲み場等について、誰もが安心して使えるよう、快適性の向上に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 生田緑地東地区・ばら苑等整備推進（R8年度～） 夢見ヶ崎動物公園再整備推進（R8年度～） 稻田公園再整備に向けた取組推進（R8年度～） 多摩川河川敷トイレ更新等（～R11年度：28棟） 全天候型の子どもの遊び場づくり（R8年度～）
等々力緑地再編整備事業	市民の利便性の向上や新たな魅力・価値の創出により、等々力緑地を日常的に賑わう「市民が誇りを持てる場所」とするため、「等々力緑地再編整備実施計画」に基づき、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> （新）陸上競技場の完成（R8年度予定） （新）とどろきアリーナの完成（R10年度予定） みんなのはらっぱの完成（R10年度予定） 球技専用スタジアムの完成（R11年度予定）
公園緑地公民連携推進事業	公園緑地が持つ魅力を引き出し、効率的・効果的な管理運営を図るため、更なる民間活力の導入を検討するとともに、導入済の公園緑地では民間事業者や地域と連携し、取組を推進することにより、まちの賑わいを創出し、都市の魅力と活力の向上をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> 多摩川見晴らし公園への民間活力導入着手（R8年度～）
公園緑地・街路樹維持管理事業	公園緑地が、安全で居心地よく快適に利用できる場となるよう、樹木剪定や除草、施設の維持管理等を行います。また、良好な街路景観や暑熱対策に資する緑陰を確保できるよう、街路樹の健全度診断や計画的な更新、剪定等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地や街路樹の計画的な維持管理の実施（毎年度）
緑地保全管理事業	緑地は水源涵養、都市気候の改善等の重要な役割を有しているため、緑地保全カルテに基づき、特別緑地保全地区指定等の緑地保全施策の取組を推進します。公有地化した緑地については斜面の安定対策や施設整備を行うとともに、樹林地の状況に応じた適切な維持管理を行い、利活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全面積（R6年度：253.0ha→R11年度：258.0ha）

施策 4-1-1

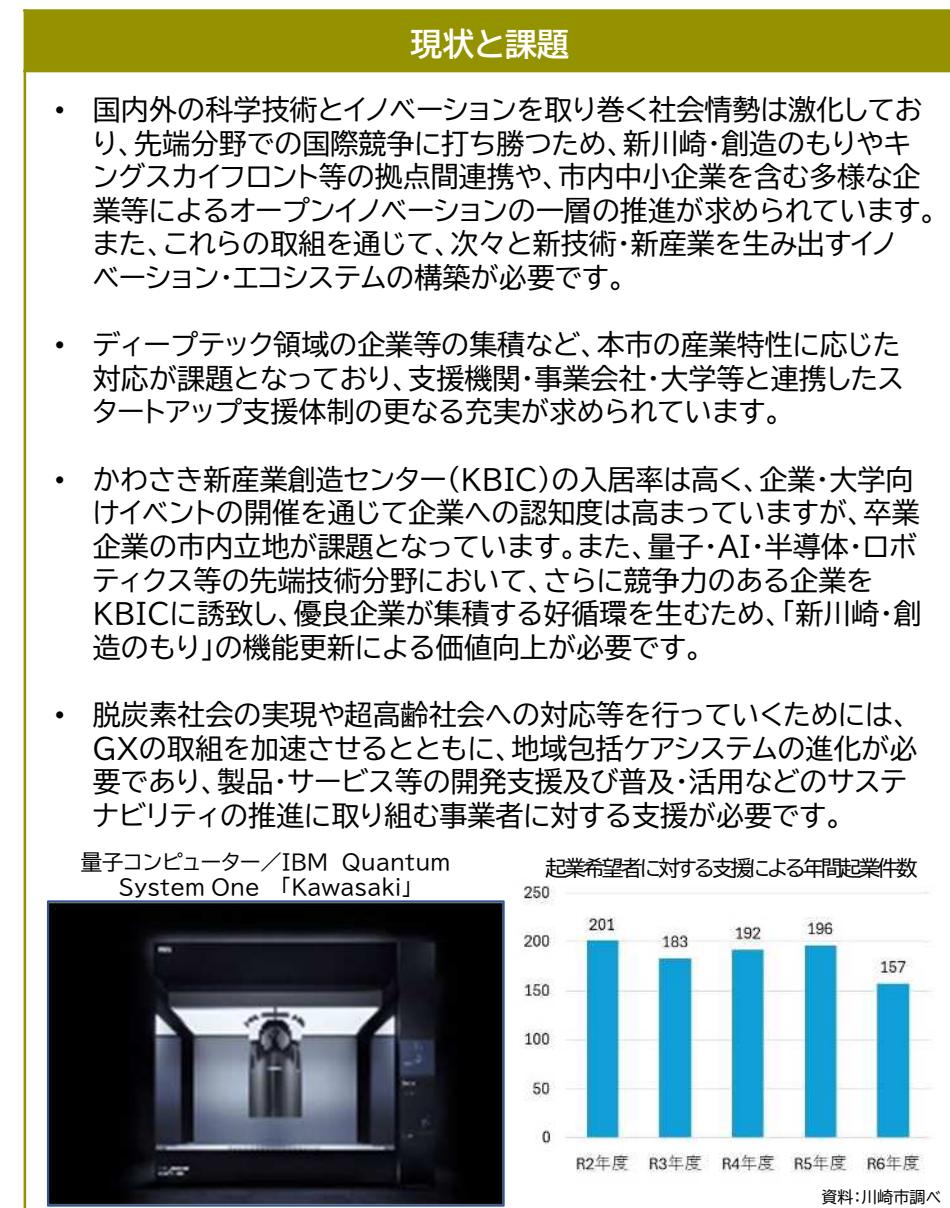
イノベーション創出の推進

施策の目標
イノベーション創出につながる先進技術分野の企業等の集積が進んでいる

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
起業希望者に対する支援による年間起業件数 (経済労働局調べ)	157件 (R6年度)	218件以上 (R11年度)
かわさき新産業創造センター(KBIC)における事業拡大した卒業企業の市内立地率 (経済労働局調べ)	61% (R3~6年度)	80%以上 (R8~11年度)
市内に立地する量子スタートアップ数 (経済労働局調べ)	2社 (R6年度)	7社以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> 新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画 かわさき産業振興プラン



取組の方向性

- 市内金融機関でのセミナー等の実施や産業拠点間の連携による、スタートアップに対する市内への立地誘導と成長段階に合わせた効果的な支援
- 社会課題解決と経済成長に資するイノベーションが創出されるエコシステムの構築と、その実現に向けた新川崎・創造のもりの機能更新
- サステナビリティの推進に取り組む事業者に対する、企業や大学等との連携による開発等の支援

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
スタートアップ支援事業	新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)と連携した起業家支援拠点Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)を軸に、アクセラレーションプログラムの実施やディープテックスタートアップへの支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> スタートアップへの支援（毎年度） スタートアップのグローバル基準への対応等に向けた育成プログラムの実施 (R8年度～) 市内金融機関等と連携した創業支援（毎年度） 起業家オーディション等の開催（毎年度）
新川崎・創造のもり推進事業	立地誘導・投資促進制度の活用等を通じ、イノベーション拠点の整備や企業等の立地に向けた取組を推進します。KBICにおけるスタートアップ支援や、新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 新川崎・創造のもりにおける立地誘導・投資促進とイノベーション拠点整備 (R11年度供用開始) 新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携の推進（毎年度）
量子イノベーションパーク推進事業	新川崎・創造のもりを中心、企業・大学等との連携により、量子・AI分野などの次代の産業を担う人材の育成や研究開発を支援するとともに、市内をフィールドとする社会実装事業の創出を支援し、量子技術の産業化等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 量子ネイティブ人材の育成（毎年度） サスティナブル量子AI研究拠点(SQAI)と連携した市内企業向け量子人材の育成（毎年度） 市内をフィールドとした量子分野の社会実装の創出・発信（毎年度）
イノベーション・エコシステム構築推進事業	イノベーション・エコシステムの構築に向けて、市内イノベーション拠点間の連携を推進するとともに、市内研究施設等と連携したイノベーション人材の育成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市内企業等による連携プロジェクトの創出（毎年度） 官民連携ワーキングの開催（毎年度）
サステナビリティ関連事業者支援事業	脱炭素社会の実現や超高齢社会への対応に資するグリーンイノベーション・ケイノバーシヨンを推進する企業や大学等への新製品・技術開発や普及・活用促進支援など、サステナビリティ関連事業者への支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 関連プロジェクトへの参画打診（毎年度） 国際環境技術展でのビジネスマッチングの実施（毎年度） 脱炭素関連に取り組む市内中小企業の割合 (R6年度23.3%→R11年度30%)

施策 4-1-2

中小企業の競争力強化

序章

基本構想

基本計画

第4期
計画

資料編

施策の目標

中小企業が経営力を高め、地域経済の活性化に寄与しながら持続的に発展している

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
資本金1億円未満の黒字法人の割合 (経済労働局調べ)	40.3% (R6年度)	44.3%以上 (R11年度)
資本金1億円未満の法人に対する法人市民税(法人税割)課税額(経済労働局調べ)	3,343百万円 (R6年度)	3,637百万円以上 (R11年度)
事業所数(雇用者のいない個人経営の事業所を除く) (経済センサス基礎調査)	32,500社 (R6年度)	32,750社以上 (R11年度)

関連するSDGs



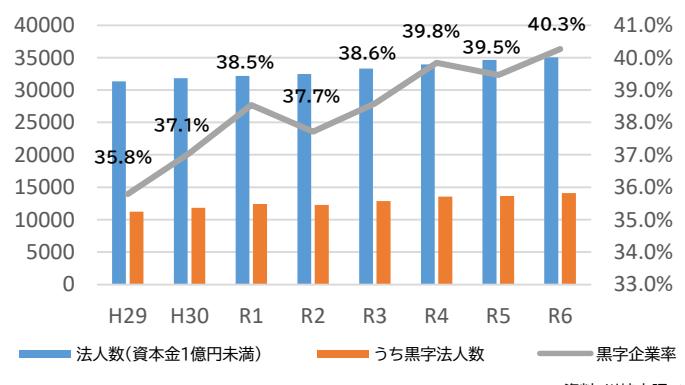
関連する主な個別計画

- かわさき産業振興プラン

現状と課題

- 中小企業は、地域経済の発展や雇用の創出を支える重要な存在である一方で、人口減少や経営者の高齢化、災害の激甚化・頻発化等の社会環境、物価高騰や米国通商政策といった経済情勢の変化による影響等により、経営環境が厳しくなっています。こうした状況に対応するためには、デジタル化による生産性の向上、販路の拡大、事業承継の推進、資金繰り支援等、経営基盤の強化が急務です。
- 産業の競争力を強化するためには、産業集積を図る必要があります。住宅地化が進む内陸部工業系用途地域では、住工共生のまちづくりに向けた事業者への支援や立地ニーズの把握、事業用地のマッチング、貸工場・研究開発施設の開発誘導等を実施していますが、事業所の老朽化や近隣の住宅地化等の操業上の課題がより深刻化していることから、工業系物件の創出・確保が求められています。
- 海外展開をめざす企業を支援するため、川崎市海外ビジネス支援センターでのコーディネーター等による相談対応や、海外現地での商談機会の創出、越境EC(電子商取引)への出品支援等に取り組んでおり、今後も国内外の社会経済環境の変化を捉えつつ、市内企業の多様なニーズに対応した支援の更なる充実が必要です。

資本金1億円未満の黒字法人※の割合
※法人税割を納付している法人=黒字法人として算出



取組の方向性

- ・ 国や県、地域の産業支援機関等との連携による、市内中小企業の抱えるさまざまな課題・ニーズへの対応に向けた多面的な取組の推進
- ・ 工業系用途地域における製造業等による持続的な土地利用と、中小製造業者の操業環境整備に向けた取組の推進
- ・ 多様化する市内中小企業のニーズ等に対応した、海外へのビジネス展開支援の実施

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
中小企業経営基盤強化事業	市内中小企業の経営改善に向けたデジタル化等による生産性向上の促進や、競争力強化に向けた新たなビジネス創出・販路開拓支援のほか、事業承継・BCP策定支援等による事業継続力の強化に向けた支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー等のイベントの参加者数 (R6年度:789人→R11年度:1,000人) ・ 企業への事業承継に向けた支援 (毎年度)
産業集積・操業環境保全事業	立地ニーズに応じた事業用地等のマッチング、貸工場等の開発誘導、産業立地を促進した地区における土地の貸付や相談対応を通じ、市内の産業集積を維持します。 中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図りながら、産業集積の維持・強化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とのイベント活動の実施 (毎年度) ・ 事業用地の紹介累計件数 (75件(R8~R11年度))
中小企業融資支援事業	川崎市信用保証協会や取扱金融機関との連携による制度融資を実施し、信用保証料や代位弁済の補助を行うとともに、セーフティネット保証認定や金融相談等により、中小企業等の資金調達の円滑化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等に対する融資支援・金融相談 (毎年度)
海外展開促進事業	海外での販路開拓等に向けた商談機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内中小企業の海外におけるビジネス展開を促進します。 外資系企業等に対して、本市ビジネス環境情報を効果的に発信し、対内投資を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の海外展開に向けた支援 (毎年度)
産業支援機関連携事業	中小企業の経営力・技術力の高度化や新事業創出を促進するため、川崎市産業振興財団と連携を図り、多面的な支援を開展します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等経営相談 (毎年度) ・ 中小企業等への連携促進支援の実施 (毎年度) ・ 出張キャラバン隊による訪問支援の実施 (毎年度)

施策 4-1-3

観光の振興と商業の活性化

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

交流と流通が促進され、地域に賑わいと活力が生まれている

現状と課題

- 令和6(2024)年の市内宿泊施設における外国人宿泊者数は推計値で30万人となり、過去最高を記録しましたが、令和5(2023)年の訪日外国人の市内での消費において、宿泊での消費が最も多い一方、宿泊と小売や飲食など複数の業種に渡る消費は少ない状況でした。訪日外国人の市内での消費が多様な業種に渡るよう、訪日外国人の誘客の促進と受入体制の充実が求められています。
- 魅力ある商業地域の維持・形成に向けては、商店街におけるチェーン店の進出等の著しい環境変化や、担い手の高齢化・加盟店の減少といった問題が顕在化しています。こうした中で、個店には商品・サービスの高付加価値化や魅力発信、意欲ある商業者によるまちの賑わいづくりが求められる一方、商店街には組織力の強化や老朽化した施設への対応など、地域全体での対応力の向上が求められています。
- 卸売市場では、市場外流通の増加と市場間競争の激化が進んでおり、市場機能の強化と事業者の経営力向上を図り、生鮮食料品等を安定的に供給する必要があります。一方で、使用料収入の減少や、老朽化等に伴う費用の増加が続いていること、会計健全化が求められています。
- 川崎競輪場では、車券売上は向上しているものの、競輪場来場者数は減少傾向にある中、競輪の魅力の発信・社会的認知度の向上に向けた取組を進めていくことが重要です。あわせて、持続可能で安定した競輪場運営に向けて、売上向上・収益確保に向けた取組を進め、市財政への貢献を継続していくことが求められています。

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
本市への訪日外国人旅行者数 (モバイル空間統計)	69万人 (R6年)	105万人以上 (R11年)
宿泊施設の年間宿泊者数 (経済労働局調べ)	231万人泊 (R6年)	247万人泊以上 (R11年)
観光・商業関連事業者が新たに 生み出した付加価値 (経済労働局調べ)	1,764億円 (R6年)	2,026億円以上 (R11年)

関連する SDGs



関連する 主な個別計画

- かわさき観光振興プラン
- 卸売市場経営プラン
- かわさき産業振興プラン



取組の方向性

- ・ 誘客・交流の促進と受入体制の充実によるまちの魅力向上
- ・ 地域特性を活かした個店・商店街支援による商業地域の活性化と、生鮮食料品等の安定供給の確保に向けた卸売市場の機能更新等の推進
- ・ 魅力的な競輪開催と事業収益の確保・活用による賑わいの創出

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
誘客・交流促進事業	今の川崎を楽しみ、人と人をつなぎ、住む人と訪れる人が交流し、幸せになる川崎らしい観光カルチャーを創造するひとを発掘・誘引します。 ビジネス層や、ありのままの川崎をポジティブに捉える国内外のひとへ川崎の魅力を発信し、誘客・交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市への国内旅行者数（R6年：1,428万人→R11年：1,655万人） ・ 市民・事業者等との共創による観光振興（毎年度） ・ 海外向けSNSによる情報発信（毎年度） ・ 川崎市制記念多摩川花火大会の開催（毎年度）
商業振興事業	既存店舗の魅力の発掘、発信、向上などの支援に加え、開業支援や市外等からの商業者誘致などにより、商業地域の核となる魅力ある個店づくりを推進します。 広域・生活拠点など地域特性を踏まえた、商業地域へのハード・ソフト支援により賑わい創出・地域連携の誘導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力あふれる個店の創出に向けた支援（毎年度） ・ 商店街等の活性化に向けた支援（毎年度）
卸売市場機能更新事業	市場施設の更新などを通じて、施設老朽化に対応するとともに市場機能の強化を図ります。あわせて、南北市場別の収支を把握しつつ、卸売市場特別会計の健全化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部市場の機能更新に向けた設計・工事等（R8年度～） ・ 南部市場の基本構想の策定（R8年度） ・ 南部市場の基本構想に基づく施設運営・整備等の実施（R9年度～）
競輪開催・競輪場管理運営事業	市内外の多くの方々に来場いただける競輪場づくりに向けて、魅力ある競輪開催とレースを観戦しやすい環境づくりを実施します。 効率的・効果的な競輪場運営と売上の向上を図り、収益の確保に努めながら、持続可能で安定した事業運営を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競輪の本場開催（毎年度） ・ 事業収益からの一般会計への繰出（毎年度）

施策 4-1-4

都市農業の振興

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

豊かな農ある都市環境の形成が進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
認定農業者の経営体数 (経済労働局調べ)	57経営体 (R6年度)	65経営体以上 (R11年度)
市街化調整区域での農地貸借面積(経済労働局調べ)	13.2ha (R6年度)	19.6ha以上 (R11年度)
援農ボランティア数 (経済労働局調べ)	172人 (R6年度)	200人以上 (R11年度)

関連するSDGs

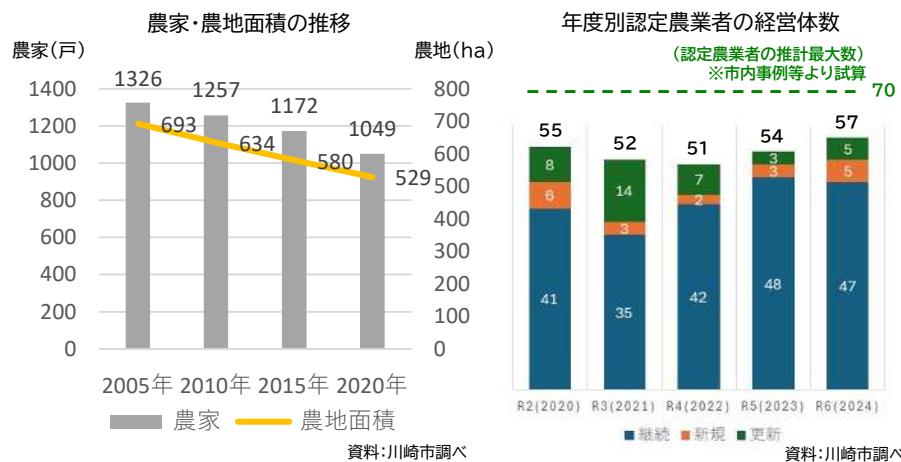


関連する主な個別計画

- 農業振興計画
- かわさき産業振興プラン
- 緑の基本計画

現状と課題

- 農家1戸あたりの経営規模が小さいことや、農業者の高齢化や労働力不足、後継者育成等の課題に対応するため、消費地に近い特性を活かした付加価値の高い農業経営に向けて、効果的な設備投資や生産技術に関する支援、多様な担い手の確保など、農業経営の強化と持続可能性の確保に向けた取組が必要です。
- 都市農地は、国の都市農業振興基本計画において都市に「あるべきもの」として位置づけられており、多面的な機能を有する農地の保全・活用の重要性は高まっています。その一方で市内農地は今後も減少が見込まれるため、関連法の制定・改正等の国の動きを踏まえ、農地の保全・活用に向けた取組を一層推進していく必要があります。
- 市内農業は、新鮮な農産物の提供やこころ安らぐ緑地空間の提供など、市民の生活環境の向上に貢献しています。一方で、農薬の散布や堆肥による臭気など、市民の理解を得ることが難しい側面も依然として存在しています。そのため、農業者の責任感と日々の努力によって農環境が保持されていることも踏まえ、市民の都市農業に対する理解の促進に向けて、地産地消や農業体験等を通じた効果的なPRを積極的に行う必要があります。



取組の方向性

- 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進に向けた、担い手の確保、農業経営の改善及び栽培技術の普及・向上
- 多面的な機能を有する農地の適正な保全・活用の促進
- 市民と農業のつながる場・機会の拡大に向けた、地産地消の推進や農業体験機会等の創出

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
農の担い手育成支援事業	今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者(担い手)の育成に向けて、認定農業者の方々、農業経営の改善をめざす販売農家や新規就農者への支援を強化するとともに、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者への支援（毎年度） 新規就農希望者からの相談対応（毎年度） 女性・青年農業者団体の活動支援（毎年度）
農業経営・技術向上支援事業	農産物の生産技術の向上に向けた支援、農業経営の効率化・安定化のための支援、農業技術を理解した市民ボランティアの育成・活用等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 農業者向けの技術指導（毎年度） 環境負荷低減に向けた土壤分析等（毎年度） 施設整備・機械導入に対する支援（毎年度） 援農ボランティア育成講座の開催（毎年度）
農業技術支援センター機能更新事業	都市農業の持続可能な発展に向けて、農業技術支援センターの老朽化対策を含めた機能更新に関する検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 農業技術支援センターの整備・運営手法等の決定（R9年度） 農業技術支援センターの整備等の実施（R10～11年度）
農環境保全・生産基盤維持管理事業	農地貸借の促進に向けた奨励や整地支援を重点的に進めるとともに、良好な農環境を保全し、多面的な機能を有する農地の活用を図るほか、安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の指定（毎年度） 貸借可能な農地の掘り起こし（毎年度） 試験栽培等の協働事業の実施（毎年度） 農業用施設の計画的な改修支援（毎年度）
農とのふれあい推進事業	イベントや情報発信等を通じて地産地消を推進するとともに、収穫体験などを通じて市民が「農」を知る機会を創出します。また、川崎市地域交流農園の管理を行うとともに、農業者が開設する各種農園の普及・啓発を行うことで、市民の農に対する理解を深め、地域の農業の活性化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民が「農」に触れるイベントの開催（毎年度） 区画貸し・体験型農園の普及・啓発（毎年度）

施策 4-1-5

働きやすい環境づくり

施策の目標

市内雇用が促進されるとともに、誰もが安心して働ける環境づくりが進んでいる

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
市の就業支援事業による就職決定者数(経済労働局調べ)	468人 (R4～6年度平均)	504人以上 (R9～11年度平均)
働き方改革の取組を行っている事業所の割合 (経済労働局調べ)	87.3% (R6年度)	90%以上 (R11年度)

関連するSDGs



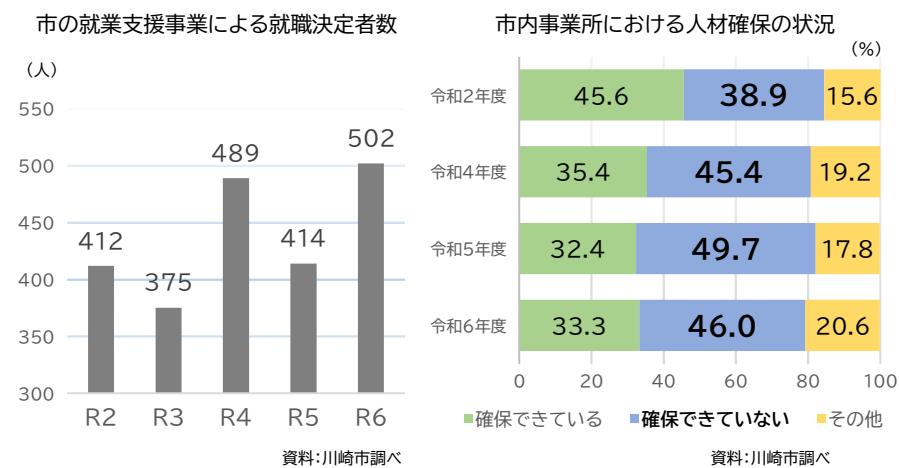
関連する主な個別計画

- かわさき産業振興プラン

現状と課題

- 少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれており、今後の更なる人手不足に対応するためには、求職者の希望や置かれた状況に応じた就業支援を行い、就職につなげるとともに、求職者と企業とのマッチングの場を提供することが求められています。
- 企業では人材確保が大きな経営課題となっていることから、介護、育児など就労者のさまざまなライフプランに応じた、多様な人材を受け入れる柔軟な雇用・就業環境の構築に向けた支援が求められています。
- 人材確保や従業員の定着に向けては、勤労者の福利厚生の充実が重要であることから、市内中小企業を対象とした勤労者福祉共済の円滑かつ効率的な運営を図る必要があります。
- 市民生活を支えている技能職者は、高齢化と新規就業者の減少が進んでおり、後継者の育成・確保や技能の承継を図るために支援を継続し、若年層等に向けて技能職分野などへの就業の意欲醸成を図ることが求められています。

市の就業支援事業による就職決定者数



取組の方向性

- ・ 企業等に対して多様な人材を活用するメリットを周知することによる、多様な人材と企業とのマッチングの促進
- ・ 中小企業の従業員の福利厚生充実に向けた勤労者福祉共済制度の運営と勤労者福祉の向上
- ・ 技能職者への後継者の育成・確保や技能承継等の支援、生活文化会館における市民との交流促進や技能水準の向上

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
雇用労働対策・就業支援事業	就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者のニーズに応じた丁寧な就業支援等を実施するとともに、地域産業を支える多様な人材の活躍を促進するため、外国人を含む人材の確保・活用に向けた企業支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じたマッチングイベントの実施（毎年度）
勤労者福祉共済事業	市内の中小企業で働く従業員の福利厚生を充実させ、中小企業の振興に寄与することを目的として、各種祝金等の給付事業、余暇支援等の福利厚生事業、生活資金の貸付事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規加入会員数（毎年度：250人） ・ 新規加入事業者数（毎年度：30事業所）
勤労者福祉対策事業	市内企業で働く勤労者がより豊かで充実した生活が送れるよう、労働関連情報の提供や生活資金貸付制度等の勤労者福祉施策を実施するとともに、川崎市民館・労働会館の整備及び管理運営を通じて勤労者福祉の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市民館・労働会館の整備（R9年度供用開始） ・ 労働学校等の勤労者向け講座の実施（毎年度）
技能奨励事業	技能職者の就業環境改善や、後継者の育成・確保を支援するため、技能職者の技能水準の向上や市民の理解の促進に向けた、学校での技能職体験やマイスター認定等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能職体験等の実施（毎年度） ・ かわさきマイスターの認定（毎年度）
生活文化会館管理運営事業	市内技能職の拠点である生活文化会館（てくのかわさき）において、技術・技能職者への市民理解を深めるとともに、交流を促進し、技能の振興や技能水準の向上をめざします。また、施設の老朽化等を踏まえ、修繕や整備等の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活文化会館の稼働率（毎年度：65%）

施策 4-2-1

臨海部の産業集積と基盤整備

施策の目標

産業競争力の強化や社会課題解決に資する産業拠点の形成が進んでいる

現状と課題

- 我が国の経済を牽引する高度な産業エリアとして、産業構造の転換による社会環境の変化や、気候変動による自然環境の変化に対応し、持続的発展につながる戦略的な取組を、臨海部に対する市民の認知度・理解度の向上を図りながら推進する必要があります。
- キングスカイフロントにおいては、新産業を創出する世界最高水準のライフサイエンス分野の研究開発拠点として、イノベーションエコシステムの形成に向けて、スタートアップ企業の集積・成長や拠点内外の連携、研究成果の実用化などを推進する必要があります。
- 南渡田地区や扇島地区等では、臨海部の持続的な発展と社会課題解決のため、次代の柱となる新たな産業創出とカーボンニュートラルの実現などに向けて、大規模土地利用転換を推進する必要があります。
- 2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、市内外の企業間連携によるプロジェクトを創出し、カーボンニュートラル社会実現を牽引するコンビナート形成に向けた取組を推進する必要があります。
- 臨海部の持続的な発展を支え、価値を向上させるため、土地利用転換等の環境変化を見据えた交通ネットワークの形成、塩浜や浮島等の新たな土地利用に向けた基盤整備等を推進する必要があります。
- 民間による積極的な設備投資を誘導するために、企業動向を適切に把握するとともに、必要な施策を実施する必要があります。

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
臨海部に立地する企業が納める固定資産税額 (臨海部国際戦略本部調べ)	29,024百万円 (R6年度)	30,505百万円 以上 (R11年度)
川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額等(経済構造実態調査)	12,935万円 (R6年度)	14,282万円 以上 (R11年度)
扇島地区(南地区)および南渡田地区における土地利用転換の進捗率(面積) (臨海部国際戦略本部調べ)	0% (R7年度)	19.8%以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- ・ 臨海部ビジョン
- ・ JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針
- ・ 川崎カーボンニュートラルコンビナート構想



取組の方向性

- ・新産業創出を促進する研究開発拠点の形成と社会課題の解決等に資する大規模土地利用転換の推進
- ・立地企業による生産機能の強化や製品の高度化・高付加価値化の促進
- ・経済活動と気候変動対応の両立を図るGX(グリーントランسفォーメーション)を牽引するカーボンニュートラルコンビナートへの転換に向けた取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
カーボンニュートラルコンビナート推進事業	水素社会の実現に向けた取組を発展させるとともに、廃プラスチック等の炭素資源の循環拡大などに向けた取組や、立地企業間の連携によるエネルギー等の地域最適化に向けた取組など、臨海部のカーボンニュートラル化を図りながら産業競争力を強化する取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・液化水素サプライチェーン商用化実証における扇島での実証開始（R10年度） ・企業間連携による新規プロジェクト累計創出件数（R7年度：8件→R11年度：12件）
殿町国際戦略拠点推進事業	ナノ医療イノベーションセンター等の研究機関の集積するライフサイエンス分野における世界最高水準の研究開発拠点として、拠点内外での活発な交流から共同研究・開発等の創出を促進し、川崎発の革新的なイノベーションが次々に生まれるエコシステムの構築に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等マッチング累計件数（R6年度：147件→R11年度：267件） ・ナノ医療イノベーションセンターの特許の累計基礎出願件数（R6年度：56件→R11年度：76件）
大規模土地利用転換推進事業	南渡田地区では、産業競争力強化を牽引する「マテリアルから世界を変える産業拠点」の形成に向けた取組を推進します。扇島地区等では、水素等のカーボンニュートラルエネルギーの受入・供給や、高度物流・港湾物流の拠点形成など、社会課題の解決等に資する土地利用転換の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・南渡田北地区北側の一部供用開始（R9年度） ・南渡田次期地区の事業着手（R10年度） ・扇島地区先導エリアの一部土地利用開始（R10年度） ・扇島アクセス道路の一部供用開始（R10年度）
臨海部基盤整備推進事業	地域環境の向上を図る憩い・交流空間等の整備や、恵まれた立地ポテンシャルを活かした新たな土地利用に向けた取組、臨海部の持続的な発展を支えるための交通ネットワークの形成、道路機能強化に向けた取組などを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・塩浜3丁目周辺、浮島1期地区の土地活用に向けた取組推進（毎年度） ・小島新田駅前広場周辺の整備完了（R10年度） ・基幹的交通軸（BRT等）の機能強化（R7年度：2路線→R11年度：4路線）
臨海部産業競争力強化推進事業	新たな土地利用や設備更新・投資等を活発化し、企業の競争力強化を進めます。また、臨海部が市民から誇りに思われるエリアとなるよう、新たな緑地空間等の創出による魅力向上の検討を行うとともに、市民の認知度・理解度向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎臨海部産業競争力強化促進補助金制度の運用（毎年度） ・川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度の運用（R8、9年度） ・市民を対象とした見学会の実施（毎年度）

施策 4-2-2

川崎港の競争力の強化

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

活力と魅力にあふれた港湾の形成が進んでいる

現状と課題

- 物流業界の労働力不足等に伴う船舶による大量輸送の需要が高まっている中で、貨物量の増加に向けて大型船舶に対応した係留施設や周辺交通網等のインフラ整備、ポートセールスの取組を推進する必要があります。
- 荷主や船会社等から選ばれる港を目指して、事業者や港湾管理者が効率的・効果的に脱炭素化の取組を推進する必要があります。
- 川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地等の確保に向けて、東扇島及び浮島における土地造成を着実に推進するとともに、地域の課題やニーズを踏まえ、効率的・効果的な土地利用を図る必要があります。
- 労働力不足への対応や港湾機能の継続的な維持・強化に向けては、労働環境の改善や川崎港に対する市民理解の向上が不可欠であり、港で働く人や訪れる人が快適に滞在できる環境の整備や情報発信を推進する必要があります。
- 緊急物資の輸送拠点となる耐震岸壁や高潮等による浸水被害を防ぐ海岸保全施設など川崎港に整備されている防災機能について、気候変動や老朽化への対応を適切に行う必要があります。

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
公共ふ頭取扱貨物量(港湾統計)	875万t (R6年)	898万t以上 (R10年)
川崎港港湾脱炭素化推進計画に掲載される港湾脱炭素化促進事業数(港湾局調べ)	114事業 (R6年度)	144事業以上 (R11年度)
主な港湾緑地周辺の休日における年間滞留人口(R6年度比) (RESAS)	100% (R6年度)	108%以上 (R11年度)

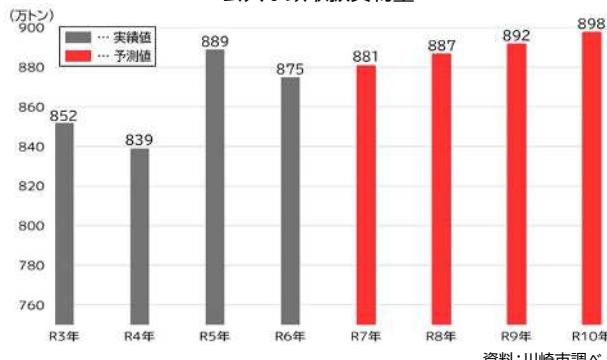
関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 川崎港長期構想
- 川崎港港湾計画
- 川崎港港湾脱炭素化推進計画

公共ふ頭取扱貨物量



取組の方向性

- ・川崎港の取扱貨物量の増加に向けたインフラ整備やポートセールスの取組の推進
- ・川崎港の脱炭素化に向けた取組の推進
- ・市民に開かれた港づくりに向けた川崎港の魅力向上の取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
港湾物流促進事業	公共ふ頭の利用を促進するため、取扱貨物量の増加に向けたポートセールス、コンテナターミナルの機能維持・強化、臨港道路東扇島水江町線や扇島地区の港湾施設の整備、東扇島の外内貿ふ頭の再編等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナターミナル荷役機械の更新（R10年度） ・臨港道路東扇島水江町線本線等の工事完成（R9年度） ・扇島地区公共バースの一部供用開始（R11年度）
川崎港カーボンニュートラル化推進事業	川崎港の競争力強化と脱炭素化社会の実現に向けて、川崎港カーボンニュートラルポート形成推進協議会を活用した企業間連携の促進や脱炭素化事業への支援、港湾管理者としての環境配慮型船舶やLED照明設備などの港湾施設等の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎港版トランジションファイナンスフレームワーク利用事業累計数（R8～11年度：10事業） ・川崎港港湾脱炭素化推進計画の改訂（毎年度） ・港湾ターミナル（公共）の脱炭素化に向けた港湾施設等の整備の推進（毎年度）
港湾振興事業	川崎みなと祭りなどのイベント実施や川崎マリエン等の市民利用施設の効果的な情報発信などを通じて市民に開かれた港づくりを進めます。また、港湾緑地の整備・維持管理や港内道路の放置車両・不法投棄の防止等を通じて、市民と港で働く人々が快適に過ごせる環境の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎みなと祭りの開催（毎年度） ・水江町公園改修工事の完成（R9年度） ・港内公共トイレの改修（R8～11年度：6か所）
東扇島・浮島土地造成事業	建設発生土等を埋立用材として海面埋立による土地造成を行います。また、造成地において、物流に加え、交通対策、脱炭素化や快適に過ごせる環境の形成などの新たな課題・ニーズへの対応を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・東扇島堀込部の土地利用に向けた土地造成等の取組の推進（毎年度） ・浮島2期地区埋立の工事完成（R35年度予定）
港湾防災事業	災害時の緊急物資輸送機能や高潮災害等に対する防災機能を確保するため、耐震強化岸壁の整備や海底トンネル及び海岸保全施設の適切な維持・整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設【樋門（2か所）・陸こう（1か所）】の改修工事（R8～R11年度）

施策 4-3-1

都市づくりの推進

施策の目標

多様な都市機能の集積により魅力と個性のあるまちが形成されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
広域拠点(川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅)の駅周辺滞留人口(RESAS)	185.1万人／日 (R6年)	190.3万人／日 以上 (R11年)
地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口(川崎市統計書)	19.7万人 (R7年度)	19.9万人以上 (R11年度)
地価公示(住宅地・商業地)の平均価格(川崎市の地価情報)	472.6千円／m ² (R7年)	505.6千円／m ² 以上 (R11年)

関連するSDGs

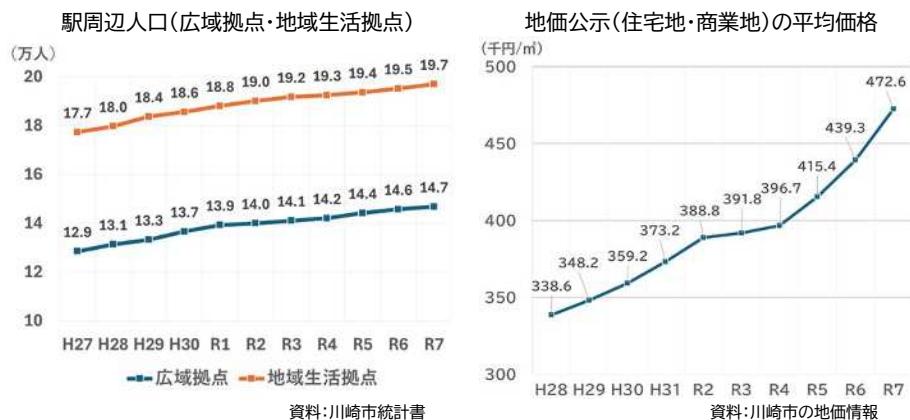


関連する主な個別計画

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ・都市計画マスターplan

現状と課題

- 市街地における土地利用等にあたっては、将来的な人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえ、計画的なまちづくりを推進しています。あわせて、ユニバーサルデザインのまちづくり、個性と魅力あふれた景観づくりや公共空間の利活用など、多様な市民ニーズに的確に対応するまちづくりを推進しています。
- 広域拠点では、市全体の活力を高め持続可能なまちづくりを牽引する拠点として、これまでのストックや地理的優位性を活かし、都市機能の集積や更新、さまざまな人々が集い交流が生まれる空間の整備と活用、交通結節機能の強化など、更なる魅力の向上を計画的に進めていくことが求められています。
- 地域生活拠点等では、それぞれの地域特性を活かしながら、商業・業務・都市型住宅等の機能集積や、都市基盤の整備を進めることによる、安全・快適で利便性が高く、多様なライフスタイルに対応したコンパクトなまちづくりが求められています。
- それぞれのエリアに即した拠点形成を進めるために、引き続き、民間活力を活かしながらさまざまな手法を活用し、多様な都市機能の集積や、都市基盤の整備に取り組む必要があります。



取組の方向性

- ・ 多様な市民ニーズや将来的な人口減少等の社会環境の変化に的確に対応した計画的なまちづくりの推進
- ・ 多様な都市機能の集積や交通結節機能の強化などによる広域拠点や地域生活拠点等の整備

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
川崎駅周辺総合整備事業	京急川崎駅周辺地区ではアリーナシティ・プロジェクトを核として、市街地再開発事業や河川敷活用等、川崎の新たなシンボルとなるまちづくりに取り組みます。また、多様な都市機能集積や都市基盤整備、公共空間の利活用とこれを支えるまちづくりの担い手育成・連携等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アリーナシティ・プロジェクトの工事着手（R9年度） ・ 多摩川アプローチデッキの完成（R11年度）
小杉駅周辺地区整備事業	小杉駅北口駅前地区などの民間開発の機会を捉え、商業・業務・文化交流・福祉など多様な都市機能を誘導し、駅を中心歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、官民連携による持続可能な魅力にあふれる広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日医大開発計画C地区の工事完成（R10年度） ・ 小杉町1丁目地区開発計画の工事完成（R11年度）
新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業	新百合ヶ丘駅北側地区における民間開発の機会を捉えた、低未利用の土地や公共用地との連携の検討などにより、賑わいや魅力を創出する都市機能誘導や交通結節機能の強化を図るとともに、豊かな自然や地域資源を活かしながら、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新百合ヶ丘駅北側公共施設の基本計画の策定（R9年度）
鷺沼駅周辺まちづくり推進事業	駅前広場の再整備による交通結節機能の再編を図るとともに、官民連携により、商業、業務、公共など多様な都市機能の集積を図ることによって、災害に強く、多様なライフスタイルに対応したまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鷺沼駅前地区市街地再開発事業における駅前街区の建築工事着手（R9年度）
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業	登戸駅、向ヶ丘遊園駅両駅を中心とした賑わいの核や、賑わい交流軸、生田緑地等につながる自然・文化観光軸の形成に向けて、駅前空間の再編や公共空間の有効活用等、地域の多様な主体が連携した持続可能なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登戸駅前地区市街地再開発事業の工事完成（R11年度） ・ 向ヶ丘遊園駅南側まちづくり方針の策定（R8年度）

施策 4-4-1

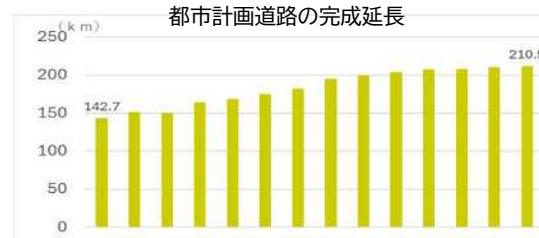
道路・鉄道網の整備

施策の目標
交通環境の改善や広域的な交通ネットワークの形成が進んでいる

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
都市計画道路の完成延長 (建設緑政局調べ)	210.9km (R6年度)	215.6km以上 (R11年度)
渋滞対策の改善効果が発現した累計箇所数(建設緑政局調べ)	18か所 (R6年度)	22か所以上 (R11年度)
橋りょうの耐震化率 (建設緑政局調べ)	75% (R6年度)	95%以上 (R11年度)

関連するSDGs
     

関連する主な個別計画
・ 都市計画マスターplan ・ 総合都市交通計画 ・ 道路整備プログラム

現状と課題																														
<ul style="list-style-type: none"> 首都圏における地理的優位性や放射・環状方向の道路・鉄道網を最大限に活かした、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や、首都圏の都市機能・経済活動を支える交通網の整備が求められています。 首都圏の国際競争力を高め、都市機能の強化や交通混雑の解消、物流の円滑化を図るために、国道357号をはじめとする広域的な幹線道路網整備に向けた取組を推進しています。 市民生活や経済活動を支える幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、整備効果の高い道路を選定し、効率的・効果的な整備を進めています。一方で、幹線道路の整備には一定の期間を要することから、交差点改良など局所的かつ即効的な対策等により、効率的・効果的に渋滞緩和を図る必要があります。 首都圏直下地震などの大規模地震に対応するため、主要な橋りょうの耐震性能を引き上げるなど、安全性の向上に取り組んでいます。 開かずの踏切は、交通渋滞の原因や一体的なまちづくりの阻害となるなど、さまざまな課題の要因となっていることから、連続立体交差事業などに取り組んでいます。 鉄道事業者や周辺自治体等と連携し、横浜市高速鉄道3号線の延伸や既存鉄道路線の機能強化などによる鉄道網の形成、及び、オフィス通勤等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。 <p>都市計画道路の完成延長</p>  <table border="1"> <caption>都市計画道路の完成延長</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>完成延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>S60</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>S63</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H3</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H6</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H9</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H12</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H15</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H18</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H21</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H24</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H27</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>H30</td><td>142.7</td></tr> <tr><td>R3</td><td>210.9</td></tr> <tr><td>R6</td><td>210.9</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:川崎市調べ</p>	年度	完成延長 (km)	S60	142.7	S63	142.7	H3	142.7	H6	142.7	H9	142.7	H12	142.7	H15	142.7	H18	142.7	H21	142.7	H24	142.7	H27	142.7	H30	142.7	R3	210.9	R6	210.9
年度	完成延長 (km)																													
S60	142.7																													
S63	142.7																													
H3	142.7																													
H6	142.7																													
H9	142.7																													
H12	142.7																													
H15	142.7																													
H18	142.7																													
H21	142.7																													
H24	142.7																													
H27	142.7																													
H30	142.7																													
R3	210.9																													
R6	210.9																													

取組の方向性

- 本市の都市機能の強化に資する広域的な道路・鉄道網の形成に向けた取組の推進
- 地域特性を踏まえた交通環境の改善や事業効果の早期発現に資する効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進
- 都市交通の円滑化や地域分断の解消を図り、地域資源を活かした沿線まちづくりと連携した連続立体交差事業の計画的な推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
広域幹線道路整備促進事業	首都圏の交通混雑緩和による都市機能・物流の強化、空港・港湾アクセスに資する高規格道路計画の具体化に向けた取組や、首都圏の国際競争力強化などに資する国道357号多摩川トンネルの整備など広域的な幹線道路網の構築に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 東京外かく環状道路計画検討協議会等における国・東京都等との協議・調整（毎年度） 国道357号など、国直轄道路事業の整備促進に向けた国との協議・調整（毎年度）
道路整備改良事業	都市計画道路などの幹線道路の整備や橋りょうの新設・かけ替え・耐震化等により、骨格となる幹線道路網の形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災機能・安全性の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備プログラムに位置づけている幹線道路の完成工区数の累計（R11年度：7工区）
渋滞対策事業	幹線道路の交差点において効率的・効果的に渋滞緩和を図るため、早期に効果発現が期待できる交差点改良など、局所的かつ即効的な渋滞対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施箇所数の累計（R11年度：累計4か所）
連続立体交差事業	道路と鉄道の連続立体交差化（京浜急行大師線、JR南武線）に取り組み、踏切に起因する事故や渋滞の解消・分断された地域の一体化による生活利便性の向上を図るなど、誰もが安心して暮らしやすく、災害に強いまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 地域への説明・広報・啓発活動の実施（毎年度） 京浜急行大師線連続立体交差化工事（R8～20年度予定） JR南武線高架化工事（R11～21年度予定）
鉄道計画関連事業	市内の鉄道網の形成に向け、鉄道事業者等と連携した横浜市高速鉄道3号線の延伸などとともに、混雑緩和に向けオフピーク通勤などの取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市高速鉄道3号線の延伸の鉄道事業許可に関する協議・調整（毎年度） 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議等における鉄道事業者との協議・調整（毎年度） オフピーク通勤の普及促進（毎年度）

施策 4-4-2

身近な交通環境の整備

施策の目標

交通手段の選択肢が広がり暮らしやすいまちが形成されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
地域公共交通の利用者数 (まちづくり局調べ)	31.6万人/日 (R5年)	31.6万人/日 以上 (R10年)
シェアサイクルの利用回転数 (建設緑政局調べ)	2.7回/日・台 (R6年度)	2.7回/日・台 以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- ・ 総合都市交通計画
- ・ 地域公共交通計画
- ・ 自転車活用推進計画

現状と課題

- ・ 高齢化の進展等により路線バスの需要が高まる一方、運転手不足の深刻化等を背景に便数は年々減少しており、将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するためには、関連施策との事業連携を図りながら、身近な交通環境の課題に対応する必要があります。
- ・ 身近な交通環境の課題に適応する地域公共交通ネットワークの形成に向けて、路線バスを基軸としながら、コミュニティ交通をはじめとした路線バスを補完する多様なモビリティの導入を図るとともに、地域特性に応じた新たな交通結節機能の形成などに取り組む必要があります。
- ・ 自転車利用の距離の増加や電動アシスト自転車の普及などを踏まえた、安全、安心、快適に利用できる通行環境の整備や、移動環境の充実に向けた取組を推進する必要があります。
- ・ 川崎駅東口地区において、荷さばきの需要に対する駐車場の供給が不足していることによる路上駐車などに対応するため、駐車場の適切な配置や既存ストックの活用など、駐車場マネジメントに取り組む必要があります。
- ・ 鉄道駅における安全性・利便性等の向上などを進め、高齢者や障害者など誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に取り組む必要があります。

市内バス便数の状況



資料:川崎市調べ

シェアサイクルの利用状況



取組の方向性

- ・ 身近な交通環境の課題に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組の推進
- ・ コミュニティ交通の導入促進と新たな交通結節機能の形成に向けた取組の推進
- ・ 自転車の安全、安心、快適に利用できる通行環境の整備や移動環境の充実を図るシェアサイクル普及の取組の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
地域公共交通推進事業	「地域公共交通計画」に基づき、行政や交通事業者等が参画する地域公共交通活性化協議会での協議を実施しながら、運転手不足の影響や輸送需要の変化等、社会の変革期に適応した地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスの利用実態調査（毎年度） ・ 自動運転バスの実装（レベル4許認可取得）（R9年度） ・ 公共交通の課題や取組の啓発・意識醸成イベント・広報の実施（毎年度）
コミュニティ交通推進事業	路線バスを補完するコミュニティ交通の導入に向け、多様な主体と連携しながら、新技術等も活用した運行手法の導入を図るとともに、路線バスと多様なモビリティサービスが利用でき、地域の賑わい創出にも寄与する「身近な生活拠点」となるモビリティステーション（モビステ）の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域主体及び民間事業者等と連携したコミュニティ交通の実証や本格運行への支援（毎年度） ・ モビステの形成に向けた実証実験（R7年度：2か所→R11年度：14か所）
自転車活用推進事業	「自転車活用推進計画」に基づき、自転車通行環境の整備や、身近な地域交通における移動環境の充実などに向けたシェアサイクルの普及促進をはじめとした自転車施策の総合的な取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の自転車通行環境整備延長（R6年度：158km→R11年度：239km） ・ シェアサイクル事業の新たな協定締結（R9年度）
駐車場マネジメント推進事業	駐車場の設置に関する協議・指導を実施するとともに、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、多様な主体との連携による共同荷さばき等のさまざまなくみづくりのマネジメントを行うことで、駐車場の需要と供給のバランスを最適化し、モノや人の円滑な移動を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同荷さばき場等の確保に向けた実証実験（毎年度） ・ 共同配送の実施に向けた実証実験（毎年度）
駅施設等交通環境整備事業	鉄道による地域分断の改善や踏切を利用する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセス向上を図るとともに、ホームドアの整備等により、安全で安心な交通環境の形成を図る取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内全駅におけるホームドア整備（番線数）の累計（R6年度：75番線→R11年度：96番線）

施策 4-4-3

市バス事業の運営

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

安全で快適な市バス輸送サービスが持続的に提供されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
有責事故発生件数(交通局調べ)	40件 (R6年度)	29件以下 (R11年度)
お客様総合満足度(市バスお客様アンケート調査)(交通局調べ)	73.4% (R6年度)	72%以上 (R11年度)
市バスの乗車人員(1日平均) (交通局調べ)	12.8万人 (R6年度)	12.8万人以上 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- ・川崎市バス事業経営計画
- ・総合都市交通計画
- ・地域公共交通計画

現状と課題

- ・将来的な人口減少や、運転手及び整備士の全国的な人材不足が加速している中でも、市民の日常生活を支える安全、快適で持続可能な市バス輸送サービスの提供が求められています。
- ・市バスでは、安全な輸送サービス確保のため、運転手への実技研修やドライブレコーダー映像等による指導などを実施してきました。引き続き、更なる安全性確保に向けて、ハードとソフトの両面による取組を推進する必要があります。
- ・お客様サービスの向上を図るため、運転手接遇研修の実施や、利用動向等の変化に対応したダイヤ改正・路線再編など、地域の利便性向上に向けた取組を進める必要があります。
- ・令和6(2024)年度の市バス初となる電気バス導入や、営業所施設内のLED化など、脱炭素化の取組を進めてきました。引き続き、令和32(2050)年度までの二酸化炭素排出実質ゼロの達成に向けて、脱炭素化の取組を進めていく必要があります。
- ・持続可能な経営基盤の構築に向けて、民営事業者との役割分担等の検討などに基づく資源の最適化、人材の確保・育成、老朽化が進んだ営業所の計画的な整備などに取り組んでいく必要があります。



取組の方向性

- ・ 安全な輸送サービスの確保、市バスサービスの提供や脱炭素化の実現に向けた取組の推進
- ・ 市バス輸送サービスを持続的に提供するための経営基盤の構築

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
市バス運輸安全マネジメント 推進事業	運輸安全マネジメントに基づく輸送の安全性の向上に向けた取組や安全啓発の取組を実施するとともに、輸送の安全を取り巻く状況の変化等に対応した教育及び研修に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両更新に合わせたドライバー異常時対応システム(EDSS)の導入(毎年度) ・ 輸送安全委員会の開催(毎年度) ・ 交通安全・バリアフリー教室の開催(毎年度) ・ 運転手実技研修の実施(毎年度)
市バスサービス推進事業	利用動向や走行環境の変化に対応した運行を行い、市バスネットワークの形成を図ります。また、お客様の声などの変化を踏まえたサービスの提供や、車両更新時の低床のノンステップバス導入によるバリアフリー化などに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用動向や走行環境の変化に応じたダイヤ改正等の実施(毎年度) ・ バス停留所施設の維持・整備(毎年度)
公営交通事業者の意義・役割 推進事業	都市基盤整備の進捗に応じた公共交通ネットワークの形成や、市バス路線における自動運転の導入に向けた取組、電気バス導入等による脱炭素化に向けた取組、災害等における対応などの取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動運転レベル4の実装に向けた取組の推進(R8~11年度) ・ 電気バスの累積導入数(R7年度:3両→R11年度:18両) ・ 災害時を想定した訓練の実施(毎年度)
市バス経営基盤構築事業	持続可能な経営基盤を構築するため、人材の確保・育成や営業所の建替え整備、資産の有効活用等に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用試験の実施(運転手、整備員:毎年度) ・ 塩浜営業所建替え整備に係る工事着手(R10年度) ・ 資金不足比率(R11年度:20%未満)

施策 4-5-1

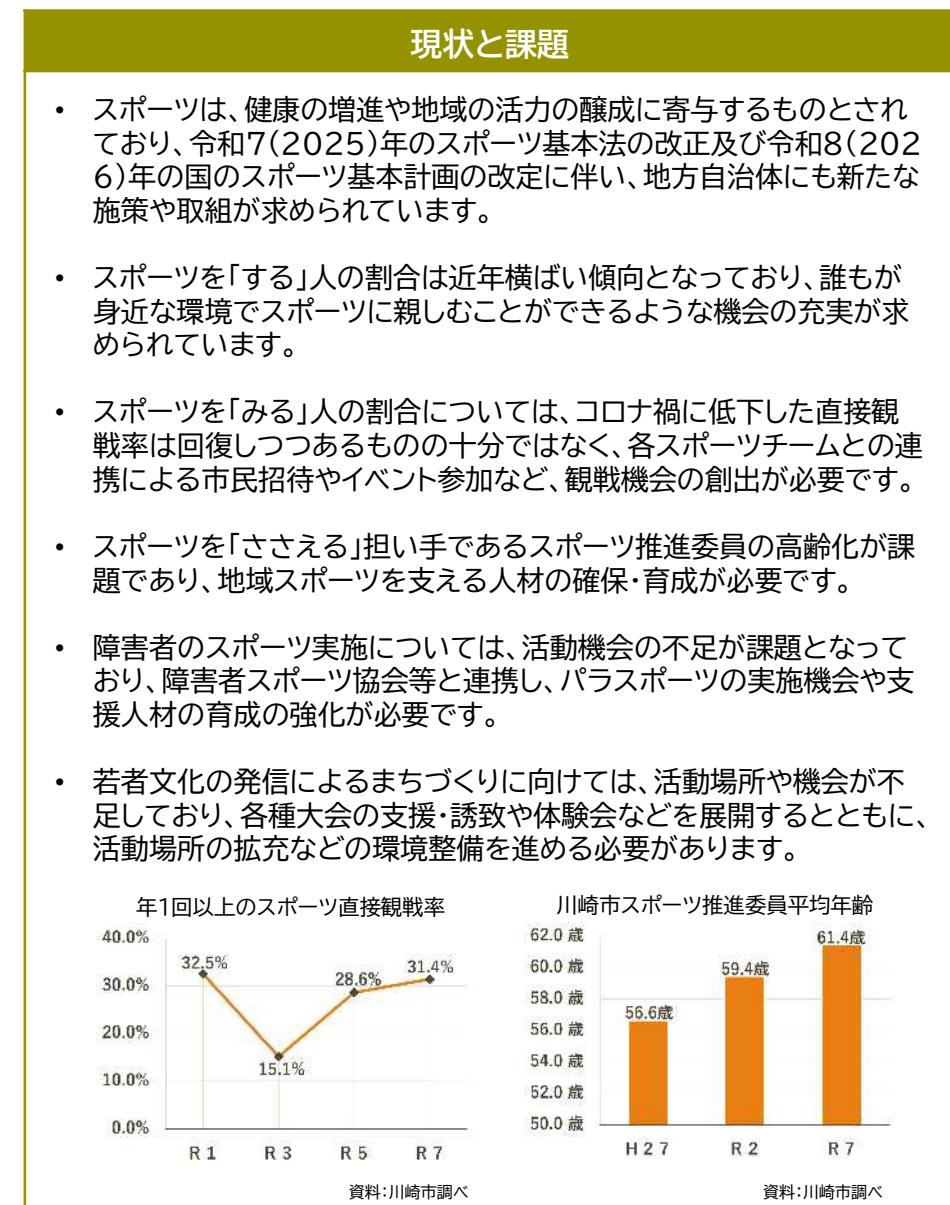
スポーツのまちづくり

施策の目標
スポーツをする、みる、ささえる市民が増えている

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
週1回以上のスポーツ・運動の実施率(市民アンケート)	44.7% (R7年度)	50.0%以上 (R11年度)
年1回以上の直接観戦率(市民アンケート)	31.4% (R7年度)	35.0%以上 (R11年度)
スポーツをささえる活動に年1回以上参加した人の割合(市民アンケート)	7.4% (R7年度)	9.0%以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進計画 ・若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画



取組の方向性

- ・ 誰もが身近な環境でスポーツに親しむまちの形成に向けた、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実と持続可能な活動の場の提供
- ・ 障害などの有無にかかわらずスポーツと共に楽しみ、自分らしく暮らせるまちの形成に向けたパラスポーツの推進
- ・若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための若者文化の環境づくりの推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
市民スポーツ推進事業	各種スポーツイベントや大会等の開催により「する」機会を創出するとともに、ボランティア人材や指導者の育成など、「ささえる」人材の充実を図る取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進計画の改定（R9年度） ・ 各種スポーツ大会の開催（毎年度） ・ パラスポーツ指導員育成のための講習会の開催（毎年度）
地域スポーツ推進事業	スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの活動支援、認知度向上に取り組むとともに、「ささえる」活動への参加を幅広くさまざまなアプローチで広報するなど、担い手の拡充に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進委員の定員における充足率（R6年度:89%→R11年度:94%） ・ 総合型地域スポーツクラブの加入者数（R6年度:6,118人→R11年度:7,600人）
ホームタウンスポーツ推進事業	川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダースなど「かわさきスポーツパートナー」等と協働・連携し、各チームの広報活動の実施やスポーツを通じた選手等との交流の場の提供により「みる」機運を醸成するとともに、スポーツ観戦の機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいスポーツ教室の開催（毎年度） ・ 小・中学校の巡回サッカー教室の開催（毎年度） ・ ホームゲーム市民招待（毎年度）
若者文化の発信事業	スケートボードなどの若者文化を日常的に体験できる施設の整備を進めるとともに、市内での国内外の大会誘致や支援に取り組みます。また、裾野を広げるためのイベントや体験会を継続的に実施するとともに、これらの取組を通じて本市の若者文化の魅力を市内外に発信していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者文化の発信によるまちづくりに向けた環境整備等に関する基本計画の改定（R8年度） ・ 国際的アーバンスポーツフェスの開催（毎年度） ・ 日常的にスケートボードやBMXができる施設の瀬田河川敷への整備（R8年度）
スポーツセンター等管理運営事業	スポーツセンター等の最適な管理運営を行うとともに、スポーツデーや各種教室事業等により、年齢や障害の有無に関わらずスポーツに触れるきっかけを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツセンター等の年間利用者数（R6年度:273万人→R11年度:288万人）

施策 4-5-2

文化芸術のまちづくり

施策の目標

文化芸術に親しむ市民が増えている

現状と課題

- 多様性と社会的包摶を推進する取組の重要性が高まる中、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」の実現による、アートを介したコミュニティ形成や社会課題解決が求められています。
- コロナ禍で低下した主要文化施設の入場者数は一定の増加が見られるものの、市内の文化芸術資源は一層の活用が必要な状況であり、音楽や映像をはじめ、歴史や伝統・若者文化、地域に根ざした文化芸術活動等、多様な資源を活かしたまちづくりを進める必要があります。
- 令和元年東日本台風で被災した市民ミュージアムについては、仮設施設を拠点に収蔵品の修復や博物館・美術館活動を継続しながら、新たなミュージアムの整備を進めており、地域への波及効果と新たな魅力・価値の創出を図る必要があります。
- 市民の活動拠点、本市の魅力発信拠点としての役割を果たすとともに、施設の長寿命化や安全性の確保のため、ミューザ川崎シンフォニーホールや、岡本太郎美術館については、計画的な改修を行う必要があります。
- 市民プラザについては、老朽化や耐震性等に課題があることから、利用者等の影響を考慮し令和8(2026)年度末をもって現施設の利用を終了するため、今後の施設整備の方向性について検討する必要があります。

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
年1回以上文化芸術活動をする人の割合(市民アンケート)	16.1% (R7年度)	17.7%以上 (R11年度)
年1回以上文化芸術の鑑賞をする人の割合(市民アンケート)	48.6% (R7年度)	50.7%以上 (R11年度)
主要文化施設の入場者数 (市民文化局調べ)	59.4万人 (R6年度)	60.2万人以上 (R11年度)

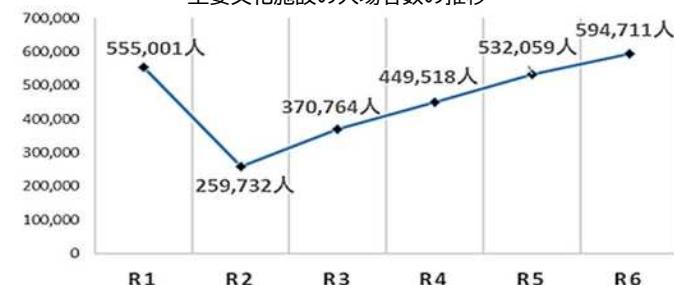
関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 文化芸術振興計画

主要文化施設の入場者数の推移



取組の方向性

- ・ 多様な文化芸術資源を活かし、多様な主体と連携した取組の推進
- ・ 新たなミュージアムの整備に向けた取組の推進
- ・ 施設の計画的な修繕等による文化芸術に触れる機会の創出や魅力発信、活動の場の環境整備

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
文化芸術活動推進事業	「こと！こと？かわさき」によるアートコミュニティ形成の取組や、多様な主体との連携協働によるアートプロジェクトの創出を進めます。また、文化団体等との連携や市民相互の交流、文化施設における歴史・文化の継承の取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ アート・フォー・オールメンバーズ制度及びアート・フォー・オールラボの本格稼働（R8年度） ・ 文化芸術振興計画の検証（R10～11年度） ・ 東海道かわさき宿交流館及び大山街道ふるさと館の運営（毎年度）
美術館等運営事業	藤子・F・不二雄ミュージアム及び岡本太郎美術館において、文化芸術に触れる機会の提供や本市の魅力を発信する取組を行うとともに、施設の計画的な修繕を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤子・F・不二雄ミュージアム開館15周年記念事業の実施（R8） ・ 岡本太郎美術館の改修工事及び工事期間中の作品展示（R8～10年度）
新たなミュージアム整備推進事業	被災収蔵品の修復を継続するほか、生田緑地ばら苑及び周辺区域再整備エリアにおいて、新たなミュージアムとばら苑等の一体的な整備に向けた取組を進めます。また、日常的に文化芸術に触れられる「まちなかミュージアム」の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなミュージアムに関する管理運営計画の策定（R8年度） ・ まちなかミュージアムの展開（毎年度）
音楽のまち・映像のまち推進事業	多様な活動団体と協働・連携し、かわさきジャズ等の音楽イベントや、アートセンターでの映像に親しむ機会を創出します。また、ミューザ川崎シンフォニーホールの機能や性能を維持し、選ばれる施設であり続けるための施設整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミューザ川崎シンフォニーホール大規模改修工事の実施設計（R8年度）、改修工事（R9～11年度） ・ アートセンターの運営（毎年度）
市民プラザ事業	令和8(2026)年度末を目指とした現施設の利用終了に向けた取組を推進するとともに、現施設の役割・機能や、近隣公共施設、地域の状況等を考慮の上、社会課題への柔軟な対応と合理化・最適化を意識した適正規模・機能の施設整備についての検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「基本的な考え方」に基づく施設整備に向けた取組（毎年度）

施策 4-6-1

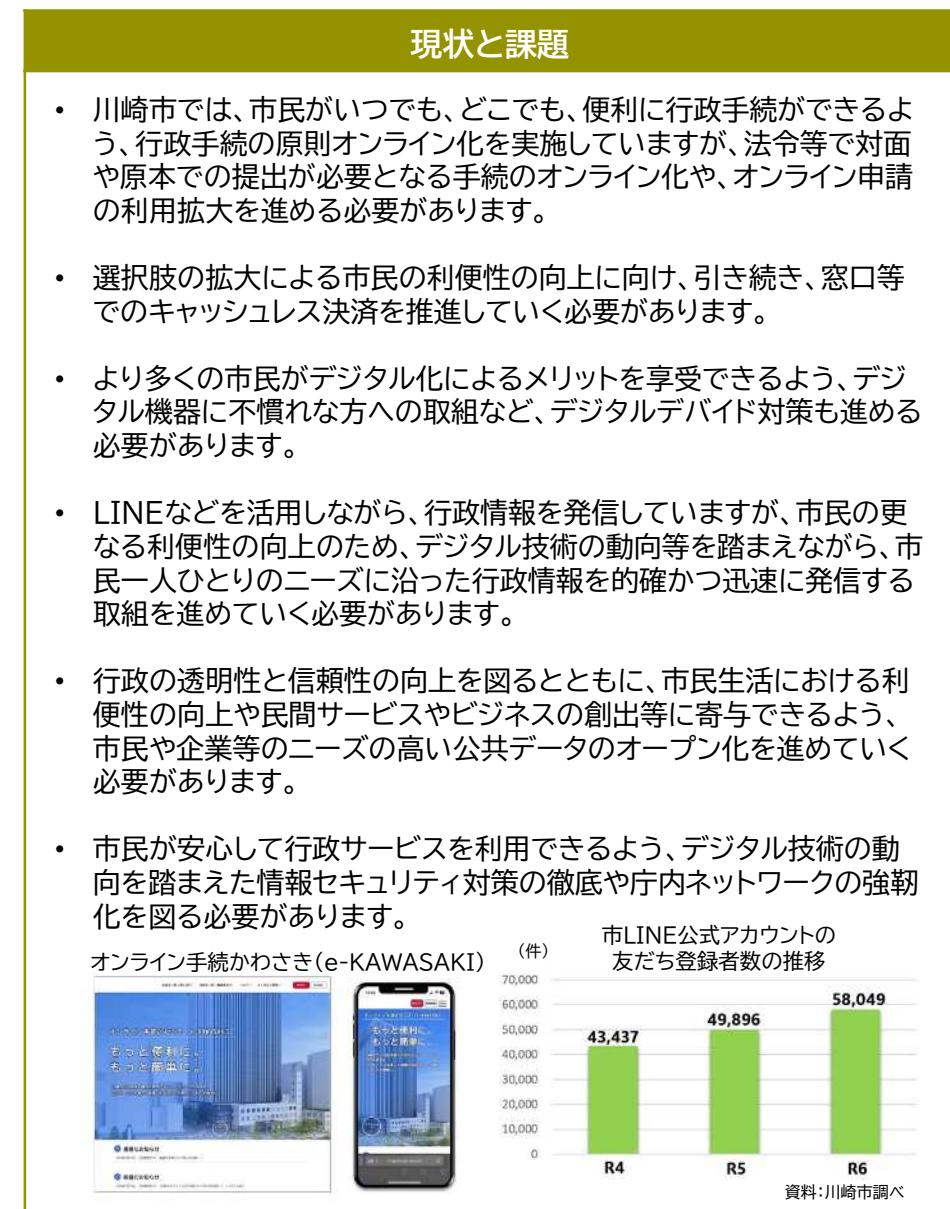
デジタル行政サービスの推進

施策の目標
デジタル技術を活用した行政サービスの提供により、市民の利便性が向上している

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
オンライン申請率 (総務企画局調べ)	25.6% (R6年度)	40%以上 (R11年度)
施設・窓口におけるキャッシュレス決済比率 (総務企画局調べ)	17% (R6年度)	22%以上 (R11年度)
提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数 (総務企画局調べ)	38,163件 (R6年度)	63,000件以上 (R11年度)

関連するSDGs
       

関連する主な個別計画	・ DX推進プラン



取組の方向性

- ・ 法令等で対面や原本での提出が必要となる手続のオンライン化の検討やオンライン申請の更なる利用拡大、デジタルデバイド対策の取組の推進
- ・ デジタル技術を活用した市民のニーズに沿った的確かつ迅速な行政情報の発信とデータ活用の推進
- ・ 行政サービスの安定的運用に向けた、セキュリティ対策の強化や庁内ネットワークの強靭化

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
デジタル化推進事業	課題のある手続のオンライン化の検討やオンライン申請の認知度、UI/UXの向上、引越し手続の一括化サービスの利用促進により、オンライン申請の更なる利用拡大を図ります。また、選択肢の拡大による市民の利便性の向上に向け、窓口等でのキャッシュレス決済を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者向け手続の原則オンライン化 (R11年度) ・ 引越し手続サービスの利用件数 (R6年度: 2,908件→R11年度: 6,000件)
デジタルデバイド対策推進事業	デジタル機器の操作に不慣れな市民の方を対象にしたスマートフォン教室を開催するとともに、地域のデジタル人材を育成し、地域デジタル人材等と連携したデジタルデバイド対策の取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマホ講座、相談会などの実施 (毎年度) ・ 地域のデジタル人材等と連携したデジタルデバイド対策の実施 (毎年度)
情報発信環境整備事業	市民生活の更なる利便性の向上のため、かわさきアプリ等を活用した情報発信環境の整備や、LINEによる利用者が希望する情報の効果的な発信を図るとともに、AIチャットボットについて、生成AI等の活用による更なる利便性の向上に向けた検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントアプリの民間事業者等の累計登録数 (R6年度: 608団体→R11年度: 900団体) ・ 市LINE公式アカウント友だち登録者数 (R6年度: 58,049人→R11年度: 160,000人)
データ活用推進事業	市民や企業等による公共データの活用の促進に向け、利用者ニーズの高いオープンデータの公開を進めます。また、データを活用した政策形成(EBPM)を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供しているオープンデータセット数 (R6年度: 493件→R11年度: 700件) ・ EBPMガイドライン(仮称)に基づき検討を実施した事務事業の累計件数 (R11年度: 10件)
情報セキュリティ対策推進事業	デジタル技術の動向を踏まえた情報セキュリティ対策の徹底や庁内ネットワークの強靭化を図ることで、市民からの信頼性を高め、デジタルを活用した行政サービスの利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT-BCP(サイバー攻撃対策編)の策定 (R8年度) ・ 情報セキュリティインシデントに備えた訓練等の実施 (毎年度) ・ 情報セキュリティ研修の実施 (毎年度)

施策 4-7-1

戦略的なシティプロモーション

施策の目標

シビックプライド(愛着・誇り)が醸成されるとともに、都市イメージが向上している

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
シビックプライド指標・市民の市への「愛着」に関する平均値(10点満点) (川崎市都市イメージ調査)	6.3点 (R6年度)	6.5点以上 (R11年度)
シビックプライド指標・市民の市への「誇り」に関する平均値(10点満点) (川崎市都市イメージ調査)	5.9点 (R6年度)	6.0点以上 (R11年度)
隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (川崎市都市イメージ調査)	58.5% (R6年度)	60%以上 (R11年度)

関連するSDGs

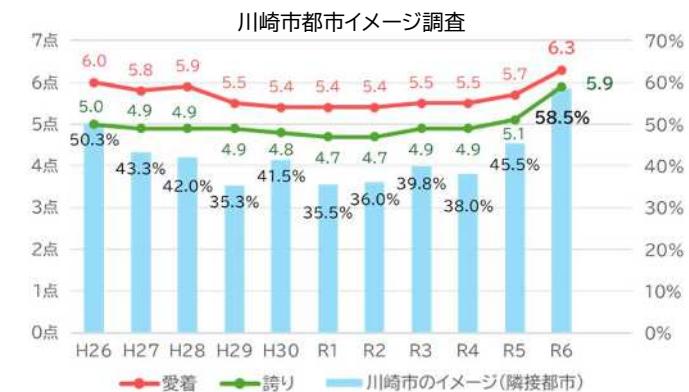


関連する主な個別計画

- シティプロモーション戦略方針

現状と課題

- シビックプライドの醸成と都市イメージの向上を図るため、産業・研究開発、文化芸術、スポーツ、自然、生活などを中心に、本市の多彩な魅力や地域資源を活かしたプロモーションを展開しています。
- 本市ブランドメッセージ「Colors, Future! いろいろって、未来。」を活用し、市民や民間事業者等のさまざまな主体が、まちを好きになり、まちが元気になる取組を進めており、さまざまなメディアを活用した情報発信を戦略的かつ効果的に行ってています。
- 市制100周年記念事業後も「あたらしい川崎」を生み出していくため、「100周年記念事業を契機として生まれた多彩な事業」や「自らまちにあり、まちを盛り上げる市民・企業・団体等とのつながり」、「川崎を知って、関わって、好きになり、向上したシビックプライド」をレガシーとして取組を推進していく必要があります。
- これまで行ってきた取組や市制100周年を契機に上昇した、市民の市に対するシビックプライドの更なる醸成や本市の都市イメージの向上のため、社会変容に対応しながら、SNSをはじめとしたさまざまなメディアを活用し、市の多彩な魅力をより効果的に発信していくとともに、ブランドメッセージの理念の更なる浸透と共感を得る取組を行っていく必要があります。



取組の方向性

- ・ ブランドメッセージの活用や、市民・民間事業者等との連携、戦略的・効果的な情報発信等によるシビックプライドの醸成
- ・ 市制100周年を契機に生まれた多彩な事業やつながりを継続・発展することによる、新たな可能性や価値の創出
- ・ 姉妹・友好都市をはじめとする海外都市等とのお互いの強みや特性を活かした、グローバルな視野に立った交流・連携の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
シティプロモーション推進事業	時期や状況に応じた各種メディアの効果的活用による戦略的な情報発信や、ブランドメッセージの展開等を通じて、市民のシビックプライドの醸成及び対外的な都市イメージの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランドメッセージの活用や民間事業者、インフルエンサー等との連携による魅力発信（毎年度） ・ 配信サービスやファクトブック等によるメディア向け情報発信（毎年度）
共創推進事業	「Colors, Future! Actions推進ビジョン」を踏まえ、市制100周年を契機に生まれた多彩な事業や市民・企業・団体等とのつながりを継続・発展させながら、社会課題の解決等に向けた、新たな可能性や価値を生み出す取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民連携の総合窓口の設置（R8年度） ・ 官民連携プラットフォームを活用した新たな事業の創出（毎年度） ・ 川崎駅周辺のまちづくりと連携した、多様な分野の融合による大規模イベントの開催（毎年度）
市政情報等広報事業	本市の制度や施策、イベント、魅力等に関する情報のほか、市内のさまざまな地域資源について、あらゆる広報媒体を活用するとともに、複数の広報媒体を組み合わせることで効果的に発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だよりの発行（毎月） ・ 広報テレビ番組・広報ラジオ番組の放送（毎週） ・ 市ホームページや公式SNS等による魅力発信（随時）
国際施策推進事業	姉妹・友好都市をはじめとする海外都市等とのお互いの強みや特性を活かした交流・連携事業を実施するなど、国際交流や海外との連携に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姉妹・友好都市との周年記念事業の実施（R8年度：富川市、R9年度：リエカ市、R10年度：ウーロンゴン市、R11年度：ボルチモア市）
交流推進事業	国内友好都市の周年等の機会を捉えて、交流事業を実施するなど、国内友好都市双方のPRやイメージアップ、文化芸術・人材等の相互交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 友好自治体等と連携した交流の実施（毎年度）

施策 5-1-1

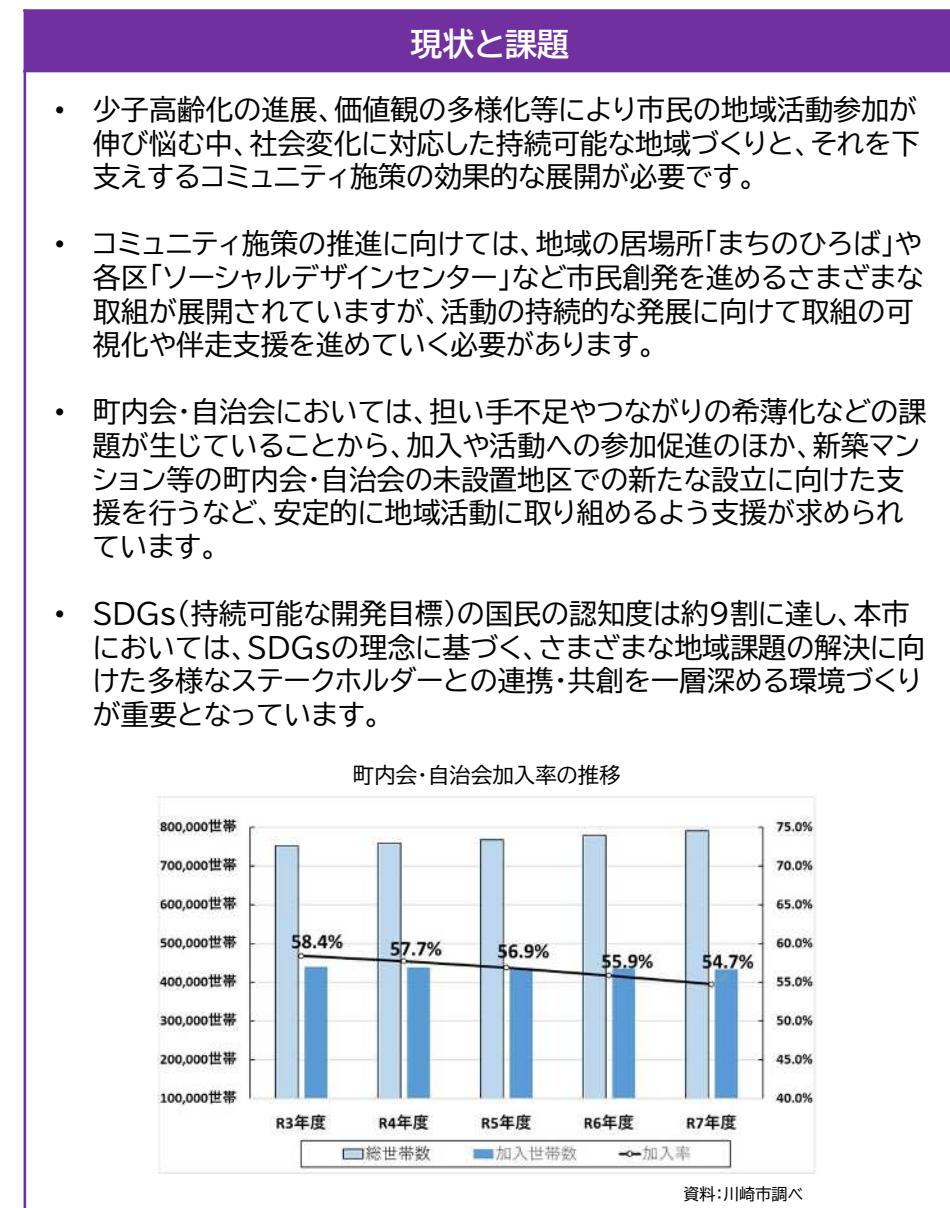
協働・連携による地域づくり

施策の目標
多様な主体による協働・連携を通じて地域コミュニティが活性化している

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
地域活動に関する取組に 関わっている人の割合 (市民アンケート)	47.9% (R7年度)	50.0%以上 (R11年度)
町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	54.7% (R7年度)	54.7%以上 (R11年度)
かわさきSDGsパートナー 登録・認証事業者数 (総務企画局調べ)	3,446者 (R6年度)	3,850者以上 (R11年度)

関連する SDGs

関連する 主な個別計画	<ul style="list-style-type: none"> これからのコミュニティ施策の基本的考え方 市民活動支援指針



取組の方向性

- ・持続可能な暮らしやすい地域づくりの更なる推進に向けた、多様なステークホルダーとの連携強化や市民創発の推進
- ・町内会・自治会活動の活性化に向けた支援の推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
都市型コミュニティ形成推進事業	市民活動団体等の多様な主体と連携した取組やまちのひろば、各区ソーシャルデザインセンター（SDC）を通じた取組、（公財）かわさき市民活動センターとの連携を推進します。また、コミュニティ施策の基本的考え方の目標年次を踏まえ、今後のあり方について検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ施策の基本的考え方の「今後のあり方」のとりまとめ（R11年度） ・SDC活動実績の把握（毎年度） ・かわさき市民活動センターの利用者数（R6年度：2.0万人→R11年度：3.3万人）
町内会・自治会活動支援事業	町内会・自治会活動応援補助金等の交付や表彰により町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進を進めます。また、（公財）川崎市市民自治財団と連携した個別支援により、町内会・自治会活動の活性化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・自治会活動応援補助金申請率（R6年度：74.0%→R11年度：81.1%） ・自治功労賞・永年勤続功労者表彰の実施（毎年度）
SDGs施策推進事業	SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」と「川崎市SDGsプラットフォーム」の効果的な運用により、府内及びパートナーのSDGsの達成に向けた取組の支援並びに多様なステークホルダーとの連携・共創を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきSDGsポータルサイトの運用（毎年度） ・かわさきSDGs大賞の開催（毎年度）

施策 5-1-2

区役所サービスの充実

施策の目標		
利用者満足度の高い区役所サービスが提供されている		

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
区役所サービスに満足している人の割合(市民文化局調べ)	96.5% (R7年度)	98.5%以上 (R11年度)
コンビニ交付による証明書発行の割合(市民文化局調べ)	36.0% (R6年度)	50.0%以上 (R11年度)
転出届におけるオンライン申請の割合(市民文化局調べ)	26.3% (R6年度)	35.0%以上 (R11年度)

関連するSDGs

関連する主な個別計画
<ul style="list-style-type: none"> 区役所改革の基本方針 大師・田島地区複合施設 整備・運営基本計画 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針



取組の方向性

- ・デジタル技術の活用による「書かない」窓口の拡大や、原則オンラインで手続等ができる「行かなくてよい」窓口の取組の推進
- ・マイナンバーカードの交付・更新や各種手続への活用
- ・区役所機能の向上と区役所等庁舎の効率的・効果的な整備

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
区役所機能向上事業	地域をコーディネートする職員の育成を通じて、地域のつながりづくりを進めるとともに、地域支援・相談対応等の充実に努め、地域における課題の解決に向けて多様な主体と連携した取組を進めます。また、証明書発行体制について今後のあり方を検討し、検討結果に基づく取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーター研修における地域をコーディネートするスキルの習得度（R6年度：88%→R11年度：95%） ・地域デザイン会議の実施（毎年度）
区役所サービス向上事業	窓口混雑の緩和や来庁者の負担軽減に向け、業務フローの見直しや原則オンラインで手続等ができる「行かなくてよい」窓口の取組を進めます。また、申請書を手書きすることなく手続ができる「書かない」窓口の拡大や、ライフィベントに関する手續をまとめて対応する総合窓口化の検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口体験調査を踏まえたフロントヤード・バックヤードの業務見直し（R8～9年度） ・業務見直しを踏まえたシステム導入・改修等（R8～12年度予定） ・おくやみコーナーの運用（毎年度）
戸籍住民サービス事業	マイナンバーカードの交付や更新について、区役所外での交付を進めるとともに、標準化対象システムのうち戸籍総合システムの標準化に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの保有率（R6年度：76.6%→R11年度：85%） ・戸籍総合システムの標準化後の運用開始（R10年度）
地域課題対応事業 (各区役所)	各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な課題解決に向けた事業の企画・実施（毎年度）
区役所等庁舎整備推進事業	区役所等庁舎について必要な改修や補修を行うとともに、大師地区・田島地区における支所とコミュニティセンターの複合施設の供用開始に向けた取組の推進、鷺沼駅前に移転となる宮前区役所の基本計画の策定、トイレの快適化事業を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・大師地区・田島地区複合施設供用開始（R9年度：大師地区、R10年度：田島地区） ・宮前区役所の基本計画策定（R11年度）

施策 5-1-3

生涯学習の推進

序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

施策の目標

市民の主体的な学びと、学びを通じたつながりが広がっている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
市民館等が実施する社会教育振興事業等の参加者数(教育委員会調べ)	71,975人 (R6年度)	73,800人以上 (R11年度)
社会教育事業を通じて新しい知り合いが増えた人の割合(教育委員会調べ)	61.4% (R6年度)	63.9%以上 (R11年度)
市立図書館における電子図書館の閲覧回数(教育委員会調べ)	129,236回 (R6年度)	154,000回以上 (R11年度)

関連するSDGs

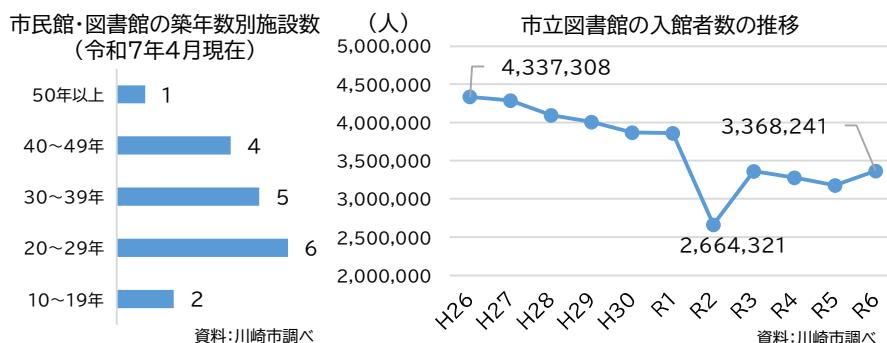


関連する主な個別計画

- ・ かわさき教育プラン
- ・ 今後の市民館・図書館のあり方
- ・ 文化財保存活用地域計画

現状と課題

- ・ 社会状況の変化や市民ニーズの多様化により、市民館や図書館に求められる役割は増加しており、「行きたいくなる」「まちに飛び出す」「地域の“チカラ”を育む」市民館・図書館という3つの方向性に向けた運営を進める必要があります。
- ・ 民間事業者のノウハウ等を活用しながら、生涯学習の取組を発展させ、身近な場所での学びの場づくりや、図書館の入館者数が減少傾向にある中で、さまざまな手法による図書サービスの充実等を進める必要があります。
- ・ 社会教育施設の老朽化が進んでおり、市民の多様なニーズに対応し、本市の生涯学習環境の充実を図るため、施設整備等により利用環境の向上を進める必要があります。
- ・ 核家族化の進行や、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化等により、子どもを取り巻く環境も大きく変化している中で、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図る取組づくりが必要となっています。
- ・ 市内初の国史跡である橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財について、地域全体で次世代に伝える取組が求められており、市民の理解を深めるとともに、文化財の保存や活用を一層推進していく必要があります。



取組の方向性

- ・「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点をめざした市民館の取組の充実や、市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点をめざした図書館の取組の充実
- ・市民館・図書館等の利用環境の向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進
- ・文化財を地域全体で支え、地域の歴史や文化を活かした魅力あるまちづくりの推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
社会教育振興事業	市民館を地域における「生涯学習の拠点」として魅力的な場とともに、市民の自主的・主体的な学びを支援していくため、学級・講座やイベント等を実施・開催するとともに、学習と活動がつながる好循環を生み出し、学習や活動を通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民館への指定管理者制度の導入（R8年度：多摩市民館、麻生市民館他） ・市民館における学級・講座等の実施（毎年度） ・出張型の講座等の実施などアウトリーチによる身近な場所での学びの場づくり（毎年度）
図書館運営事業	市民の読書要求に応え、市民の課題解決に資するため、多様な図書館資料や電子書籍を収集・保存・提供するとともに、市民生活の質の向上や課題の発見・解決に役立つ情報提供、新たな学びのきっかけにつながる取組など、市民ニーズに対応した読書支援の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「かわさき電子図書館」による読書機会の提供（毎年度） ・図書館への指定管理者制度の導入（R8年度：麻生図書館他）
社会教育施設の環境整備事業	市民の生涯学習の充実を図るため、生涯学習や地域活動の拠点として、資産マネジメントの視点を踏まえ、社会教育施設の整備や長寿命化の推進により利用環境の向上などの取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市民館・労働会館の整備（R9年度供用開始） ・幸市民館・図書館改修工事（R10年度供用開始） ・新宮前市民館・図書館の整備（～R17年度予定） ・八ヶ岳少年自然の家の青少年教育施設としての用途廃止、跡地の方向性の決定（～R10年度）
家庭教育支援事業	地域全体で家庭教育を支える環境づくりを進めるため、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施するとともに、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供（毎年度） ・PTAによる家庭教育学級への講師派遣と開催支援（毎年度）
文化財保存・活用事業	市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、「文化財保存活用地域計画」に基づき、史跡橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保存、活用を推進し、文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・「史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」等に基づく保存管理・活用及び史跡整備の実施（毎年度） ・指定・登録等文化財及び川崎市地域文化財の件数（R6年度：440件→R11年度：585件）

施策 5-2-1

人権・平和・多様性のまちづくり

施策の目標

人権・平和・多様性が尊重されている

成果指標

名称(指標の出典)	現状	目標値
人権について興味や関心を持つ市民の割合 (市民文化局調べ)	65.4% (R7年度)	68.0%以上 (R11年度)
市の審議会等委員に占める女性の割合(市民文化局調べ)	35.1% (R7年度)	40.0%以上 (R11年度)
生活する上でバリア(障壁)を感じている人の割合 (市民文化局調べ)	15.8% (R6年度)	14.8%以下 (R11年度)

関連するSDGs



関連する主な個別計画

- 人権施策推進基本計画
- 男女平等推進行動計画
- かわさきパラムーブメント推進ビジョン

現状と課題

- すべての市民が不当な差別を受けず、個人として尊重され、生き生きと暮らしていくために、市民の人権への関心をより高めていく必要があります。また、人権と多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる社会の実現へ向けた取組を進める必要があります。
- 外国人市民は増加傾向にあり、多様な文化的背景を持つ人々が地域で安心して暮らせる社会が求められています。こうした社会環境の変化を的確に捉え、地域日本語教育などの多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- 戦後80年を経て戦争体験者が少なくなる中、戦争や飢餓、貧困、環境破壊、差別など、平和を脅かす課題への理解を深め、平和を愛する心や共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。
- LGBT理解増進法(令和5(2023)年6月)や、女性支援法(令和4(2022)年5月)など、人権に関する法律の施行・改正が進んでおり、これらに即した施策を推進する必要があります。また、性別に関わらず実質的男女平等が確保される公正な社会の実現に向けて、男女共同参画の取組を推進する必要があります。
- かわさきパラムーブメントの推進に向け、多様な主体を巻き込む取組を進めており、生活する上でバリア(障壁)を感じている人の割合は減少傾向にあるものの約7人に1人が依然としてバリアを感じており、理念の浸透やレガシー形成に向けた取組を推進する必要があります。

市の審議会等委員女性割合



バリアを感じている人の割合



取組の方向性

- ・ 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進、性別役割意識の解消や困難な女性支援等の男女共同参画の推進及び幅広い世代の平和意識の推進
- ・ 国籍や文化の違いを認め合い、多様性を活かした多文化共生社会の推進
- ・ 人々の意識や社会的なバリアを取り除き、誰もが自分らしく暮らし、自己実現をめざすかわさきパラムーブメントの推進

計画期間の主な取組

事務事業名	取組内容	主なアウトプット
人権関連事業	人権に関する市民意識の調査や、人権意識の普及イベント、啓発などの充実、人権侵害に関する相談などの取組を着実に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権施策推進基本計画・第3期実施計画の策定（R11年度） ・ 人権に関する市民意識調査（R11年度）
外国人市民施策推進事業	外国人市民代表者会議の運営や、多文化共生プラザでの多言語相談と「場」を活用した取組を実施します。また、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生プラザにおける生活マナーの啓発や行政情報提供等の実施（毎年度） ・ 外国人市民代表者会議オープン会議の開催（毎年度）
平和館管理運営事業	平和をめぐる世界や国内の動向を踏まえた常設展示及び企画展の開催や、館外での平和啓発を推進する「巡回平和展」の全区開催、若い世代の平和意識醸成等の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平和館来館者数（R6年度：4.6万人→R11年度：5万人） ・ 企画展の開催（毎年度）
男女共同参画事業	男女共同参画社会の形成促進に関する普及啓発や「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業への女性活躍推進の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7期男女平等推進行動計画の策定（R11年度） ・ 「かわさき☆えるぼし」認証企業累計数（R7年度：160社→R11年度：200社）
かわさきパラムーブメント推進事業	庁内横断的な体制に基づく進捗管理に加えて、市民や民間事業者等との協働・連携による心のバリアフリーに関する新たな視点も取り入れたリーディングプロジェクト等を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ かわさきパラムーブメント推進ビジョンの検証（R10年度）

3 | 進行管理・評価

(1) 総合計画における進行管理

- ・ 総合計画では、目標とその成果を可視化し、課題や改善点を明確化することで、PDCAサイクルの実効性を高め、施策・事務事業の着実な推進を図ります。
- ・ 施策の成果や進捗状況を把握するための指標を設定し、内部・外部の視点から検証を行うことで、効率的かつ効果的な施策・事務事業の推進につなげるとともに、総合計画の達成状況を市民に分かりやすく示します。
- ・ 政策の各分野における市民の実感を調査し、市民目線で施策を推進するための参考とともに、中長期的な視点から傾向を把握していきます。

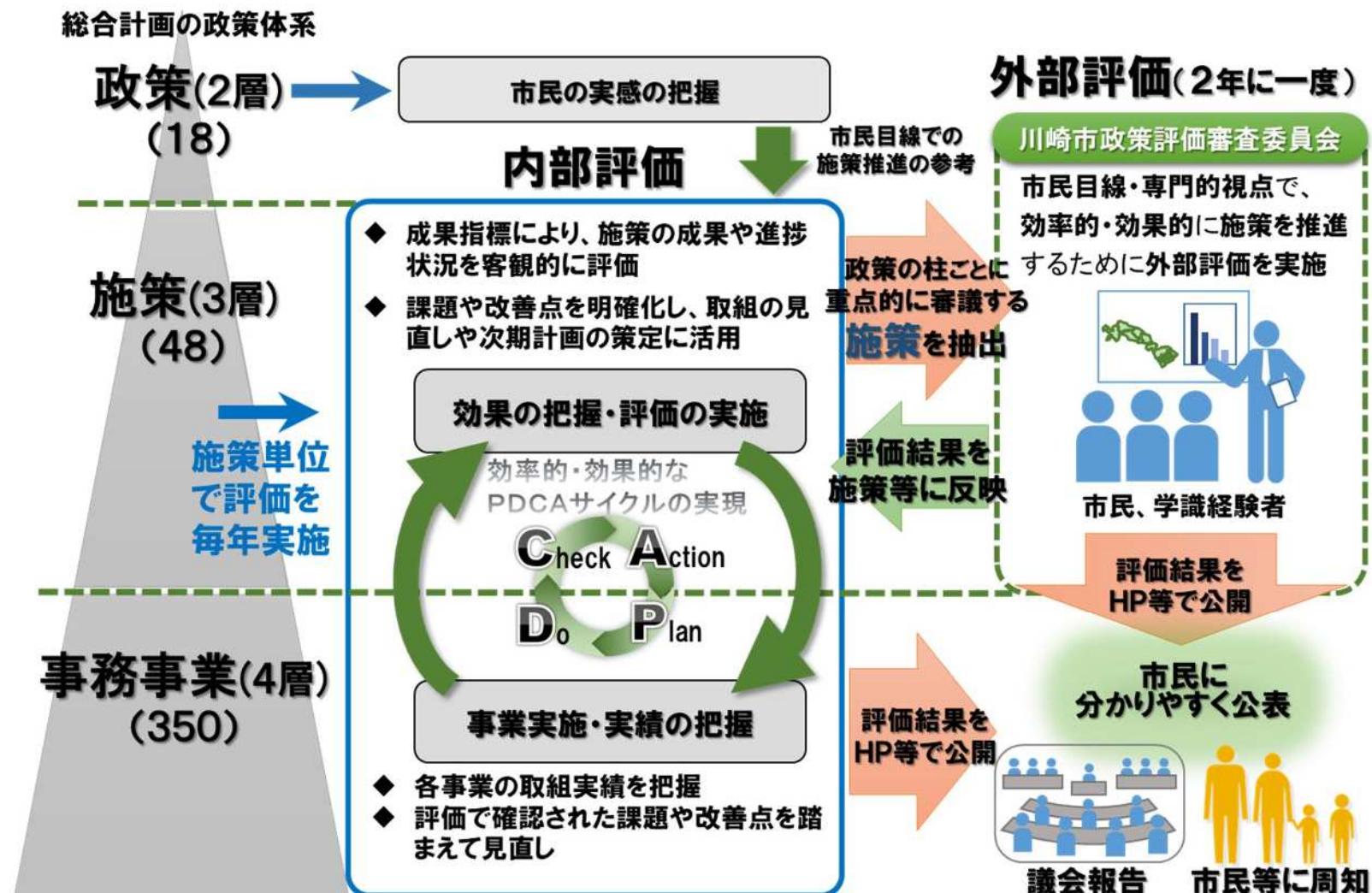
(2) 内部評価

- ・ 事務事業の取組実績を把握し、着実な進捗管理を行うとともに、施策ごとに設定した成果指標により、施策の成果や進捗状況を客観的に評価します。
- ・ 評価において確認された課題や改善点は、次年度以降の取組の見直しにつなげるとともに、次期計画への着実な反映を図ります。
- ・ 評価結果の要点を分かりやすく示すため、事務事業を含めて施策単位で一体的に評価します。
- ・ 内部評価は、取組の着実な進捗管理と効果的な見直しのため、毎年度評価を実施します。

(3) 外部評価

- ・ 総合計画における重要な政策等の評価に関して調査・審議を行うため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置します。
- ・ 学識経験者の専門的視点や公募による市民の目線から、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行い、より効率的・効果的に施策を推進します。
- ・ 委員会で出された意見について、市の対応方針を作成・公表し、政策等の改善を図ります。
- ・ 外部評価は、中期的な視点から検証を行うため、2年に一度実施します。

【総合計画における進行管理の全体イメージ】



4 | 区のまちづくりの方向性

(1) 「これからめざすべき区役所像」と取組の方向性

- 区役所は身近な行政拠点として、これまで「市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所」、「共に支え合う地域づくりを推進する区役所」、「多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所」を「めざすべき区役所像」として掲げ、区役所サービスの向上と、共に支え合う地域づくりに向けた取組を進めてきました。
- その一方で、自然災害などさまざまな危機事象、デジタル化の進展、少子高齢化の更なる進展や地域におけるつながりの希薄化など、区役所を取り巻く社会状況は大きく変化しており、こうした環境変化に的確に対応していくためには、これまで以上に、地域課題の的確な把握や、情報共有・連携の円滑化、デジタル技術の積極的な活用などを推進していく必要があります。
- こうした背景を踏まえ、令和8(2026)年3月に「区役所改革の基本方針」を改定し、今後の10年程度を見据えた区役所像や、区役所が果たすべき役割と方向性を改めて示しています。詳細は同方針(案)を参照ください。また、各区の地域課題対応事業等については、毎年度発行の「区政概要」に掲載しています。

区役所像と実現に向けた取組(「区役所改革の基本方針(改定版)」(案)より)

区役所像	実現に向けた取組
市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所	<ul style="list-style-type: none">総合行政機関としての着実なサービスの提供の推進 (専門性の高い業務への注力、包括的な支援体制づくりに向けた取組 等)デジタル技術の活用を含めた現場起点による区役所サービス向上の推進 (「書かない」窓口の拡大に向けた取組、原則オンラインで手続等ができる「行かなくてよい」窓口の取組、ライフステージごとの手続の総合窓口化の検討 等)
共に支え合う地域づくりを推進する区役所	<ul style="list-style-type: none">持続可能な地域社会の実現に向けた地域づくりの促進 (急速な高齢化が進展する中で、安心して暮らし続けられるよう地域での「顔の見える関係づくり」や多様な主体との連携の一層の推進、子どもを見守り支える環境づくりに向けた地域資源の育成やネットワーク構築、グリーンコミュニティの推進 等)地域づくりに向けた場の確保 (まちのひろばの創出、デジタル化の進展による手続のために来庁する市民の将来的な減少も踏まえた庁舎の有効活用に向けた検討と地域の居場所としての更なる活用検討 等)
多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所	<ul style="list-style-type: none">多様な主体の参加による地域課題の把握や中間支援の取組 (地域デザイン会議等を活用した市民視点による課題解決、ソーシャルデザインセンターとかわさき市民活動センター等との連携や取組 等)市民視点による地域課題の対応と課題解決に向けた協働の取組 (環境変化に応じた地域課題対応事業や市民提案型協働事業の効果的な推進 等)

(2) 7区で共通して行う行政サービス

- ・ 区役所は、市民に身近な行政サービスを提供する行政機関であり、戸籍や住民登録、国民健康保険などの各種手続に加え、福祉や子育て支援などのライフステージに応じた相談や支援のほか、地域の特性を活かしたまちづくりの推進、区民の安全・安心の推進、道路や公園の管理などに取り組んでいます。
- ・ 行政サービスを効率的・効果的かつ総合的に提供するとともに、参加と協働による暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組むほか、地域の特性に対応した事業や各区の地域資源を活かした魅力発信や賑わいづくりなど、区の実情に応じた取組を進めています。



市民生活を支える行政サービス

戸籍、住民登録、印鑑登録などの受付や証明書発行、国民健康保険、介護保険、年金などに
関わる業務、小児医療費、障害者医療費など各助成金の申請受付 など



福祉や子育て支援

地域の見守り活動の支援、健康づくり、高齢者・障害者支援、生活保護、妊娠・出産・子育て支援、待機児童対策、感染症対策、公衆衛生、動物愛護 など



区のまちづくりの推進

町内会・自治会の支援、スポーツの推進、区民の生涯学習活動の支援、区民からの相談受付、青少年の健全育成、区政に関する企画立案 など



区民の安全・安心の推進

災害対策、防犯対策、交通安全、路上喫煙の防止 など



道路や公園の管理、協働・利活用の推進

道路等の維持管理や公園等における協働・利活用の推進 など

各区の地域課題の解決に向けて区役所が主体的に進める取組や各区における道路、公園、福祉施設などの生活基盤の整備状況等を次ページ以降に掲載しています。



まちづくりの方向性

誰もが住んで良かったと思える歴史文化と多文化共生のまちづくり

臨海部の産業集積や駅周辺の商業集積による賑わいと東海道川崎宿をはじめとする歴史・文化資源との融合により、新たなまちの魅力を創造・発信するとともに、顔の見える関係や地域のつながり・絆を大切にしながら、地域への愛着を持ち、誰もが住んで良かったと思えるまちづくりを進めます。また、近年増加傾向にある外国人区民と地域の相互理解を促進し、皆が安全で安心して生活できる多文化共生のまちづくりに取り組みます。

現状と課題

- 区域の3方向が水域であること、川崎駅周辺は市内随一の商業集積地であること、一部地域が不燃化重点対策地区であることなどの特徴を踏まえ、区民・事業者・行政が連携して将来想定される大規模災害への備えに取り組んでいく必要があります。
- また、令和6(2024)年の区内の自転車事故発生件数は230件と市内で最も多く、区内の交通事故の約4割を占めており、30歳以上の大人的事故の割合が多くなっています。

自転車関係事故発生状況(令和6年中)

	自転車事故		
	発生件数	死者数	負傷者数
川崎区	230	0	217
幸区	111	0	106
中原区	187	0	160
高津区	148	0	146
宮前区	87	1	88
多摩区	121	0	105
麻生区	99	0	96

資料:川崎市調べ



東海道川崎宿を活かしたまちづくり

- 川崎区は、古くから東海道川崎宿の宿場町として栄え、臨海部には高度な産業が集積するなど、歴史・文化・産業といった魅力的な地域資源が豊富なまちです。こうした地域資源を活かし、区民のまちへの愛着や誇りを高め、賑わいや交流を創出するまちづくりを進めます。
- 地域包括ケアや災害への備えといった、住民と協働で取り組む地域課題への対応の重要性は増しており、地域活動やボランティア活動への区民の関心を高めながら、多くの企業が立地するなど区の実情に即した多様なコミュニティの形成にも取り組む必要があります。

- 令和7(2025)年1月1日現在の人口が231,765人、そのうち外国籍区民の割合は約8.6%であり、全市の外国籍市民の約36%となっています。
- これから地域社会を共につくる一員として外国人区民が包摂され、すべての人が安全に安心して暮らすことができ、多様性に富んだ活力ある共生社会をめざしていくには、地域と外国人区民等との関わりを増やし、相互理解を深めていく必要があります。

外国人住民人口(人)



計画期間の主な取組

区民皆で取り組む
安全・安心のまちづくり

- 区総合防災訓練等の実践的な訓練や区の特徴を踏まえた自主防災組織等との連携による避難所開設・運営訓練により災害対応力の向上に取り組みます。
- 交通安全対策については、地域デザイン会議で出された区民意見等を踏まえて、区交通安全こども自転車大会と合同開催の大人向け交通安全自転車教室の実施や、地域と連携した啓発活動に継続的に取り組みます。
- また、外国につながる区民が多い区の特徴を踏まえ、多言語による防災訓練や交通安全教室を開催するなど、防災や交通安全啓発の取組を継続します。



交通安全教室

防災や地域包括ケアシステムの
礎となるコミュニティづくり

- 誰もが気軽に立ち寄ることのできる「地域の縁側」をはじめとした地域保健福祉活動の支援、専門的支援機能と連携した地域づくり、公園緑地の利活用、ソーシャルデザインセンターの取組の推進、さらには東海道川崎宿などの歴史・文化資源や企業市民の集積等の地域資源を活かした多様な主体が連携・交流するまちづくりを進めるなど、さまざまなコミュニティの創出に向けた取組を進めます。
- また、大師・田島の両地区では、地域における区民の交流の場として、こども文化センターと老人いこいの家の機能を継承するコミュニティセンターの整備を進めます。



「地域の縁側」活動の様子

誰にとっても暮らしやすい
多文化共生のまちづくり

- 日本語に不慣れな子どもや保護者が孤立することを防ぐための通訳・翻訳支援や、外国につながる若者のキャリア支援等に加え、多文化共生プラザを活用した外国につながる区民のコミュニティづくりや、地域コミュニティと外国人区民とのつながりづくりを通じて多文化理解を促進します。
- 外国人材を雇用する企業との連携体制を構築し、日本語教育機会の確保や適切な生活オリエンテーションを通じて、多文化共生社会の実現をめざします。



多文化コミュニティひろば



幸区



序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

まちづくりの方向性

しあわせあふれるまち さいわい

幸区は、緑の中で動植物とのふれあいや歴史を感じることができる加瀬山や、うるおいある多摩川などの「自然空間」、文化・芸術や商業・産業などの施設が集積する「都市空間」が調和したまちです。新たな区民も、これまで暮らしてきた区民も、誰もが地域とつながり、支え合いながら、地域への愛着や誇りをさらに高め、やすらぎと幸せを実感することができるまちづくりを進めます。

現状と課題

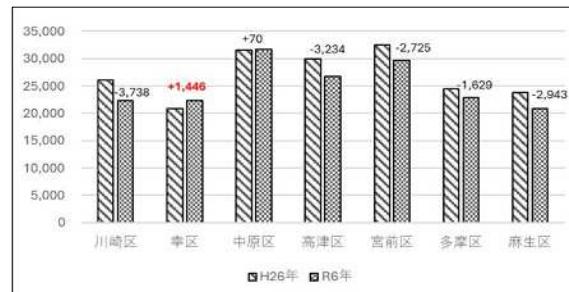
- 市内唯一の動物園「夢見ヶ崎動物公園」や歴史を感じる「加瀬山」、梅林の名所「御幸公園」、商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」や、文化・芸術施設「ミューザ川崎シンフォニーホール」、「SUPERNOVA KAWASAKI」など、多様な施設が集積し活気に満ちています。さらに、最先端分野の研究開発拠点「新川崎・創造のもり」など、多くの地域資源があります。
- 近年は大規模マンションの建設に伴い転入者が増えており、こうした地域資源の魅力を新たな区民にもこれまで暮らしてきた区民にも知ってもらい、地域への愛着や誇りを高めていくことが求められています。



大規模マンション等が立ち並ぶ鹿島田駅・新川崎駅周辺の様子

- 0-14歳人口が10年前と比較して7区で最も増加しており、新たに小学校が開校されるなど、まちに新たな活気が生まれている一方で、子育てへの不安・孤立感といった課題が発生しています。
- また、7区の中で町内会・自治会加入率が最も高いものの、その加入率は徐々に低下している現状にあります。
- 多世代が共に暮らす地域においては、新たな区民も、これまで暮らしてきた区民も、誰もが地域のつながりや支え合い、やすらぎと幸せを実感することができるまちづくりが求められています。

7区の0～14歳人口の比較(H26・R6)



65歳以上人口比率(幸区内上位5町丁)

(R7年3月末)

町丁目	割合
1 河原町	52.3%
2 小倉	38.6%
3 東古市場	30.5%
4 古市場	28.0%
5 古市場1丁目	27.6%
(幸区平均)	20.9%
(川崎市平均)	20.2%

資料:川崎市調べ

計画期間の主な取組

地域資源を活用し、未来を切り拓く 魅力的なまちづくりの推進

- ・区民、市民活動団体、企業など多様な主体と区が一体となって連携し、「夢見ヶ崎動物公園」の再整備の機会を捉えた活動や、御幸公園での「観梅会」、新川崎・創造のもりで行われる「科学とあそぶ幸せな一日」、絵本作家「かこさとし」さんゆかりの地であることを活かした取組などを実施します。
- ・こうした地域資源を活用したイベントの実施にあたっては、SNSや地域の人々の力を活かした広報を通じて、地域資源の魅力を発信するなど、賑わいと彩りのあるまちづくりを推進します。



「科学とあそぶ幸せな一日」で工作を体験する様子

地域の絆で支える 地域包括ケアシステムの推進

- ・子育て世代が地域で孤立することのないよう、「こどもの外遊び事業」を実施するほか、多世代が気軽に集い交流できる「幸区ボッチャ大会」の開催や、地域活動に参加しやすいきっかけを創出する「さいわい縁むす日」などを実施し、地域のつながりづくりを進めます。
- ・また、中高生向けボランティア「はぴ☆ボラ」等のボランティアのしくみづくりなども進め、地域で支え合える関係や、生きがいを持つことができる環境を構築します。



ボッチャで多世代が交流する様子

地域の防災力向上に向けた 取組の推進

- ・住民、企業、関係団体・機関との防災に関する連携を強化し、発災時にはそれぞれが役割を果たし、迅速かつ的確な対応ができる体制づくりを進めます。
- ・また、区内の全避難所において、年1回の避難所運営会議・開設訓練を実施するほか、若年層を巻き込んだ実践的な訓練や帰宅困難者対策訓練の実施、倒壊の危険性が低い築浅マンションが集積する地区においては、企業等と連携しながら在宅避難やローリングストックの啓発を行うなど、地域の特性を踏まえた地域防災力の向上を図ります。



防災倉庫から避難所に物資を搬送する訓練の様子



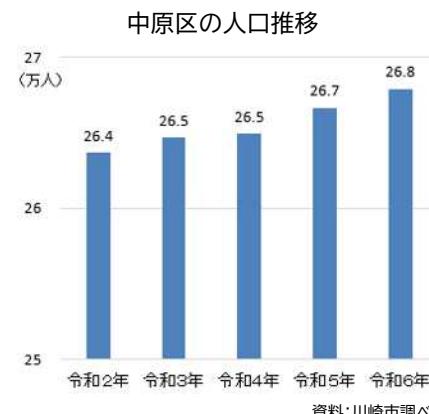
まちづくりの方向性

水と緑と笑顔が出会い 未来につなぐ 住み続けたいまち なかはら

中原区は、多摩川や二ヶ領用水、等々力緑地や井田山緑地など、水と緑を中心とする自然に恵まれるとともに、都心への交通利便性にも優れ、都市型住宅や商業施設が立ち並び、都市機能が集約されたコンパクトなまちです。人口、世帯数とも市内で最も多い区であるため、人と人のつながりにより活気を醸成するとともに、地域資源を活用しながら、区民が地域に愛着と誇りを持って、これからも住み続けたいと実感できるまちをめざします。

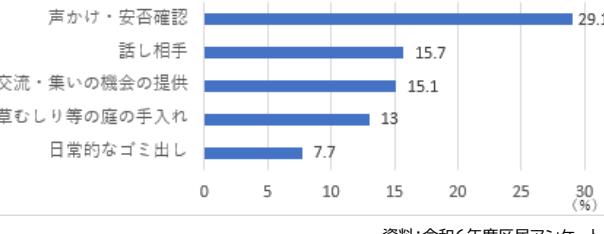
現状と課題

- 令和6(2024)年には、市内で最も多くの出生数を記録するとともに、転出・転入者数がいずれも2万人を超えるなど、人口の動きが活発な区です。
- 特に武蔵小杉駅周辺では、再開発に伴う高層マンションの建設によって人口増加が進んでおり、武蔵小杉駅周辺全体の将来像を見据えた、持続可能なコミュニティづくりを進める必要があります。

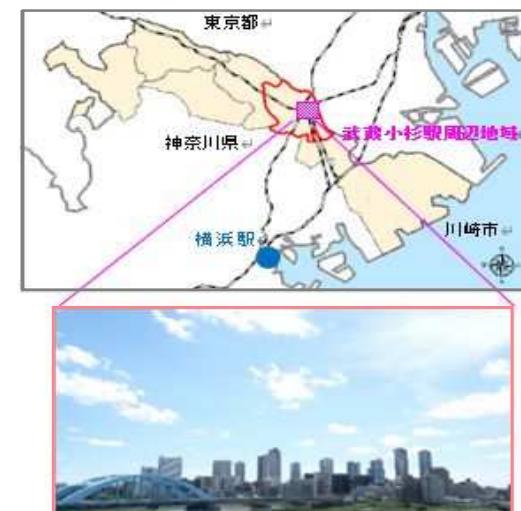


- 令和2(2020)年国勢調査によれば、区内の高齢者の約2割がひとり暮らしとなっています。
- 令和6(2024)年度区民アンケートでは、「地域で支え合いを希望すること、将来的に頼みたいと思うこと」に対して約3割の方が「声かけ・安否確認」と回答しています。
- こうした状況において、地域包括ケアシステムが掲げる「誰もが住み慣れた地域や自らの望む場で安心して暮らしがけることができる地域の実現」に向けて、区の特徴である水と緑を中心とする地域資源を活かしながら、自助・互助の取組をさらに推進する必要があります。

地域で支え合いを希望すること、将来的に頼みたいと思うこと



- 激甚化・頻発化する災害に備えて、誰もが安心して暮らしていくよう、地域主体の防災力強化が必要です。
- また、武蔵小杉駅は市内有数のターミナル駅であることや、周辺には高層マンションが多く立地していることなどから、帰宅困難者対策など、地域特性を踏まえた災害への備えも求められています。



高層マンションが立ち並ぶ 武蔵小杉駅周辺の様子

計画期間の主な取組

地域コミュニティの推進

- 市民提案型事業やソーシャルデザインセンターなどを通じて、地域団体への支援や、区民が新たな活動に挑戦できるきっかけづくりに取り組みます。
- また、武蔵小杉エリアプラットフォームや区内を拠点とするスポーツチーム等と連携し、武蔵小杉駅周辺の公共的空間を活用した魅力づくり等に取り組むことでコミュニティの基盤となる地域への愛着の醸成を図ります。



上段:公共空間を活用した取組(こすぎでそとあそび)
下段:NECレッドロケッツ川崎バレーボール教室

多様な主体による 地域包括ケアシステムの推進

- 多摩川や二ヶ領用水、等々力緑地をはじめとした豊かな自然環境を活用しながら、ゆるやかにつながれる「ご近所さんぽ」や健康新体操等の取組を推進するとともに、「ながら子ども未来フェスタ」など各種イベントの開催や情報発信等を通じて、多世代に向けたセルフケア意識の醸成に向けた健康づくり・疾病予防の取組を行います。
- また、中原区内に数多く存在する企業やスポーツチーム、商業施設等と連携し、子どもから高齢者までがつながれる場を創出し、共生意識の醸成を推進します。



ご近所さんぽの様子

地域の防災力強化

- 防災における自助・共助を支える自主防災組織の取組を支援するとともに、誰もが気軽に参加しやすい防災イベントや訓練を実施することで地域防災力の強化に取り組みます。
- また、高層マンションや商業施設等が立地する中原区の地域特性に応じた防災対策及び武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画に基づく帰宅困難者対策を実施します。



総合防災訓練の様子



まちづくりの方向性

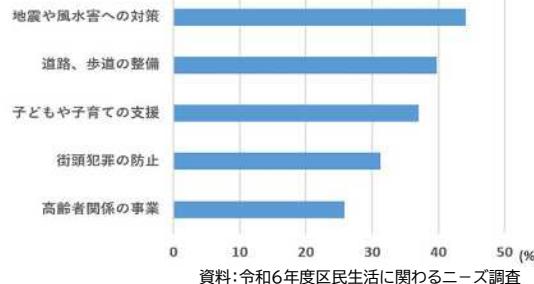
歴史と進歩が調和した、心豊かに安心して暮らせるまちづくり

高津区は、多摩川や二ヶ領用水の豊かな水辺と、多摩丘陵の一角を成す起伏ある緑地が特徴で、交通利便性の高い溝口駅を中心に商業が盛んな高津地区と農地や緑地が広がる橋地区からなります。古代から江戸時代に連なる歴史的資源、音楽・ダンス等の文化資源など地域の魅力を活用して、若者を中心に増えている転入世帯のつながりと長く地元で暮らす人たちのつながりを結び、新たな地域コミュニティを創出するまちづくりを進めます。

現状と課題

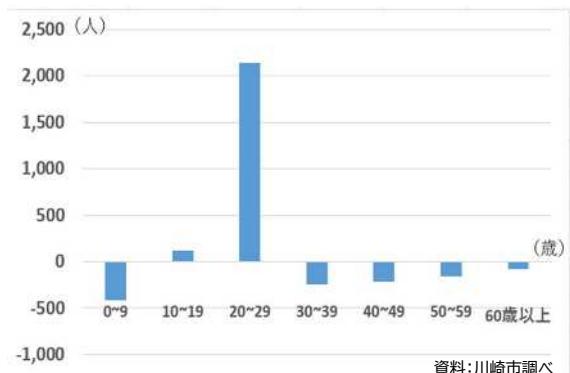
- 区民ニーズ調査(令和6(2024)年10月)において「特に力を入れてほしい」区役所業務の1位が「地震や風水害への対策」(44%)となっています。多摩川の水害、土砂災害など地域ごとに異なる災害リスクがあることから、区民一人ひとりが災害時に適切な避難行動を取れるための啓発や自助意識の向上が課題となっています。
- また、区独自の環境まちづくり「エコシティたかつ」の取組を、事業者等と連携した「脱炭素アクションみぞのくち」の取組も含めて柔軟に進めてきましたが、市制100周年・緑化フェアを契機とした「ネイチャーポジティブ」に資する取組に再構築していく必要があります。

区民ニーズ調査における上位5つの回答



- 居住歴の長い区民を中心に地縁組織のつながりが強く、長く地域に根差した高津区民祭、橋ふるさと祭りなどのイベントが行われている一方で、区全体では20代を中心に入口の社会増が続き、若年層や新規に転入してきた区民を中心に新たなつながりも生まれています。
- こうした、新たなつながりと長く地域に根付く歴史とが調和した、魅力発信や環境づくりなど、地域への愛着を醸成して定住を促す取組が必要です。

年齢階級別社会増減のグラフ(令和6年)



- 区民が愛着を持てるまちづくりを推進するため、二ヶ領用水久地円筒分水、大山街道、溝口駅前キラリデッキなど、新旧のさまざまな地域資源を活用した取組を区民との協働で進めていますが、地域の魅力をさらに高めるためには、新たな地域資源の創出と幅広い世代届く情報発信を多様な主体とともに取り組んでいく必要があります。



久地円筒分水

計画期間の主な取組

安全・安心で住みよい まちづくりの推進

- 多様な避難のあり方や災害時のトイレ対策などの啓発と、避難所運営会議や自主防災組織による訓練等の推進により、地震や風水害に対する地域防災力の向上に取り組みます。
- また、溝口地区の脱炭素化を目指す「脱炭素アクションみぞのくち」の取組と連携とともに、区内の多様な主体による取組を環境視点から捉え直して連携していく「エコシティたかつ」の再構築を通じて自然を増やしていくことで、自然災害リスクを低減する緩和策や気候変動適応策に対する区民の理解にも繋げ、行動変容を促していきます。



エコシティたかつの活動の様子

多様な主体との連携による地域で支え合うまちづくりの推進

- ソーシャルデザインセンターの各機能等を活かしながら、リニューアルした溝口駅前キラリデッキの地域主体の活用を進めるなど、誰もが気軽に参加できるイベントや小さなコミュニティ同士を結び付ける取組、子育て・福祉など各分野の地域活動団体との連携、地域の担い手の発掘により、世代や居住歴の隔てなく支え合う地域づくりを進めます。
- また、橋出張所を誰もが気軽に立ち寄れる「地域に開かれた拠点」とするためのリニューアルに取り組みます。



橋出張所リニューアルの内装イメージ

地域資源を活用した 魅力あるまちづくりの推進

- 広く多世代の区民との協働により、橘樹官衙遺跡群、ブレイキン、かすみ提をはじめとした区内の歴史・文化・自然などの地域資源の保全・活用や、憩いの場など新たな地域資源の発掘・創出を進め、「歩きたくなるまち」として、「高津のさんぽみち」の活用や、市制100周年で整備したキラリデッキステージを活用した音楽・ダンスイベントの実施等により地域の魅力を高めます。
- また、YouTubeの「川崎市たかつ区チャンネル」などの広報媒体を活用して周知を図り、地域への関心を高め、愛着を醸成する取組を進めます。



キラリデッキステージを活用したイベント



まちづくりの方向性

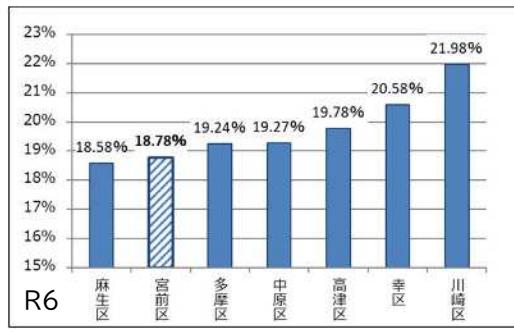
人が好き 緑が好き まちが好き

宮前区は、起伏に富んだ多摩丘陵の一角に位置し、地域に根付いた歴史・文化、農のある風景や平瀬川の水辺、菅生緑地や身近な公園の豊かな緑などの多彩な地域資源に恵まれているとともに、多くの主体的に活動する区民に支えられてきたまちです。今後も、区民が守り、大切に育んできた歴史・文化や農・自然などの多彩な地域資源を活かし、誰もが地域に愛着を持ち、生きがいを持って暮らせる、区民が主役のまちづくりを進めます。

現状と課題

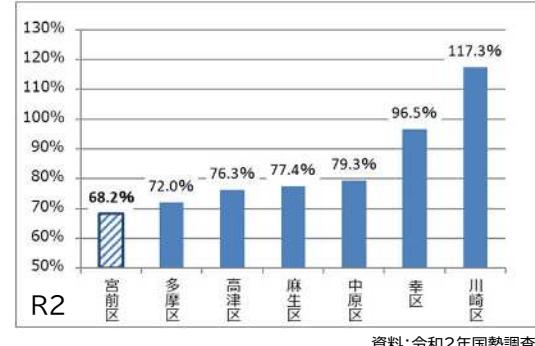
- 高齢者のうち、要支援又は要介護と認定された方の割合が、18.8%(令和6(2024)年10月1日現在)と7区で2番目に低く、健康新意識が高い高齢者が多い状況ですが、市の将来人口推計では、令和37年(2055年)に麻生区を抜いて高齢者の割合が7区で最も高くなるなど、今後急速な高齢化の進展が予測されます。
- 一方で、年少人口の割合が12.7%(令和6(2024)年10月1日現在)と7区で2番目に高く、「夫婦と子」のみ世帯の割合が32.5%(令和2(2020)年)と7区で最も高く子育て支援ニーズが高くなっています。

高齢者中の要支援又は要介護認定者割合



- 昼夜間人口比率が68.2%(令和2(2020)年国勢調査)と7区で最も低く、区外を日常の生活圏としている区民が多数いることから、地域への参加意識の醸成が課題となつておらず、区の魅力を知って、関わって、好きになってもらうことで、地域への愛着や誇りを育むことが必要となっています。
- また、地域包括ケアシステムの構築や地域防災力の向上など、地域の課題解決にあたり、地域の一員としての自覚を高めるとともに、地域活動のきっかけづくりや、地域コミュニティづくりが一層求められています。

昼夜間人口比率(不詳補完値)



- 地域に根ざした伝統芸能などの歴史・文化のほか、農のある風景等の緑豊かな自然など、魅力ある地域資源に恵まれており、こうした資源を活かした区民主体のまちづくりの取組が進められています。
- また、今後も魅力ある地域であり続けられるよう、こうした取組を次の世代へと引き継いでいくことが求められています。



初山の獅子舞



平瀬川桜祭り・稚鮎放流会

宮前区のまちづくりの方向性

計画期間の主な取組

誰もが生きがいを持ち、心がつながり
支え合う、地域の輪づくりの推進

- 今後の急速な高齢化を見据え、いくつになっても生きがいを持って暮らせる区づくりに向けて、区オリジナルの「プレ・エンディングノート」等を活用し、早いうちから前向きな終活を区内に広げる取組を進めています。
- また、地域コミュニティの活性化に向けて、宮前区ソーシャルデザインセンター「みやまえBASE」等を通じて、普段地域と関わりが少ない人や世代を巻き込み、ゆるやかにつなげていく取組を進めていくとともに、地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域のつながり・支え合いの大切さへの理解と共感を広げる取組などを進めながら、互いに支え合う地域の輪づくりに取り組みます。



宮前区ソーシャルデザインセンターみやまえBASE

地域における、切れ目のない
子ども・子育て支援の推進

- 転入等により慣れない土地で育児をする保護者を含め、すべての子育て中の家庭が安心して子育てできるよう、子育てガイドやSNS等を活用し、子育てに関する情報を効果的に発信します。
- また、地域全体で子育てを支える環境づくりに向けて、関係機関や団体等との連携強化や、子育て世代と地域のあらゆる主体との交流を促進する取組の支援等を進めます。



外遊び活動・交流促進支援の取組
(「冒険遊び場」の活動風景)

多彩な地域資源を活かした
区民主体によるまちづくりの推進

- 歴史ガイドや農産物直売所ガイド＆マップの配布、「響け！みやまえ太鼓ミーティング」などを通じて多彩な歴史・文化、農や自然などの地域資源の魅力を発信します。
- また、起伏に富んだ地形を活かしたウォーキングイベントなど、地域資源を活かした参加型イベント等を開催し、区民がいつまでも元気で地域に愛着を持って住み続けられるよう意識を醸成していくことで、様々な人を巻き込みながら、これまでの区民主体によるまちづくりを次の若い世代へ継承できるよう取り組みます。



響け！みやまえ太鼓ミーティング



まちづくりの方向性

水と緑と学びのまち～うるおい豊かな住み続けたいまちへ～

多摩区は、多摩川や二ヶ領用水などの「水辺」、多摩川崖線軸の斜面緑地や生田緑地などの「緑」、そして、区内にゆかりのある大学等の知的資源を活かした「学び」等、魅力あふれる地域資源の豊かなまちです。これまで培ってきた多くの魅力や価値を引き継ぎ、高めながら、区民一人ひとりがうるおいやあたたかい地域とのつながりを感じ、これからも住み続けたいと実感できる、すこやかに安心して暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

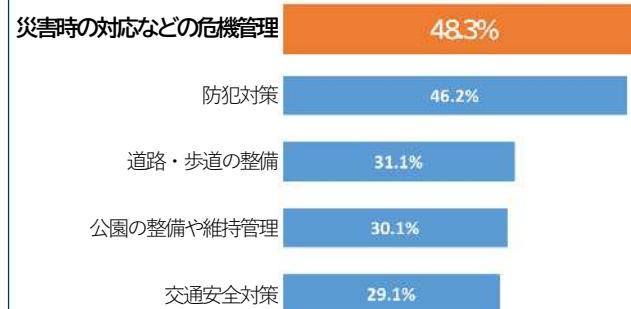
- 市内随一の緑の宝庫である生田緑地や多摩川などの貴重な自然環境、多彩な魅力にあふれる美術館、博物館、スポーツ施設、多くの学生が学ぶ大学等、個性豊かな地域資源が数多く存在しています。
- また、生田緑地では新たなミュージアムの開設や、ばら苑の再整備も決定しています。
- これらの豊富な地域資源を活かしながら、区の魅力や強みを内外に積極的に発信することで、多摩区に住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていく必要があります。



岡本太郎美術館、青少年科学館、日本民家園

- 区内には多摩川、五反田川、三沢川などの河川が流れるほか、区内南部を中心として168の土砂災害警戒区域が指定（令和7（2025）年3月現在）されており、自然災害が発生しやすい地域特性を持っています。
- 自然災害の発生に備えた自助・共助・公助による取組や防災体制の構築、実践的な訓練、隣接自治体との連携等、日々の活動を通じて、地域全体の防災力を高める取組を進めていく必要があります。

区役所が力を入れて取り組むべき施策



- 区内人口は、平成24（2012）年から令和7（2025）年まで13年連続で増加しており、将来人口推計では令和17（2035）年頃にピークを迎えることが見込まれています。
- また、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺での区画整理事業の基盤整備により、大規模マンション等が建設され住宅の供給量が増加していることから、引き続き転入者の増加が想定されます。
- 令和6（2024）年度区民意識アンケートでは、「近所にちょっとした手助けを頼める人がいるか」について聞いたところ、「いない」が63.7%で過去最高となっているなど、住民構成の変化による新たな課題が顕在化しています。

近所にちょっとした手助けを頼める人はいるか



多摩区のまちづくりの方向性

計画期間の主な取組

地域資源を活用した賑わいと魅力ある地域づくりに向けた取組の推進

- 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺での区画整理事業を契機として、自然環境、美術館、博物館、スポーツ施設や大学といった豊富な地域資源を活用しながら、地域の団体・住民等、多様な主体との協働によるまちづくりに取り組みます。
- 区民が地域に愛着と誇りを持ち続けられるように、自然・文化・学びに、誰でも身近に触れることができるというまちの魅力を発信し続けるとともに、地域交流を促進させることで地域の活性化等につなげます。



登戸・向ヶ丘遊園エリアの関係団体の協働による賑わい創出イベント「登戸・遊園ミライノバハレの日」の様子

災害に強く安全で安心できるまちづくりに向けた取組の推進

- 多摩川と多摩丘陵に挟まれた地域特性による洪水や土砂災害のリスクを踏まえ、災害時の円滑な避難所運営に資する避難所運営会議及び地域防災活動の中心的な役割を担う自主防災組織への支援、適切な避難行動を可能とする実践的な訓練、地域住民向けの防災講座や防災に係る普及啓発等を引き続き実施します。
- 区民の防災意識の向上を図るとともに、区本部機能の強化、隣接自治体との更なる連携など、地域防災力の強化に向けた取組を進めます。



避難所開設訓練の様子

多様な主体の連携による地域包括ケアシステムの更なる推進

- 人口増に伴うニーズの多様化、住民同士のつながりの希薄化等の課題に対し、居場所・つながりづくりを目的としたイベントや、「地ケアつながりプロジェクト～TeamSUGE～」をはじめとする多様な主体による協働・連携に向けた交流会などを通して、地域コミュニティを活性化させ、地域包括ケアシステムを推進します。
- また、多摩区ソーシャルデザインセンター等を介して、多様で豊かな人的資源・地域資源を有機的に連携させ、地域活動の支援を行うほか、町内会・自治会の活動の活性化、子育て支援等、地域の特性に応じたさまざまな主体の参加と取組を促進します。



地ケアつながりプロジェクト～TeamSUGE～での意見交換の様子

麻生区



序章

基本構想

基本計画

第4期
実施計画

資料編

まちづくりの方向性

豊かな自然と芸術・文化が溶け合う活力のあるまち

麻生区は、新百合ヶ丘駅周辺をはじめとして、区内に芸術・文化が輝き、黒川・岡上・早野などに広がる豊かな自然や農のある風景と、景観の整った美しい街なみが調和するまちです。こうした貴重な地域の資源を大切に育むとともに、地域や大学などさまざまな主体と連携し、安全・安心で、誰もがつながり、支え合う地域づくり、魅力と活力にあふれるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 麻生区には芸術・文化関連の施設や団体が集積し、「アルテリックカ shin ゆり」や「KAWASAKI shin ゆり映画祭」をはじめとして、音楽や映画などさまざまなイベントが年間を通じて開催され、区民が芸術・文化を身近に感じることができます。
- 一方で、令和6(2024)年度に実施した区民アンケートの結果では、区のイメージとして「芸術・文化のまち」と回答した区民が約27%となっており、区民が魅力を実感できていないことから、多様な主体との連携を深め、豊かな芸術・文化資源を活かした取組をさらに進める必要があります。



川崎市市制100周年記念事業「あさおの川崎100周年祭」
特別企画「ゴジラ | 麻生区」ゴジラコンサート

- 麻生区は公園緑地が356か所（令和7（2025）年3月現在）と7区で最も多く、黒川・岡上・早野の農業振興地域をはじめ、市内の農地や山林の約44%が区内に集積するなど、都市部にありながら、豊かな自然を感じることができます。
- 区民が農業や緑に触れる機会を増やす取組など、大学や農業従事者等との連携により、農と環境を活かしたまちづくりを進めることで、地域の貴重な農業資源、環境資源を次世代に引き継いでいく必要があります。

区別の公園緑地の数



資料:川崎の公園

- 麻生区は男女ともに平均寿命が全国1位（厚生労働省「令和2年市区町村別生命表」）となった一方で、将来人口推計では既に人口ピークを迎え、少子高齢化の進行が予想されています。
- 麻生区内の土砂災害警戒区域は308区域（令和7（2025）年3月現在）と7区で最も多く、また、区民アンケートの結果において、「麻生区がどのようなまちになってほしいか」という質問に「防犯、交通安全など安全・安心なまち」と「地震や大雨などの災害に強いまち」という回答が上位を占めました。
- 直下型地震の発生や激甚化・頻発化する風水害に備え、災害時の自助・共助の体制を強化するとともに、区民の防犯・交通安全意識を高める取組を進めるなど、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

「麻生区がどのようなまちになってほしいか」に対する回答上位5項目

防犯、交通安全など安全・安心なまち	41.9%
地震や大雨などの災害に強いまち	39.5%
バスや電車など交通の便がよいまち	32.8%
高齢者や障害者などにやさしいまち	30.0%
買い物が便利なまち	24.8%

資料:令和6年度区民アンケート

麻生区のまちづくりの方向性

計画期間の主な取組

芸術・文化のまちづくりの推進

- 区民、行政、市民団体、事業者、大学等の多様な主体の一層の連携のもと、豊かな芸術・文化資源を活かした取組を推進することで、地域の魅力やブランド力をさらに高め、区内外から、暮らし続けたい、暮らしてみたいと思われる魅力と活力にあふれるまちをめざします。
- 区民主体の「麻生音楽祭」、「あさお芸術のまちコンサート」や、区の芸術・文化を知って体験できる「カフェ・グランデ あさお」の開催、ホームページやSNS等の各種媒体を通じた芸術・文化情報の発信など、芸術・文化団体をはじめとしたさまざまな主体と連携しながら、「芸術・文化のまち 麻生」をめざす取組を進めます。



あさお芸術のまちコンサート ユニヴァーサル

農と環境を活かしたまちづくりの推進

- 黒川・岡上・早野の農業振興地域や、区内に多く残る里地・里山の自然や文化など、区の貴重な地域資源を次世代に引き継ぐため、大学や農業従事者、市民団体など多様な主体との協働により、地元農産物の収穫体験等を行う「グリーンツーリズム」を開催するなど、農と環境を活かした取組を進めます。
- SDGsを推進する企業や団体等が一堂に会する「サステナブルマルシェ」を開催するなど、持続可能なまちづくりを進めます。
- 身近な公園等を活用して、誰でも気軽に参加できる「健康体操」や「健康ウォーク」などを開催し、健康づくりや介護予防、地域のつながりづくりの取組を進めます。



黒川地域グリーンツーリズム

安全・安心のまちづくりの推進

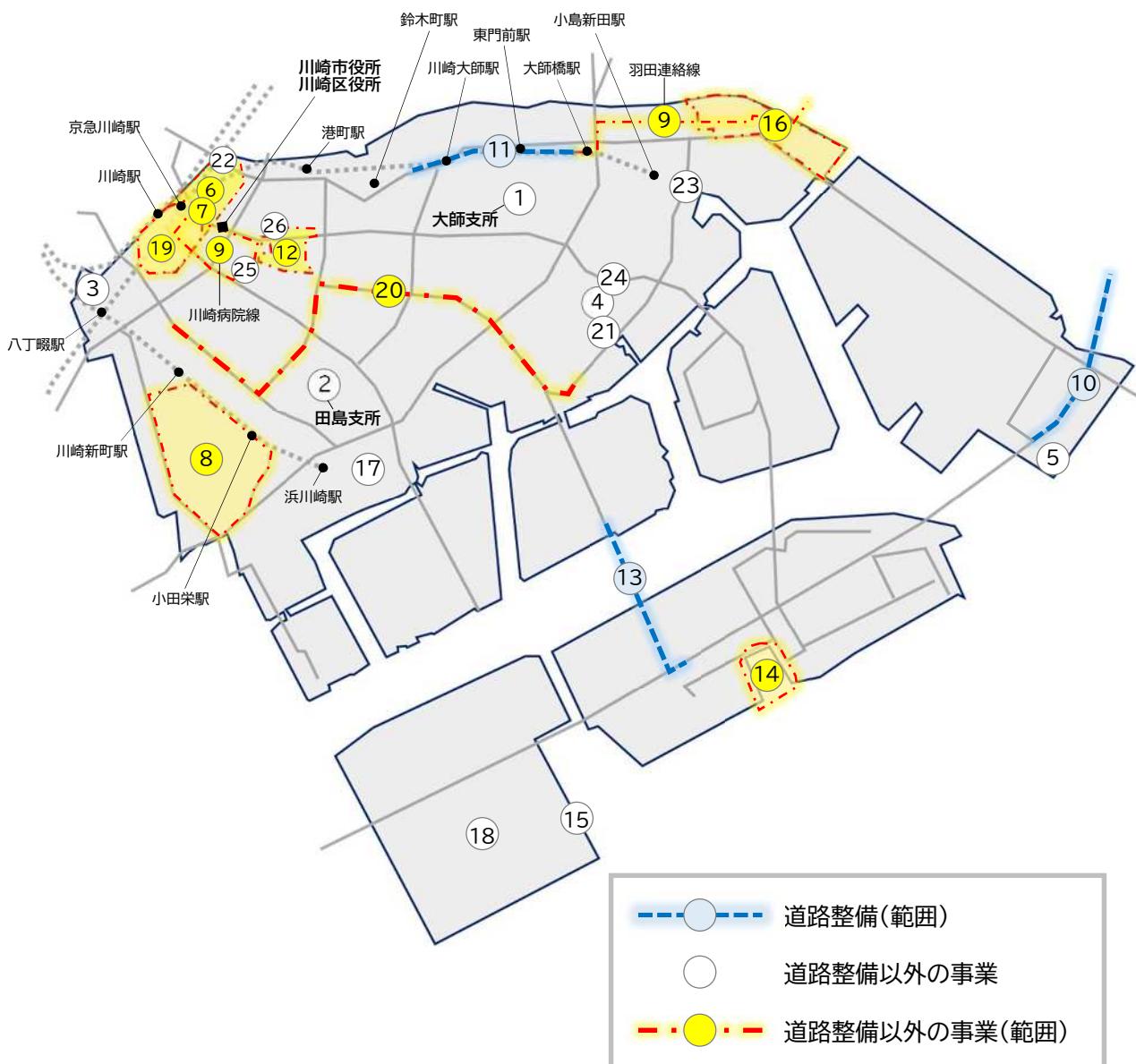
- 過去の災害の教訓、課題を踏まえ、多様な主体と連携した実践的な総合防災訓練、親子で楽しみながら防災を学ぶ「区民防災塾」、動画コンテンツ等を活用した家庭内備蓄や適正避難の普及啓発など、区民の防災意識を高め、地域防災力の強化に向けた取組を進めます。
- 防犯・交通安全の関係団体等と連携した啓発活動や、地域の防犯力の向上につながる「わんわんパトロール」を継続して実施するなど、安全・安心のまちづくりを進めます。
- 協力事業者等との連携による「高齢者見守りネットワーク事業」を実施するなどにより、安全・安心で、地域全体で高齢者を見守り、支え合う地域づくりを進めます。



区民防災塾

川崎区マップ

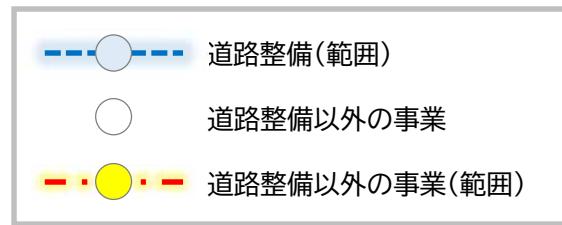
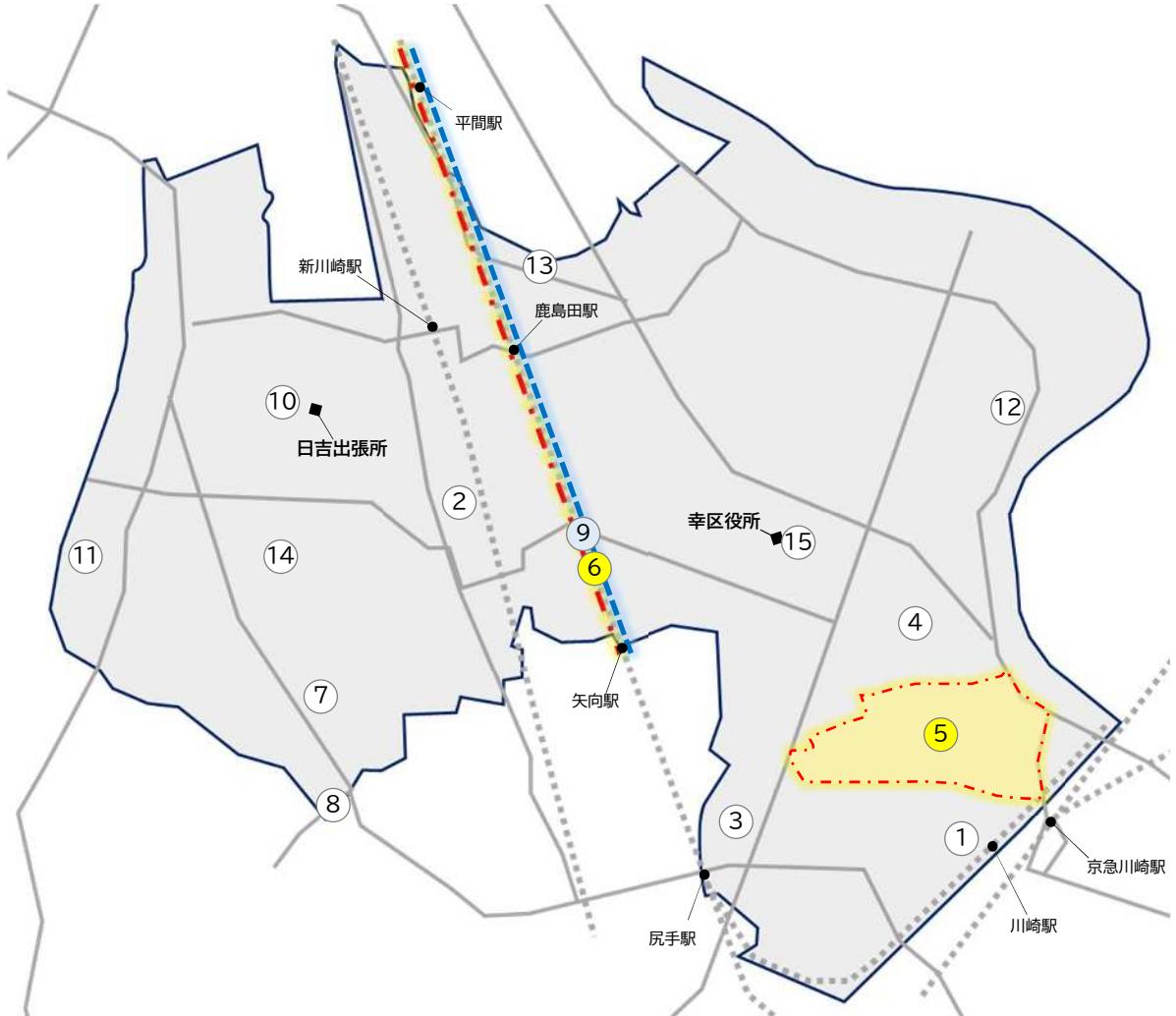
※ 第4期実施計画期間(令和8(2026)~11(2029)年度)に、区内で展開される道路・公園や福祉施設などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。



No.	事業	事業予定
1	大師地区複合施設(支所・コミュニティセンター)の整備	R9年度供用開始
2	田島地区複合施設(支所・コミュニティセンター)の整備	R10年度供用開始
3	堤根処理センターの建替え	R17年度完成予定
4	入江崎クリーンセンターの建替え	R9年度完成
5	新たな資源化処理施設の整備	事業推進
6	川崎駅周辺地区の整備(京急川崎駅西口地区市街地再開発事業、アーナシティ・プロジェクト等)	事業推進
7	川崎駅周辺における公共空間の有効活用(賑わいや交流の創出、広告事業等)	事業推進
8	不燃化重点対策地区(小田周辺地区)における燃え広がりにくいまちづくりの取組	事業推進
9	自動運転バスの実装(L4許認可取得)	R9年度(羽田連絡線)、R10年度(川崎病院線)
10	国道357号【多摩川トンネル】の整備	事業促進
11	京浜急行大師線連続立体交差化工事	R20年度完成予定
12	富士見公園(多目的広場)の再編整備	事業推進
13	臨港道路東扇島水江町線の整備	R9年度本線等完成
14	東扇島堀込部の土地造成等の取組	事業推進
15	扇島地区公共バースの整備	R11年度一部供用開始
16	キングスカイフロントにおけるエコシステムの構築に向けた取組	事業推進
17	南渡田地区(浜川崎駅周辺地域)における新産業拠点の形成	事業推進
18	扇島地区等における大規模土地利用転換の取組	事業推進
19	川崎駅東口周辺地区の浸水対策	事業推進
20	京町・渡田、大島、観音川地区の浸水対策	事業推進
21	入江崎総合スラッジセンター1系焼却炉の再構築	R8年度完了
22	ポンプ場の汚水揚水機能の確保(六郷)	事業推進
23	大師河原ポンプ場(汚水)の再構築	R10年度完了
24	市バス塩浜営業所建替え整備	R10年度工事着手
25	川崎病院救命救急センター棟の整備	R8年度運営開始
26	教育文化会館及び労働会館の再編整備	R9年度供用開始

幸区マップ

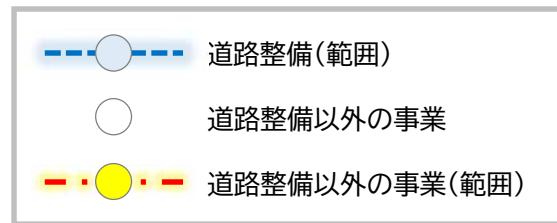
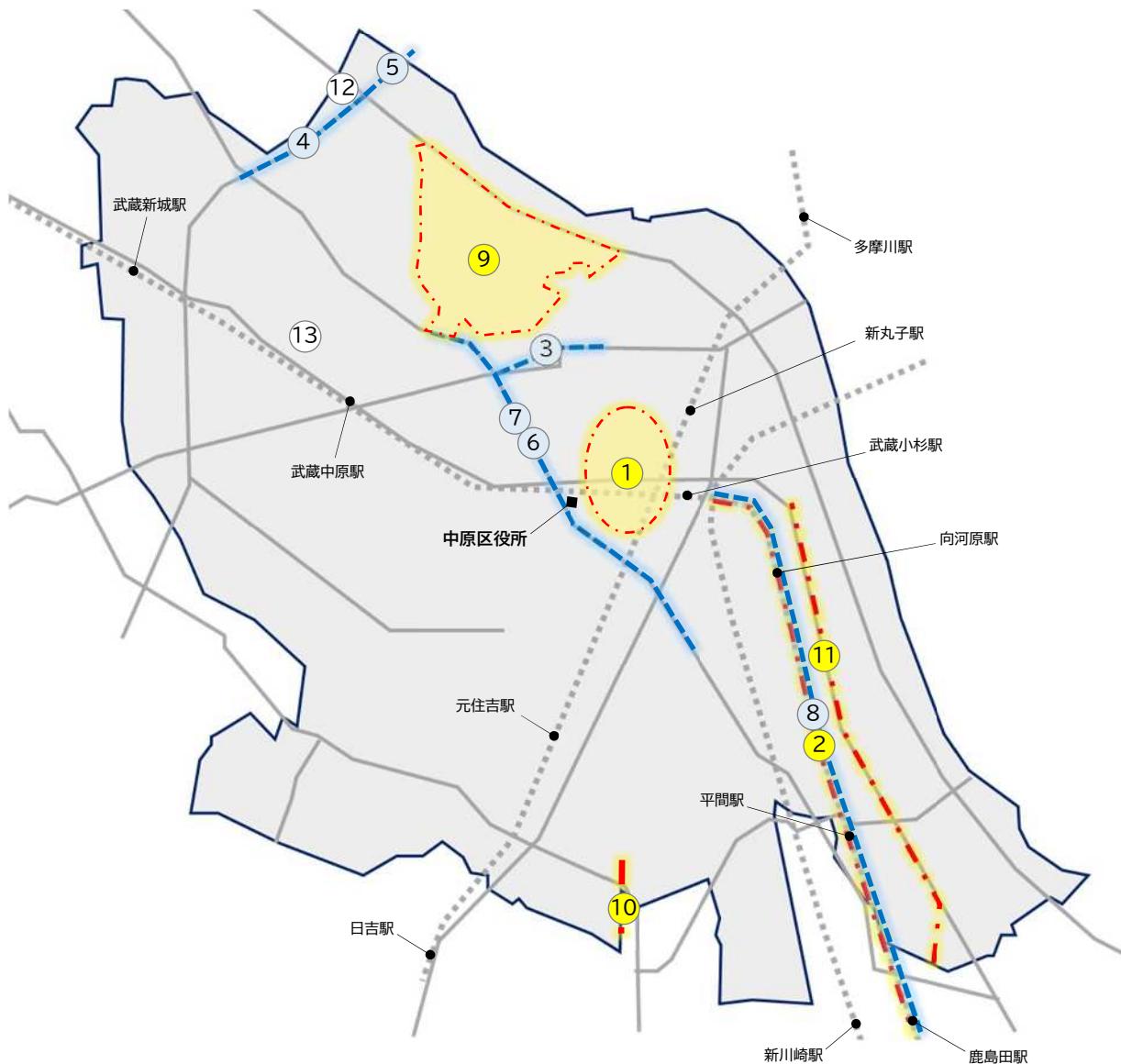
※ 第4期実施計画期間(令和8(2026)~11(2029)年度)に、区内で展開される道路・公園や福祉施設などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。



No.	事業	事業予定
1	ミューザ川崎シンフォニーホールの大規模改修	R10年度着手
2	新川崎・創造のもりのイノベーション拠点整備	R11年度供用開始予定
3	地方卸売市場南部市場の整備等	事業推進
4	幸区保育・子育て総合支援センターの整備	R12年度運営開始予定
5	不燃化重点対策地区(幸町周辺地区)における燃え広がりにくいまちづくりの取組	事業推進
6	南武線沿線における地域資源と民間活力を活かしたまちづくりの取組	事業推進
7	小倉西住宅の整備	R10年度完成
8	未吉橋の整備	R10年度完成
9	JR南武線高架化工事	R21年度完成予定
10	夢見ヶ崎動物公園の再整備	事業推進
11	水処理センターの消毒機能の確保(加瀬)	事業推進
12	ポンプ場の汚水揚水機能の確保(小向)	事業推進
13	幸消防署平間出張所の整備	R11年度完成
14	南加瀬中学校の校舎増築	R12年度供用開始予定
15	幸市民館・図書館の改修	R10年度供用開始

中原区マップ

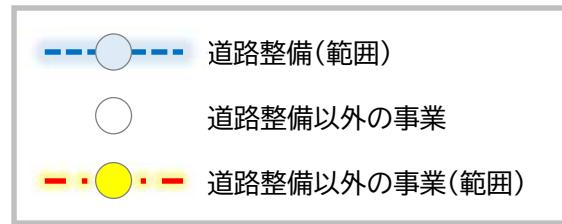
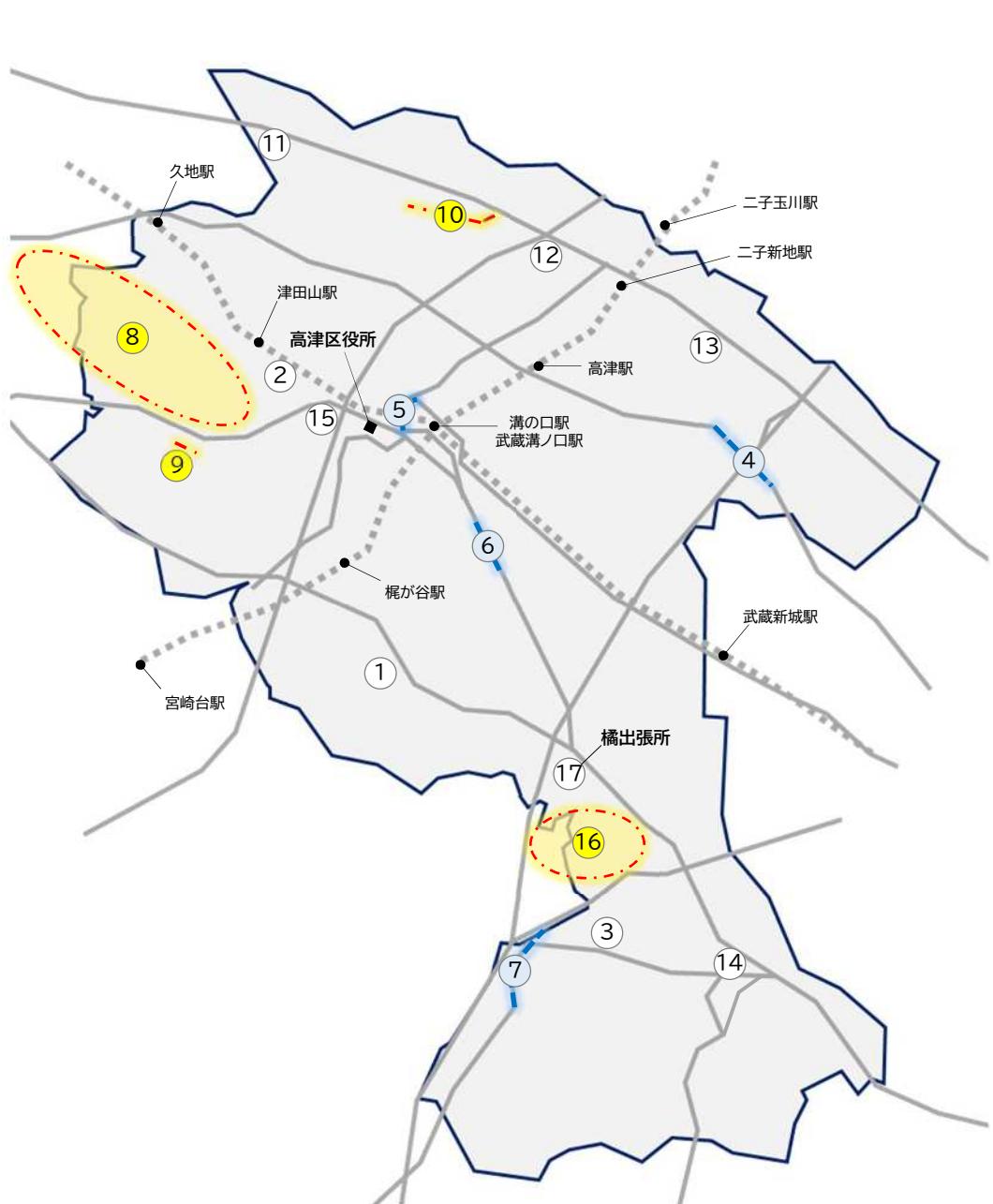
※ 第4期実施計画期間(令和8(2026)~11(2029)年度)に、区内で展開される道路・公園や福祉施設などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。



No.	事業	事業予定
1	小杉駅周辺地区の整備(日大開発計画C地区、小杉町1丁目地区等)	事業推進
2	南武線沿線における地域資源と民間活力を活かしたまちづくりの取組	事業推進
3	丸子中山茅ヶ崎線【小杉御殿工区】の道路拡幅、道路新設	事業推進
4	宮内新横浜線【宮内工区】の道路新設	事業推進
5	(仮称)等々力大橋の整備(橋りょう整備)	事業推進
6	国道409号【市ノ坪工区】の道路拡幅	事業推進
7	国道409号【小杉工区、小杉御殿町Ⅰ期・Ⅱ期工区】の道路拡幅	事業推進
8	JR南武線高架化工事	R21年度完成予定
9	等々力緑地の再編整備	R11年度再編整備工事完了
10	渋川整備工事	R12年度完成予定
11	丸子地区(山王排水樋管周辺地域含む)の浸水対策	事業推進
12	宮内排水樋管周辺地域の浸水対策	事業推進
13	中央支援学校高等部分教室の増築	R8年度供用開始

高津区マップ

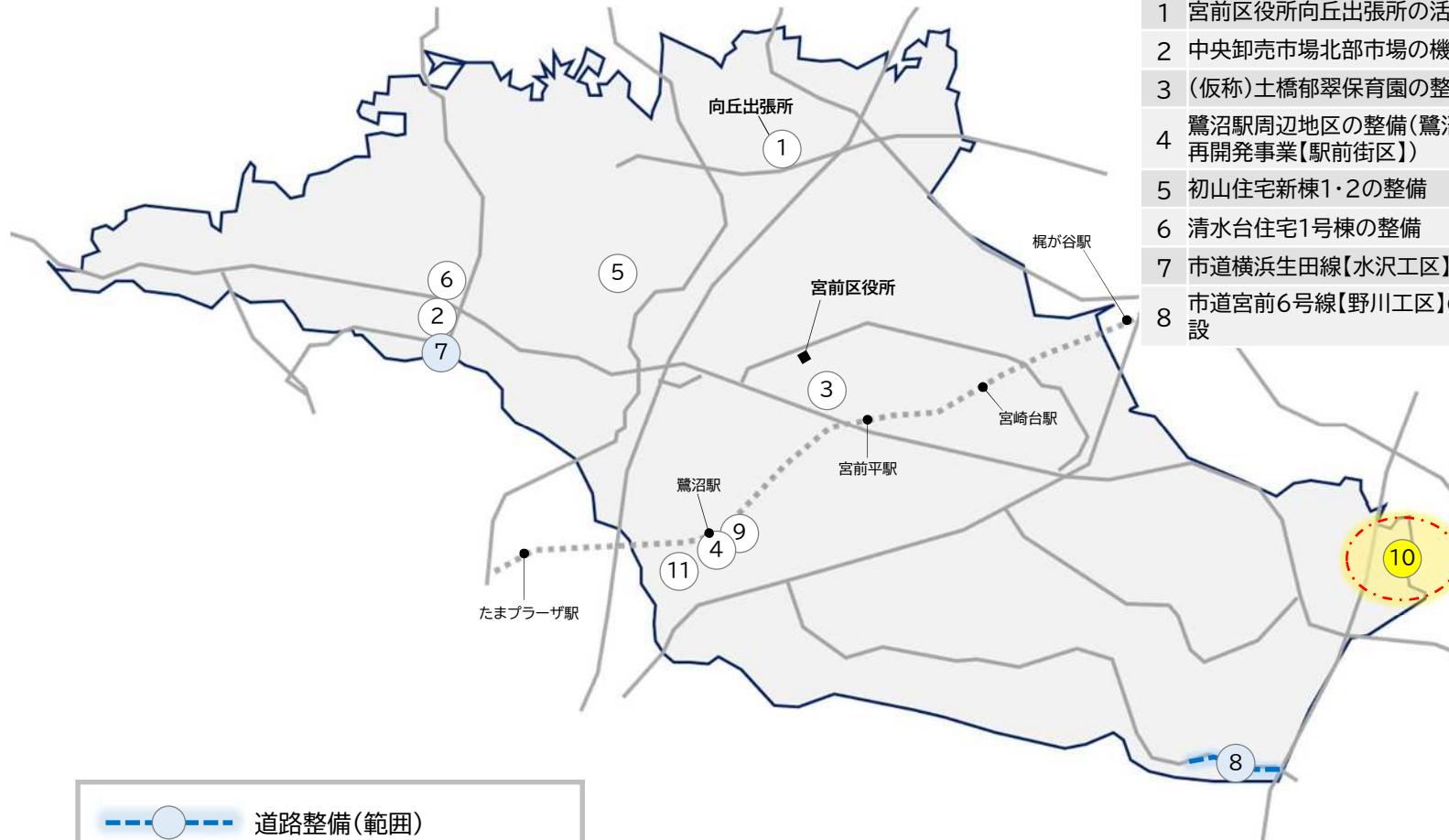
※ 第4期実施計画期間(令和8(2026)~11(2029)年度)に、区内で展開される道路・公園や福祉施設などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。



No.	事業	事業予定
1	市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備に向けた取組	事業推進
2	高津区保育・子育て総合支援センターの整備	R9年度運営開始
3	千年前田住宅1号棟の整備	R11年度完成
4	国道409号【北見方工区】の道路拡幅	事業推進
5	溝ノ口線の道路拡幅	事業推進
6	野川柿生線【久本工区】の道路拡幅	事業推進
7	丸子中山茅ヶ崎線【野川(高津)工区】の道路拡幅	事業推進
8	緑ヶ丘霊園の整備	事業推進
9	一級河川平瀬川の護岸改修	事業推進
10	一級河川平瀬川の多摩川合流部整備	事業推進
11	宇奈根排水樋管周辺地域の浸水対策	事業推進
12	二子排水樋管周辺地域の浸水対策	事業推進
13	諏訪排水樋管周辺地域の浸水対策	事業推進
14	高津消防署子母口出張所の整備、救急隊の配置	R9年度完成
15	高津消防団作延分団下作延班器具置場の整備	R8年度完成
16	橘樹官衙遺跡群の整備	事業推進
17	橋出張所の改修	事業推進

宮前区マップ

※ 第4期実施計画期間(令和8(2026)~11(2029)年度)に、区内で展開される道路・公園や福祉施設などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。



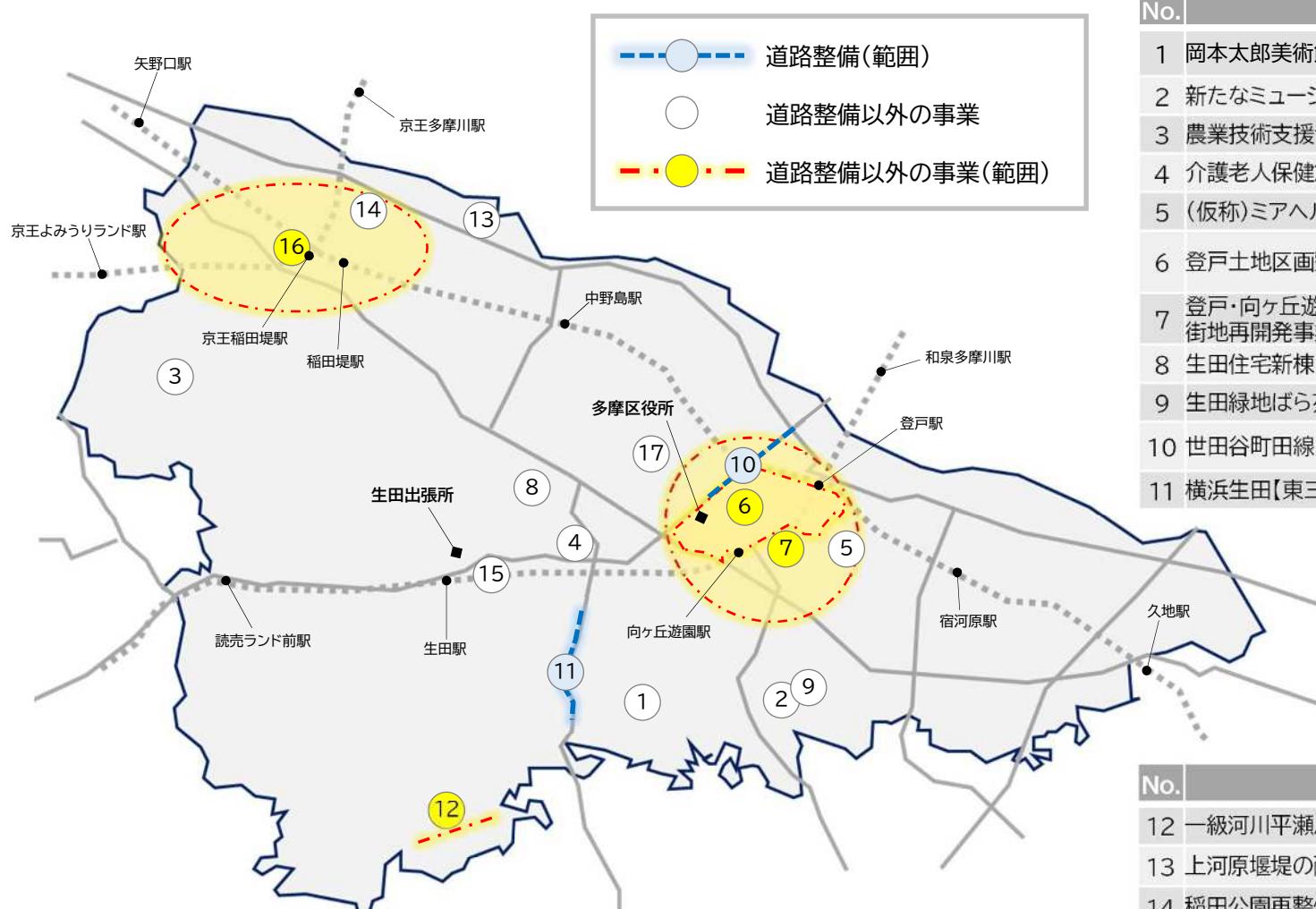
- 道路整備(範囲)
- 道路整備以外の事業
- 道路整備以外の事業(範囲)

No.	事業	事業予定
1	宮前区役所向丘出張所の活用に向けた取組	事業推進
2	中央卸売市場北部市場の機能更新	事業推進
3	(仮称)土橋郁翠保育園の整備	R8年度開所
4	鷺沼駅周辺地区の整備(鷺沼駅前地区市街地再開発事業【駅前街区】)	R9年度建築工事着手
5	初山住宅新棟1・2の整備	R8年度完成
6	清水台住宅1号棟の整備	R10年度完成
7	市道横浜生田線【水沢工区】の道路新設	R11年度完成
8	市道宮前6号線【野川工区】の道路拡幅、道路新設	R11年度完成

No.	事業	事業予定
9	宮前区役所・市民館・図書館の移転	事業推進
10	橘樹官衙遺跡群の整備	事業推進
11	鷺沼小学校の校舎増築	R9年度供用開始

多摩区マップ

※ 第4期実施計画期間(令和8(2026)~11(2029)年度)に、区内で展開される道路・公園や福祉施設などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。

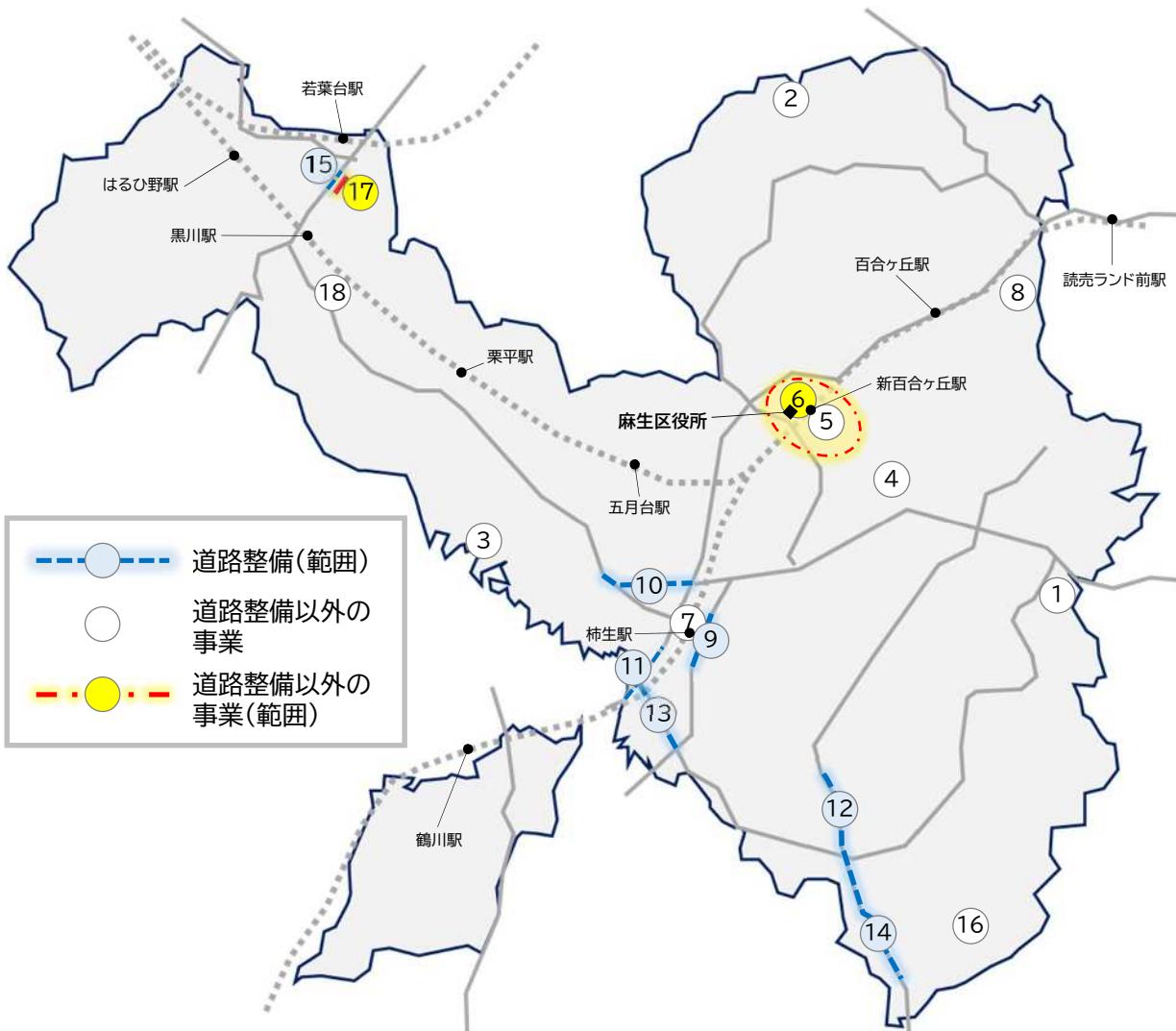


No.	事業	事業予定
1	岡本太郎美術館の改修	R10年度完成
2	新たなミュージアム整備推進事業	事業推進
3	農業技術支援センターの整備等	事業推進
4	介護老人保健施設(枡形地区)の整備	R8年度開所
5	(仮称)ミアヘルサ保育園ひびき登戸の整備	R8年度開所
6	登戸土地区画整理事業	R9年度基盤整備完了
7	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備(登戸駅前地区市街地再開発事業、向ヶ丘遊園駅南側まちづくり等)	事業推進
8	生田住宅新棟2の整備	R8年度完成
9	生田緑地ばら苑の再整備	事業推進
10	世田谷町田線【登戸工区】の橋りょう整備	R11年度完成
11	横浜生田【東三田工区】の道路拡幅	事業推進

No.	事業	事業予定
12	一級河川平瀬川支川の改修	事業推進
13	上河原堰堤の耐震補強・補修	事業推進
14	稲田公園再整備に向けた取組	事業推進
15	準用河川五反田川の改修	R8年度完成
16	三沢川地区の浸水対策	事業推進
17	登戸小学校の校舎増築	R9年度1期供用開始、R11年度2期供用開始

麻生区マップ

※ 第4期実施計画期間(令和8(2026)~11(2029)年度)に、区内で展開される道路・公園や福祉施設などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。



No.	事業	事業予定
1	王禅寺処理センターの基幹的整備工事	事業推進
2	川崎授産学園の建替え	R8年度一部供用開始、R9年度全面供用開始
3	介護老人保健施設(片平地区)の整備	事業推進
4	麻生区保育・子育て総合支援センターの整備	R13年度以降運営開始予定
5	横浜市高速鉄道3号線の延伸の取組	事業推進
6	新百合ヶ丘駅北側地区のまちづくり等の取組	事業推進
7	柿生駅周辺地区の整備	事業推進
8	高石住宅5号棟の整備	R8年度完成
9	柿生町田線【柿生駅南口工区】の道路新設	R11年度完成
10	尻手黒川線【IV期工区】の道路新設	R10年度完成
11	世田谷町田線【上麻生Ⅱ期工区】の道路拡幅	事業推進
12	菅早野線【下麻生工区】の道路拡幅	R11年度完成
13	横浜上麻生【柿生陸橋工区】の橋りょう整備	事業推進
14	横浜上麻生【下麻生工区】の道路拡幅	事業推進
15	町田調布【黒川工区】の道路拡幅	事業推進
16	早野聖地公園の整備	事業推進
17	準用河川三沢川の改修	事業推進
18	埋蔵文化財保存・活用施設の整備	事業推進

資料編

1 総合計画改定の経過

(1) 市民ワークショップ（川崎のこれからを描く「ミライ会議」）

- 無作為抽出された市民によるワークショップを開催し、「10年後の川崎がこうなっていたらいいな」というアイデアや将来像について議論していただきました。
- 参加者数：延べ121人

開催エリア	会場	日程
南部エリア	市役所本庁舎	令和6年11月16日(土)
中部エリア	高津区役所	令和6年12月14日(土)
北部エリア	麻生区役所	令和7年1月25日(土)
子ども会議	こども夢パーク	令和7年1月12日(日)
まとめ回	市役所本庁舎	令和7年2月24日(月)

(2) 有識者からの意見聴取

- 本市を取り巻く環境変化等を踏まえ、3つのテーマについて、有識者から意見を聴取しました。
- 実施期間：令和7(2025)年2月～3月

テーマ	有識者	所属等
人口減少社会などを踏まえた住まい・まちの持続可能性について	池本 洋一	SUUMO編集長 兼SUUMOリサーチセンター長
	後藤 智香子	東京都市大学准教授
防災分野における多様性・多様化やDXなどについて	臼田 裕一郎	防災科学研究所 社会防災研究領域長
	鈴木 秀洋	日本大学大学院教授
世界で活躍できるグローバル人材の輩出を見据えた教育について	五十嵐 浩二	神山まるごと高専校長
	大谷 忠	東京学芸大学大学院教授

※ 敬称略、テーマごと五十音順。所属等は意見聴取当時

(3) 市民説明会等

① 市民説明会

- 市長自ら「総合計画改定素案」及び「行財政改革第4期プログラム素案」について説明し、参加者との質疑応答を行いました。
- 開催日：令和7(2025)年12月20日(土)
- 会場：中原区役所
- 参加者数：44人
- オンライン配信最大視聴者数：42人



② 出前説明会

- 総合計画改定素案について、各種団体等への出前説明会を行いました。
- 実施期間：令和7(2025)年11月～12月
- 回数：24回
- 参加者数：延べ652人

- | | |
|--------------|---------------------|
| ➤ 川崎商工会議所 | ➤ 川崎市子ども・子育て会議 |
| ➤ 川崎市医師会 | ➤ 全町内会連合会 |
| ➤ 川崎市社会福祉協議会 | ➤ 区(地区)町内会連合会
など |

(4) パブリックコメント手続

- 総合計画改定素案について、広く意見を募集しました。
- 実施期間：令和7(2025)年12月

	意見提出数（意見件数）	56通（133件）
内訳	インターネット・電子メール	39通（102件）
	FAX	2通（4件）
	持参	1通（3件）
	説明会当日に提出されたもの	14通（24件）

(5) 計画改定推進体制

① 総合計画策定推進本部

- 総合計画改定の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進しました。
- 本部長が本部員(各局区の局長等)を招集して開催する本部会議のほか、企画主管(各局区の企画担当課長等)を招集して推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めました。

② 主要課題調整会議

- 令和6～7(2024～2025)年度の主要課題調整会議(市長、副市長、関係局長等が出席)では、総合計画改定に向け、中長期的な視点で政策・施策の方向性や事業手法等について調整を行いました。

③ 庁内ディスカッション

- デジタル化の進展に伴う対面での意見交換の機会の減少など、コミュニケーションの質的な課題が顕在化する中、日常的なディスカッションを組織文化とするきっかけづくりとして、各局区において幅広い職員が参加し、10年後にめざす姿と必要な取組について議論を重ねました。

(6) 計画改定までのスケジュール概要

年	月	内容
令和6(2024)年	5月	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画改定に向けた基本的な考え方」の公表 市議会第2回定例会開会（～6月）
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 主要課題調整会議
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会第3回定例会（～10月）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 市民ワークショップの開催（～翌年2月） 市議会第4回定例会（～12月）
令和7(2025)年	2月	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画改定作業方針」の府内通知 有識者意見聴取（～3月） 市議会第1回定例会（～3月）
	5月	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画改定方針」及び「総合計画改定に向けた将来人口推計」の公表 主要課題調整会議
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会第2回定例会
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 主要課題調整会議
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会第3回定例会（～10月）
令和8(2026)年 (予定)	11月	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画改定素案」の公表 市議会第4回定例会（～12月） パブリックコメント手続（～12月） 出前説明会の実施（～12月）
	12月	<ul style="list-style-type: none"> 市民説明会の開催
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 「総合計画改定案」の公表 市議会第1回定例会（～3月）
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想・基本計画議決 総合計画改定

2 | 計画事業費

(1) 政策体系別計画事業費

- 計画事業費とは、総合計画に位置づけた施策や事務事業を着実に推進するため、収支フレームとの整合を図りながら、計画期間内に必要な経費を年度ごとに積み上げたものです。
- ここでは、政策体系に基づく5つの「基本政策」及び「政策の執行を支えるその他の経費」について、各年度ごとに総事業費及び一般会計分の事業費を算出しています。

(単位:億円)

基本政策		R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	4年間総計
基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	総事業費	5,413	5,685	5,800	5,826	22,724
	うち一般会計	2,024	2,179	2,193	2,225	8,621
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	総事業費	1,973	2,165	2,210	2,152	8,500
	うち一般会計	1,971	2,163	2,208	2,150	8,492
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり	総事業費	411	418	548	708	2,085
	うち一般会計	402	413	545	700	2,060
基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	総事業費	1,246	1,573	1,483	1,552	5,854
	うち一般会計	712	1,022	897	947	3,578
基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり	総事業費	133	229	179	160	701
	うち一般会計	133	229	179	160	701
政策体系合計 (A)	総事業費	9,176	10,070	10,220	10,398	39,864
	うち一般会計	5,242	6,006	6,022	6,182	23,452
政策の執行を支えるその他の経費 (B)	総事業費	5,289	5,328	5,520	5,524	21,661
	うち一般会計	3,537	3,542	3,690	3,659	14,428
総計 (A+B)	総事業費	14,465	15,398	15,740	15,922	61,525
	うち一般会計	8,779	9,548	9,712	9,841	37,880

➢ 公債管理会計分の事業費は、各会計の市債の発行や償還を管理する会計であり、事業費が重複するため、対象事業費から除いています。

(2) 収支フレーム

- 「今後の財政運営の基本的な考え方」では、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、「収支フレーム」を踏まえた財政運営を行うこととしており、財源的に実行可能な計画として、総合計画を推進します。
- 歳入については、市税収入の堅調な伸びなどにより年々増加していますが、多様化する課題への的確な対応を図りながら、必要な施策・事業を着実に推進するため、一時的な収支不足が見込まれることから、減債基金からの新規借入れによる対応を想定しています。
- 減債基金の活用は、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行うものと見込みますが、毎年度の収支不足額や財政調整基金の残高の状況に応じて、予算において適切に対応し、可能な限り新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行います。

(単位:億円・一般会計ベース)

	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)
歳入	一般財源	5,094	5,200	5,261
	国庫支出金	1,802	1,945	1,950
	市債	697	1,135	1,086
	その他特定財源(県支出金等)	1,166	1,222	1,262
	歳入合計 (A)	8,759	9,502	9,559
歳出	管理的経費	793	794	818
	政策的経費	1,558	1,575	1,604
	職員給与費	1,838	1,780	1,848
	公債費(諸費用を除く)	754	788	827
	一部の社会保障関連経費	2,709	2,794	2,846
	投資的経費	1,127	1,817	1,769
	歳出合計 (B)	8,779	9,548	9,712
	収支 (A-B)	▲20	▲46	▲153
	財政調整基金の活用	20	20	20
	減債基金からの新規借入	0	26	133
				41

3 事務事業一覧

(1) 第4期実施計画の政策体系に位置づける事務事業（○の付いた事務事業は「政策体系別の取組」の「主な取組」に掲載）

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害に強いまちをつくる

- 施策1-1-1 地域防災力の向上
 - 災害対応力強化事業
 - 地域防災推進事業
 - 防災施設整備事業
 - 帰宅困難者対策推進事業
 - 災害保健医療・福祉対策事業
　　臨海部・津波防災対策事業
 - 施策1-1-2 まちの耐震化・不燃化の推進
 - 民間建築物耐震化促進事業
 - 防災市街地整備促進事業
 - 防災まちづくり支援促進事業
 - 狹い道路対策事業
 - 施策1-1-3 消防力の強化
 - 警防活動事業
 - 火災予防事業
 - 消防指令体制整備事業
 - 消防施設整備事業
 - 地域防災支援事業
　　消防署所の適正配置事業
　　消防車両等管理事業
　　航空隊関係事業
 - 査察活動事業
 - 危険物施設等規制事業
 - 消防広報事業
 - 消防音楽隊等活動事業
 - 施策1-1-4 河川施設の整備
 - 河川計画事業
 - 河川改修事業
 - 河川施設更新事業
 - 平瀬川・多摩川合流部整備事業
 - 水防業務
　　雨水流出抑制施設指導業務

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

- 施策1-2-1 防犯対策の推進
 - 防犯対策事業
 - 犯罪被害者等支援事業
 - 路上喫煙防止対策事業
 - 客引き行為等防止対策事業
 - 消費生活相談・啓発育成事業
- 施策1-2-2 交通安全対策の推進
 - 交通安全推進事業
 - 安全施設整備事業
 - 放置自転車対策事業
 - 踏切道改善推進調査事業
- 施策1-2-3 道路等の維持・管理
 - 道路施設等維持修繕事業
 - 河川・水路維持補修事業
 - 道水路不法占拠対策事業
 - 地籍調査事業
 - 私道舗装助成事業
 - 道水路台帳整備事業
 - 占用管理事業
 - 屋外広告物管理事業

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

- 施策1-3-1 安定給水の確保
 - 水道・工業用水道施設の地震対策事業
 - 水道・工業用水道施設の老朽化対策事業
 - 水道水質の管理事業
 - 水道・工業用水道の危機管理対策事業
 - 水道・工業用水道の経営基盤強化事業
 - 水道・工業用水道の環境施策推進事業
 - 水道分野における国際事業
- 施策1-3-2 下水道による水循環の形成
 - 浸水対策事業
 - 下水道施設の地震対策事業
 - 下水道施設の老朽化対策事業
 - 下水道の危機管理対策事業
 - 下水道の経営基盤強化事業
 - 水環境の保全事業
 - 下水道の環境施策推進事業
 - 下水道分野における国際事業

政策1-4 安心して暮らせる地域のしきみをつくる

- 施策1-4-1 地域包括ケアシステムの推進
 - 地域包括ケアシステム推進事業
 - 地域のつながりづくり推進事業
 - 民生委員児童委員活動育成等事業
 - 医療・介護等連携推進事業
 - 地域リハビリテーション推進事業
 - 社会福祉協議会との協働・連携事業
 - 社会福祉法人指導監査事業
 - 権利擁護事業
 - メンタルヘルス・自殺対策事業
 - 再犯防止事業
 - 戦没者遺族援護事業
- 施策1-4-2 高齢者の地域共生の推進
 - 高齢者総合相談・支援事業
 - 高齢者生きがい・社会参加促進事業
 - 介護予防・重度化防止対策事業
 - 認知症等対策事業
 - 介護サービス基盤確保・運営支援等事業
 - 高齢者の住まい・生活支援事業
 - 介護保険制度運営事業
 - 高齢者措置等事業
- 施策1-4-3 障害者の地域共生の推進
 - 障害者等総合相談・支援事業
 - 障害児等総合相談・生活支援事業
 - 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業
 - 障害者生活支援事業
 - 障害者社会参加・就労支援事業
 - 障害者等手当・医療費助成事業
- 施策1-4-4 住宅・居住環境の整備
 - 住宅政策調査事業
 - 高経年住宅等維持・再生事業
 - 住み替え等促進事業
 - 安定居住推進事業
 - 市営住宅等整備・管理活用事業

施策1-4-5 健康づくりの推進

- 健康づくり事業
- 食育推進事業
- 歯と口の健康づくり事業
- 健診・保健指導・検診等推進事業
- 生活習慣病対策事業
- 国民健康保険制度運営事業
- 後期高齢者医療制度運営事業
- 国民年金制度運営事業
- 施策1-4-6 生活保障と困窮者の自立促進
 - 生活保護事業
 - 生活保護自立支援対策事業
 - 生活困窮者等自立支援対策事業
 - ホームレス自立支援対策事業
 - 中国残留邦人生活支援等事業

政策1-5 生命と健康を守る

- 施策1-5-1 保健医療の推進
 - 地域医療対策事業
 - 救急医療対策事業
 - 救急活動事業
 - 感染症対策事業
 - 予防接種事業
 - がん・難病等支援事業
 - 医療・医薬品安全対策事業
 - 血液対策事業
 - アレルギー疾患対策事業
 - 公害健康被害補償等事業
 - 生活衛生事業
 - 公衆衛生試験検査事業
 - 動物愛護事業
 - 健康危機事象対策事業
- 施策1-5-2 市立病院の運営
 - 川崎病院の運営
 - 井田病院の運営
 - 多摩病院の運営管理
 - 医療人材の確保・育成及び働き方改革推進事業
 - 経営健全化推進事業

基本政策2 子どもを安心して育てるこことできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

- 保育・幼児教育の提供体制確保事業
- 保育・幼児教育の質の維持・向上事業
- 地域子育て支援事業
- 小児医療費助成事業
- 子ども・子育てDX推進事業
- 施策2-1-2 子どもが安心できる環境づくり
 - 子ども・若者未来応援事業
 - 子どもの居場所づくり推進事業
 - 母子保健指導・相談事業
 - 児童虐待等対策事業
 - 社会的養育推進事業
 - 子どもの権利関連事業
 - 子ども・若者支援推進事業
 - 児童福祉施設等の指導・監査
 - 児童手当支給事業
 - 青少年活動推進事業
 - 青少年教育施設の管理運営事業
 - ひとり親家庭等支援事業
 - 女性支援推進事業
 - 小児慢性特定疾病医療等給付事業
 - 災害避難等援護事業

政策2-2 未来を担う人材を育成する

- 施策2-2-1 子ども主体の学びの推進
 - 探究的な学び推進事業
 - キャリア在り方生き方教育推進事業
 - さめ細かな指導推進事業
 - 教育DX推進事業
 - 高校改革推進事業
- 施策2-2-2 豊かな心とすこやかな体の育成
 - 人権尊重・多文化共生教育推進事業
 - 豊かな心を育む体験活動推進事業
 - 体力向上・部活動支援事業
 - 学校安全推進事業
 - 健康給食推進事業
 - 健康教育推進事業
- 施策2-2-3 一人ひとりの教育的ニーズへの対応
 - 特別支援教育推進事業
 - 不登校対策推進事業
 - 共生・共育推進事業
 - 児童生徒支援・相談事業
 - 帰国・外国人児童生徒等支援事業
 - 就学等支援事業
- 施策2-2-4 学びを支える教育環境の充実
 - 教職員の人材確保事業
 - 教職員の働き方改革推進事業
 - 学校施設長期保全計画推進事業
 - 学校施設環境改善・維持管理事業
 - 児童生徒数・学級数に基づく教育環境整備事業
 - 教職員の人材育成事業
 - 教育研究団体補助事業
- 施策2-2-5 地域と学校の連携・協働
 - 地域とともにある学校づくり推進事業
 - 地域の寺子屋事業
 - 地域教育活動等の推進事業
 - 朝の居場所づくり推進事業
 - 学校施設有効活用事業

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

- 施策3-1-1 脱炭素化の推進
 - 脱炭素戦略推進事業
 - 再エネ導入等促進事業
 - 事業者脱炭素化支援事業
 - 市役所脱炭素化推進事業
 - 次世代自動車普及促進事業
 - 環境教育推進事業
 - 環境総合研究所協働推進事業
 - 国際連携環境研究事業
 - 都市環境研究事業
 - 環境功労者表彰事業
- 施策3-1-2 資源循環の推進
 - ごみ減量・リサイクル推進事業
 - 資源物・廃棄物収集事業
 - 資源物・廃棄物処理事業
 - 廃棄物処理施設建設事業
 - 循環型社会形成推進事業
 - 廃棄物処理施設等整備事業
 - 産業廃棄物指導・許可事業
 - 余熱利用市民施設運営事業
- 施策3-1-3 地域環境対策の推進
 - 大気・水環境保全事業
 - 環境常時監視事業
 - 大気・水質発生源対策事業
 - 環境影響評価事業
 - 地域環境共創推進事業
 - 大気・水環境調査研究事業
 - 悪臭防止対策事業
 - 土壤汚染対策事業
 - 地盤沈下対策事業
 - 化学物質適正管理推進事業
 - 環境化学物質研究事業
 - 騒音振動対策事業
 - 放射線安全推進事業

政策3-2 豊かな自然環境をつくる

- 施策3-2-1 協働・共創によるみどりのまちづくり
 - 都市緑化推進事業
 - グリーンコミュニティ推進事業
 - 多摩川施策推進事業
 - 里山管理協働事業
 - 生物多様性推進事業
 - 緑の基本計画推進事業
- 施策3-2-2 公園緑地等の整備
 - 公園緑地整備等事業
 - 等々力緑地再編整備事業
 - 公園緑地・街路樹維持管理事業
 - 緑地保全管理事業
 - 市営霊園整備事業
 - 公園緑地管理運営事業
 - 河川環境保全整備事業

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 地域経済を活性化する

- 施策4-1-1 イノベーション創出の推進
 - スタートアップ支援事業
 - 新川崎・創造のもり推進事業
 - 量子イノベーションパーク推進事業
 - イノベーション・エコシステム構築推進事業
 - サステナビリティ関連事業者支援事業
環境調和型産業振興事業
 - 中小企業の競争力強化
- 施策4-1-2 中小企業の競争力強化
 - 中小企業経営基盤強化事業
 - 産業集積・操業環境保全事業
 - 中小企業融資支援事業
 - 海外展開促進事業
 - 産業支援機関連携事業
産業振興協議会等推進事業
 - 観光の振興と商業の活性化
 - 誘客・交流促進事業
 - 商業振興事業
 - 卸売市場機能更新事業
 - 競輪開催・競輪場管理運営事業
計量検査・管理指導事業
卸売市場管理運営事業
 - 都市農業の振興
 - 農の担い手育成支援事業
 - 農業経営・技術向上支援事業
 - 農業技術支援センター機能更新事業
 - 農環境保全・生産基盤維持管理事業
 - 農とのふれあい推進事業
 - 働きやすい環境づくり
 - 雇用労働対策・就業支援事業
 - 勤労者福祉共済事業
 - 勤労者福祉対策事業
 - 技能奨励事業
 - 生活文化会館管理運営事業
住宅相談事業

政策4-2 臨海部を活性化する

- 施策4-2-1 臨海部の産業集積と基盤整備
 - カーボンニュートラルコンビネート推進事業
 - 殿町国際戦略拠点推進事業
 - 大規模土地利用転換推進事業
 - 臨海部基盤整備推進事業
 - 臨海部産業競争力強化推進事業
- 施策4-2-2 川崎港の競争力の強化
 - 港湾物流促進事業
 - 川崎港カーボンニュートラル化推進事業
 - 港湾振興事業
 - 東扇島・浮島土地造成事業
 - 港湾防災事業
 - 港湾維持整備事業
 - 港湾管理運営事業
 - 港湾経営事業

政策4-3 魅力ある都市拠点を整備する

- 施策4-3-1 都市づくりの推進
 - 川崎駅周辺総合整備事業
 - 小杉駅周辺地区整備事業
 - 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業
 - 鶯沼駅周辺まちづくり推進事業
 - 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業
新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業
溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
柿生駅周辺地区再開発等事業
南武線沿線まちづくり推進事業
戸手4丁目北地区まちづくり推進事業
都市計画推進事業
都市景観形成推進事業
地区まちづくり推進事業
低未利用地等まちづくり誘導事業
市街地開発事業等の支援・指導業務
まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業
建築宅地指導審査業務
宅地防災対策事業
ユニバーサルデザイン推進事業
木材利用促進事業

政策4-4 総合的な交通体系を構築する

- 施策4-4-1 道路・鉄道網の整備
 - 広域幹線道路整備促進事業
 - 道路整備改良事業
 - 滞留対策事業
 - 連続立体交差事業
 - 鉄道計画関連事業
 - 総合交通計画調査事業
 - 道路計画調査事業
 - 建設リサイクル・発生土処理事業
- 施策4-4-2 身近な交通環境の整備
 - 地域公共交通推進事業
 - コミュニティ交通推進事業
 - 自転車活用推進事業
 - 駐車場マネジメント推進事業
 - 駅施設等交通環境整備事業
- 施策4-4-3 市バス事業の運営
 - 市バス運輸安全マネジメント推進事業
 - 市バスサービス推進事業
 - 公営交通事業者の意義・役割推進事業
 - 市バス経営基盤構築事業

政策4-6 デジタル技術を活用する

- 施策4-6-1 デジタル行政サービスの推進
 - デジタル化推進事業
 - デジタルデバイド対策推進事業
 - 情報発信環境整備事業
 - データ活用推進事業
 - 情報セキュリティ対策推進事業
 - 公共施設利用予約システム事業

政策4-7 都市の魅力を発信する

- 施策4-7-1 戦略的なシティプロモーション
 - シティプロモーション推進事業
 - 共創推進事業
 - 市政情報等広報事業
 - 国際施策推進事業
 - 交流推進事業
 - 国際交流センター管理運営事業

政策4-5 スポーツ・文化芸術を振興する

- 施策4-5-1 スポーツのまちづくり
 - 市民スポーツ推進事業
 - 地域スポーツ推進事業
 - ホームタウンスポーツ推進事業
 - 若者文化の発信事業
 - スポーツセンター等管理運営事業
- 施策4-5-2 文化芸術のまちづくり
 - 文化芸術活動推進事業
 - 美術館等運営事業
 - 新たなミュージアム整備推進事業
 - 音楽のまち・映像のまち推進事業
 - 市民プラザ事業

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 協働・連携による地域づくり

- 都市型コミュニティ形成推進事業
- 町内会・自治会活動支援事業
- SDGs施策推進事業
　　自治推進事業
- 区役所サービスの充実

- 区役所機能向上事業
- 区役所サービス向上事業
- 戸籍住民サービス事業
- 地域課題対応事業(川崎区)
- 地域課題対応事業(幸区)
- 地域課題対応事業(中原区)
- 地域課題対応事業(高津区)
- 地域課題対応事業(宮前区)
- 地域課題対応事業(多摩区)
- 地域課題対応事業(麻生区)
- 区役所等庁舎整備推進事業
　　住居表示調査等事業
　　区相談事業

施策5-1-2 生涯学習の推進

- 社会教育振興事業
- 図書館運営事業
- 社会教育施設の環境整備事業
- 家庭教育支援事業
- 文化財保存・活用事業

社会教育関係団体等への支援・連携事業

博物館管理運営事業

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

- 人権関連事業
- 外国人市民施策推進事業
- 平和館管理運営事業
- 男女共同参画事業
- かわさきパラムーブメント推進事業
　　同和対策事業
　　平和意識普及推進事業
　　男女共同参画センター管理運営事業
　　人権オンブズパーソン運営事業

(2) 「政策体系別の取組」に掲載していない事務事業

■基本政策1

施策番号	事務事業名	取組内容
1-1-1	臨海部・津波防災対策事業	津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図ります。
1-1-3	消防署所の適正配置事業	人口動態、都市構造及び産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築します。
	消防車両等管理事業	消防車両、救急車両、消火・救助活動に必要な資器材等の計画的な更新・維持管理を行います。
	航空隊関係事業	航空隊員の航空消防活動能力向上を図るとともに、消防ヘリコプターの維持管理及び機体更新等に向けた検討を行い、安定した運航体制の確保を推進します。
	査察活動事業	計画的に防火対象物の立入検査を行い、検査項目の適否を確認するとともに、不備事項を認めた場合には是正指導等必要な措置を講じることで、火災を予防し、火災による被害の軽減を図ります。
1-1-3	危険物施設等規制事業	危険物施設、高圧ガス関係施設等を保有する事業所の安全管理体制の強化を図るとともに、自主保安体制の構築を推進します。
	消防広報事業	各種広報媒体を活用して広報を行い、市民の消防行政への理解を深めます。また、学校及び地域への広報を継続的に実施することにより、将来の地域防災力の担い手を育成します。
	消防音楽隊等活動事業	消防音楽隊とカラーガード隊の演奏・演技を通じ、火災予防の普及啓発をはじめとする市政の広報を幅広く行い、川崎市のイメージアップを推進します。
	雨水流出抑制施設指導業務	特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設の設置許可及び雨水流出抑制施設技術指針に基づく施設の設置指導を実施し、水害を防止する取組を進めます。
1-2-2	踏切道改善推進調査事業	踏切事故の危険性を低下させるため、踏切道において、歩行者や車両が安全で安心して通行できるよう、鉄道事業者や関係機関と連携して安全対策や事故防止に関する啓発等を進めます。
1-2-3	私道舗装助成事業	一般の交通の用に供しているものの、用地に関する権利関係が輻輳しているなど、公道とすることが困難な私道の舗装等について、新設及び補修工事、階段補修工事への助成を行い、生活環境の向上を図ります。
	道水路台帳整備事業	道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、道路・河川・水路の土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率化により、適正な管理を推進します。
	占用管理事業	道路・河川の占用物件の許可、駅自由通路等の管理、特殊車両の通行審査などにより、道路等を適正に管理します。
	屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を行います。

施策番号	事務事業名	取組内容
1-3-1	水道・工業用水道の環境施策推進事業	環境に配慮した水道・工業用水道事業を行うため、「上下水道事業中期計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。
	水道分野における国際事業	水関連企業の海外展開支援や水道・工業用水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際事業を推進します。
1-3-2	水環境の保全事業	水処理センターの良好な放流水質の確保や、合流式下水道からの雨天時放流水による公共用水域の汚濁を防止する施設の適切な維持管理、赤潮などの発生原因となる窒素やりんを除去することを目的とした高度処理に取り組みます。
	下水道の環境施策推進事業	環境に配慮した下水道事業を行うため、「上下水道事業中期計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。
1-4-1	下水道分野における国際事業	水関連企業の海外展開支援や下水道分野の技術協力等を通じて、世界の水環境改善への貢献に向けた国際事業を推進します。
	社会福祉協議会との協働・連携事業	地域福祉の更なる推進を図るため、社会福祉協議会との協働・連携のもと、地域福祉活動の担い手の創出・育成や地域活動団体等との連携などを進めます。
1-4-2	社会福祉法人指導監査事業	社会福祉法人等の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るために、指導監査や法人の経営支援等を行います。
	権利擁護事業	高齢者や障害者を含め、誰もが虐待や消費者被害等の権利侵害を受けず、安心して生活できるよう、社会生活に係る相談支援や成年後見制度の利用を促すとともに、人生の最期を安心して過ごせるよう、終活を支援するなど、権利擁護の取組を推進します。
	メンタルヘルス・自殺対策事業	自殺対策総合推進計画に基づき、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、安心して暮らせるまちづくりや自殺に追い込まれない社会の実現に向け、地域の多様な主体と協働しながら、普及啓発や相談支援、人材育成等を推進します。
	再犯防止事業	犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。
	戦没者遺族援護事業	戦没者の追悼や、戦没者及び戦災死者の遺族に対する援護を行います。
	高齢者の住まい・生活支援事業	高齢者向け住宅の運営等により、高齢者が住宅を確保できるよう支援します。また、住み慣れた自宅で生活を続けられるよう、介護保険のサービスとは別に、高齢者生活支援サービスを提供し、要介護高齢者等の在宅生活の継続を支えます。
	介護保険制度運営事業	高齢化の更なる進行等に伴う影響を踏まえながら、適切に介護保険制度を運営し、高齢者が可能な限り、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを総合的かつ一体的に提供します。
	高齢者措置等事業	高齢者等が緊急的に在宅での生活が困難となった場合、施設に一時的に入所させるとともに、やむを得ない事由により、介護サービスの利用や居宅での生活が困難な高齢者へ必要な措置等を実施します。

施策番号	事務事業名	取組内容
1-4-3	障害者等手当・医療費助成事業	障害のある方やその家族に対し、経済的な支援を行うため、各種手当を支給するとともに、重度障害のある方等の保険医療費の自己負担額の全部または一部を助成します。
	国民健康保険制度運営事業	国民健康保険制度を安定的に運営します。
1-4-5	後期高齢者医療制度運営事業	制度運営主体である神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度を安定的に運営します。
	国民年金制度運営事業	日本年金機構と連携し、年金に係る資格取得や各種届出、相談対応や、基礎年金の裁定請求受付を行います。
1-4-6	中国残留邦人生活支援等事業	永住帰国した中国残留邦人等の生活を支援するとともに、行旅死亡人等の葬祭執行等を行います。
	がん・難病等支援事業	指定難病の医療費助成、アピアランスケアに対する助成、制度対象外の若年がん患者等に対する介護費用の助成等を実施することで、がん・難病患者等の療養生活を支援します。
	医療・医薬品安全対策事業	医療・医薬品等の安全確保を目的として、医療機関、薬局等の立入検査、監視、指導等を行うとともに、医療安全相談センターにおける苦情・相談に適切に対応します。
	血液対策事業	医療に必要な輸血用血液の確保及び安全で安定的な供給を図るため、献血に関する啓発・広報活動を行います。
	アレルギー疾患対策事業	「アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等の観点から、アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発等を実施します。
1-5-1	公害健康被害補償等事業	公害健康被害被認定者に対し、大気汚染の影響による健康被害に係る損害補償や訪問指導等を実施します。
	生活衛生事業	関係施設の監視指導や自主管理の推進、市民啓発等により、食品安全の推進及び環境衛生の向上を図ります。また、増加する火葬需要や施設の老朽化等に的確に対応し、安定的に葬祭場を運営します。
	公衆衛生試験検査事業	試験・検査、調査研究、情報収集・解析・発信等を実施することで、市民の健康で安全な生活の実現を図ります。
	動物愛護事業	人と動物が共生する社会の実現に向け、狂犬病予防をはじめとする動物由来の感染症対策、動物愛護と適正飼養の普及啓発、ペットの防災対策等を推進します。
	健康危機事象対策事業	健康危機事象の発生に備え、平時から、関係機関との協議・調整や訓練、円滑な情報共有に向けた取組等を通じ、連携を強化します。また、職員や関係機関を対象とした研修会等を実施し、健康危機事象に係る知識や対応力の向上を図ります。

■基本政策2

施策番号	事務事業名	取組内容
2-1-2	子どもの権利関連事業	子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。
	子ども・若者支援推進事業	さまざまな課題を抱える子どもや子育て家庭を早期発見し、適切な支援につなぐことができるよう、地域の関係団体・機関等と連携しながら、地域社会全体で見守り支える環境づくりを推進します。
	児童福祉施設等の指導・監査	児童福祉関連法令等に基づき、指導監査等を実施することで、施設等の適正な運営の確保と利用者保護への寄与を図ります。
	児童手当支給事業	高校生年代までの子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。
	青少年活動推進事業	地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で健全な育成を図るために、育成・指導する関係団体を支援とともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、各種イベントを通じた積極的な社会参加を促進します。
	青少年教育施設の管理運営事業	安心して利用できる多様な体験や遊び、活動等の場として、宿泊施設・野外活動施設・子どもの活動の拠点等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。
	ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等に対し、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保支援、就業支援など、多方面からの総合的な支援を実施することで、子どもの心身のすこやかな成長を促進し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。
	女性支援推進事業	日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。
	小児慢性特定疾病医療等給付事業	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療費を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
2-2-2	災害遭児等援護事業	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遭児の福祉の増進を図ります。
	健康教育推進事業	すこやかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、フッ化物洗口など歯科保健教育の推進等、健康教育の充実を図ります。
2-2-3	就学等支援事業	児童生徒の保護者や高校生・大学生の経済的な支援のため、援助費や奨学金の支給等を行うとともに、義務教育の円滑な実施のため、適正な就学事務を行います。また、さまざまな事情で学べないまま学齢期を経過した人等に教育機会を提供します。
2-2-4	教職員の人材育成事業	子どもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づき、教職員研修を推進します。
	教育研究団体補助事業	学校教育の充実発展のため、校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、研究活動等を支援します。

■基本政策3

施策番号	事務事業名	取組内容
3-1-1	環境教育推進事業	環境教育等に関する教材の作成・活用や人材育成等を実施するとともに、市民活動団体や事業者等と協働・連携して取組を推進します。
	環境総合研究所協働推進事業	研究所の研究成果を市民や事業者等に広く情報発信し、環境配慮意識の向上等につなげます。また、さまざまな主体との連携による普及啓発や、研究所の立地を活かした企業等との連携に取り組みます。
	国際連携環境研究事業	多様化・複雑化する環境問題の改善を図るため、国際・研究機関や海外都市と連携した取組を推進します。
	都市環境研究事業	地球温暖化に伴う気温上昇等に関するデータの収集・解析・研究等や、気候変動・適応に関する情報の収集、整理、提供等を行います。また、川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携による共同研究を実施します。
	環境功労者表彰事業	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。
3-1-2	廃棄物処理施設等整備事業	廃棄物処理施設等が安定的に稼動できるように維持補修・整備等や大規模改修を実施します。なお、王禅寺処理センターにおいて、令和9年度から基幹的整備工事を本格実施します(～R12年度予定)。
	産業廃棄物指導・許可事業	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。
	余熱利用市民施設運営事業	市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、余熱利用市民施設を管理運営します。
3-1-3	大気・水環境調査研究事業	光化学オキシダント等の大気汚染の実態解明に向け、近隣自治体の研究機関等と連携して調査研究を実施します。河川や海域の水質の保全に向け、工場排水や水質異常時の分析をするとともに、水質・水生生物の調査研究を実施します。
	悪臭防止対策事業	悪臭を防止・低減することで市民の生活環境の保全を図ります。
	土壤汚染対策事業	土壤汚染対策のため、関係法令等に基づく事業者への指導・助言等を行うとともに、地下水の状況把握及び汚染井戸の継続的な監視を実施します。
	地盤沈下対策事業	地盤沈下の防止のため、地下水位や地盤沈下量の観測を実施するとともに、条例に基づき、適正な地下水の揚水について、事業者への指導等を実施します。また、水環境の保全のため、雨水浸透の取組を推進します。
	化学物質適正管理推進事業	化学物質による環境影響の未然防止に向け、環境リスク評価を活用し、事業者の自主管理を促進するとともに、化学物質対策に関する普及啓発を進め、化学物質排出量の届出・公表制度を適正に運用する等、化学物質の適正管理を推進します。
	環境化学物質研究事業	国及び地方自治体と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の実態把握に向けた調査研究を実施します。
	騒音振動対策事業	工場・事業場、建設現場、自動車、鉄道及び航空機などから発生する騒音・振動や生活騒音を低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。

施策番号	事務事業名	取組内容
3-1-3	放射線安全推進事業	「川崎市東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリングを実施し、結果を公表することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。また、市内除染物の安全な保管や処分に向けた取組を行います。
3-2-1	緑の基本計画推進事業	市内の緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「緑の基本計画」に基づく取組や、その進行管理などを行います。
3-2-2	市営霊園整備事業	市営霊園において、墓所整備等に向けた取組や墓所の循環利用等を推進することで、安定した墓所供給や適切な管理運営を行います。
	公園緑地管理運営事業	公園緑地の適正管理に向けて、許認可業務、運動施設等の利用調整等を適切に実施します。また、公園の多様なニーズに対応するため、必要に応じてルール見直しを実施します。
	河川環境保全整備事業	市民が河川に親しめるよう、二ヶ領用水等の親水施設の補修や河川樹木の管理、河川愛護ボランティアによる清掃活動やイベントの支援等を適切に行うとともに、普通河川渋川における環境整備を推進します。

■基本政策4

施策番号	事務事業名	取組内容
4-1-1	環境調和型産業振興事業	環境関連産業の活性化につながる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化の促進に向けて取り組みます。新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業等との連携や取組支援を通じて、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。
4-1-2	産業振興協議会等推進事業	学識経験者等からの意見聴取や市内経済の動向調査により、効果的な産業振興施策の展開を図ります。
4-1-3	計量検査・管理指導事業	市内事業者に対し特定計量器の定期検査や商品量目立入検査を実施するとともに市内唯一の計量団体である市計量協会と連携し、計量知識の啓発・普及を行うことで、市民生活と密接な関わりを持つ計量の安全・安心を確保し、市民の利益の擁護及び増進に繋げます。
	卸売市場管理運営事業	南北市場のそれぞれの特性を活かした活性化や市場運営の効率化、経営の健全化を通じて、これからの中社会にふさわしい持続可能な卸売市場の構築を目指します。
4-1-5	住宅相談事業	市民からの住まいに関する相談に的確に対応し、生活の礎である住環境の改善を推進します。
4-2-2	港湾維持整備事業	港湾施設等の機能を維持・強化するため、維持管理計画等に基づく点検や改修、整備を進めます。
	港湾管理運営事業	川崎港の安全・安心な利用促進に向け、公共ふ頭や係留施設の利用調整、維持補修、航路運用、保安施設の管理や巡視、環境保全等を実施するとともに、効率的な管理を推進するため財産貸付や規制指導、臨港地区、分区の見直し等を推進します。
	港湾経営事業	利用しやすい港湾とするため、港湾情報システムのデジタル化や港湾統計データの活用を進めるとともに、民間企業からの要請や社会情勢の変化等に応じて港湾計画の変更に向けた取組を推進します。

施策番号	事務事業名	取組内容
4-3-1	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業	幸区の核となる利便性の高い拠点形成に向けて、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図るため、大規模な土地利用転換を契機とした土地の利用誘導等の取組を推進します。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業	地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進するため、周辺の民間開発に関する協議・調整等に取り組みます。
	柿生駅周辺地区再開発等事業	都市機能の集積と交通結節機能の強化、駅周辺の歩行者等の安全性確保により、駅を中心に多様なライフスタイルを支え、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、民間活力を活かした市街地再開発事業等の取組を進めます。
	南武線沿線まちづくり推進事業	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進します。
	戸手4丁目北地区まちづくり推進事業	多摩川の堤外地である戸手4丁目北地区について、国の高規格堤防事業、地権者の土地区画整理事業と合わせた優良建築物等整備事業及び公共施設整備を行うことにより、治水安全度と住環境の向上を図るなど、戸手4丁目北地区のまちづくりを推進します。
	都市計画推進事業	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づく計画的なまちづくりに向け「都市計画マスターplan」の改定、用途地域、地区計画、都市施設等の決定・変更を進めるほか、都市計画基礎調査等を実施し適切に都市計画情報を提供します。
	都市景観形成推進事業	法令に基づく地区指定、届出を通じた適切な指導・誘導、市民・事業者への意識啓発等により、個性と魅力あふれる良好な景観形成を推進します。また、新たな技術の導入や自然環境に関する社会動向等を踏まえた質の高い景観形成に取り組みます。
	地区まちづくり推進事業	住民が主体的に行うまちづくりの団体等に対して、「地区まちづくり育成条例」や「都市景観条例」に基づき、地域ニーズ等に応じた居住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定や団体等の運営の支援を行います。
	低未利用地等まちづくり誘導事業	大規模工場等の土地利用転換の機会を捉え、民間活力を活かし、事業者や関連事業等と連携しながら、地域特性に応じた良好な市街地形成に向け適切に誘導を図ります。
	市街地開発事業等の支援・指導業務	魅力と活力にあふれた都市拠点や安全で快適な市街地の形成に向けて、民間活力を活かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援、法に基づく民間マンションの円滑な建替えに関する指導、建物の更新や敷地の共同化の機動的な促進等に取り組みます。
	まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業	規模の大きい建築・開発行為において、総合調整条例や紛争調整条例により、早期に近隣住民への説明手続等を行うことで地域の意見を踏まえたまちづくりを推進するとともに、高層集合住宅における防災備蓄スペース等の設置を促進します。
	建築宅地指導審査業務	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行うとともに、申請者等の利便性向上に資する申請、届出等のデジタル化等を推進します。
	宅地防災対策事業	大規模盛土造成地の滑動崩落による被害軽減に向けた調査等を実施します。崖地について、土砂災害に関する周知・啓発、擁壁改修に向けた支援等、及び県による急傾斜地崩壊対策事業の促進により、土砂災害に対する防災性の向上を図ります。
	ユニバーサルデザイン推進事業	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。
	木材利用促進事業	脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等に資する国産木材の利用促進を図ります。

施策番号	事務事業名	取組内容
4-4-1	総合交通計画調査事業	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行います。
	道路計画調査事業	効率的・効果的な道路整備を推進していくため、「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。
	建設リサイクル・発生土処理事業	公共工事から発生する建設副産物の再利用を促進するとともに、建設発生土の適正な処理及び広域的な活用を含めた事業推進による有効利用を進めます。
4-6-1	公共施設利用予約システム事業	公共施設の利用予約に係る利便性の向上と公正な利用の推進に向けて、公共施設利用予約システム(ふれあいネット)を再構築し、効果的な運用を進めます。
4-7-1	国際交流センター管理運営事業	市民の国際理解の増進、国際的な文化交流や市民交流による相互理解を深めるため、「国際交流センター」を運営します。

■基本政策5

施策番号	事務事業名	取組内容
5-1-1	自治推進事業	「自治基本条例」の理念等を周知するとともに、パブリックコメント手続制度や住民投票制度など同条例に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。
5-1-2	住居表示調査等事業	「住居表示に関する法律」に基づき、建物に順序よく住居番号を付け住所をわかりやすくする住居表示の実施を推進するとともに、実施地区の維持管理事業を行います。
	区相談事業	各区に相談窓口を設け、日常的な悩みごとから、法律的な専門相談まで問題解決の助言等を行います。
5-1-3	社会教育関係団体等への支援・連携事業	市内の生涯学習環境の充実のため、生涯学習財団や主体的に活動する社会教育関係団体に対し、市民の生涯学習に資する事業や取組について、補助金の交付、協働での事業実施、助言等を行います。
	博物館管理運営事業	日本民家園・青少年科学館の更なる魅力向上を図り、本市の魅力として発信するため、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地内の各施設や関係部署等と連携した取組を進めます。
5-2-1	同和対策事業	部落差別(同和問題)をはじめとする人権問題への正しい理解を深めるため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。
	平和意識普及推進事業	政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めます。
	男女共同参画センター管理運営事業	性別に関わりなく男女があらゆる分野で力を発揮できるよう、男女共同参画の意識啓発、相談、情報提供、調査研究など男女平等施策を推進する拠点として「男女共同参画センター」を運営します。
	人権オンブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。

4 成果指標一覧

- 成果指標は、施策の成果や進捗状況を把握するために設定しており、ここでは、各指標の設定理由や目標値の考え方等を掲載しています。
- これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用し、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-1-1	災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日分以上用意している割合(市民アンケート)	大地震などの大規模な災害に備えるための家庭内で行っている取組、「食料」、「飲料水」、「携帯トイレ」のすべてを3日分以上用意していると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	災害発生直後には行政の支援が十分に行き届かない可能性があることから、災害時の市民生活の安定につながる家庭内備蓄を行う市民の増加が重要であり、家庭内備蓄割合を把握することにより、理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができるために。	19.4% (R7年度)	24.6%以上 (R8年度)	29.7%以上 (R9年度)	34.9%以上 (R10年度)	40.0%以上 (R11年度)	災害時に安心して過ごすためには、家庭内において、飲料水、食料、携帯トイレを備蓄することが重要であるため、家庭内における備蓄の重要性の周知に努め、本市における過去の実績を参考としつつ、備蓄割合の増加をめざす。
	避難所運営会議における訓練を実施している割合(危機管理本部調べ)	避難所運営会議における訓練実施か所数／避難所数(174か所)×100(%)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うことになるため、避難所運営会議において、円滑な避難所運営に向けた訓練が実施されている割合を把握することにより、避難所運営能力の向上に向けた取組の成果を測ることができるために。	94.3% (R6年度)	96.5%以上 (R8年度)	97.7%以上 (R9年度)	98.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、本市では高い水準で避難所運営会議における訓練が実施されているが、地域防災力の更なる向上に向け、すべての避難所で円滑な対応ができるよう、全避難所運営会議における訓練実施をめざす。
	避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数(健康福祉局調べ)	避難行動要支援者の安否確認や情報の共有、避難支援などについて、本人や家族以外で、協力いただける事業所等の合計数(累計)	災害時に、避難行動要支援者に対する安否確認、安否情報に基づく救出・救助・救護、避難や生活の支援、健康管理、医療や福祉サービスの提供の維持等を行うため、事業者など、共助の担い手を増やし、地域防災力の向上に寄与しているか否かを測るために、設定するもの。	49か所 (R7年度)	65か所以上 (R8年度)	81か所以上 (R9年度)	97か所以上 (R10年度)	113か所以上 (R11年度)	避難行動要支援者への支援を迅速かつ的確に行い、災害関連死等を防ぐため、各種の相談機関やサービス利用計画の作成・支援等に関する事業所をはじめ、福祉・医療に係る各関係機関等への働きかけなどを通じ、安否確認・状況把握・行政などへの情報提供等に協力いただける事業所等を増やすこととし、新たな取組であることから、事業所等に対するヒアリングや協議・調整等を経た上で、段階的に増加させていくことをめざす。
1-1-2	沿道建築物の耐震化による通行障害の解消率(まちづくり局調べ)	建築物が倒壊した場合でも通行可能な距離の合計／円滑な避難や救急活動等の重要な交通路となる役割がある中で、倒壊により緊急交通路等の通行障害となる恐れがある建築物の、耐震化による通行障害の解消率を指標として、取組の成果を測る。	82.8% (R6年度)	83.0%以上 (R8年度)	83.2%以上 (R9年度)	84.0%以上 (R10年度)	84.8%以上 (R11年度)	耐震性の不十分な沿道建築物は、緊急交通路等の道路閉塞を引き起こす要因となるため、首都圏における地震発生に備え、引き続き耐震化を促進することが必要であることから、本市の過去の取組実績を参考としつつ、R11年度の目標値を84.8%以上と設定する。	
	住宅の耐震化率(まちづくり局調べ)	耐震性を満たす住宅数／住宅総数×100(%)	首都圏における地震発生に備え、住宅の耐震化による建物倒壊等の被害の減少に資する取組は重要であることから、住宅の耐震化率を指標として、取組の成果を測る。	96.8% (R6年度)	97.2%以上 (R8年度)	97.4%以上 (R9年度)	97.6%以上 (R10年度)	97.8%以上 (R11年度)	住宅の耐震化率は、順調に増加しているが、首都圏における地震発生に備え、引き続き耐震化を促進することが必要であることから、本市の過去の取組実績を参考としつつ、R11年度の目標値を97.8%以上と設定する。
	不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合(まちづくり局調べ)	①1つの出火点から延焼する棟数を火災延焼ミュレーションにより計算 ②①のシミュレーションを地区内の出火の可能性がある建築物すべてで想定焼失棟数の平均値を算出したものが想定焼失棟数 ③R6年度の想定焼失棟数と比較した削減の割合を算出 ※消防活動が行われない場合の火災延焼条件としている	地震発生時の火災延焼リスクが特に高い不燃化重点対策地区において、燃え広がりにくいまちづくりの取組により被害を減少させることが重要であることから、火災による想定焼失棟数の削減割合を指標として、取組の成果を測る。	0% (R6年度)	12%以上 (R8年度)	18%以上 (R9年度)	24%以上 (R10年度)	30%以上 (R11年度)	不燃化重点対策地区において、燃え広がりにくいまちづくりにより、火災で焼失すると想定される棟数を削減する。R6年度から算出方法をより精緻な方法に修正したことから、R6年度を基準とした削減率を目標値とする。本市のこれまでの取組実績を参考としつつ、R11年度に30%以上と設定する。
1-1-3	火災出場における消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間(消防局調べ)	市内で発生した火災において、現場に最も早く到着した消防ポンプ自動車等(放水活動が可能な消防車両)の出場から現場到着までの平均所要時間	火災においては、発生から放水開始までの時間が延焼に大きく影響を与える。早期に消防ポンプ自動車等が現場に到着し活動を開始することは、被害の軽減につながるものであることから、消防ポンプ自動車等の平均現場到着時間を指標とすることで、市民が守られていることの成果を測ることができます。	4.0分 (R6年)	4.5分以内 (R8年)	4.5分以内 (R9年)	4.5分以内 (R10年)	4.5分以内 (R11年)	出場から放水開始までの所要時間が約6.5分を超えると急激に延焼率が高まることから、消防隊が出場後6.5分以内に放水開始することが延焼防止に有効とされている。また、消防隊が火災現場到着後、放水開始するまでの放水準備時間は平均2分であり、消防ポンプ自動車等の走行に当てられる時間は4.5分となることから、4.5分以内の現場到着をめざす。
	消防団員数の充足率(消防局調べ)	現員数／条例定員数(1,345人)×100(%)	消防団員の確保は、地域防災力の充実に直結するものであり、消防団員数の充足率を指標とすることで、地域防災力が強化されることの成果を測ることができます。	79.6% (R7年4月)	81.4%以上 (R9年4月)	82.3%以上 (R10年4月)	83.2%以上 (R11年4月)	84.2%以上 (R12年4月)	地域防災の担い手である消防団員の確保は、地域防災力の強化等につながることから、R7.4.1時点の、特別区及び政令指定都市の消防団員数の充足率の平均値である、84.2%以上をめざす。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-1-4	時間雨量50mm降雨対応の河川改修率(建設総政局調べ)	時間雨量50mmの降雨に対応する改修済河川延長／河川全延長(63,735m)×100(%)	時間雨量50mmの降雨に対応する河川の改修率の向上は、治水安全度の向上、氾濫リスクの軽減につながるものであり、治水対策の推進状況を測ることができるために。	89.7% (R6年度)	95.0%以上 (R8年度)	95.4%以上 (R9年度)	95.5%以上 (R10年度)	95.5%以上 (R11年度)	本市が維持管理をする河川は、全国的な整備水準である時間雨量50mm(3年に1回程度)の降雨に対応する河川改修を進めている。治水安全度を向上させ、氾濫リスクを減らす必要があることから、未対応箇所の工事を進め、現状89.7%の改修率の向上をめざす。
	河川施設(平瀬川)の老朽化対策の進捗率(建設総政局調べ)	対策工事により護岸が改良される区間延長／緊急的な対応を要する区間延長(345m)×100(%)	河川施設の計画的な更新は安全性の確保に不可欠であり、護岸等の変状に対応する緊急対策工事の進捗率を把握することで、治水安全度を確保し、氾濫リスクを軽減する取組の成果を測ることができるために。	64% (R6年度)	82%以上 (R8年度)	91%以上 (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	河川施設の老朽化が顕著となっていることから、安全性の確保のため河川施設の計画的な更新が必要となっている。治水安全度を確保し、氾濫リスクを軽減するため、護岸変状が判明した平瀬川護岸のうち変状等が大きく早急な対策工事が必要な区間(優先区間・345m)において緊急対策工事を実施し、R10年度の完成をめざす。
	平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率(多摩川計画高水位対応・延長700m)(建設総政局調べ)	多摩川計画高水位まで堤防整備が完了する区間延長／堤防整備区間延長(700m)×100(%)	平瀬川・多摩川合流部における多摩川計画高水位までの高さの堤防整備は、令和元年東日本台風によって発生した浸水被害の再発を防ぐことにつながるものであり、氾濫リスクを軽減する取組の成果を測ることができるために。	0% (R6年度)	0%以上 (R8年度)	0%以上 (R9年度)	15%以上 (R10年度)	50%以上 (R11年度)	令和元年東日本台風により多摩川の水位が上昇し、平瀬川・多摩川合流部において浸水被害が発生した。被害の再発を防ぐために、多摩川計画高水位までの高さの堤防整備(1期工事・延長700m)を計画的に行い、その整備率の向上をめざす。
1-2-1	市内刑法犯認知件数(神奈川県警察統計資料)	各年の「犯罪統計資料」(神奈川県警察公表)の「刑法犯罪名別市区町村別認知件数」における市内の合計値	近年は緩やかに増加傾向にあり、継続した対策が必要である。刑法犯の認知件数は、犯罪の発生状況を示す最も基本的かつ直接的な指標であり、防犯対策の効果が現れば、犯罪件数は減少する傾向にあるため、取組の成果を定量的に測ることができるために。	8,146件 (R6年)	8,146件以下 (R8年)	8,146件以下 (R9年)	8,146件以下 (R10年)	8,146件以下 (R11年)	コロナ禍の回復に伴う社会・経済活動活性化に伴い、R6年の刑法犯認知件数は8,146件と、前年(R5:7,653件)よりも6%の増加となった。本市においては人口増はじめ、今後も社会・経済活動が活発であるとすると、刑法犯認知件数も緩やかに増加傾向となることが見込まれる。こうしたことから、R6年の件数を維持する目標値を設定する。
	路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数(市民文化局調べ)	「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」(年4回実施)における喫煙している人の合計値	重点区域での啓発活動や監視強化などの施策が、実際に喫煙者数の減少につながっているかを定量的に評価することができ、地域の安全を定量的に測る指標として適切であるため。	7人 (R6年度)	7人以下 (R8年度)	7人以下 (R9年度)	7人以下 (R10年度)	7人以下 (R11年度)	H18年度の178人から継続して低下しており、H25年度以降は10人未満で安定推移している状況であるため、コロナ後の過去3年間(R4~6年度)の平均値(7人)を目標値に設定する。
	防犯カメラの設置台数(人口10万人あたり)(市民文化局調べ)	市や町内会等が防犯目的で設置した防犯カメラの人口10万人あたりの台数	防犯カメラの設置は街頭犯罪等において増加率の抑制に効果が認められており、全市的に犯罪を抑止し、さらに減少させるため、市による整備と設置補助による防犯カメラの設置促進に取り組んだ結果として普及状況を定量的に測ることができるために。	35.6台 (R6年度)	56.7台以上 (R8年度)	63.2台以上 (R9年度)	76.0台以上 (R10年度)	82.5台以上 (R11年度)	市内で発生する犯罪の発生データに基づき、市が重点的かつ集中的に防犯カメラを整備することは、犯罪の抑止と治安イメージの向上に効果が期待できる。過去の設置補助や行政整備の実績等を踏まえ、この数値を目標値に設定する。
1-2-2	交通事故発生件数(神奈川県警察交通年鑑)	各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の交通事故発生件数の合計値	交通事故発生件数は近年は増加傾向にあり、継続した対策が必要である。交通事故の件数は、交通安全対策の効果を最も直接的に示す指標であり、事故が減少すれば、施策が実効性を持っていることを測ることができるために。	2,817件 (R6年)	2,817件以下 (R8年)	2,817件以下 (R9年)	2,817件以下 (R10年)	2,817件以下 (R11年)	市内の交通事故件数については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、R4年には一時的に2,600件程度にまで減少したものの、近年は増加傾向にある。本市においてはR17年(ピーク約159.3万人)までの人口増をはじめ、多様なモビリティの活用など、交通状況の変化により、歩行者・運転者等による交通事故が今後も一定数見込まれることから、増加傾向に歯止めをかけ、現行水準を維持し将来的には減少に進めていくため、この数値を目標値に設定する。
	放置自転車等の台数(建設総政局調べ)	市内の鉄道駅55駅周辺(半径500m、放置禁止区域以外は300m)における、16台時の放置自転車等台数(調査日あたりの55駅合計)	放置自転車等は歩行者の通行を妨げたり、視界を遮って事故の原因になることがあります、これらを減らすことは、交通安全の向上に直接的に寄与することから、施策目標を測る指標として適切であるため。	1,717台 (R6年度)	1,650台以下 (R8年度)	1,600台以下 (R9年度)	1,550台以下 (R10年度)	1,500台以下 (R11年度)	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車等の撤去活動の強化などのソフト施策とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策と連携して取組を進めることで、過去の実績等を踏まえ、放置自転車等台数(特に放置台数の多い16台時)を段階的に引き下げる目標値を設定する。
	自転車損害賠償責任保険等の加入率(建設総政局調べ)	「自転車に関する市民アンケート調査」における、自転車損害賠償責任保険等に加入している人の割合	自転車損害賠償責任保険の加入が義務化となり、交通安全推進事業として自賠責保険等への加入促進に取り組んでおり、施策目標のうち「交通ルール」の側面を定量的に測ることができるために。	70.5% (R7年度)	—	73%以上 (R9年度)	—	75%以上 (R11年度)	国の自転車活用推進計画における自転車損害賠償責任保険等への加入率の目標値である75%を目標値として設定する。 ※ 年隔調査

施 策 番 号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-2-3	道路施設の健全度 (建設緑政局調べ)	健全度Ⅰ・Ⅱの施設数+健全度Ⅲのうち修繕に着手した施設数／道路メンテナンス事業補助制度の対象施設(750施設)×100(%)	主な道路施設のうち、健全度の高い(Ⅰ・Ⅱ)施設の数と計画期間内に修繕に着手し健全性が向上する施設の数を合計し、割合を算出することで、安全な道路利用に向けた維持管理の取組について、計画期間内における成果を測ることができるため。	95.8% (R6年度)	97.7%以上 (R8年度)	98.4%以上 (R9年度)	99.0%以上 (R10年度)	—	道路施設の健全性確保及び施設のライフサイクルコスト縮減を図るために、「道路維持修繕計画」等に基づき、定期的な点検を実施し、その結果把握した損傷箇所については、計画的に修繕等を行っている。 道路施設の健全性を高め、道路を安全かつ快適に利用できるようするために、国の道路メンテナンス事業補助制度の対象施設(横断歩道橋、トンネル、大型標識(門型)、ボックスカルバート、橋りょう)750施設のうち、R6年度時点における、健全度Ⅲの施設の修繕に着手し、道路施設の健全性向上をめざす。 ※R11年度(4年目)の整備目標については、R10年度に更新する維持修繕計画実施プログラムにおいて設定する予定。
	河川施設の補修進捗率 (建設緑政局調べ)	河川維持管理実施計画に基づいた河川管理施設の補修した箇所数／必要補修箇所数(259か所)×100(%)	「河川維持管理実施計画」に基づき、河川管理施設の補修箇所数を進捗率として算出することで、計画的な維持修繕による安全性の確保と、快適な河川施設利用に向けた取組の成果を測ることができるとするため。	8% (R6年度)	30%以上 (R8年度)	70%以上 (R9年度)	100% (R10年度)	—	河川施設において老朽化への対応が必要となっており、「河川維持管理実施計画」に基づいて計画的な点検と維持修繕を実施し、施設の長寿命化を図りながら安全性を確保している。計画においては、H30年度～R4年度実施の点検結果に基づき、R6年度～R10年度の5か年で259か所の補修を予定しており、河川施設を計画的に補修することで河川を安全かつ快適に利用できることをめざす。 ※R11年度(4年目)の整備目標については、R10年度に改定する維持管理実施計画において設定する予定。
	不法占拠の解消実績件数 (建設緑政局調べ)	除却指導等により不法占拠を解消した実績の累積数(H26年度以降)	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権原なく家屋や工作物等に占有され、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠を解消した件数を指標として把握することで、安全かつ快適な道路等の利用の確保に向けた取組の成果を測るため。	710件 (R6年度)	811件以上 (R8年度)	864件以上 (R9年度)	917件以上 (R10年度)	970件以上 (R11年度)	道路等の不法な占有により、円滑な道路交通や道路整備等の支障となっているほか、法令順守や公有地の適正管理が求められる中、除却指導等によって不法占拠の解消を進める必要がある。過去3年(H30,H31,R5)の実績を踏まえて1年間における解消目標件数(53件)を設定し、継続的除却指導等の実施によって目標件数を達成することで、道路を安全かつ快適に利用できることをめざす。
1-3-1	水質基準適合率 (上下水道局調べ)	水道法に基づく水質基準適合回数／全検査回数×100(%)	水道水質基準の適合率を測ることで、水質管理が徹底され、安全で良質な水が供給されていることが確認できるため。	100% (R6年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	安心して飲める水の供給は水道の最も基本的な役割であるから、徹底した水質管理により、水質基準に適合した水の安定的な供給を継続するため、適合率100%の維持を目標とする。
	水道管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	耐震化された管路の延長／管路の総延長×100(%)	水道管路は、主に更新時期を迎えた非耐震管を耐震管に更新することで、耐震化を進めている。計画的な管路の耐震化は、安定給水の確保につながることから、水道管路の耐震化率により、施策の目標の達成度を適切に測ることがができるため。	44.1% (R6年度)	47.1%以上 (R8年度)	48.4%以上 (R9年度)	49.8%以上 (R10年度)	51.2%以上 (R11年度)	災害時にも安定した給水を継続する必要があることから、水道管路全体の耐震化に向けた取組を進めており、その着実な推進を図るため、耐震化率の段階的な向上をめざす。
	工業用水道の送水管事故時パックアップ率 (上下水道局調べ)	事故時に送水可能な水量／1日最大給水量(37万m ³ /日)×100(%)	工業用水は、3本の送水管で臨海部を中心に送水しているため、事故等により1本の送水管で断水が発生した場合、利用者の経済活動に大きな影響を与えることとなる。送水管事故時のパックアップ率が向上することで、断水リスクの軽減が図られることから、この指標により、給水の安定性を測ることができるため。	87.8% (R6年度)	87.8%以上 (R8年度)	87.8%以上 (R9年度)	87.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)	送水管に事故があった場合でも、工業用水の供給を継続し、企業活動への影響を抑える必要がある。浄水場間や送水管同士を連絡するパックアップ管路の整備を推進し、R11年度のパックアップ率100%達成をめざす。
1-3-2	浸水対策実施率(三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区) (上下水道局調べ)	重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積(2,370ha)×100(%)	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、新たな重点化地区として丸子地区を位置づけ、対象地域の浸水対策を進めている。浸水対策実施率を指標として、浸水リスクが低減し、大雨時にも下水道機能が確保されることを確認できるため。	30.6% (R6年度)	37.0%以上 (R8年度)	37.9%以上 (R9年度)	38.3%以上 (R10年度)	38.7%以上 (R11年度)	浸水実績や浸水シミュレーションなどに基づき、浸水リスクの高い地区を重点化地区に位置づけ、10年確率降雨(時間雨量58mm)に対応した施設整備を進めている。整備内容や工期等を踏まえ、三沢川地区において対策効果の発現が見込めるところから、R11年度までに38.7%以上の達成を目標として設定する。
	重要な管きよの耐震化率 (市内全域) (上下水道局調べ)	重要な管きよの耐震化完了延長／重要な管きよの延長(863km)×100(%)	大規模な地震が発生した場合でも下水道機能を損なうことのないよう、重要な管きよ(避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ管きよ、緊急輸送路下の管きよなど)を優先的に耐震化している。重要な管きよの耐震化率を指標として、災害時における下水道機能の確保に向けた対策の進捗状況を把握することができるため。	86.4% (R6年度)	87.7%以上 (R8年度)	87.8%以上 (R9年度)	88.5%以上 (R10年度)	89.0%以上 (R11年度)	災害時における下水道機能の確保に向けて、重要施設に接続する管きよを「重要な管きよ」として耐震化の取組を進めてきたが、能登半島地震の被害状況等を踏まえ、さらに災害に強く持続可能な下水道システムを構築する必要がある。R8年度以降は「二次避難所(特別避護老人ホーム)や消防署・警察署等と水処理センターなどを結ぶ管きよ」を新たに「重要な管きよ」に位置づけ、耐震化を計画的・重点的に進めることとし、その着実な推進を図るため、耐震化率の段階的な向上をめざす。
	管きよ再整備率(管きよ再整備重点地域) (上下水道局調べ)	再整備実施延長／再整備対象総延長×100(%) ※再整備対象:入江崎処理区及び加瀬処理区の一部	管きよの不具合のリスクとそれに伴う影響が大きい地域を「管きよ再整備重点地域」に位置づけ、優先的に再整備を進めている。管きよ再整備率を指標として、管きよの不具合により発生する道路陥没等のリスクが低減し、安定した下水道機能の確保が図られていることを確認できるため。	39.0% (R6年度)	42.0%以上 (R8年度)	43.7%以上 (R9年度)	44.6%以上 (R10年度)	45.5%以上 (R11年度)	下水道サービスを安定して提供し続けるため、管きよの再整備を計画的に実施する必要があることから、アセットマネジメントにより管きよの健全度予測やリスク評価を行い、計画期間内の再整備対象管きよを選定して取組を進めている。リスクとコストのバランスを考慮しながら、取組の着実な推進を図るため、再整備率の段階的な向上をめざす。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-4-1	身近な地域でつながりを生む通いの場の数 (健康福祉局調べ)	身近な地域で継続的に実施されている健康体操やサロンなどの「つながりを生む通いの場」の数について、各区等が把握しているデータベース等で、毎年度、管理し積上げている案件の合計数	介護予防や社会参加を通じて、地域の助け合いにつなげ、望まない孤独や社会的孤立を回避できるよう、多様な主体による身近な生活圏域(小地域)における「つながり」の形成やその広がりの度合いを測るため、設定するもの。	1,039か所 (R6年度)	1,080か所以上 (R8年度)	1,120か所以上 (R9年度)	1,160か所以上 (R10年度)	1,200か所以上 (R11年度)	小地域での「つながりを生む通いの場」について、各区等による支援のもと、地域主体での通いの場の新規創出や既存の場の減少防止につなげるとともに、民間企業等が実施する通いの場を発見・創出し、利用・参加の選択肢を広げていくことで、コロナ禍で減少した通いの場(過去3年間で累計8件減少)を段階的に増やし、令和11年度に、「1,200か所」以上にすることをめざす。
	高齢者の生活を支える取組への協力事業所数 (健康福祉局調べ)	高齢者の介護予防、つながり・交流の促進、日常生活の支援、見守り等の取組を主体的に実施・協力いただける民間企業や関係団体等の事業所の合計数	急速な高齢化の進行が見込まれる中においても、高齢者が生活に係る必要な支援等を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向かって、地域住民だけでなく、民間企業や関係団体等の協力・連携が得られているかまた、その輪が広がっているか、その度合いを測るため、設定するもの。	90事業所 (R6年度)	105事業所以上 (R8年度)	120事業所以上 (R9年度)	135事業所以上 (R10年度)	150事業所以上 (R11年度)	高齢者の介護予防、つながり・交流の促進、日常生活支援、見守り等に主体的に取り組み、協力いただける民間企業や関係団体等の事業所について、その数を増やすことで、高齢者の生活を支える手の確保や連携強化につなげることとし、これまでの年度ごとの新規協力事業所数の推移等も踏まえながら、毎年度、「15事業所」ずつ増やしていくことをめざす。
	訪問診療を受けた患者数 (平均月間レセプト件数) (健康福祉局調べ)	「訪問診療(在宅医療)を受けた患者数」の毎年度の月平均値 (県の「医療レセプトデータ」を活用)	医療や介護が必要となつても住み慣れた自宅等で暮らし続けるためには、医療・介護等の相互連携によるサービス提供体制の充実を図ることで、自宅等で必要な医療・ケアを受けることができることが重要であり、その進捗の度合いを測るため、設定するもの。	15,643人 (R5年度)	16,500人以上 (R7年度)	17,000人以上 (R8年度)	17,500人以上 (R9年度)	18,000人以上 (R10年度)	多職種による医療・介護等の相互連携を図る取組等を通じ、在宅等における必要な専門的ケア(在宅医療など)の更なる提供につなげることにより、毎年度、訪問診療を受けた方を月平均で「500件程度」増やしていくことをめざす。なお、県データの提供のタイミングが翌年度の12月頃であることから、R10年度までの指標設定としている。
1-4-2	要介護2以上になる平均年齢 男性 (国保データベース (KDB))	65歳以上の高齢者が「要介護2以上となった平均年齢」に基づき、「要介護2以上となるまでの期間から「日常生活が自立している平均期間(平均自立期間)」を算出	高齢者が元気な頃から、生きがいや健康づくり、社会参加や交流を促すとともに、介護予防マネジメントのもと、早期から適切な介護予防・自立支援につなげ、より多くの高齢者に、「日常生活が自立している期間」を長く保つてもらう必要があり、その期間の延伸の度合いを測るため、設定するもの。	79.7歳 (R6年度)	79.7歳以上 (R8年度)	79.8歳以上 (R9年度)	79.9歳以上 (R10年度)	80.0歳以上 (R11年度)	高齢者の生きがいづくりや社会参加等を促し、介護予防マネジメントのもと、早期に介護予防・自立支援につなげ、「日常生活が自立している期間」を長く保つてもらうため、R7・8年度で介護予防マネジメントを強化し、R9年度以降、要介護2以上になる高齢者の比率を段階的に引き下げ、毎年度、「0.1歳」ずつ上昇させていくことをめざす。
	要介護2以上になる平均年齢 女性 (国保データベース (KDB))	65歳以上の高齢者が「要介護2以上となった平均年齢」に基づき、「要介護2以上となるまでの期間から「日常生活が自立している平均期間(平均自立期間)」を算出	高齢者が元気な頃から、生きがいや健康づくり、社会参加や交流を促すとともに、介護予防マネジメントのもと、早期から適切な介護予防・自立支援につなげ、より多くの高齢者に、「日常生活が自立している期間」を長く保つてもらう必要があり、その期間の延伸の度合いを測るため、設定するもの。	84.2歳 (R6年度)	84.2歳以上 (R8年度)	84.3歳以上 (R9年度)	84.4歳以上 (R10年度)	84.5歳以上 (R11年度)	高齢者の生きがいづくりや社会参加等を促し、介護予防マネジメントのもと、早期に介護予防・自立支援につなげ、「日常生活が自立している期間」を長く保つてもらうため、R7・8年度で介護予防マネジメントを強化し、R9年度以降、要介護2以上になる高齢者の比率を段階的に引き下げ、毎年度、「0.1歳」ずつ上昇させていくことをめざす。
	要介護高齢者の介護度の維持・改善率 (健康福祉局調べ)	要介護認定者のデータベースにおいて、1年後に、要介護度が維持・改善している高齢者の割合(要介護度を維持・改善できた者の数／全要介護認定者数)	介護事業所でのLIFE(科学的介護情報システム)の活用により、サービス提供やこれによる連携算の取得促進、「かわさき健幸寿プロジェクト」による質の高い介護サービスの提供等につなげることで、要介護状態の維持・改善が図られていることを確認し、その度合いを測るため、設定するもの。	82.8% (R6年度)	82.8%以上 (R8年度)	82.8%以上 (R9年度)	82.8%以上 (R10年度)	82.8%以上 (R11年度)	今後の高齢化の進行に伴う後期高齢者の増加に伴い、要介護認定者の数の増加も見込まれることや、状態の維持・改善率を維持・向上させることができ難い状況が想定される中においても、介護サービスの質を上げること等を通じ、より多くの要介護高齢者の状態の維持・改善につなげ、毎年度、現状値の「82.8%」以上を維持していくことをめざす。
1-4-3	計画相談支援に基づいた障害福祉サービスの利用者割合 (健康福祉局調べ)	障害福祉サービス利用者のうち、指定特定相談支援事業所による計画相談支援を受け、サービス等利用計画を作成している者の割合(計画相談支援を受けている者の数／全障害福祉サービス利用者数)	重層的な相談支援を行うこととしている中、計画相談支援作成率が低い水準にあること、また、障害者のニーズ、特性、程度等に応じた専門的・客観的な相談支援やサービス提供にも課題が見込まれることから、作成率を引き上げ、課題解決に至っているか否かの度合いを測るため、設定するもの。	35.6% (R6年度)	35.6%以上 (R8年度)	35.9%以上 (R9年度)	36.9%以上 (R10年度)	37.9%以上 (R11年度)	障害者のニーズ、特性、程度等に応じた相談支援やサービス提供に向けて、毎年度、障害福祉サービス利用者の計画相談支援作成率について、R7年度からR9年度にかけて実態把握・分析や取組強化等を図り、徐々に引き上げを始め、R10年度以降、毎年度、神奈川県内の上昇目標である「1.0%」ずつ上昇させていくことをめざす。
	施設入所(児)者及び長期入院者のうち、地域生活に移行した者の数 (健康福祉局調べ)	障害児・者入所施設及び精神病院(長期入院)から地域生活へ移行した障害者の合計数	施設に入所している障害児・者や病院に長期入院している障害者等に対し、本人の意思決定を促しながら、地域生活への移行を支援・推進することで、一人ひとりが社会や地域住民と関わながら、可能な限り主体的な生活を送ることができるようになったか否かの度合いを測るため、設定するもの。	60人 (R6年度)	60人以上 (R8年度)	60人以上 (R9年度)	60人以上 (R10年度)	60人以上 (R11年度)	障害児・者のニーズや本人の意思決定を最大限尊重するとともに、成人の入居者については、国指針での考え方(施設入居者の6%程度の移行目標)・児童や長期入院している精神障害者については、これまでの地域移行の状況等を踏まえた上で、それぞれ、現状の移行状況を維持するとともに、全体としても、毎年度、「60人」以上をめざす。
	福祉施設及び就労援助センターからの一般就労への移行者数 (健康福祉局調べ)	福祉施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型)及び就労援助センターを通じて、一般就労に結びついた障害者の年度ごとの総数(累計)	障害者の個々のニーズを踏まえながら、就労支援機関等による就労支援を行い、一般就労への移行を推進することで、障害者の社会参加や自立促進の目標となることから、その進捗度合いを測るために、設定するもの。	648人 (R6年度)	656人以上 (R8年度)	668人以上 (R9年度)	680人以上 (R10年度)	692人以上 (R11年度)	障害者のニーズを踏まえながら、就労支援機関等による支援を通じ、一般就労への移行を推進するとともに、就労しやすい環境づくりに取り組み、より多くの方が、就労による社会参加につながるよう、市内の就労移行支援や就労継続支援に係る事業所数が増加傾向であることを踏まえ、毎年度、「12名」ずつ増加させていくことをめざす。

序章	施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
						1年目	2年目	3年目	4年目	
基本構想	1-4-4	マンション管理計画認定制度による認定件数(まちづくり局調べ)	マンション管理計画認定制度による新規認定件数 ※認定有効期間満了に伴う認定更新の件数は除く	管理計画認定の取得により、管理水準の向上や建物性能の改善が図られやすくなるなど、高経年マンションの管理適正化や再生促進につながり、良質なマンションストックが形成され、周辺の住環境の向上や良質な住宅の供給などに資するため、指標として設定する。	95件 (R6年度)	170件以上 (R8年度)	200件以上 (R9年度)	225件以上 (R10年度)	250件以上 (R11年度)	「マンション管理適正化推進計画」に基づき、引き続き、管理の適正化に関する啓発及び知識の普及や適正管理への誘導などの取組を実施していくことから、R5年度の本制度開始からの実績等による増加率を踏まえた目標値とする。
		住宅確保要配慮者への物件紹介率(まちづくり局調べ)	すまいの相談窓口における住宅確保要配慮者への物件情報の提供数／すまいの相談窓口に来た住宅確保要配慮者のうち住み替えについての相談数×100(%)	高齢化の進行等により住宅確保要配慮者の増加が見込まれる中で、住宅確保要配慮者の入居機会の確保や適正居住につながる的確な物件紹介は重要であることから、住宅確保要配慮者への物件紹介率を指標とし、取組の成果を測る。	84% (R6年度)	90%以上 (R8年度)	90%以上 (R9年度)	90%以上 (R10年度)	90%以上 (R11年度)	住宅確保要配慮者の増加とともに多様化・複雑化する相談に対し、より多くの物件情報を提供できるよう、現状値よりも高い水準にすることをめざす。
		生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100戸以上)の割合(まちづくり局調べ)	生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている100戸以上の市営住宅団地／100戸以上の市営住宅団地の総数×100(%)	地域のニーズに応じた社会福祉施設をはじめとする生活支援施設等の市営住宅への併設により、住生活の安心を支えるサービスが地域において提供されることで、多様な居住ニーズに応じた市営住宅の提供につながるため。	42.1% (R6年度)	46%以上 (R8年度)	48%以上 (R9年度)	50%以上 (R10年度)	52%以上 (R11年度)	地域包括ケアシステムにも関連した取組として、市営住宅の空家や空き駐車場を積極的に活用していくとともに、一定規模以上の建替えの際には可能な限り余剰地を創出し、生活支援施設等を誘致することをめざしていることから、市営住宅等ストック総合活用計画や現在の取組状況等を踏まえ、市営住宅等の有効活用をさらに進めることをめざす。
基本計画	1-4-5	平均寿命と健康寿命の差男性(国保データベース(KDB))	①「日常生活動作が自立している期間の平均(要支援・要介護)」から算出される健康寿命と②平均寿命の差(男性分)	将来的な医療・介護の最適化を見据え、各ステークホルダーと連携し、市民一人ひとりの健康意識の醸成やセルフケアの実践・継続につながることで、健康である期間を延伸し、個人の生活の質(QOL)の向上につながっているか否かの度合いを測るため、設定するもの。	3.1年 (R6年度)	2.9年以下 (R8年度)	2.9年以下 (R9年度)	2.9年以下 (R10年度)	2.9年以下 (R11年度)	高齢化が進行する中、市民の健康意識の醸成やセルフケアを浸透させ、健康な状態で質の高い生活を送れるようにすることで、健康寿命及び平均寿命を延ばし、両寿命の差を可能な限り短縮とともに、医療・介護の最適化を図るため、両寿命を延伸し、新型コロナウイルス感染症まん延前のR元年度の「2.9年」まで戻すことをめざす。※「健康寿命」は、①(本人の)主觀的健康感や②平均自立期間(要支援や要介護に至るまでの期間)などを用いるなど、複数の算出方法があり、総合計画では、「毎年度の算出・比較が可能」な②を用いて、成果指標を設定している。
		平均寿命と健康寿命の差女性(国保データベース(KDB))	①「日常生活動作が自立している期間の平均(要支援・要介護)」から算出される健康寿命と②平均寿命の差(女性分)	将来的な医療・介護の最適化を見据え、各ステークホルダーと連携し、市民一人ひとりの健康意識の醸成やセルフケアの実践・継続につながることで、健康である期間を延伸し、個人の生活の質(QOL)の向上につながっているか否かの度合いを測るため、設定するもの。	6.3年 (R6年度)	6.3年以下 (R8年度)	6.3年以下 (R9年度)	6.3年以下 (R10年度)	6.3年以下 (R11年度)	高齢化が進行する中、市民の健康意識の醸成やセルフケアを浸透させ、健康な状態で質の高い生活を送れるようにすることで、健康寿命及び平均寿命を延ばし、両寿命の差を可能な限り短縮とともに、医療・介護の最適化を図るため、R6年度のように、各寿命が縮まることで、差を短縮するのではなく、両寿命をともに延伸することで、毎年度、現状値の「6.3年」を維持することをめざす。※「健康寿命」は、①(本人の)主觀的健康感や②平均自立期間(要支援や要介護に至るまでの期間)などを用いるなど、複数の算出方法があり、総合計画では、「毎年度の算出・比較が可能」な②を用いて、成果指標を設定している。
第4期実施計画	1-4-6	生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の割合(健康福祉局調べ)	経済的な自立が可能と見込まれる世帯(年度末時点における①母子世帯及び②その他世帯の合計)のうち、就労による収入増により、経済的に自立した世帯の割合	キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携等を通じた就労支援等の取組を通じ、収入増に伴う生活保護の廃止につなげ、経済的自立が可能と見込まれる生活保護世帯が自立できたか否かを測るため、設定するもの。	10.9% (R6年度)	11.6%以上 (R8年度)	11.9%以上 (R9年度)	12.3%以上 (R10年度)	12.6%以上 (R11年度)	生活保護世帯全体としては、やや減少傾向にある中においても、生活保護世帯のうち就労による経済的自立が可能な世帯(主に稼働年齢層(15歳～64歳)が含まれる母子世帯やその他世帯)について、就労支援等の取組を通じ、毎年度、一定の世帯数を経済的自立につなげていくことによって、その割合を、R11年度に、「12.6%」まで上昇させることをめざす。
		「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の支援を通じて状況が改善した割合(健康福祉局調べ)	「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」など、様態がさまざまある中で、それ、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の支援を通じて状況が改善し、その人らしい自立につながったか否かを測るため、設定するもの。	94.0% (R6年度)	94.0%以上 (R8年度)	94.0%以上 (R9年度)	94.0%以上 (R10年度)	94.0%以上 (R11年度)	国の「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、改革の進捗管理や測定に必要となる指標として定められている割合である90%以上の達成を求められていることに対し、これを達成することもとより、現状値の「94%」以上という高い水準を維持することをめざす。	
		自立支援センター入所者のうち支援を受け自立した人の割合(健康福祉局調べ)	自立支援センターへ入所した者のうち、自立支援を経て、新たな居場所を確立し退所となった割合	ホームレス等となることを余儀なくされている人が、自立支援センターに入所し、ハローワーク、区役所等と連携しながら就業支援等を行った結果、自立につながったか否かを測るため、設定するもの。	54.5% (R6年度)	55.5%以上 (R8年度)	56.0%以上 (R9年度)	56.5%以上 (R10年度)	57.0%以上 (R11年度)	自立支援センターへ入所する人の中には、課題が複雑・複合化している人もおり、支援が長期化する場合や支援途中で理由なく退所してしまうなど支援困難な入所者が多い中、再度ホームレス等になることを防ぐため、個々の課題等に対し、きめ細やかな支援を行うことで、安心できる居場所を確立し、1人でも多く自立につなげ、その割合を、毎年度、着実に上昇させることで、R11年度に、「57%」以上とすることをめざす。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
1-5-1	紹介受診重点医療機関における(地域の医療機関からの)紹介率(平均値)(健康福祉局調べ)	市内の紹介受診重点医療機関及び地域医療支援病院における、地域の医療機関(かかりつけ医等含む)からの紹介率の平均値(紹介率=紹介患者数/初診の患者数)	外来診療について、かかりつけ医等含めた地域の診療所や病院等で可能な限り対応し、地域の基幹的な医療機関が高度専門医療の提供やかかりつけ医等の支援等を担うことで、外来機能の明確化・機能分化・連携強化を推進し、地域医療の最適化が図れているか否かを測るために、設定するもの。	68.8% (R6年度)	68.8%以上 (R7年度)	68.8%以上 (R8年度)	68.8%以上 (R9年度)	68.8%以上 (R10年度)	地域において、かかりつけ医等を含めた診療所や病院等と基幹的な医療機関との機能分化、連携強化、地域内での循環を図る観点から、この4年間は、国の「紹介受診重点医療機関」の選定水準(紹介率50%以上かつ逆紹介率*40%以上)及び「地域医療支援病院」の選定水準(紹介率が50%以上かつ逆紹介率*70%以上)を満たし、かつ、現状の水準(紹介率平均:68.8%、逆紹介率平均:88%)を維持することをめざす。なお、国データの公表のタイミングが翌年度の9月末であることから、R10年度までの指標設定としている。 ※地域における機能分化、連携強化、医療資源や診療の循環等を判断するにあたり、かかりつけ医等を含めた診療所や病院等から基幹的な医療機関への「紹介率」だけでなく、必要な治療を終えた方などを基幹的な医療機関から地域のかかりつけ医等を含めた診療所や病院等へつないで、「逆紹介率」との双向方向で見ていく必要があることから、施策の「生なアウトプット」において管理し、上記の水準をめざす。
	救急搬送における119番通報から病院収容までの所要時間(消防局調べ)	全救急出場における覚知から病院収容までの平均所要時間 ※覚知:119番通報が消防指令センターに入電した時間	119番通報から病院収容までの所要時間が、傷病の予後及び市民の安心に大きく影響を与えることから、救急隊が速やかに現場に到着し、受け可能な医療機関に円滑に搬送することで、市民を迅速かつ確実に救急医療につなげることができているか否かを測るために、設定するもの。	47.4分 (R6年)	47.0分以下 (R8年)	46.7分以下 (R9年)	46.4分以下 (R10年)	46.1分以下 (R11年)	人口増加や高齢化が進む中、年々増加する救急需要に対し、病院収容所要時間の短縮に向けた取組を着実に進め、R5年における神奈川県の病院収容所要時間平均値である46.1分をめざす。
	予防接種(就学前までに接種すべき定期接種)の接種率(健康福祉局調べ)	翌年度から就学予定の児童のうち、接種すべき定期接種(R8年度評価:23種類、R9年度評価~:25又は26種類)について、すべて接種完了している児童の割合	定期接種のうち、集団予防を目的としたA類疾病の予防接種について、集団生活の第一歩となる就学時における完全接種率を高い水準で維持していくことにより、感染症の予防、重症化及びまん延防止につながっているか否かを測るために、設定するもの。	83.3% (R6年度)	83.3%以上 (R8年度)	83.3%以上 (R9年度)	83.3%以上 (R10年度)	83.3%以上 (R11年度)	感染症予防、重症化やまん延の防止等に向け、就学前までに、R8年度までは23種類、R9年度以降は25又は26種類の予防接種を実施すべきこと、また、麻疹・風疹に至っては、95%以上の接種率を求められる中、中期的な完全接種率の向上に向かいまずは、毎年度、現状値の「83.3%」以上の高い水準を維持することをめざす。
1-5-2	救急搬送受入数(病院局調べ)	救急車で搬送された患者数の合計 ※市立3病院の合計値	今後、人口の増加や高齢化の進展に伴い救急患者の増加が見込まれるため、患者の状態に応じた適切で円滑な受入体制の確保が課題となっている。基幹病院又は中核病院として地域の救急需要に対応することは、地域に必要な医療の安定的な提供に寄与するため。	15,133件 (R6年度)	15,600件以上 (R8年度)	16,000件以上 (R9年度)	16,300件以上 (R10年度)	16,600件以上 (R11年度)	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医の安定的な確保を図るなど、引き続き体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、今後の需要の増を見込み、救急搬送受入数の増加をめざす。
	病床利用率(一般病棟)(病院局調べ)	入院延患者数(一般病棟)/年間の許可病床数(一般病棟)×100(%) ※市立3病院の加重平均値	入院患者を確保し、病床を安定的に稼働させることは、より多くの入院患者に適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができるため。	74.7% (R6年度)	76.7%以上 (R8年度)	77.3%以上 (R9年度)	77.9%以上 (R10年度)	79.6%以上 (R11年度)	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化、充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、今後の患者数の増加見込み等を踏まえ、病床利用率(一般病棟)の向上をめざす。
	入院患者満足度(病院局調べ)	市立病院で実施している入院患者へのアンケート調査において、総合評価に関する設問で、高評価(5段階評価のうち上位2段階)を選択した人の割合 ※市立3病院の平均値	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上といった、安定的な医療提供に資する取組の成果を測ることができるため。	78.9% (R6年度)	80.2%以上 (R8年度)	81.5%以上 (R9年度)	82.8%以上 (R10年度)	84.2%以上 (R11年度)	公益財団法人日本医療機能評価機構の満足度調査支援システムにおける、入院患者への総合評価に関するアンケート設問で、高評価(5段階評価のうち上位2段階)を選択した人の割合が、R6年度全国平均値(全国438病院参加)を超えることを目標とする。
2-1-1	待機児童数(こども未来局調べ)	こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年度4月の集計値	地域全体で安心して子育てできる環境づくりに向けて、保育所等の受入枠確保の取組を推進しており、保育所等利用申請者のうちの待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができるため。	0人 (R6年度)	0人 (R8年度)	0人 (R9年度)	0人 (R10年度)	0人 (R11年度)	本市では、R3年4月以降、待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育所等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目指して設定する。
	子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合(こども未来局調べ)	地域子育て支援センター・保育所施設等利用者を対象としたアンケート調査において、子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)と回答した保護者の割合 ※無作為抽出3,500人	育児の悩みや負担の軽減に向けて、身近な場所で誰もが気軽に子育てに関する相談ができる環境の整備を進めているが、そのような場があると感じている保護者の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができるため。	99.3% (R7年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	子育てをする家庭を地域で支える取組として、子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、数値を引き上げることを目標とする。
	ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数(こども未来局調べ)	ふれあい子育てサポート事業の年間の延べ利用者の人数	身近な所で気軽に相談できる環境を整備するなど、地域全体で子育てを応援し、子育ての「支えがある」ことを実感できるしくみづくりとして、ふれあい子育てサポート事業の利用者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができるため。	11,894人 (R6年度)	15,658人以上 (R8年度)	18,368人以上 (R9年度)	21,078人以上 (R10年度)	23,788人以上 (R11年度)	今後、年少人口が減少していくことが見込まれるが、ヘルパー会員数の増加やマッチングのしくみの改善など、取組を充実させることにより、現状の2倍以上の利用人数にすることを目標とする。

序章	施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
						1年目	2年目	3年目	4年目	
基本構想	2-1-2	困ったとき、なやんだときは、身近な人が話を聞いてくれると感じている子どもの割合 (川崎市学習状況調査)	「困ったとき、なやんだときは、身近な人が話を聞いてくれる」という設問に「とてもあてはまる」「あてはまる」と回答した児童生徒の割合	子どもを孤立・孤独から守り、自分らしくすこやかに成長するためには、地域社会全体で居場所づくりに取り組む必要があり、「困ったとき、なやんだときは、身近な人が話を聞いてくれる」と感じる児童生徒の推移を見ることで、学校や家庭以外の居場所づくりの取組の成果を測ることができるため。	79.3% (R6年度)	81.9%以上 (R8年度)	83.2%以上 (R9年度)	84.5%以上 (R10年度)	85.8%以上 (R11年度)	放課後等の居場所づくりなどの取組を進め、自分らしく安心して成長できる環境を整えることをめざすとともに、児童生徒が安心して相談できる環境の整備を進めてことで、段階的に数値を引き上げることを目標とする。
		乳幼児健診の未受診者率 (こども未来局調べ)	健康診査受診実人数／健康診査対象人数×100% ※対象者は、厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3ヶ月児・1歳児・6ヶ月児・3歳児)	乳幼児健診の未受診者の中には、子どもの養育の問題に関わるケースもあるため、健診の受診を通じて、地域で乳幼児のすこやかな成長を見守るとともに、保護者の育児負担軽減や児童虐待の防止につなげることができる。乳幼児健診の未受診者率を見ることで、その取組の成果を測ることができることため。	2.6% (R6年度)	2.2%以下 (R8年度)	2.2%以下 (R9年度)	2.2%以下 (R10年度)	2.2%以下 (R11年度)	現状においても高い受診率(未受診率は低い状況)だが、健診を受診することを通して子育て家庭に対し適切な支援を行い、保護者や子どもが安心して暮らせる環境整備をめざす。そのため、関係機関との連携強化や、異なる受診勧奨に努めることで、未受診者の割合をさらに減少させることを目標とする。
		家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合 (こども未来局調べ)	社会的養育を受けている子どものうち、里親、自立援助ホーム、児童養護施設等において個室やユニットといった家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合	H28年改正児童福祉法による「家庭養育優先原則」の理念の下、子どもの最善の利益を実現していくため、里親等委託、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化を推進してきたところだが、自立支援の充実など、ニーズの変化に対応して受け入れ体制を一層確保していく必要があるため、本指標を成果指標として設定する。	83.1% (R6年度)	95.7%以上 (R8年度)	96.8%以上 (R9年度)	97.2%以上 (R10年度)	97.2%以上 (R11年度)	里親制度の推進や自立援助ホームの増設、児童養護施設等における小規模化・地域分散化の推進など、本市社会的養育推進計画の目標値を踏まえて、個室やユニットといった家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合を引き上げることを目標とする。
基本計画	2-2-1	課題の解決に向けて、自ら考え、取り組む児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる、どちらかといえば取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合 ※小学校6年生・中学校3年生の平均値	予測が困難な時代において、児童生徒は、これまで以上に、美社会や実生活で自ら課題を見つけ、解決していくことが求められる。「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる」児童生徒の割合を見ることで、これから社会で生きていくための自分たち)で考え、解決していく力を培う教育の成果を測るものとして設定する。	84.3% (R7年度)	84.7%以上 (R8年度)	85.2%以上 (R9年度)	85.7%以上 (R10年度)	86.2%以上 (R11年度)	R7年度全国学力・学習状況調査においては、全国平均(79.9%)を上回っているが、さらに多くの児童生徒が課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができるように、段階的に数値を引き上げることを目標とする。 具体的には、本市の値を上回る政令指定都市の平均値を目標値とし、今後12年間で達成することをめざす。
		自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童生徒の割合 ※小学校6年生・中学校3年生の平均値	予測が困難な時代において、児童生徒は、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性や持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことが求められる。「自分には、よいところがあると思う、どちらかといえば思う」児童生徒の割合を見ることで、自分自身に対して自信を持ち、自己を高める教育の成果を測るものとして設定する。	86.1% (R7年度)	86.8%以上 (R8年度)	87.5%以上 (R9年度)	88.3%以上 (R10年度)	89.1%以上 (R11年度)	現状でも「自分にはよいところがあると思う・どちらかといえばあると思う」と回答する児童生徒の割合は86.1%ではあるが、さらに多くの児童生徒がそれぞれの個性や持ち味を最大限に発揮しながら自立して生きていくことができるよう段階的に数値を引き上げることを目標とする。 具体的には、本市の値を上回る政令指定都市の平均値を目標値とする。
		中1時の「授業理解度」を100とした際の中3の割合 (川崎市学習状況調査)	市立中学校の中学校1年次の「授業理解度」を100とした上で、同一母集団を経年で比較し、「授業の理解度」が変化した割合の平均値とする。	同一母集団の中学校1～3年次における「授業の理解度」の変化の割合を見ることで、一人ひとりのいまさきや学習の流れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を行うことができ、確かな学力の育成に資する教育の成果を測るものとして設定する。	92.3 (R7年度)	92.6以上 (R8年度)	92.9以上 (R9年度)	93.2以上 (R10年度)	93.5以上 (R11年度)	学習内容の変化等により学年が上がるにつれて正答率・理解度ともに下がる傾向にある中で、具体的には、中学校1年次の「授業の理解度」を100と設定し、1年次から2年次にかけては、理解度の下がり幅が大きいことから、その低下を半分に抑えるとともに、2年次から3年次にかけては、理解度の下がり幅が小さいことから現在の水準以上を維持することを、今後12年間で達成することを目標とする。
第4期実施計画	2-2-2	自分と違う意見も尊重している児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査)	「自分と違う意見も尊重している、どちらかといえば尊重している」と回答した児童生徒の割合 ※小学校4年生～中学校3年生の平均値	豊かな人間性や社会性を育むためには、児童生徒が、自他の良さを認め、互いに尊重し合う意識や態度を育てることが大切になる。自分とは違う意見も尊重している児童生徒の割合を見ることで、人権尊重教育など、豊かな心を育む教育の成果を測るものとして設定する。	91.1% (R7年度)	91.1%以上 (R8年度)	91.1%以上 (R9年度)	91.1%以上 (R10年度)	91.1%以上 (R11年度)	児童生徒は発達段階や、学校生活の経験、人との関わりの中で、少しずつ自分に異なる意見を尊重できるようになる。小学校4年生から中学校3年生までの平均値は、現状においても90%以上であり、今後もこの水準を維持し続けることが重要であるため、現在の水準以上を維持することを目標とする。
		運動やスポーツすることは「好き」、「やや好き」と回答した児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	運動やスポーツすることは「好き」、「やや好き」と回答した児童生徒の割合 ※小学校5年生、中学校2年生の男女の数値の加重平均	児童生徒が運動やスポーツに対して「好き」「やや好き」と感じているかどうかは、日常的に身体を動かすことへの意欲や習慣の形成状況を反映しているものであり、すこやかな体の育成に向けた取組の成果を測るものとして設定する。	85.5% (R7年度)	85.8%以上 (R8年度)	86.1%以上 (R9年度)	86.4%以上 (R10年度)	86.7%以上 (R11年度)	現状でも「運動やスポーツをすることは好き・やや好き」と回答する児童生徒の割合は85.5%ではあるが、引き続き取組を推進することで、さらに多くの児童生徒が運動やスポーツに親しみ、肯定的に感じられるようにすることが重要であるため、肯定的な態度を示す児童生徒の割合を引き上げていくことを目標とし、具体的には、策定時の政令指定都市の平均値を上回る値を目標値とする。
		体力テストの結果(政令指定都市の平均値)を100とした際の本市の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	政令指定都市の体力合計点の平均値を100とした際の本市の割合 ※小学校5年生、中学校2年生の男女の数値の加重平均	本市の児童生徒が生活する環境に近いと考えられる政令指定都市の数値と比較することで、児童生徒の健康・体力の現状を把握し、体力向上・健康の増進に向けた教育活動の取組の成果を測るものとして設定する。	98.9 (R7年度)	100.0以上 (R8年度)	100.0以上 (R9年度)	100.0以上 (R10年度)	100.0以上 (R11年度)	本市の児童生徒の体力合計点の平均値は、政令指定都市の平均値とほぼ同程度の水準であり、今後、異なる取組を進めることで、同水準を政令指定都市の平均値以上とすることを目標とする。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
2-2-3	小・中・高等学校の通常の学級に在籍する教育的ニーズの高い児童生徒における個別の指導計画作成率(教育委員会調べ)	個別の指導計画を作成した児童生徒数／学校が個別の指導計画の作成が望ましいと考える児童生徒数×100(%)	個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導・支援を行うことは、きめ細かな支援や一貫した指導、校種間での適切な引継ぎ等につながることから、その作成率を見るごとで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組の成果を測るものとして設定する。	81.9% (R6年度)	82.5%以上 (R8年度)	83.0%以上 (R9年度)	83.5%以上 (R10年度)	84.0%以上 (R11年度)	個々の状況により個別の指導計画作成が困難なケースがある中で、小学校における作成率は85.0%、中学校では64.0%となっているため、中学校の水準を小学校程度まで引き上げることをめざす。
	学校内外において相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合(川崎市立・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査)	(市立小・中学校における全不登校児童生徒数-校内外の専門的な相談・指導等を受けていない人数(教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数を除く))/全不登校児童生徒数×100(%)	校内支援(「(仮称)校内教育支援センター」等)、校外支援(ゆうゆう広場、ICT学習支援等)、関係機関との連携など、何らかの相談・指導を受けている不登校児童生徒を把握することで、本市のめざす一人ひとりに寄り添った不登校対策の取組の成果を測るものとして設定する。	93.2% (R6年度)	93.2%以上 (R7年度)	93.2%以上 (R8年度)	93.2%以上 (R9年度)	93.2%以上 (R10年度)	現在も90%以上の不登校児童生徒が何らかの相談・指導等を受けている状況ではあるが、不登校児童生徒数については増加の一途をたどっており、今後も増加が見込まれる中で、現状の高い水準を維持していくことは重要であることから、現在の水準以上を維持することを目標とする。
	いじめはどんな理由があつてもいけないことだとと思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	「いじめは、どんな理由があつてもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合※小学校6年生・中学校3年生の加重平均	本市では「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめに対する児童生徒の意識の状況を見ることで、いじめが起きにくくい学校の風土づくりを行っていることの成果を測るものとして設定する。	96.6% (R7年度)	96.6%以上 (R8年度)	96.6%以上 (R9年度)	96.6%以上 (R10年度)	96.6%以上 (R11年度)	現状においても、ほぼすべての児童生徒が、「いじめは、どんな理由があつてもいけないこと」であることを理解している状況であるが、引き続き取組を継続して進め、現在の水準以上を維持することを目標とする。
2-2-4	年度当初の教員の未充足数(教育委員会調べ)	年度当初の欠員及び産育休等取得者に対する代替教員を充てられていない数	子どもの学びを支える教育環境と教員の働きやすい環境の整備に向けては、適切な教員数の確保が重要であり、年度当初の教員の未充足数を見ることで、持続可能な学校体制の構築に向けた人材確保の取組の効果を測るものとして設定する。	122.5人 (R7年4月)	75.0人以下 (R9年4月)	50.0人以下 (R10年4月)	25.0人以下 (R11年4月)	0人 (R12年4月)	学校運営に必要な教員数を安定的に維持することで、本来あるべき体制を構築するため、年度当初の教員の未充足解消を目標とする。
	学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合(教育委員会調べ)	第4期実施計画期間における予防保全、再生整備及び設備再生を実施した学校施設／実施予定の学校施設(校舎または体育館93施設)×100(%)	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策・普通教室など教育環境の質的改善、環境対策を合わせて行う再生整備の進捗状況を把握することで、教育環境の改善の成果を測るものとして設定する。	0% (R7年度)	23.6%以上 (R8年度)	52.6%以上 (R9年度)	74.1%以上 (R10年度)	100% (R11年度)	第4期実施計画期間における「学校施設長期保全計画」で計画されている再生整備等を100%実施することを目標とする。
	体育館の空調設備設置率(教育委員会調べ)	空調設備設置済の体育館棟数／全体育館棟数(178棟)×100(%)	昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況等を踏まえ、体育館の空調設備整備の進捗状況を把握することで、教育環境等の改善の成果を測るものとして設定する。	3.9% (R7年度)	9.0% (R8年度)	32.6% (R9年度)	66.3% (R10年度)	100% (R11年度)	「川崎市立学校体育館等空調設備整備方針」に基づく空調設備の計画的な整備によって、すべての学校の体育館に空調を整備し、教育環境等の改善を図ることを目標とする。
2-2-5	地域住民や保護者との協働による活動が行われた学校的割合(全国学力・学習状況調査)	「地域学校協働活動のしきみを生かして、保護者や地域住民との協働による活動をよく行った、どちらかといえばは行った」と回答した学校的割合※市立小・中学校の加重平均	学校と地域が連携し、子どもたちの学びや成長をより豊かにし、地域全体で教育を支える体制をつくる必要がある。地域学校協働活動の取組状況を把握することによって、地域と学校が連携・協働し、子どもの学びを支える環境づくりの取組の成果を測るものとして設定する。	79.9% (R7年度)	81.1%以上 (R8年度)	82.3%以上 (R9年度)	83.5%以上 (R10年度)	84.7%以上 (R11年度)	R7年度の全国平均値が84.4%であることを踏まえ、段階的に数値を引き上げ、R7年度の全国平均値を超える数値を目標とする。
	地域住民と一緒に学ぶ寺子屋に参加して「良かった・ためになった」と思う子どもの割合(教育委員会調べ)	寺子屋事業参加者アンケートにおいて、「①寺子屋に参加して良かった」、「②寺子屋に参加してためになった・どちらかと言えばためになった」と回答した児童生徒の割合※①は小学校1・2年生、②は小学校3年生～中学校3年生が回答	寺子屋は地域住民が子どもの学びに参画する取組であり、寺子屋の質的改善の状況を把握することで、子どもの学びを支える環境づくりが進んでいることの成果を測るものとして設定する。	89.7% (R6年度)	90.0%以上 (R8年度)	90.0%以上 (R9年度)	90.0%以上 (R10年度)	90.0%以上 (R11年度)	実際に地域の寺子屋に参加している児童生徒の声を把握することで、事業の目標のひとつである、豊かな学びや体験の機会を提供することによる学びの意欲向上について測り、実施するすべての寺子屋で90%以上の水準を維持し続けることを目標とする。
	地域と学校が連携して子どもの学びの場がつくられていると思う地域住民の割合(教育委員会調べ)	地域教育会議、地域の寺子屋、学校運営協議会に関わる市民を対象にしたアンケートにおいて、「地域に学びの場があることを実感できた」と回答した割合※現状値(R7)は、調査母数が小さいことから参考値	子どもの学びの場をつくる一主体である地域住民の実感を指標として設定することで、地域と子どもが連携・協働し、子どもの学びを支える環境づくりの成果を測るものとして設定する。	89.3% (R7年度)	90.0%以上 (R8年度)	90.0%以上 (R9年度)	90.0%以上 (R10年度)	90.0%以上 (R11年度)	新たに指標として設定するために、R7年度の地域教育会議、地域の寺子屋、一部の学校運営協議会の委員に行ったアンケートの肯定的な回答の割合が89.3%となった。調査母数が小さいため参考値とするが、この数値をもとに90%以上の水準を維持し続けることを目標とする。

序章	施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
						1年目	2年目	3年目	4年目	
基本構想	3-1-1	市域の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (環境局調べ)	市域の温室効果ガス削減量(2013年度実績-最新年度実績)/市域の温室効果ガス排出量(2013年度:2,383万t)×100(%)	本指標により、市域の温室効果ガスの排出削減の進捗を測ることができるため。	▲35.0% (R5年度)	▲41.7% 以上 (R6年度)	▲42.9% 以上 (R7年度)	▲44.1% 以上 (R8年度)	▲45.4% 以上 (R9年度)	R4年度に改定した地球温暖化対策推進基本計画の目標値の一つとして、2030年度までに市域の温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 なお、温室効果ガス排出量の算定結果は、2年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各年度の目標年次は、各年度末に把握できる2年前の年次を示している。
		市役所の温室効果ガス排出量の削減割合(2013年度比) (環境局調べ)	市役所の温室効果ガス削減量(2013年度実績-最新年度実績)/市役所の温室効果ガス排出量(2013年度:41.5万t)×100(%)	本指標により、市の率先行動の成果を測りつつ、市域の温室効果ガスの排出削減への寄与を定量的に測ることができるため。	▲24.6% (R6年度)	▲28.6% 以上 (R7年度)	▲34.6% 以上 (R8年度)	▲40.1% 以上 (R9年度)	▲45.1% 以上 (R10年度)	R4年度に改定した地球温暖化対策推進基本計画の目標値の一つとして、2030年度までに市役所の温室効果ガス排出量の2013年度比50%以上としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 ※実績値については、国の算定手法の変更により再生可能エネルギー電力導入の効果が反映されることになった。(R7.3月以降)
		市域の再生可能エネルギー導入量 (環境局調べ)	市域に導入された再生可能エネルギー発電設備の設備容量の合計	本指標により、市域の再生可能エネルギー設備の導入状況を把握することで、市域の温室効果ガスの排出削減への寄与を定量的に測ることができるため。	25.2kW (R6年度)	25.5kW 以上 (R7年度)	26.9kW 以上 (R8年度)	28.3kW 以上 (R9年度)	29.9kW 以上 (R10年度)	R4年度に改定した地球温暖化対策推進基本計画の目標値の一つとして、2030年度の再生可能エネルギー導入目標を33kW以上としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 なお、再生可能エネルギー導入量の算定結果は、1年遅れで公表されるため、各年度の目標年次は、各年度末に把握できる1年前の年次を示している。
基本計画	3-1-2	1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	総処理量(家庭系・事業系(焼却ごみ・資源物))/人口/日数(365日)	ごみ排出量からごみの発生抑制の状況を把握し、3Rの取組の進捗状況を定量的に測ることができるため。	793g (R6年度)	774g以下 (R8年度)	758g以下 (R9年度)	750g以下 (R10年度)	742g以下 (R11年度)	循環型社会形成推進計画の目標値の一つとして、R19年度までに「1人1日あたりのごみ排出量」をR6年度から約1割削減としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定。
		ごみ焼却量 (環境局調べ)	処理センターで焼却処理を行う普通ごみ・事業系ごみなどの合計	ごみ焼却量からごみの発生抑制や分別・資源化の状況を把握し、3Rの取組の進捗状況を定量的に測ることができるため。	31.5万t (R6年度)	30.5万t以下 (R8年度)	29.7万t以下 (R9年度)	29.1万t以下 (R10年度)	28.7万t以下 (R11年度)	循環型社会形成推進計画の目標値の一つとして、R19年度までに「ごみ焼却量」をR6年度から約5万t削減としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。
		プラスチック資源の分別率 (環境局調べ)	プラスチック資源の収集量/プラスチック資源の収集量と焼却量(ごみ組成調査による推計)の合計×100(%)	プラスチック資源の分別率からプラスチック類の資源循環の状況を把握し、3Rの取組の進捗状況を定量的に測ることができるため。	33% (R6年度)	40%以上 (R8年度)	44%以上 (R9年度)	47%以上 (R10年度)	51%以上 (R11年度)	循環型社会形成推進計画の目標値の一つとして、R19年度までに「プラスチック資源分別率」をR6年度から約2倍増加としており、その目標値を踏まえ第4期における目標値を設定する。 ※実績指標「プラスチック資源の分別率の現状値(R6年度)」は、全市の「プラスチック製容器包装」と川崎区の「プラスチック製品」を対象として算出。
第4期 実施計画	3-1-3	二酸化窒素の環境基準下限値0.04ppmを達成した測定期の割合 (環境局調べ)	環境基準下限値達成局数/測定期数(18局)×100(%)	環境基準設定物質の一つである二酸化窒素の濃度推移を把握することで、大気環境が高い水準で維持されていることを定量的に測ることができるため。	88.9% (R6年度)	88.9%以上 (R8年度)	88.9%以上 (R9年度)	88.9%以上 (R10年度)	94.4%以上 (R11年度)	二酸化窒素濃度の推移は、R3年度以後、18局中15局(83.3%)で下限値(0.04ppm)を下回っており、現状(R6年度)ではさらに1局が初めて下回った。引き続き改善傾向にあることから、さらに1局が下回ることを目標に掲げて取り組むこととし、第4期における目標値を設定する。なお、安定的な下限値達成や異なる達成局増え一定の期間を要すると想定されることから、最終年度での達成を見込む。
		河川のBOD、海域運河部のCODの環境基準値適合割合 (環境局調べ)	環境基準値適合地点数/測定地点数(河川12地点+海域運河部3地点)×100(%)	本指標により、市域から影響を受けやすい河川や海域運河部の水質を把握することで、水環境の状況を定量的に測ることができるため。	100% (R6年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	大気・水環境計画において、河川のBOD及び海域運河部のCODの環境基準値適合割合の100%維持をめざしていることを踏まえ、第4期における目標値を設定する。
		光化学オキシダント環境改善評価指標値 (環境局調べ)	測定期ごとに4月から10月までの光化学オキシダントの日平均濃度(5時~20時)から夜間平均濃度(前日20時~5時)を差し引いた値について、3年移動平均を算出し、さらに測定期全局(9局)で平均した値	本指標により、健康や気候変動への影響が懸念される光化学オキシダント濃度の低減に向けた取組の効果を定量的に測ることができるため。	0.0103ppm (R6年度)	0.0103ppm 以下 (R8年度)	0.0103ppm 以下 (R9年度)	0.0103ppm 以下 (R10年度)	0.0103ppm 以下 (R11年度)	大気・水環境計画において、「光化学オキシダント高濃度の低減」に向けた取組を推進することとしており、R12年度までに「光化学オキシダント環境改善評価指標値0.0103ppmの達成をめざしていることを踏まえ、第4期における目標値を設定する。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
3-2-1	協働の取組により植樹した本数 (建設緑政局調べ)	緑化指針に基づく植樹、緑化助成制度による思い出記念樹、みどりの事業所や地域緑化推進地区などの取組による植樹本数の累計 ※H22年度以降の累計	多様な機能や効果を持つ緑の価値を活用してまちづくりに取り組む中で、緑化指針や緑化助成制度、みどりの事業所や地域緑化推進地区などの協働の取組による植樹本数は、多様な主体のつながりを活かした、協働の取組による都市緑化の推進状況を測ることができるため。	143万本 (R6年度)	157万本以上 (R8年度)	164万本以上 (R9年度)	171万本以上 (R10年度)	178万本以上 (R11年度)	都市の緑は、生物多様性の保全や、都市の基盤として生活空間にうるおいやすらぎをもたらす等、多様な機能や効果を有している。市民や企業等との協働による都市緑化を推進していく必要があることから、過去の実績を参考としつつ、各年度7万本の植樹を想定し、協働の取組により植樹した累計本数の増加をめざす。
	緑のボランティア活動団体数 (建設緑政局調べ)	公園、街路樹、緑地などにおけるボランティア活動団体等の合計	市民・企業・学校など、多様な主体と共に、みどりを通じて、暮らしやすく、住み続けたいまちの実現をめざす上で、緑のボランティア活動団体数は、多様な主体による活動が持続されている状況を測ることができるため。	1,409団体 (R6年度)	1,409団体 以上 (R8年度)	1,409団体 以上 (R9年度)	1,409団体 以上 (R10年度)	1,409団体 以上 (R11年度)	みどりをきっかけに人と人が地域でつながるまちづくりを進めていく中、緑のボランティア活動団体の高齢化等に伴い、活動の持続性確保が困難になるなどの課題も生じていることから、R6年度時点の活動団体数(管理運営協議会及び公園緑地愛護会、街路樹等愛護会等の団体数の合計)の維持をめざす。
	多摩川を訪れたことのある人の割合 (市民アンケート)	多摩川を「頻繁(週1回以上)に訪れている、定期的(月1回以上)に訪れている、少なくとも1回は訪れたことがある」と回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	都市における貴重なオープンスペースであり、市民共有の財産である多摩川に、多様な主体による取組の推進によって訪れる機会を創出し、より多くの市民利用を促進することと求められる中、訪れた人の割合を把握することで、取組の成果を測ることができるため。	64.4% (R7年度)	64.6%以上 (R8年度)	64.8%以上 (R9年度)	65.0%以上 (R10年度)	65.2%以上 (R11年度)	多摩川において、水辺の賑わい創出に向けた取組、水辺の楽校の活動支援の取組、二ヶ領せせらぎ館や大師河原防水センターなどの水辺の拠点における環境学習・情報発信の取組など、多様な主体によるさまざまな活用を推進することにより、多摩川を訪れる機会を創出し、過去のイベントにおけるアンケート実績等を参考にしつつ、より多くの市民が訪れるることをめざす。
3-2-2	公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	大規模公園緑地の用地取得や、開発等に伴い設置される公園(提供公園)、寄附・借地制度を活用した公園整備等による公園緑地の累積面積	公園緑地は、災害時の避難場所や、地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースであることから、公園緑地の累積面積を把握することにより、取組の成果を測ることができるため。	775.8ha (R6年度)	777.9ha 以上 (R8年度)	779.0ha 以上 (R9年度)	780.1ha 以上 (R10年度)	781.2ha 以上 (R11年度)	土地需要が依然として高い本市域において、魅力ある公園緑地づくりを推進するためには、立地特性や市民ニーズ等を踏まえながら、大規模公園緑地の用地取得や、開発等に伴い設置される公園(提供公園)、寄附・借地制度を活用した公園整備等を進める必要があることから、R6年度までの実績及び今後の見込みを踏まえ、公園緑地面積の増加をめざす。
	公園緑地の利用頻度 (市民アンケート)	過去1年間で公園緑地を「週3回以上」「週1回以上」「月1回以上」「年に1回以上」「年に1回以上」利用していると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	公園緑地整備や民間活力の導入により公園緑地の魅力を高めるとともに、維持管理の推進により安全性・快適性の向上を図ることは、市民の公園緑地の利用促進に資することから、その利用頻度を把握することで、取組の成果を測ることができるため。	65.7% (R7年度)	65.9%以上 (R8年度)	66.1%以上 (R9年度)	66.3%以上 (R10年度)	66.5%以上 (R11年度)	誰もが利用しやすく、快適で、居心地のよい、地域の特色を活かした公園緑地づくりを推進するためには、魅力的な公園緑地の整備や、適切な維持管理及び公園緑地の適正かつ市民ニーズを踏まえた管理運営が必要であることから、取組を推進することで、公園緑地の利用頻度向上をめざす。
	街路樹の維持管理を行った路線数の割合 (建設緑政局調べ)	街路樹の維持管理を行った路線数／「街路樹管理計画」に記載している路線数(408路線)	街路樹の健全度診断や計画的な更新、剪定等を行うことは、良好な街景観の形成や、暑熱効果のある緑陰の確保など、道路利用環境の向上に資することから、街路樹の維持管理を実施する路線数の割合を把握することで、取組の成果を測ることができるため。	100% (R6年度)	100% (R8年度)	100% (R9年度)	100% (R10年度)	100% (R11年度)	市民が安全かつ快適に道路を利用するためには、計画的な街路樹の剪定や除草など、適切な維持管理を計画的に実施する必要があることから、「街路樹管理計画」に記載している全路線(408路線)において、街路樹の維持管理の実施をめざす。
4-1-1	起業希望者に対する支援による年間起業件数 (経済労働局調べ)	「創業支援等事業計画」に定める創業支援等事業を活用した者のうち、実際に法人設立や開業届の提出等に至った件数	将来的な地域経済の活性化や雇用創出、社会課題解決に資する創業支援施策の成果を測るものとして、新しいビジネスモデルや技術の導入を促進する起業の件数が適切な指標となるため。	157件 (R6年度)	165件以上 (R8年度)	181件以上 (R9年度)	199件以上 (R10年度)	218件以上 (R11年度)	総務省の就業構造基本調査によると近年の起業者数は減少傾向にあり、本市においてもR6年度の起業件数はR4・5年度実績と比較して約20%減少している。しかし、起業は地域経済の活性化や社会課題の解決に直結する重要な取組であることから、現行計画で採用している「毎年10%増加」という目標値の考え方を踏襲し、現行の支援体制の活用に加え、新たな支援策の検討も進めながら、起業件数を着実に増加させていくことを目標とする。
	かわさき新産業創造センター(KBIC)における事業拡大した卒業企業の市内立地率 (経済労働局調べ)	KBICにおける事業拡大した卒業企業の市内立地率の割合	KBICでの支援を通じて成長した企業が、市内立地により市内産業の活性化に貢献した成果を測るものとして、事業拡大した卒業企業の市内立地率の増加が適切な指標となるため。	61% (R3~6年度)	70%以上 (R5~8年度)	70%以上 (R6~9年度)	75%以上 (R7~10年度)	80%以上 (R8~11年度)	企業の市内立地は、インキュベーションマネージャー(KBIC入居企業の成長支援をする者)による事業成長や市内移転に係る支援に加え、不動産市況や立地環境など支援の枠を超えた複合的な要因が絡むため容易ではないが、税源涵養など市内経済の活性化に資する重要な成果であることから、計画期間内での市内産業立地拠点の整備の進展も見据え、直近4年間の事業拡大した卒業企業の市内立地率である61%を上回る水準の達成をめざす。
	市内に立地する量子スタートアップ数 (経済労働局調べ)	川崎市内に本社または主要拠点を有する企業等のうち、量子技術を活用した製品・サービスの開発を主たる事業とするスタートアップの数	量子技術は、今後の産業構造や社会課題の解決に大きな影響を与える可能性を持つ先端分野であり、スタートアップの集積は地域のイノベーション力や経済活力を示す重要な要素であることから、施策の成果として、量子スタートアップ数が適切な指標となるため。	2社 (R6年度)	4社以上 (R8年度)	5社以上 (R9年度)	6社以上 (R10年度)	7社以上 (R11年度)	全国的に量子スタートアップは数が限られており、本市でもR6年度時点の実績は2社にとどまっている。しかし、量子技術は「次世代の基幹技術」として産業競争力や社会課題解決に直結する重要な分野であり、スタートアップ集積の促進は本市の成長戦略において不可欠である。こうした状況を踏まえ、立地促進や支援体制の強化を通して、R8年度以降は毎年1社ずつの増加を目標とし、着実なスタートアップ数の拡大をめざす。

序章	施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
						1年目	2年目	3年目	4年目	
4-1-2	資本金1億円未満の黒字法人の割合 (経済労働局調べ)	資本金1億円未満の法人のうち、法人市民税(法人税割)が課税されている法人の割合	資本金1億円未満の法人は、法人全体の9割以上を占めており、その多くが中小企業である。これらのうち法人市民税(法人税割)を納付する黒字法人の割合の推移を通じ、各種施策による中小企業の成長状況を把握できることから、適切な指標となるため。	40.3% (R6年度)	41.9%以上 (R8年度)	42.7%以上 (R9年度)	43.5%以上 (R10年度)	44.3%以上 (R11年度)	黒字法人の割合については、H29年度以降は年平均で0.7%ずつ上昇しているものの、安定して上昇している状況ではない。そのような中で中小企業支援の取組を通じて、これまでの平均を超える年平均0.8%の増加を目指し黒字法人の割合を高め、持続的な経済成長をめざす。	法人市民税(法人税割)は法人の収益に応じて課税され、市内の経済状況を反映する指標となることから、中小企業支援の取組を通じて、H29年度以降のGDP成長率(年平均1.6%)を上回る1.7%の成長目標とし、持続的な経済成長をめざす。
	資本金1億円未満の法人に対する法人市民税(法人税割)課税額 (経済労働局調べ)	資本金1億円未満の法人の収益に対して課税される額	資本金1億円未満の法人は、法人全体の9割以上を占めており、その多くが中小企業である。これらの法人への課税額の推移により、各種施策による中小企業の成長状況を把握できることから、適切な指標となるため。	3,343百万円 (R6年度)	3,458百万円 以上 (R8年度)	3,516百万円 以上 (R9年度)	3,576百万円 以上 (R10年度)	3,637百万円 以上 (R11年度)		
	事業所数(雇用者のいない個人経営の事業所を除く) (経済センサス基礎調査)	民営事業所数(雇用者のいない個人経営の事業所を除く)	市内企業の競争力強化や経営改善に向けた支援、立地ニーズに応じた事業用地のマッチング等により、市内に企業が集積していることを示すものとして、市内の事業所の継続的な増加が適切な指標となるため。	32,500社 (R6年度)	—	—	—	32,750社 以上 (R11年度)	国の推計では事業所数は全国的に緩やかに減少傾向にあるとされており、経営者の高齢化も進んでいる状況にある。このような状況から、事業所数の大幅な増加は望めないものの、直近で比較が可能なH28年度とR3年度の経済センサス活動調査における事業所数の増加率(0.7%)以上を目標とする。なお、指標とする数字は基礎調査の速報値をベースとしている。※5年ごとの調査	
4-1-3	本市への訪日外国人旅行者数 (モバイル空間統計)	NTTドコモのモバイル空間統計を活用した「神奈川県観光オープンデータ(神奈川県観光協会)」に基づく本市を訪問した外国人旅行者数	観光施策(各種プロモーション、ツアーコース等)を実施した結果として、誘客指標は重要であり、成果を定量的に示すものとして、旅行者数の増加が適切な指標となるため。	69万人 (R6年)	84万人以上 (R8年)	91万人以上 (R9年)	98万人以上 (R10年)	105万人以上 (R11年)	国のR12年目標(訪日外国人旅行者数6,000万人、R6年比約1.6倍)を踏まえ、本市では同様の増加傾向を目指し、年間約7.2万人の増加を見込み、R11年には現状比約36万人増の105万人以上を目標値として設定する。	国土交通省「宿泊旅行統計調査」をもとに、市内宿泊施設の部屋などを考慮して本市が独自に推計した宿泊者数について、過去10年間の増加傾向から計画期間では年間約3万人泊の増加を目指として設定する。
	宿泊施設の年間宿泊者数 (経済労働局調べ)	国土交通省「宿泊旅行統計調査」をもとに、本市が独自に推計した人数	観光施策(各種プロモーション、ツアーコース等)を実施した結果として、滞在指標は重要であり、成果を定量的に示すものとして、宿泊者数の増加が適切な指標となるため。	231万人泊 (R6年)	237万人泊 以上 (R8年)	241万人泊 以上 (R9年)	244万人泊 以上 (R10年)	247万人泊 以上 (R11年)		
	観光・商業関連事業者が新たに生み出した付加価値 (経済労働局調べ)	「経済構造実態調査」をもとに、本市が独自に集計した小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の付加価値額の合計	観光振興や商業活性化の取組等により、賑わいの創出にとどまらず、地域経済の持続的な成長につなげていくことが重要であり、付加価値額は事業者が地域で新たに生み出した価値を定量的に示す指標となるため。	1,764億円 (R6年)	1,865億円 以上 (R8年)	1,917億円 以上 (R9年)	1,971億円 以上 (R10年)	2,026億円 以上 (R11年)	「経済構造実態調査」をもとに本市が独自に集計した小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業の付加価値額について、直近(R3年度からR4年度)の市内総生産の伸び率を参考に、毎年2.8%の増加を見込んだ数値を目標とする。	
4-1-4	認定農業者の経営体数 (経済労働局調べ)	市に農業経営改善計画を提出して認定され、支援を受ける認定農業者の累計経営体数	農業者数全体が年々減少傾向にある中で、既存の担い手への集約や新たな担い手確保・育成の取組が必要であり、その効果として、自ら農業経営改善計画を作成し、市町村に認められた農業者「認定農業者」の経営体の増加が適切な指標となるため。	57経営体 (R6年度)	59経営体 以上 (R8年度)	61経営体 以上 (R9年度)	63経営体 以上 (R10年度)	65経営体 以上 (R11年度)	現計画期間中(R4～6年度)で新規に認定農業者となった経営体は年平均約3経営体の増加となっており、施策効果を踏まえ、更なる新規増加(年平均3.75経営体増加)を見込む一方で、5年毎の更新際に一定の経営改善の成果が出た等の理由で更新しない方もおり、それらの減少率(各年度の対象者の約30%)も反映したもの目標とする。	市街化調整区域内での農地貸借面積 (経済労働局調べ)
	市街化調整区域での農地貸借面積 (経済労働局調べ)	市街化調整区域内において貸借が行われている農地面積の合計	農地面積がこの30年間で半減しており、農地貸借の推進により耕作放棄地や違反転用を抑えるとともに担い手への農地集積が必要であり、その取組の効果として、公示されて客觀性もある市街化調整区域内での農地貸借面積(農地法3条の賃貸を除く)の増加が適切な指標となるため。	13.2ha (R6年度)	15.7ha以上 (R8年度)	17.0ha以上 (R9年度)	18.3ha以上 (R10年度)	19.6ha以上 (R11年度)	市街化調整区域内での農地貸借面積は、R4年度の土地所有整理による農地集約分を除いた増加分である平均0.95haを基準とし、施策効果を踏まえ、今後は継続して毎年度約1.3ha以上増加させていくことを目標とする。	
	援農ボランティア数 (経済労働局調べ)	かわさきそだち栽培支援講座(援農ボランティア育成講座)の累計修了生数	市民と農業のつながる機会に関する取組の効果として、農業者の労働力不足解決に寄与する援農ボランティアの増加が適切な指標となるため。	172人 (R6年度)	186人以上 (R8年度)	186人以上 (R9年度)	200人以上 (R10年度)	200人以上 (R11年度)	援農ボランティアの育成については、「かわさきそだち栽培支援講座」(2か年事業)を開催し、R7～8年度の講座では14人が受講していることから、同程度の伸びを見込んだ数を目標とする。	

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
4-1-5	市の就業支援事業による就職決定者数(経済労働局調べ)	市が実施するキャリアサポートかわさき事業等の就業支援事業によって就職が決定した人数	多様な人材の就業支援と企業の人材確保支援に向けた取組の効果として、キャリアサポートかわさき事業等によって就職が決定した人数が適切な指標となるため。	468人(R4~6年度平均)	498人以上(R6~8年度平均)	498人以上(R7~9年度平均)	501人以上(R8~10年度平均)	504人以上(R9~11年度平均)	キャリアサポートかわさき事業等による就職決定者数は、社会経済状況や企業の採用計画に大きく左右されるなど年度ごとの変動が見られることから、目標値は直近の3か年平均で設定する。R7年度の推定値495人を基準として、R4年度実績値からR7年度推定値までの平均増加人数(1.5人)を上回る高い水準を維持・向上できるよう、毎年度3人ずつ段階的に引き上げていくことを目標とする。
	働き方改革の取組を行っている事業所の割合(経済労働局調べ)	川崎市労働状況実態調査の「働き方改革への取組状況」にて取組を行っていると回答した割合	ライフスタイルや価値観の変化に伴う働き方の多様化に対し、市内企業で働く人々が働きやすい環境づくりを推進・維持することが必要であり、多様な働き方を選択できる体制を確保する市内企業の割合が適切な指標となるため。	87.3%(R6年度)	90%以上(R8年度)	90%以上(R9年度)	90%以上(R10年度)	90%以上(R11年度)	働き方改革に取り組む市内企業の割合は、R4年度からR6年度までの3年間で減少傾向にあるものの、働き方改革に取り組む企業が増え、多様な働き方ができる環境整備を推進することは重要であることから、今後も同程度を維持していくことを目標とする。
4-2-1	臨海部に立地する企業が納める固定資産税額(臨海部国際戦略本部調べ)	臨海部の法人が納める固定資産税額の推計値を合算して算出	川崎臨海部の産業競争力の強化や、大規模土地利用転換の取組、カーボンニュートラル化の推進などが図られていくためには企業の積極的な設備投資が行われていく必要があります。臨海部においても企業の設備投資を後押しする支援策などを実施することから、企業の設備投資の状況を評価するため、企業が納める固定資産税額を設定する。	29,024百万円(R6年度)	29,607百万円以上(R8年度)	29,904百万円以上(R9年度)	30,203百万円以上(R10年度)	30,505百万円以上(R11年度)	企業の設備投資により、産業競争力が強化されるとともに、固定資産税額の増加につながることから、今後も産業競争力の強化や社会課題解決に向けて、キングスカイフロントや南渡田地区の研究開発拠点の形成、カーボンニュートラルコンビナートへの転換に向けた取組、土地利用転換の推進や投資促進制度の運用などを推進していくため、臨海部に立地する企業が納める固定資産税額を目標とする。なお、目標値については、直近10年間の増加率平均が1%であることから、年1%以上の増加を設定する。
	川崎区の従業者1人あたりの製品出荷額等(経済構造実態調査)	川崎区の製品出荷額等/川崎区の従業者数	生産性の向上等により、企業の活性化を評価することができるから、川崎臨海部における立地企業の産業競争力の強化を測る指標として、従業者1人あたりの製品出荷額等を設定する。	12,935万円(R6年度)	13,458万円以上(R8年度)	13,727万円以上(R9年度)	14,001万円以上(R10年度)	14,282万円以上(R11年度)	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を2%に設定していることから、年2%以上の増加を設定する。
4-2-2	扇島地区(南地区)および南渡田地区における土地利用転換の進捗率(面積)(臨海部国際戦略本部調べ)	(「扇島地区(南地区) + 南渡田地区 + 関連公共基盤」における土地利用転換の完了面積)/(「扇島地区(南地区) + 南渡田地区 + 関連公共基盤」における土地利用転換の計画面積)×100(%)	JFEスチール(株)の高炉等休止に伴う大規模土地利用転換の取組は、我が国の産業競争力強化や社会課題解決に資する産業拠点形成等により、臨海部全体の持続的な発展を牽引する役割を担うことから、対象となる広大な面積における取組状況を示す指標として、土地利用転換の進捗率を設定する。	0%(R7年度)	0%以上(R8年度)	1.9%以上(R9年度)	16.5%以上(R10年度)	19.8%以上(R11年度)	土地利用方針等に基づき、戦略的に本市が誘導・整備し土地利用転換を推進する計画面積のうち、第4期実施計画期間中に予定している扇島地区(南地区)の先導エリアや南渡田1期地区(北地区北側)の供用開始により完成する施設の敷地や関連公共基盤の目標面積の割合を目標値として設定する。 ・目標面積:約55.5ha ・計画面積:約279.6ha ・扇島地区(南地区):土地利用方針で示している「土地利用転換を実施する範囲」 ・南渡田地区:土地利用方針で示している「土地利用転換に向け、拠点整備基本計画を策定した範囲」 ・関連公共基盤:上記2地区における土地利用転換に関連して整備する道路等の公共基盤
	公共ふ頭取扱貨物量(港湾統計)	公共ふ頭における取扱貨物量を集計し算出	ポートセールスや港湾機能の強化等による取扱貨物量の増加が、競争力の強化を示す数値であることから、指標として設定する。	875万t(R6年)	881万t以上(R7年)	887万t以上(R8年)	892万t以上(R9年)	898万t以上(R10年)	港の更なる競争力強化に向けて、引き続き積極的なポートセールスを推進するとともに、港湾施設の機能強化を図っていくことから、貨物動向や港湾施設の整備状況を踏まえた目標値を設定する。
	川崎港港湾脱炭素化推進計画に掲載される港湾脱炭素化促進事業数(港湾局調べ)	脱炭素化に資する本市や立地企業による取組として川崎港港湾脱炭素化推進計画に掲載されている港湾脱炭素化促進事業の数	2050年のカーボンニュートラルポートの実現と、港の競争力強化に向けて、川崎港では川崎港港湾脱炭素化推進計画を策定し、官民連携して取組を推進しており、継続した取組による掲載事業の増加は、脱炭素化や競争力強化につながることから、指標として設定する。	114事業(R6年)	126事業以上(R8年)	132事業以上(R9年)	138事業以上(R10年)	144事業以上(R11年)	港の競争力強化に向けて継続的に立地企業の取組を推進していく中で、R5年度末からR6年度末にかけての掲載事業の増加ペース(6件)を維持するものとして目標値を設定する。
4-2-3	主な港湾緑地周辺の休日における年間滞留人口(R6年度比)(RESAS)	当該年度の休日における主な港湾緑地等の年間滞留人口×100(%) ※主な港湾緑地等は、東扇島東公園、中公園、西公園、ちどり公園、水江町公園(完成後)及び川崎マリエンとする ※125mメッシュでの集計とする	港湾の活力や機能の継続的な維持・強化に向けては、川崎港に対する市民理解の向上が不可欠であることから、市民に開かれた港づくりに向けた取組の成果として、主な港湾緑地周辺の休日における年間滞留人口増加率を指標として設定する。	100%(R6年度)	103%以上(R8年度)	105%以上(R9年度)	107%以上(R10年度)	108%以上(R11年度)	市民に開かれた港づくりの取組を引き続き推進していくことから、川崎マリエンのR1年度-R6年度(コロナ及び体育室修繕の影響があつたR2年度-R4年度を除く)の年平均増加率1.62%と同等の増加率で目標値を設定する。(各年度目標値は小数点以下四捨五入)

序章	施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
						1年目	2年目	3年目	4年目	
基本構想	4-3-1	広域拠点(川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅)の駅周辺滞留人口 (RESAS)	広域拠点の駅周辺の2号再開発促進地区における、RESASにより算出した1日あたりの滞留人口の合計※0時～6時は除く、年間平均	都市機能の集積や交通結節機能の強化、賑わい創出に向けた取組などは、来街者や就業者等の増加につながるため、駅周辺の滞留人口を把握することで、魅力にあふれた広域拠点の形成に向けた取組の成果を測ることができることから、指標として設定する。	185.1万人/日 (R6年)	187.3万人/日以上 (R8年)	188.3万人/日以上 (R9年)	189.3万人/日以上 (R10年)	190.3万人/日以上 (R11年)	国勢調査により算出した広域拠点駅周辺の昼間人口は増加傾向にあり、引き続き市全体の活動を高め持続可能なまちづくりを牽引するため、昼間人口の増加率を使用して1日あたりの駅周辺滞留人口の推計値を算出し、目標値として設定する。
		地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	地域生活拠点の駅を中心とした半径500m圏内の町丁目を抽出し、各町丁目の川崎市統計書の人口を合計	地域生活拠点では、それぞれの地域特性を活かしながら、商業や業務だけでなく都市型住宅の機能も集積し、多様なライフスタイルに対応したコンパクトな、魅力と個性にあふれたまちづくりを推進していることから、地域生活拠点の駅周辺の人口を指標として設定する。	19.7万人 (R7年度)	19.7万人以上 (R8年度)	19.8万人以上 (R9年度)	19.8万人以上 (R10年度)	19.9万人以上 (R11年度)	地域生活拠点では、地域特性を活かしたコンパクトなまちづくりを推進しており、駅周辺の人口は増加傾向にあるため、将来人口推計により算出した人口増加率を使用し、駅周辺人口の推計値を算出し、目標値として設定する。
		地価公示(住宅地・商業地) の平均価格 (川崎市の地価情報)	(全市の住宅地の平均価格×地点数+商業地の平均価格×地点数)/ (全市の住宅地の地点数+商業地の地点数)	拠点等の重点的整備により地価が上昇し、効果は拠点駅周辺や鉄道沿線地域に波及するため、地価公示の平均価格を把握することで、拠点整備等の波及効果を測る。	472.6千円/m ² (R7年)	480.6千円/m ² 以上 (R8年)	488.8千円/m ² 以上 (R9年)	497.3千円/m ² 以上 (R10年)	505.6千円/m ² 以上 (R11年)	これまでの拠点等の重点的整備により地価が上昇しており、引き続き拠点等の整備を推進していることから、過去の地価公示の平均価格から算出した上昇率を使用し、各年の平均価格の推計値を算出し、目標値として設定する。
基本計画	4-4-1	都市計画道路の完成延長 (建設総政局調べ)	都市計画道路の整備が完成した区間の総延長	都市計画道路は、市民生活や経済活動を支える重要な都市基盤であり、その整備延長を把握することで、道路網の形成状況を定量的に評価し、取組の成果を測ることができるため。	210.9km (R6年度)	212.5km以上 (R8年度)	212.5km以上 (R9年度)	213.3km以上 (R10年度)	215.6km以上 (R11年度)	市民生活や経済活動を支えるため、着実な道路網の形成が求められる中、「道路整備プログラム」に基づき、整備効果の高い箇所を選定し、効率的・効果的な整備を推進することで、都市計画道路の完成をめざす。
		渋滞対策の改善効果が発現した累計か所数 (建設総政局調べ)	渋滞対策の実施により、交通の円滑化などの改善効果が確認された累計箇所数	局所的かつ即効的な渋滞対策は、効率的・効果的な渋滞緩和に資する取組であり、その改善効果が発現した累計箇所数を把握することで、交通環境の改善に向けた取組の成果を測ることができるため。	18か所 (R6年度)	19か所以上 (R8年度)	20か所以上 (R9年度)	21か所以上 (R10年度)	22か所以上 (R11年度)	市内交通の円滑化が求められる中、幹線道路の整備には一定の期間を要することから、早期の効果発現を目的として、計画的に渋滞対策を推進しており、交差点改良など局所的かつ即効的対策等により、渋滞対策の改善効果が確認された箇所の増加をめざす。
		橋りょうの耐震化率 (建設総政局調べ)	耐震対策済橋りょう数/耐震対策が必要な橋りょう数(384橋)×100 (%)	計画的に耐震対策を実施し、耐震化された橋りょう数を把握することで、安全性の向上に向けた取組の成果を測ることができます。	75% (R6年度)	83%以上 (R8年度)	87%以上 (R9年度)	91%以上 (R10年度)	95%以上 (R11年度)	首都圏直下地震などの大規模地震に備えて橋りょうの耐震性能を向上することは、道路網の維持につながるものである。そのため、「橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょう及び防災上の観点から重要性の高い一般橋りょうについて耐震性能の向上を図り、R11年度末時点での橋りょうの耐震化率95%以上の達成をめざす。
第4期実施計画	4-4-2	地域公共交通の利用者数 (まちづくり局調べ)	路線バス(統計情報)とコミュニティ交通(まちづくり局調べ)の利用者数の合算値	路線バスとコミュニティ交通の利用者数は、市民の多様な移動ニーズへの対応や暮らしやすいまちの形成など、地域公共交通に関するさまざまな取組の成果を測ることができるので、指標として設定する。	31.6万人/日 (R5年)	31.6万人/日以上 (R7年)	31.6万人/日以上 (R8年)	31.6万人/日以上 (R9年)	31.6万人/日以上 (R10年)	運転手不足等により路線バスの便数は年々減少している中で、将来にわたり市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、目標値を現状以上として設定する。
		シェアサイクルの利用回転数 (建設総政局調べ)	1日あたりの市内のシェアサイクルの利用回数/市内のシェアサイクルの台数※ ※市内に設置されている全ラック数の1/2	自転車活用の一つであるシェアサイクルは、身近な地域交通における移動手段の一つとして年々ポート数や利用回数が増加している中で、その利用の状況や事業性をわかりやすく測るため、利用回転数を指標として設定する。	2.7回/日・台 (R6年度)	2.7回/日・台以上 (R8年度)	2.7回/日・台以上 (R9年度)	2.7回/日・台以上 (R10年度)	2.7回/日・台以上 (R11年度)	シェアサイクル事業については、事業者による継続的な運営が重要であり、現状値の2.7回/日・台が今後も事業が継続できる利用回転数と考えられることから、目標値は実績を踏まえた現状値以上とし2.7回/日・台以上に設定する。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
4-4-3	有責事故発生件数 (交通局調べ)	有責事故の1年間の発生件数の集計 ※責任割合1%以上の有責事故	運転手実技研修の実施や輸送の安全に係る啓発活動などによる市バス運輸安全マネジメントの取組の成果を測る指標として設定する。	40件 (R6年度)	29件以下 (R8年度)	29件以下 (R9年度)	29件以下 (R10年度)	29件以下 (R11年度)	輸送の安全性の維持・向上を図るために、これまでの「バス事業経営計画」で目標としていた数値と同等の数値を目標値として設定する。
	お客様総合満足度(市バスお客様アンケート調査) (交通局調べ)	アンケートにおいて、市バスに対する総合的な満足度について、「非常に満足」「満足」と回答した人の割合	運転手接遇研修などによる市バスサービス推進の取組の成果を測る指標として設定する。	73.4% (R6年度)	72%以上 (R8年度)	72%以上 (R9年度)	72%以上 (R10年度)	72%以上 (R11年度)	R6年度は川崎市交通事業80周年の年であり、バースデーイベントの開催や記念グッズの販売等明るい話題が多かったことから、市バスに対するイメージが向上したが、この水準をめざし、これまでの目標値と同様の目標値を設定する。
	市バスの乗車人員(1日平均) (交通局調べ)	乗合バス事業に係る1年間の乗車人員／1年間の営業日数	利用動向や走行環境の変化に応じたダイヤ改正などによる市バスサービス推進の取組の成果を測る指標として設定する。	12.8万人 (R6年度)	12.8万人 以上 (R8年度)	12.8万人 以上 (R9年度)	12.8万人 以上 (R10年度)	12.8万人 以上 (R11年度)	将来的な人口減少や、運転手及び整備士の全国的な人材不足が加速している中、市バスは、市民の日常生活を支える身近な公共交通機関として重要な役割を果たしていることから、目標値を現状以上として設定する。
4-5-1	週1回以上のスポーツ・運動の実施率 (市民アンケート)	「週5日以上」「週3～4日程度」「週1～2日程度」スポーツをすると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	スポーツをする人の割合は、市民が定期的、習慣的にスポーツに親しんでいることを直接的に示す指標であり、実施率の推移を定量的に測ることができるため。	44.7% (R7年度)	46.2%以上 (R8年度)	47.6%以上 (R9年度)	48.8%以上 (R10年度)	50.0%以上 (R11年度)	高齢化社会が進む中、スポーツや運動の重要性が高まってきていることなどから、スポーツをする市民を一層増加させる必要があり、市民の半数以上がスポーツを実施している状態をめざし、過去の実績値の推移を勘案して50%を目標値に設定する。
	年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート)	年1回以上「観戦した(川崎市内外)」「観戦した(川崎市内のみ)」「観戦した(川崎市外のみ)」と回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	スポーツを見る人の割合は、市民の関心度や行動を直接的に示す指標であり、観戦率の推移を定量的に測ることができます。なお、国内有数のクラブチーム・アスリートが本市を活動拠点としており、現地観戦でなければ得ることのできない臨場感や一体感により、スポーツに対する興味・関心を高めていくとともに、地域への愛着を深めるため、テレビなどによる間接的な観戦を含まない「直接観戦率」を指標に設定する。	31.4% (R7年度)	32.5%以上 (R8年度)	33.5%以上 (R9年度)	34.3%以上 (R10年度)	35.0%以上 (R11年度)	国内各トップリーグで活躍する市のクラブチームと連携し、スポーツを見る「見る」気運を醸成することにより、引き続き増加させることをめざし、目標値を設定する。
	スポーツをささえる活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	年1回以上スポーツを「ささえる活動に取り組んだことがある」と回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	スポーツを「ささえる」人の割合は、市民がボランティアや運営協力、指導などさまざまな形でスポーツに関わっていることを直接的に示す指標であり、スポーツをささえる活動への参加率の推移を定量的に測ることができます。	7.4% (R7年度)	7.8%以上 (R8年度)	8.2%以上 (R9年度)	8.6%以上 (R10年度)	9.0%以上 (R11年度)	スポーツが地域に根付き、地域における自主的なスポーツ活動を活性化させていくため、R3年度以降7.5%前後で推移している割合を、普及促進等により着実かつ段階的に引き上げることをめざし、目標値を設定する。
4-5-2	年1回以上文化芸術活動をする人の割合 (市民アンケート)	文化芸術活動(自分で創作・実践したり、文化芸術体験を支援する文化ボランティアの活動に参加したりするなど)を「頻繁(週1回以上)」「定期的(月1回以上)」「少なくとも年に1回は」活動すると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、施策目標の「親しむ」姿勢を直接的に示す行動を定量的に測ることができます。	16.1% (R7年度)	16.5%以上 (R8年度)	16.9%以上 (R9年度)	17.3%以上 (R10年度)	17.7%以上 (R11年度)	文化芸術活動する人が増えることでさまざまな出会いや交流が促進され、自由で多様な創作活動が生まれるものであり、R7年度に実施した市民アンケートの結果及び全国実績の直近3カ年の上がり幅を踏まえ、目標値を設定する(毎年+0.4ポイントに設定)。
	年1回以上文化芸術の鑑賞をする人の割合 (市民アンケート)	上ホール、劇場、美術館及び博物館等で文化芸術鑑賞活動を「頻繁(週1回以上)」「定期的(月1回以上)」「少なくとも年に1回は」活動すると回答した人の割合 ※無作為抽出3,000人	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、文化芸術に触れる市民の割合は、文化芸術への関心度やアクセス状況を定量的に測ることができます。	48.6% (R7年度)	49.2%以上 (R8年度)	49.7%以上 (R9年度)	50.2%以上 (R10年度)	50.7%以上 (R11年度)	鑑賞者が増えることで文化芸術に対する関心が高まり、地域の文化イベントへの参加意欲が向上するとともに、施設活用の活性化につながる。R7年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、文化芸術の鑑賞した人の割合を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する(毎年+0.5ポイントに設定)。
	主要文化施設の入場者数 (市民文化局調べ)	主要文化施設(4か所 [※])における入場者数の実績報告の合計値 ※東海道交流館、大山ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、アートセンター	入場者数は、費用対効果を測る成果指標として有効であるほか、文化施設が市民にどれだけ利用されているかを示す定性的な指標でもあり、施策の成果を直接測ることができます。	59.4万人 (R6年度)	59.6万人 以上 (R8年度)	59.8万人 以上 (R9年度)	60.0万人 以上 (R10年度)	60.2万人 以上 (R11年度)	施設の整備やイベント開催などが、市民の来訪につながっている施設(東海道交流館、大山ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、アートセンター)における過去4年間の実績を踏まえ、入場者数を毎年0.2万人ずつ増加していくことをめざし、目標値を設定する。 ※「岡本太郎美術館」及び「ミューザ川崎シンフォニーホール」については、第4期実施期間中ににおいて大規模工事に伴う休止等を予定しているため該指標の合計値には計上しない。

序章	施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
						1年目	2年目	3年目	4年目	
基本構想	4-6-1	オンライン申請率 (総務企画局調べ)	オンライン申請件数／申請総数×100(%) ※e-KAWASAKI、LoGoフォーム、ぴったりサービス利用手続(コンビニ交付可能な手続を除く)	行政手続の原則オンライン化により導入した主要3システムのオンライン申請率を把握することで、オンライン申請の認知度の向上やUI・UXの向上等の利用拡大に向けた取組の効果を測ることができるため。	25.6% (R6年度)	31%以上 (R8年度)	34%以上 (R9年度)	37%以上 (R10年度)	40%以上 (R11年度)	行政手続の原則オンライン化による市民の利便性向上、行政の効率化を実現していくため、広報強化やUI・UXの向上に取り組み、原則オンライン化により導入した主要3システム(e-KAWASAKI、LoGoフォーム、ぴったりサービス)を利用する手続のオンライン申請率を、これまでの利用状況の増加等を加味して、令和11年度末までに40%以上とすることをめざす。
		施設・窓口におけるキャッシュレス決済比率 (総務企画局調べ)	キャッシュレス決済額／総決済額×100(%)	キャッシュレス決済の比率の推移により、キャッシュレス決済の利用拡大に向けた広報等による取組の効果を測ることができるとするため。	17% (R6年度)	20%以上 (R8年度)	21%以上 (R9年度)	21.5%以上 (R10年度)	22%以上 (R11年度)	R4年度からR6年度にかけてキャッシュレス決済比率は、10.5%→14.6%→17.1%と推移(R7年度は19%に届かない見込み)し、増加率が減少傾向にあることを踏まえ、利用促進に向けた広報等の取組により、R8～9年度は1%、R10～11年度は0.5%の増加をめざす。
		提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数 (総務企画局調べ)	本市ホームページ上で提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数	利用者ニーズの高いオープンデータの公開を進めることにより、市民・企業等のダウンロード数が増加することで、利便性が向上していることを測ることができるため。	38,163件 (R6年度)	48,000件 以上 (R8年度)	53,000件 以上 (R9年度)	58,000件 以上 (R10年度)	63,000件 以上 (R11年度)	直近の月平均ダウンロード数※の増加傾向を踏まえ、毎年度5,000件以上の増加をめざす。 ※R6年度(下半期)39,942件⇒R7年度(上半期)44,932件
基本計画	4-7-1	シビックプライド指標・市民の市への「愛着」に関する平均値(10点満点) (川崎市都市イメージ調査)	「愛着」に関しての質問項目の平均スコア	戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの取組等により、どれだけ市民のシビックプライドが醸成されたかを測ることができる指標であるため。	6.3点 (R6年度)	6.3点以上 (R8年度)	6.4点以上 (R9年度)	6.4点以上 (R10年度)	6.5点以上 (R11年度)	市制100周年を契機としてスコアが上昇したことから、その高い水準で維持・向上させることをめざし、上昇した現状値に100周年事業実施前の上昇値を加味して、目標値を設定する。
		シビックプライド指標・市民の市への「誇り」に関する平均値(10点満点) (川崎市都市イメージ調査)	「誇り」に関しての質問項目の平均スコア	戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの取組等により、どれだけ市民のシビックプライドが醸成されたかを測ることができる指標であるため。	5.9点 (R6年度)	5.9点以上 (R8年度)	5.9点以上 (R9年度)	5.9点以上 (R10年度)	6.0点以上 (R11年度)	市制100周年を契機としてスコアが上昇したことから、その高い水準で維持・向上させることをめざし、上昇した現状値に100周年事業実施前の上昇値を加味して、目標値を設定する。
		隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (川崎市都市イメージ調査)	「川崎市のイメージ」を「良い」と回答した隣接都市居住者の割合	戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの取組等により、どれだけ対外的な認知度やイメージが向上したかを測ることができる指標であるため。	58.5% (R6年度)	58.9%以上 (R8年度)	59.3%以上 (R9年度)	59.7%以上 (R10年度)	60%以上 (R11年度)	100周年事業実施前は35%～50%程度であったが、市制100周年を契機として割合が上昇したことから、その高い水準での維持・向上をめざし、戦略的なシティプロモーションや共創プロジェクトの取組等の実施により、現状値からさらに引き上げ、60%を目指とする。
第4期実施計画	5-1-1	地域活動に関する取組に関わっている人の割合 (市民アンケート)	地域活動に関する取組に年1回以上関わっている人の割合 (回答者数から「参加していない」「無回答」を除いた割合) ※無作為抽出3,000人	地域イベントや町内会・自治会などの地域活動への参加は、地域コミュニティの活性化の根幹であり、実際に市民がどれだけ関わっているかを定量的に示す指標であるため。	47.9% (R7年度)	48.5%以上 (R8年度)	49.0%以上 (R9年度)	49.5%以上 (R10年度)	50.0%以上 (R11年度)	コミュニティの活性化には、地域におけるさまざまな活動の広がりが重要であり、市民の半数以上が地域活動に関わっている状態を目指し、目標値を設定する。
		町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	町内会・自治会加入世帯数／総世帯数×100(%)	町内会・自治会は地域の安全、交流、情報共有などを担う重要な組織であり、加入率は地域コミュニティの活性度を示す定量的な指標であるため。	54.7% (R7年度)	54.7%以上 (R8年度)	54.7%以上 (R9年度)	54.7%以上 (R10年度)	54.7%以上 (R11年度)	これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、現状水準(R7.4.1現在の加入率)を維持していくことをめざし、目標値を設定する。
		かわさきSDGsパートナー登録・認証事業者数 (総務企画局調べ)	川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」に登録又は認証している事業者数	「かわさきSDGsパートナー」制度は、地域課題の解決に向けた企業・団体の参画を促すものであり、施策目標の多様な主体による協働・連携」を具体的に示す指標であるため。	3,446者 (R6年度)	3,650者 以上 (R8年度)	3,750者 以上 (R9年度)	3,800者 以上 (R10年度)	3,850者 以上 (R11年度)	R3年の「かわさきSDGsパートナー」制度開始から登録・認証事業者数は飛躍的に増加したものの、増加率が漸減している傾向から既にSDGsに関心を持つ事業者の多くが登録済みと考えられるため、現状水準から増加を維持していくことをめざし、目標値を設定する。

施策番号	指標名 (指標の出典)	算出方法	指標の設定理由	現状	計画期間内目標値				目標値の考え方
					1年目	2年目	3年目	4年目	
5-1-2	コンビニ交付による証明書発行の割合 (市民文化局調べ)	コンビニ交付件数／各種証明書発行交付件数 [*] ×100(%) ※コンビニ交付対象証明書に限定し、公用請求、第三者請求を除く	コンビニ交付による証明書の発行は、時間や場所にとらわれず証明書を取得できるサービスであり、利便性向上を定量的に測ることができるため。	36.0% (R6年度)	45.5%以上 (R8年度)	47.0%以上 (R9年度)	48.5%以上 (R10年度)	50.0%以上 (R11年度)	R7.3月からコンビニ交付手数料を減額したことによる利用促進効果やマイナンバーカードの活用が進むことなどにより、対象とする証明書の半数以上がコンビニ交付を利用している状態を目指す。R8年度はコンビニ交付手数料の減額に伴う交付件数の増加を見込み45.5%とし、R9以降は年1.5ポイントの増加を見込み、50.0%を目指として設定する。
	転出届におけるオンライン申請の割合 (市民文化局調べ)	オンライン届出件数 [*] ／転出届出件数100(%) ※マイナポータルによる転出届出件数	オンライン申請の割合の増加は、窓口対応の負担軽減や市民の待ち時間短縮などにつながり、区役所サービスの利便性・効率性の向上を定量的に測ることができるため。	26.3% (R6年度)	29.8%以上 (R8年度)	31.5%以上 (R9年度)	33.3%以上 (R10年度)	35.0%以上 (R11年度)	社会全体のデジタル化の進展やマイナンバーカードの活用が進むことなどにより、R10年度までに3人に1人がオンライン申請をしている状態をめざし、年1.7ポイント程度の申請率の増加を見込み、目標値を設定する。
	区役所サービスに満足している人の割合 (市民文化局調べ)	各区役所で実施する区役所サービス向上に関するアンケート調査に対して、4段階評価(満足、やや満足、やや不満、不満)の中で「満足」「やや満足」を選択した人の割合(設問8項目の平均値)	満足割合は、サービスの質や対応の丁寧さ、利便性などを総合的に評価する指標であり、施策目標の「利用者満足度」を直接的に測ることができる指標であるため。	96.5% (R7年度)	—	97.5%以上 (R9年度)	—	98.5%以上 (R11年度)	区役所サービスの質や丁寧さ、利便性などを向上する取組を総合的に進めることにより、隔年の調査ごとに1ポイントの区役所利用者のサービス満足割合の増加を目指し、目標値を設定する。 ※隔年調査
5-1-3	市民館等が実施する社会教育振興事業等の参加者数 (教育委員会調べ)	市民館等が実施する社会教育振興等事業の参加者数	市民が主体的に学び、学びを通じて人とつながる取組を進めていくためには、市民が広く社会的な課題等について学び、主体的に活動する場である社会教育振興事業等を促進することが必要であり、当該事業の参加者数の推移を見ることで、市民館等における取組の成果を測るものとして設定する。	71,975人 (R6年度)	71,600人以上 (R8年度)	71,100人以上 (R9年度)	73,300人以上 (R10年度)	73,800人以上 (R11年度)	市民館が実施する社会教育振興等事業の参加者数については、コロナ禍の影響から一時期は大きく減少したもの、現在は、コロナ禍以前の水準で事業を実施できていることや、R7年度から順次指定管理者制度を導入することなどを踏まえ、指定管理制度導入後、毎年度1%増加させることを目標値とする。なお、R8、R9年度は、幸市民館の改修工事に伴う減少を見込み目標値を設定する。
	社会教育事業を通じて新しい知り合いが増えた人の割合 (教育委員会調べ)	市民館が実施しているアンケートにおいて、社会教育振興事業を通して「つながり・知り合いができた」と回答した参加者の割合	市民館においては、学びや活動を通じたつながりづくりの役割が求められており、市民館において実施している事業によって「つながり・知り合いができる」と答えた参加者の割合を見ることで、社会教育振興事業における学びを通じたつながりづくりの取組の成果を測るものとして設定する。	61.4% (R6年度)	62.4%以上 (R8年度)	62.9%以上 (R9年度)	63.4%以上 (R10年度)	63.9%以上 (R11年度)	社会教育振興事業を通じて新しい知り合いが増えた人の割合については、R2年度からR4年度まで40%代後半で推進してきたが、各事業がコロナ以前の水準で実施できる状況となったR5年度は60.7%であり、R6年度は、61.4%と緩やかに増加していることから、R6年度から毎年度0.5%の増加をめざし、63.9%を目標として設定する。
	市立図書館における電子図書館の閲覧回数 (教育委員会調べ)	かわさき電子図書館の閲覧回数(独自資料を除く)	図書館は市民が自発的・主体的に学ぶことを支える役割を担っており、時代や市民のニーズに合わせたサービスの充実が求められている。電子図書館の閲覧数を見ることで、インターネットを活用した読書支援に関する取組の成果を測るものとして設定する。	129,236回 (R6年度)	139,000回以上 (R8年度)	144,000回以上 (R9年度)	149,000回以上 (R10年度)	154,000回以上 (R11年度)	かわさき電子図書館については、今後、ニーズを捉えた電子書籍の充実や、学校におけるGIGA端末を活用した読書活動の推進されることとしており、R6年度に実施したモデル校での実績から学校が1校実施するごとに5,000回程度の閲覧回数の増加が図られるものと推計し、各年1校の増加を見込んで毎年度5,000回の閲覧回数増加を目標として設定する。
5-2-1	人権について興味や関心を持つ市民の割合 (市民文化局調べ)	人権に関する市民意識調査の人権について興味や関心がある市民(あるどちらかといえばある)の割合 ※4年に1度実施 ※無作為抽出2,500人	人権について興味や関心を持つ市民の割合を意識調査で把握することは、人権の施策の浸透度や啓発活動の成果、人権の意識の高まりを測る上での一つの指標と考えられるため。	65.4% (R7年度)	—	—	—	68.0%以上 (R11年度)	人権に対する関心の高まりによって、差別や偏見防止、平和や多様性を受け入れる社会の形成につながることが期待できる。人権に関する市民意識調査の実施項目のうち、本指標と類似し、人権施策推進基本計画の目標でもある「人権侵害についてあってはならないと思う市民の割合」の目標上昇幅(R7→R11で2.6ポイント上昇)を参考に、本成果指標においても4年間で2.6ポイント上昇を目標に設定する。※4年ごとの調査
	市の審議会等委員に占める女性の割合 (市民文化局調べ)	女性の委員数／本市の審議会等の委員総数×100(%)	市の審議会等委員に占める女性の割合が増えることは、政策・方針決定過程における女性の参画が進展していることを示すものであり、多様な視点が反映されることによって、公正で実効性のある施策の実現につながり、住民一人ひとりのニーズに寄り添った取組の実施状況を測ることができることである。	35.1% (R7年度)	36.5%以上 (R8年度)	37.7%以上 (R9年度)	38.9%以上 (R10年度)	40.0%以上 (R11年度)	女性委員の割合が増えることで、多様な視点が反映され、公正で実効性のある施策が実現し、住民一人ひとりのニーズに寄り添った取組が進んでいることを測ることができる。過去の推移(R5年度:33.5%、R6年度:34.2%、R7年度:35.1%)を踏まえ、第3期実施計画における目標値(40%)と同様の数値を目標として設定する。
	生活をする上でバリア(障壁)を感じている人の割合 (市民文化局調べ)	「かわさきパラムーブメントに係る意識調査」(障害当事者を含む)の「生活する上で、あなたの自身はバリア(障壁)を感じますか。」という質問に「はい」と答えた人の割合	バリアを感じる人の割合は、社会の包摶性や環境整備の状況を測ることができる指標であり、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現度を測る指標として、施策目標に直結するため。	15.8% (R6年度)	15.4%以下 (R8年度)	15.2%以下 (R9年度)	15.0%以下 (R10年度)	14.8%以下 (R11年度)	バリアを感じる人の割合が減ることで、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい社会の取組が進む。内閣府が実施している類似した意識調査(パリアフリー・ユニアーバーサルデザインに関する意識調査)の結果推移を踏まえ、バリアを感じている人の割合を毎年0.2ポイント減少させていくことを目標値に設定する。

5 総合計画と連携する計画

- 総合計画の着実な推進に向け、各局区において必要な事項を定める個別の計画等のうち、主なものを掲載しています。

※ 計画名の「川崎市」や期数、次数等は省略しています。

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区	番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
1	かわさき強靭化計画	1-1-1	危機管理本部	24	かわさきいきいき長寿プラン	1-4-2	健康福祉局
2	効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針	1-1-1	危機管理本部	25	かわさきノーマライゼーションプラン	1-4-3	健康福祉局
3	川崎市の災害時支援物資受援体制のあり方及び物資受援マニュアル	1-1-1	危機管理本部	26	住宅基本計画	1-4-4	まちづくり局
4	地域防災計画（各区版含む）	1-1-1	危機管理本部	27	市営住宅等ストック総合活用計画	1-4-4	まちづくり局
5	国民保護計画	1-1-1	危機管理本部	28	空家等対策計画	1-4-4	まちづくり局
6	臨海部防災対策計画	1-1-1	危機管理本部	29	マンション管理適正化推進計画	1-4-4	まちづくり局
7	災害時のトイレ対策方針	1-1-1	危機管理本部	30	高齢者居住安定確保計画	1-4-4	まちづくり局
8	備蓄計画	1-1-1	危機管理本部	31	住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	1-4-4	まちづくり局
9	耐震改修促進計画	1-1-2	まちづくり局	32	国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画） ・特定健康診査等実施計画	1-4-5	健康福祉局
10	密集市街地における防災まちづくり推進計画	1-1-2	まちづくり局	33	かわさき健康づくり・食育プラン	1-4-5	健康福祉局
11	南武支線沿線まちづくり方針	1-1-2	まちづくり局	34	ホームレス自立支援実施計画	1-4-6	健康福祉局
12	小田周辺戦略エリア整備プログラム	1-1-2	まちづくり局	35	かわさき保健医療プラン	1-5-1	健康福祉局
13	消防署所の整備・維持管理の考え方	1-1-3	消防局	36	アレルギー疾患対策推進方針	1-5-1	健康福祉局
14	河川維持管理計画/同実施計画	1-1-4	建設緑政局	37	感染症予防計画	1-5-1	健康福祉局
15	消費者行政推進計画	1-2-1	経済労働局	38	新型インフルエンザ等対策行動計画	1-5-1	健康福祉局
16	道路維持修繕計画/同実施プログラム	1-2-3	建設緑政局	39	川崎市立病院中期経営計画	1-5-2	病院局
17	橋りょう長寿命化修繕計画/同実施プログラム	1-2-3	建設緑政局	40	川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画	1-5-2	病院局
18	上下水道ビジョン/上下水道事業中期計画	1-3-1	上下水道局	41	病院局4施設保全計画	1-5-2	病院局
19	地域包括ケアシステム推進ビジョン	1-4-1	健康福祉局	42	こども・若者の未来応援プラン	2-1-1	こども未来局
20	地域福祉計画（市/区）	1-4-1	健康福祉局	43	「新たな公立保育所」のあり方基本方針	2-1-1	こども未来局
21	自殺対策総合推進計画	1-4-1	健康福祉局	44	放課後等の子どもの居場所に関する方向性	2-1-2	こども未来局
22	再犯防止推進計画	1-4-1	健康福祉局	45	子どもの権利に関する行動計画	2-1-2	こども未来局
23	高齢者・障害児者福祉施設再編整備計画	1-4-2	健康福祉局	46	かわさき教育プラン	2-2-1	教育委員会事務局

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
47	市立高等学校改革推進計画	2-2-1	教育委員会事務局
48	不登校対策の充実に向けた指針	2-2-3	教育委員会事務局
49	未来を育む学校サポートプログラム	2-2-4	教育委員会事務局
50	学校施設長期保全計画	2-2-4	教育委員会事務局
51	市立学校体育館等空調設備整備方針	2-2-4	教育委員会事務局
52	学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針	2-2-5	教育委員会事務局
53	環境基本計画	3-1-1	環境局
54	かわさきカーボンゼロチャレンジ2050	3-1-1	環境局
55	地球温暖化対策推進基本計画/同実施計画	3-1-1	環境局
56	環境教育・学習アクションプログラム	3-1-1	環境局
57	循環型社会形成推進計画	3-1-2	環境局
58	循環型社会形成推進地域計画	3-1-2	環境局
59	災害廃棄物等処理実施計画	3-1-2	環境局
60	一般廃棄物処理実施計画	3-1-2	環境局
61	分別収集計画	3-1-2	環境局
62	廃棄物処理施設の中長期的な整備構想	3-1-2	環境局
63	堤根余熱利用市民施設整備基本計画	3-1-2	環境局
64	大気・水環境計画	3-1-3	環境局
65	地域環境管理計画	3-1-3	環境局
66	生物多様性かわさき戦略	3-2-1	環境局
67	みどりの将来像	3-2-1	建設緑政局
68	緑の基本計画/同実施計画	3-2-1	建設緑政局
69	新多摩川プラン	3-2-1	建設緑政局
70	二ヶ領用水基本方針	3-2-1	建設緑政局
71	街路樹管理計画/同実施プログラム	3-2-2	建設緑政局
72	公園施設長寿命化計画	3-2-2	建設緑政局
73	生田緑地ビジョン/同アクションプラン	3-2-2	建設緑政局

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
74	富士見公園再編整備基本計画	3-2-2	建設緑政局
75	等々力緑地再編整備実施計画	3-2-2	建設緑政局
76	長期末整備公園緑地の対応方針	3-2-2	建設緑政局
77	川崎市営霊園整備計画/同整備と管理の方針	3-2-2	建設緑政局
78	かわさき産業振興プラン	4-1-1	経済労働局
79	新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画	4-1-1	経済労働局
80	卸売市場経営プラン	4-1-3	経済労働局
81	中央卸売市場北部市場機能更新に係る基本計画	4-1-3	経済労働局
82	かわさき観光振興プラン	4-1-3	経済労働局
83	農業振興計画	4-1-4	経済労働局
84	労働会館及び教育文化会館再編整備基本計画	4-1-5 5-1-3	経済労働局 教育委員会事務局
85	(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画	4-1-5 5-1-3	経済労働局 教育委員会事務局
86	臨海部ビジョン	4-2-1	臨海部国際戦略本部
87	JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針	4-2-1	臨海部国際戦略本部
88	扇島地区基盤整備等推進計画	4-2-1	臨海部国際戦略本部
89	南渡田地区拠点整備基本計画	4-2-1	臨海部国際戦略本部
90	浮島1期地区土地利用基本方針	4-2-1	臨海部国際戦略本部
91	塩浜3丁目周辺地区整備基本方針/同土地利用計画	4-2-1	臨海部国際戦略本部
92	臨海部の交通機能強化に向けた実施方針	4-2-1	臨海部国際戦略本部
93	川崎カーボンニュートラルコンビナート構想	4-2-1	臨海部国際戦略本部
94	川崎港長期構想	4-2-2	港湾局
95	川崎港港湾計画	4-2-2	港湾局
96	川崎港港湾脱炭素化推進計画	4-2-2	港湾局
97	東扇島総合物流拠点地区形成計画	4-2-2	港湾局
98	川崎港千鳥町再整備計画の基本的な考え方/同計画	4-2-2	港湾局

番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区	番号	計画名	主たる 関連施策	所管局区
99	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/都市再開発の方針/住宅市街地の開発整備の方針/防災街区整備方針	4-3-1	まちづくり局	125	若者文化の発信によるまちづくりに向けた基本方針 /同環境整備等に関する基本計画	4-5-1	市民文化局
100	都市計画マスターplan	4-3-1	まちづくり局	126	文化芸術振興計画	4-5-2	市民文化局
101	立地適正化計画	4-3-1	まちづくり局	127	浮世絵等の活用に向けた基本方針/同基本計画	4-5-2	市民文化局
102	景観計画	4-3-1	まちづくり局	128	新たなミュージアムに関する基本構想/同基本計画	4-5-2	市民文化局
103	川崎駅周辺総合整備計画	4-3-1	まちづくり局	129	DX推進プラン	4-6-1	総務企画局
104	京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針	4-3-1	まちづくり局	130	シティプロモーション戦略方針	4-7-1	総務企画局
105	小杉駅北口駅前まちづくり方針	4-3-1	まちづくり局	131	これからのコミュニティ施策の基本的考え方	5-1-1	市民文化局
106	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針/同駅北側地区まちづくりの基本的考え方	4-3-1	まちづくり局	132	協働・連携の基本方針	5-1-1	市民文化局
107	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン	4-3-1	まちづくり局	133	市民活動支援指針	5-1-1	市民文化局
108	柿生駅周辺地区まちづくりビジョン	4-3-1	まちづくり局	134	区役所改革の基本方針	5-1-2	市民文化局
109	小田急沿線川崎エリアまちづくりビジョン	4-3-1	まちづくり局	135	川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針 /同実施方針	5-1-2	市民文化局
110	バリアフリー基本構想/バリアフリー推進構想	4-3-1	まちづくり局	136	大師・田島地区複合施設 整備・運営基本計画	5-1-2	市民文化局
111	建築物等における木材の利用促進に関する方針	4-3-1	まちづくり局	137	地域デザイン会議運営指針	5-1-2	市民文化局
112	総合都市交通計画	4-4-1	まちづくり局	138	鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針	5-1-2	市民文化局
113	道路整備プログラム	4-4-1	建設緑政局	139	今後の市民館・図書館のあり方	5-1-3	教育委員会事務局
114	橋梁耐震化計画	4-4-1	建設緑政局	140	市民館・図書館の管理・運営の考え方	5-1-3	教育委員会事務局
115	建設リサイクル推進計画/同ガイドライン	4-4-1	建設緑政局	141	新しい宮前市民館・図書館基本計画	5-1-3	教育委員会事務局
116	無電柱化整備基本方針/同推進計画	4-4-1	建設緑政局	142	幸市民館・幸図書館改修基本計画	5-1-3	教育委員会事務局
117	道路空間活用基本方針	4-4-1	建設緑政局	143	文化財保存活用地域計画	5-1-3	教育委員会事務局
118	地域公共交通計画	4-4-2	まちづくり局	144	史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画/同保存活用計画	5-1-3	教育委員会事務局
119	川崎駅東口地区駐車対策推進計画	4-4-2	まちづくり局	145	青少年科学館運営基本計画	5-1-3	教育委員会事務局
120	南武線駅アクセス向上方策案	4-4-2	まちづくり局	146	かわさきパラムーブメント推進ビジョン	5-2-1	市民文化局
121	自転車利用基本方針	4-4-2	建設緑政局	147	多文化共生社会推進指針	5-2-1	市民文化局
122	自転車活用推進計画/同ネットワーク計画	4-4-2	建設緑政局	148	地域日本語教育推進方針	5-2-1	市民文化局
123	川崎市バス事業経営計画	4-4-3	交通局	149	人権施策推進基本計画	5-2-1	市民文化局
124	スポーツ推進計画	4-5-1	市民文化局	150	男女平等推進行動計画	5-2-1	市民文化局